# 第４部　東京大学埋蔵文化財調査室研究紀要９

# 漆パレット・漆溜容器の研究

阿部　常樹　（國學院大學博物館学芸員）
都築　由理子　（早稲田大学大学院博士課程）
難波　道成　（東京都立荻窪高等学校）
服部　哲則　（東京学芸大学文化財科学教室）
原　祐一　（東京大学埋蔵文化財調査室）
堀内　秀樹　（東京大学埋蔵文化財調査室）
湯沢　丈　（東京大学大学院修士課程）

# 第Ⅰ章　漆パレット研究の問題の所在と本研究の概要

阿部　常樹・都築　由理子

## 1. 問題の所在

漆細工関連道具の内、漆パレットの分析・研究は、「その内面に付着する漆そのものを対象とすることが多く、使用されている」器を対象とされることがなかった（阿部 2008）。そこで、阿部は動物考古学研究の立場から、貝殻製漆パレットに使用されている貝類の種類に注目し、それらの想定される当時の食物としての流通過程からそれらの入手方法や利用する貝種の時期的な変化について検討した（阿部 2008）。結果、パレットとして用いられている貝類は、流通の過程で漁場や市場で剥き身にして殻をその近くに廃棄していたものが主体である可能性を指摘した。それにより、特にまとまった量の貝殻製漆パレットが出土する事例においては、パレットに使用するために上記の場から譲ってもらってきていた可能性を指摘した。また、使用されている貝種は時期によって異なり、18 世紀はバカガイ、19 世紀はアカガイ、そして、ハマグリは以上の 2 つの時期にまたがる様相を示した。一方で、顔料容器としてのアカガイは 18 世紀代においても出土していることから、本種は 19 世紀以前に簡易な容器として認識されていた可能性を指摘した。また、使用途中の色漆が乾かないように上面に掛けた紙の一部が内容物のなかから検出している事例もあり、パレットのみではなく漆溜容器としての機能を有するものも含まれていることを指摘した。漆溜容器としては、薄手で壊れやすく殻厚が薄く容量のないバカガイよりも厚手で丈夫であり殻厚が厚く容量のあるアカガイのほうがすぐれている。つまり、使用目的もしくは方法の変化が貝種の時期的変化に関連している可能性を指摘した。しかし、その歴史的背景については明確な仮説を提示することはできなかった（阿部 2008）。

本研究においては、漆製品の製作もしくは修復の過程のなかでパレット、漆溜容器それぞれの貝殻製容器の道具として位置づけとその時期的変遷を明確にすることを最終的な目的としている。そのためにも、道具としての役割自体を明確化することが重要であり、内容物の成分はもちろんのこと、特に塊となっている内容物の場合、その形成過程を明らかにすることが求められる（第Ⅱ章、第Ⅲ章参照）。しかし、非破壊での肉眼の観察のみでは内容物の成分、塊の形成過程に関して推測の域をでない。そこで、従来どおり、化学分析を行うことが必要となるが、その際に分析者と分析依頼者との間で、分析目的を共有することが必要であるといえる。以上の目的による分析結果から、それぞれの容器としての役割が明確になることで、それらに使用される貝種の変化と時期的な変化との関連性とその背景をより具体性をもって推定し、さらに、近世江戸における容器としての貝種の選択性の問題にもアプローチできる。

対象とする資料は、アカガイの殻内面の形状を残した漆と想定される塊である。この資料は弥生地区総合研究棟地点SU84 より出土しており、本遺構は 18 世紀初頭に廃棄されたものと推定されている。しかし、前述のように江戸遺跡出土の漆パレットに使用されている貝種に関して、アカガイを使用するものは 19 世紀に入ってからのものがほとんどであるため、パレットに使用している貝殻の種類の一般的傾向と齟齬があることになる。その一方で、塊として残存する程度の量の内容物が充填されていたものであり、「漆溜容器」の可能性の方が高い。つまり、上述した目的に関して検討するのに最適な資料といえる。

また、漆パレット及び漆溜容器には、貝殻以外にもさまざまな材質のものが使われている。そこで、

本研究では、漆パレットもしくは漆溜容器として用いられた陶磁器類の集成をおこなった（第Ⅵ章参照）。

将来的に、どのような素材、サイズ、重量のものが選択され、それらを貝殻製のものと同様に時期や内容物の形成状況で分類をおこなうことで、作業やその工程のなかでの貝種も含めた材質の選択性の背景にアプローチすることができると考える。また、出土した場と材質の違いとの関係性を検討することで､作業者の立場（職人か否かなど）による選択する道具の違いが明らかになるものと考える。そのことは逆に江戸市中において漆製品の製作や修復にどのような立場の人々が具体的に関わっていたかを明らかにすることにもつながるものと考える。（阿部常樹）

## 2. 本研究の概要

近世江戸遺跡における、いわゆる貝製の「漆パレット」に漆が充填されている事例は稀である。それゆえ、本研究の端緒は東京大学本郷構内の遺跡教育学部総合研究棟地点 SU84 から出土したアカガイ貝殻の充填物が漆か否かの判定であった。本研究の対象資料は 17 世紀末～ 18 世紀初頭の遺物を含む遺構から出土しており､二次被熱資料を多量に含むことから元禄 16（1703）年もしくは正徳 4（1714）年水戸藩駒込邸長屋火災による廃棄の可能性が高く（第Ⅳ章、第Ⅴ章参照）、遺物の性格や帰属年代が比較的限定できる。

出土遺物の漆の判定をめぐる議論は、1940 年代から、特に縄文時代の遺跡出土遺物で多く取り上げられた。1980 年ごろになると、従来、目視のみで「漆またはアスファルト状塗装物」と判断されてきたものが、化学分析がおこなわれるようになった。著名なものは、見城敏子が青森県八戸市是川遺跡出土の藍胎漆器を赤外線吸収スペクトル（IR）分析し、アスファルトと漆を検出した報告である（見城 1979）。浜田耕作は『通論考古学』で「金属器陶器の成分、其他あらゆる物質的資料の本質は、単に顕微鏡を以て検し、重量比重を明にする等の、物理学的方法以外に、化学の知識方法により、研究するに非ずんば、到底之を明確にすることを得ざる可し。而かも此等は遺物の真偽、時代の相違、製作方法の変遷等を知る可き基礎的知識を与ふるものなり。」と述べている（浜田 1922）。このような考古遺物の自然科学的研究の調査・報告事例は近年、格段に増加した。

現在、漆状の物質が漆であるかどうか判定する化学的な方法として、① FT/IR フーリエ変換赤外分光法②熱分解 -GC/MS 法③走査電子顕微鏡による表面観察法 が一般的である。① FT/IR フーリエ変換赤外分光法は物質が漆であるか否か、漆とともにどのような材料が使用されているのかを分析する。試料に赤外線の波長を変化させながら照射し、光の吸収具合について波型グラフ（スペクトル）が現れ、基準スペクトルと比較し物質の性質や分子構造を判定する。②熱分解 -GC/MS 法は漆・ウルシの種類、漆とともにどのような材料が使用されているのかを分析する。試料を 300 ～ 800℃で加熱し、熱分解生成物を気化させ成分ごとに分離し、各質量数を測定し、成分同定する。③走査電子顕微鏡による表面観察法では表面に数ミクロンの球状の穴跡が確認されれば、漆が固化膜を形成する際に発生するゴム質の不飽和分散とみられ生漆と判断される。これらの分析法にはそれぞれ特徴があり、どのような情報を得たいかにより選択、組み合わせて分析をおこなう必要がある。

また、漆工用具（要具）は縄文時代から近世の遺跡を通じて出土する。これらの出土用具（要具）や出土漆器に用いられた技法は現在に通じる点が多く、形状も大きな変化はみられない。一方で、現代の漆工ではみられない用具（要具）や用途が不明の出土漆工関連遺物がある。絵画資料や文献資料が多いといわれる中世以降でも、当時の漆工作業を直接知る資料は少なく、実態は不明な点が多い。したがって、出土漆工用具（要具）と現世の漆工道具の共通性や異なる点を検討するためには、出土

漆工用具（要具）がどのような作業工程内で使用されたものかを明らかにする必要がある。理化学的分析により、使用された漆がどのような性質を有しているのかを明らかにすることは有効である。

ただし出土遺物の理化学的分析は原則、非破壊であり、やむを得ず破壊分析をおこなう場合であっても、最小限にとどめるべきである。本研究は対象資料を半截させていただいた大変貴重な事例であり、得られた成果は出土漆製品の研究、さらには漆工用具（要具）の研究において大きな一歩となると確信している。（都築由理子）

【引用・参考文献】

阿部常樹 2008「江戸遺跡出土の貝殻製漆パレット」『多知波奈の考古学―上野恵司先生追悼論集―』橘考古学会
見城敏子 1979「縄文晩期の塗装について」『保存科学 18』東京国立文化財研究所
浜田耕作 1922『通論考古学』大鐙閣

# 第Ⅱ章　東京大学弥生地区・教育学部総合研究棟地点出土貝殻内漆の調査

難波　道成・服部　哲則

## 調査対象（試料）

東京大学弥生地区・教育学部総合研究棟地点（SK-SU84）出土貝殻内漆（1 点）

## 調査内容

貝殻内漆の同定、内容・混入物の確認

## 調査方法

実体顕微鏡及びデジタルマイクロスコープ[1)]による観察
エックス線透過像の観察
試料断面（クロスセクション）の観察
赤外吸収スペクトルの測定[2)]
赤外線カメラを用いた観察

## 調査結果

肉眼による観察において貝殻内に漆状の樹脂が充満～固化している状況を確認した（P01,P02）。その後、ブロア・綿棒などを用いて試料表（漆固着）面の土砂を簡単に除去し、実体顕微鏡及びデジタルマイクロスコープを用いた表面の観察を行った。その結果、試料表面には紙状の繊維が固着している状態（P03,P04,P05）や、漆が固化する際に生じる皺（P06）が認められた。また、何らかの文書が蓋紙として付着している可能性を踏まえ赤外線カメラによる観察を行ったが、文字（墨書）等は確認されなかった（P07）。

並行して、試料内の樹脂が「漆」であることの確認のため、サンプルを採取し、FT-IR を用いた赤外吸収スペクトルの測定を行った。その結果、標準の漆に重なるピーク～パターンが認められた（fig01,fig02）。

さらに、顔料等の内容物・混入物の確認のためにエックス線透過像の観察及び断面観察用試料（クロスセクション）の作成～観察を行ったが、目立った内容物･混入物は確認されなかった（P08,P09）。

## 考察

調査結果及び類例（北野他 1999）（難波・服部 2004）から、今回の調査に供した遺物は、漆工の作業時に取分け用の容器等として使用された貝殻内部の漆が固化したものと考えられる。

また、漆がある程度溜められている点や混入物の状態などから、この貝殻（容器）からさらに漆が取分けられ、別の貝殻などを「パレット」として顔料や下地材等と混ぜ合わせる作業も想定される。

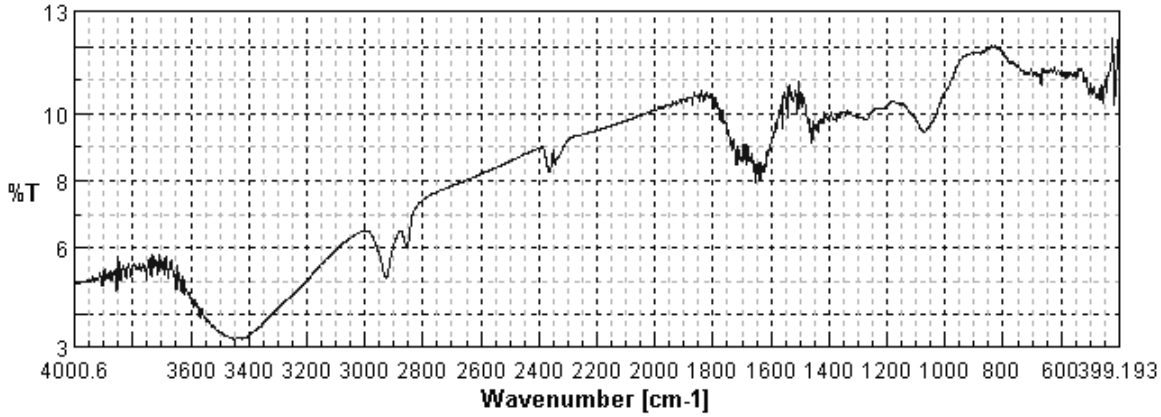


fig01（調査試料）

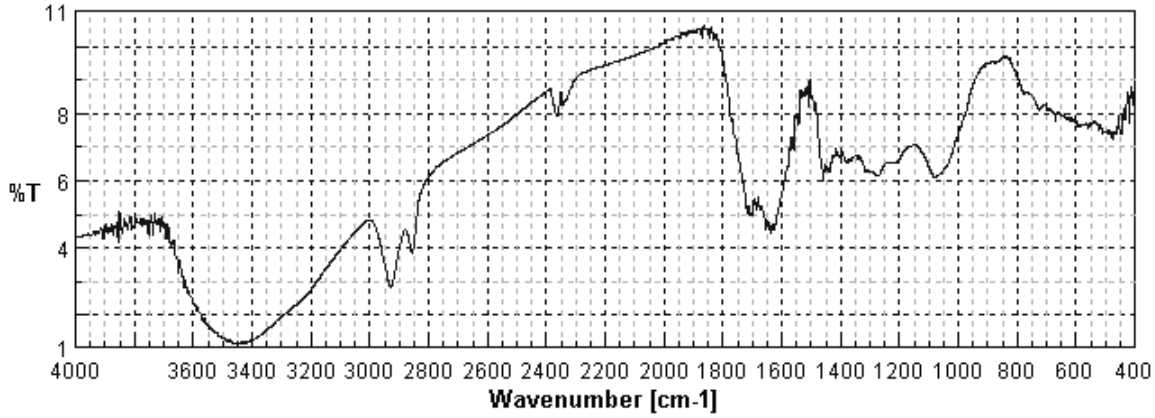


fig02（漆塗膜）

【註】

1）デジタルマイクロスコープの使用についてはキーエンス株式会社の御協力を得た

2）赤外吸収スペクトルの測定に関しては東京学芸大学自然環境科学教室吉原伸敏先生の御協力を得た

【引用・参考文献】

北野信彦・菅井裕子・肥塚隆保・佐藤昌憲 1999「春日町遺跡第Ⅳ地点出土の一括漆工関連用具の分析」『春日町遺跡第Ⅳ地点』文京区遺跡調査会

難波道成・服部哲則 2004「大京町東遺跡出土貝殻製漆パレットについて」『東京都新宿区大京町東遺跡』株式会社第三開発

P01

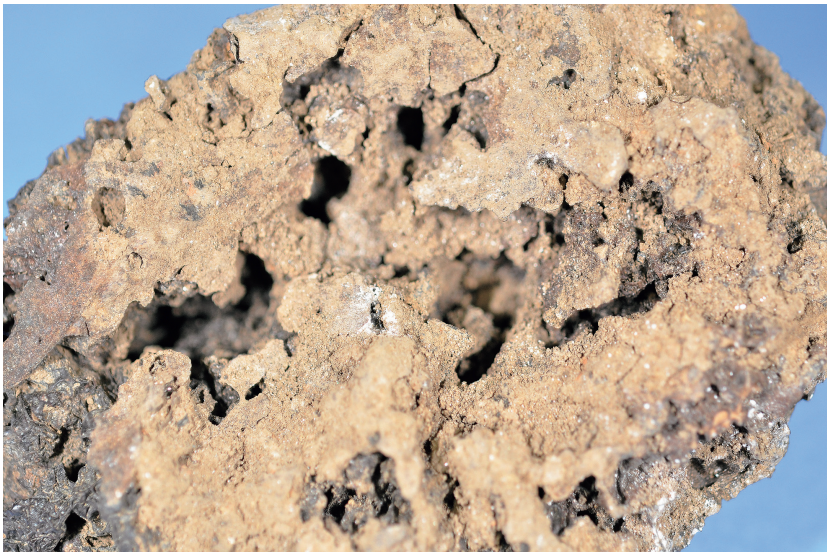

P02

P03

P04

P05

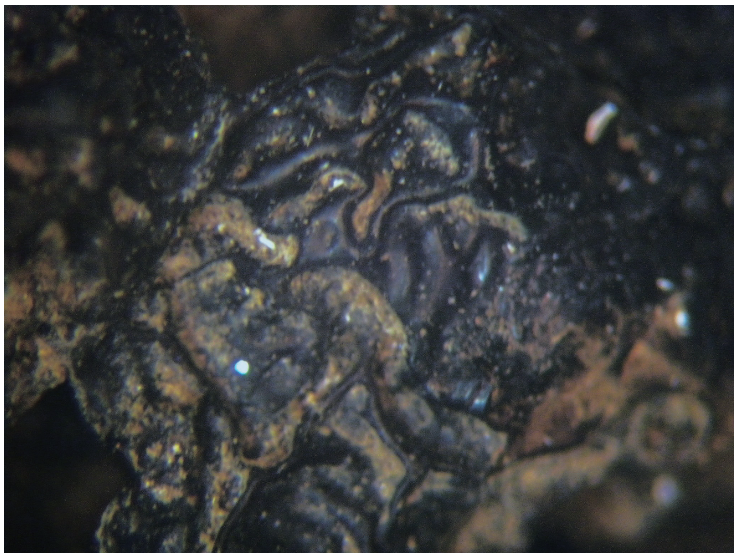

P06

P07

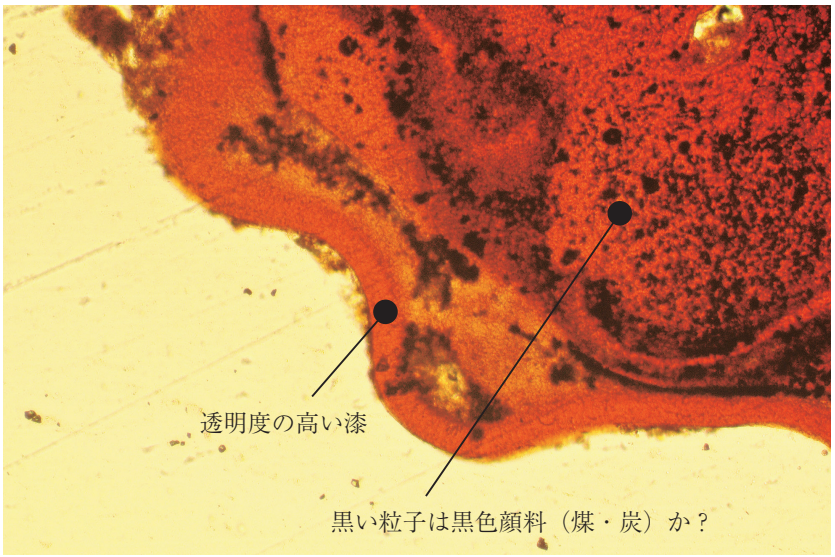


P08

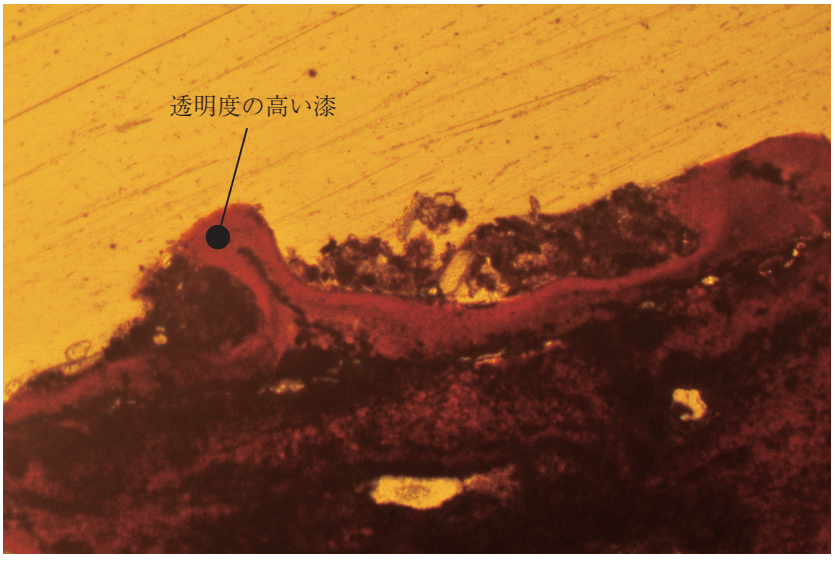


P09

# 第Ⅲ章　東京大学本郷構内遺跡 教育学部総合研究棟地点 SU84 出土アカガイ製漆溜容器について

都築　由理子

## はじめに

第Ⅰ章・Ⅱ章により、本資料が漆溜容器である可能性が高いとされた。今回、漆溜容器の断面を観察し、漆の堆積状況と精製度について調査をおこなう機会を得たので、その結果を報告する。なお、アカガイに充填された内容物が漆であることは別稿の難波道成氏、服部哲則氏の分析結果によるものである。

## 調査対象資料

東京大学本郷構内遺跡教育学部総合研究棟地点 SU84 出土アカガイ製漆溜容器　1 点

## 調査方法

漆の堆積層の厚さや色調、夾雑物や顔料の有無を観察するため資料を三分割し（写真 1）、殻頂を有す幅 0.5cm 中心部を（写真 2）、ポリエステル樹脂（昭和高分子（株）リゴラック 2004 、パーメック N 、ナフテン酸コバルト）に包埋した後、断面を研磨し、薄片プレパラートを作成した。デジタルマイクロスコープ（キーエンス（株）VHX-500）、金属顕微鏡（オリンパス（株）BX51）下でプレパラートの透過および落射観察をおこなった。

## 調査結果（薄片プレパラートの断面観察）

X 線透過撮影を行った（写真 3）後、薄片プレパラートの断面観察をおこなった結果、茶褐色と黄色味をもつ灰白色の 2 層がみられた（写真 4）。粘稠性があり、ある程度の流動性がみられる。空気に接する上層は茶褐色を呈し緻密で硬質な固化膜を形成し（写真 5、6）、下層は灰白色の粗い粒子の集合体のようである（写真 7、8）。

日本の漆液の標準的な成分組成はウルシオール 60 ～ 65%、ゴム質 5 ～ 7%、含窒素物 2 ～ 3%、水 25 ～ 30%、ラッカーゼ酵素 0.2% である（永瀬 1986）。ウルシノキから掻採った樹液は荒味漆とよばれ不透明な灰白色であるが、空気に触れると表面は褐色となり、そのまま放置しておけば黒味を帯びた褐色（内部は灰白色）となる。さらに時間が経過するといわゆる乾燥状態（固化の状態ともいう）に入り、漆の内部までも黒褐色となる（伊藤 1979）。

荒味漆は採取時に混入した樹皮などの夾雑物を含むため濾過をおこなう。濾過を経た漆液は生漆とよばれ､水分を多く含むため塗装には適さない｡塗装に用いるためには生漆を加熱しながら撹拌し(｢なやし｣､｢くろめ｣)、粒子を揃えて精製漆にする。盛物漆を桶に入れて 2・3 日置いた時、上層は自然に｢くろま｣り茶褐色となり､ウルシオールを多く含む。中層は黄味をもつ乳白色となり､ウルシオール、含窒素物、水分、酵素などがほどよく混ざり合っている。下層は灰白色となり、イゾコとよばれる不純物や採取時の夾雑物、水分、ゴム質などが沈殿している。生漆はこのように分離する自浄力を持っており、精製漆にはこの作用はみられない（丹下 2009）。

アカガイ製漆溜容器の断面は精製前の成分分離状態と同じ様相がみられるため、未精製漆である可

能性が高い。そこで、現在の漆工に用いられている生漆（液体）（試料 No.1）と自然固化した生漆（試料 No.2）、自然固化した荒味漆（No.3）を比較資料とした。試料 No.1（製造年月日 平成 24 年 8 月 10 日、（株）播与漆行）は荒味漆から濾過を経た生漆である。漆液を瓶に入れ蓋をせずに空気中で 3 カ月以上放置した結果、5 層確認できた（写真 9）。最上位の 1 層は黒褐色の固化膜が形成され、「ちぢみ皺」がみられる。2 ～ 5 層は固化しておらず、上より茶褐色、黄褐色、乳白色、灰白色の層を成し分離している。試料 No.2（中国産漆、永嶋正春氏より提供）は荒味漆から濾過を経た生漆で、平面上で自然固化したものである。薄片プレパラートに仕上げ断面観察をおこなった結果、茶褐色の固化層がみられた（写真 10）。試料 No.3（日本産（浄法寺）漆、永嶋正春氏より提供）はウルシノキの掻き跡より自然固化したもので、荒味漆である。薄片プレパラートに仕上げ断面観察をおこなった結果、茶褐色の固化層に樹皮や塵などの夾雑物が混在している様相がみられた（写真 11）。

以上 3 点の比較試料より、アカガイ製漆溜容器の漆は試料 No.1 のような茶褐色層と灰白色層の成分分離状態にあり、茶褐色の固化層は試料 No.2 と同じ様相を呈し、さらに試料 No.3 にみられる樹皮や塵などの夾雑物が確認されないことから荒味漆から濾過を経た漆の可能性が非常に高い。これらは薄片プレパラートなど目視による観察結果であるため、より詳しい漆の精製度を知るためには走査電子顕微鏡や熱分解 - GC/MS などを用いた理化学的な分析が必要である。

## 考察

ここでは、漆パレットと漆溜容器の用語について整理をおこない、材質の比較と出土遺物からみる近世江戸における漆利用について考察をおこなう。

まず、発掘調査報告書で漆パレットという用語は漆溜容器との違いを吟味されずに用いられることが多い。また、現在の漆工用具（要具）にパレットという名のつくものは確認できない。特に近世江戸遺跡で出土する漆パレットと呼ばれる資料の材質の大半は貝製である。さらに漆や顔料が一定量充填されているものと漆や顔料が薄く塗布され筆の刷毛目が確認できる状態のものの 2 タイプにわけることができる。前者は発掘調査報告書で漆溜容器や漆液容器と称される。「漆溜容器」は近世江戸遺跡、「漆液容器」は近世以前の遺跡の発掘調査報告書で用られている。現在の漆工用具（要具）では「漆液容器：大量の場合輸入生漆はドラム罐、ビヤ樽、小判形木桶等であるが、漆店の大形容器は木桶とボール製曲物である。漆工の使用する容器は、掃除は容易であり、容量が適当なので陶磁器製の丼茶碗等が多い。」（沢口 1966）に該当し、陶磁器製の丼や茶碗を貝で代用したと考えられる。したがって、漆や顔料が一定量充填されている資料は漆パレットではなく漆溜容器もしくは漆液容器と表記するのが妥当であろう。なお、北野信彦氏は漆容器を大型桶容器および小型曲物容器と想定される漆液容器、くらわんか碗や小鳥餌猪口・中皿などの日常什器である陶磁器を再利用した精製漆樹液を溜めるための漆溜め容器と分類している（北野 2002）。北野氏の分類に則り、以下本稿では漆や顔料が一定量充填されている資料は漆溜容器とする。

一方、後者は漆の調製や筆の毛先を整える意としてとらえるのであれば、「定盤：主として蒔絵漆或いは彩漆の調製に使用するもの、消粉蒔絵の盛んに行われる地方においては定盤上に蒔絵漆を出して恰もパレットの如き用途にも使用する。」、「爪盤：蒔絵を描くときに左手の親指にかけ、パレットの如く漆を出して使用し、セルロイド、水牛、鼈甲製とある。角丸にして両側面の小孔に紙縒をさして輪形となし指にかける。」（沢口 1966）に該当するが、材質と大きさが明らかに異なり貝での代用は不可能であろう。出土例と比較しても、定盤は東京都千代田区外神田四丁目遺跡から出土しており木製で板状をなし大型である（東京都埋蔵文化財センター 2004）。また、出土する貝から爪盤にある

紙縒を通す小孔は確認されていない。したがって、遺跡より出土するいわゆる「漆パレット」は現在の漆工において同語の用語、同意の用具（要具）は見当たらず、定盤や爪盤とは異なる漆の調製や筆の毛先を整える意としてのパレットであることを念頭におく必要があるだろう。

近世江戸遺跡より出土する漆溜容器の材質は、貝製、磁器製、陶器製である。陶磁器製の漆溜容器に関しては湯澤丈氏の別稿を参照されたい（第Ⅵ章）。漆容器は縄文時代より確認され、東京都東村山市下宅部遺跡から漆液容器を含む大量の漆工関連資料が出土している。下宅部遺跡の漆液容器は土器の深鉢底部を再利用し、精製前の漆液を集めた保管用、なやし・くろめをおこなうための調整加工用、植物組織や土を混和した補修用と用途別にわけたようである（東村山市教育委員会・東村山ふるさと歴史館 2013）。また、ドブガイを赤色漆液容器として使用しており貝製漆溜容器は近世以前にも存在していた。時代が下ると土師器製、陶器製、木器製の漆溜容器が確認されるようになる（広島県草戸千軒町遺跡調査研究所 1985）。一方、前述のように近世江戸遺跡より出土する漆パレットの材質の大半は貝製である。近世以前は土器､土師器､須恵器､陶器の破片を漆パレットとして使用していた。

中・近世には『略画職人尽』など「職人尽絵」に類する職人を描いた絵画資料がある。そこに描かれる漆を扱う塗師、蒔絵師や冠師は漆桶の取り分けに小型曲物を用いている。また、民具として収集された職人の漆工用具(要具)では取り分け用の容器として磁器製の茶碗が用いられている。したがって、貝製の漆溜容器や漆パレットは絵画上で「職人の道具」として描かれないものと考えられる。つまり、絵画資料で描かれた「職人」とは異なる近世の零細な手工業、職人の実態を示すものといえるだろう。

消費地である近世江戸の塗師をはじめとする漆に関わる職人、特に零細な手工業、職人に関する文献史料は少なく､漆利用は不明な点が多い。京都を中心に描かれた元禄 3（1690）年の『人倫訓蒙図彙』には「漆屋：諸のこし漆あり、并砥粉をも商。所々にあり。」とあり（朝倉 1990）､「こし漆」がどの精製段階の漆液をさすか不明であるが、漆液が都市に流通していたことがわかる。

漆は大きく分けて塗料と接着材の二つの使用法にわけられる（小松・加藤 1997）。前述したように、特に生漆は水分を多く含むため糅漆作業に適さず、現在の漆工において砥の粉や地の粉を練り込んで下地塗料、木地に薄く摺り込む摺漆、捺染型紙の補強材にするほか接着剤としても使われている（永瀬 1986）。近世江戸においても生漆は精製して使用するという認識はあったようである。東京都文京区春日町遺跡第Ⅵ地点から出土した一括の漆工用具（要具）は漆の精製から塗りまでの一連の作業工程が復元できるものであった（北野・菅井・肥塚・佐藤 1999）。

近世江戸遺跡における漆工用具（要具）は 2 つに大別できる。漆濾紙、漆溜容器や漆パレットなど一回性が高い用具（要具）、漆桶や定盤、篦、刷毛など反復して使い続ける用具（要具）である。前者は単独で出土し、出土事例が比較的多いのに対し、後者はセットで出土し、管見の限り東京都千代田区外神田四丁目遺跡、東京都文京区春日町遺跡第Ⅵ地点、東京都新宿区坂町遺跡、東京都新宿区四谷二丁目遺跡Ⅱの 4 遺跡のみの事例にとどまる。

漆を塗料以外の接着材として使用する様相は、前述の『人倫訓蒙図彙』に「継物師：万の器類の破損を、うるしを以てぬりつぎて全ふするなり。ふろしき包をかたにかけ、継物／＼、とふれあるくも、くるしきわざなり。」と見えている。また、嘉永 6（1853）年の『守貞謾稿』には「昔ハ陶器ノ破損皆漆ヲ以テ修補之寛政中始テ白玉粉ヲ以テ焼接グコトヲナス今世モ高価ノ陶器及ビ茶器ノ類ハ再竈ニ焼コトヲ好マズ故ニ漆ヲ以テ補之金粉ヲ粘ス日用陶器ノ類は焼接ヲ専トス」とある。寛政期以前は器物の破損を漆で継いだこと、漆屋など店をかまえる居職とは別に漆を利用する職人が確認できる。行

商の継ぎ屋に関して、森本伊知郎氏は武州生麦村名主であった関口家当主の日記である『関口日記』の寛永 8（1796）年から弘化 2（1845）年の生活用具の購入・贈答・補修の記事を取り上げ、陶磁器の焼継ぎがおこなわれた場所の記述がみられないが、行商の焼継ぎ屋を利用したのであろうと指摘している（森本 2009）。また、陶磁器だけでなく漆器の補修や塗り直しもおこなわれており、東京都新宿区行元寺跡、東京都新宿区水野原遺跡から塗り直しが施された漆器が出土している（難波 2003a、2003b）。江戸時代後期頃の下級武士の間では、各種調度品購入に際し、什器の新調以外にも商売が定着化していた「古物買い」や「塗り直し補修」の方法を積極的に利用したようである（北野 2005）。

以上により、出土遺物からみる近世江戸における漆利用は店持ちの漆器や調度品の髹漆や蒔絵をおこなう職人とは異なる、器物の補修や塗り直しを中心とした零細な手工業、職人の存在を断片的に示すものであろう。彼らは零細であったが故に、簡便な貝製の漆溜容器や漆パレットを利用したと考えられる。

## おわりに

本稿では 1 点の貝製漆溜容器をもとに考察をおこなってきたが、前述のように近世江戸遺跡からは漆濾紙や漆溜容器、漆パレット（特に貝製もの）が大量に出土している。今後はこれらの資料を集成することにより、零細な手工業、職人の姿を復元することを課題としたい。

謝辞

本調査をおこなうにあたり、国立歴史民俗博物館の永嶋正春客員教授には試料の御提供と機器分析をはじめとする数々の御教示をいただきました。東京大学埋蔵文化財調査室の堀内秀樹准教授、國學院大學博物館の阿部常樹氏のご厚意により大変有意義な分析と調査をおこなう機会を与えていただきました。早稲田大学人間科学学術院の谷川章雄教授には終始御指導いただきました。

ここに記して感謝の意を申し上げます。

【引用・参考文献】

朝倉治彦 注 1990『人倫訓蒙図彙』平凡社
伊藤清三 1979『日本の漆』東京文庫出版部
北野信彦・菅井裕子・肥塚隆保・佐藤昌憲 1999「春日町遺跡第Ⅵ地点出土の一括漆工関連用具の分析」『春日町遺跡第Ⅵ地点』文京区遺跡調査会
北野信彦 2002「坂町遺跡出土漆器資料の材質と製作技法」『坂町遺跡』財団法人新宿区生涯学習財団
北野信彦 2005『近世出土漆器の研究』吉川弘文館
小松大秀・加藤寛 1997『漆芸品の鑑賞基礎知識』至文堂
沢口悟一 1966『日本漆工の研究』美術出版社
丹下民雄 2009『備中 漆掻き』社団法人林原共済会
東京都埋蔵文化財センター 2004『外神田四丁目遺跡 : 第 4 分冊 ( 遺物編 3・分析編 )』東京都生涯学習文化財団東京都埋蔵文化財センター ,
永瀬嘉助 1986『漆の本 : 天然漆の魅力を探る』研成社
難波道成 2003a「出土漆製品の材質・製作技法」『東京都新宿区水野原遺跡（第 2 分冊）』新宿区生涯学習財団
難波道成 2003b「新宿区行元寺跡出土漆器について」『東京都新宿区　行元寺跡』新宿区生涯学習財団
東村山市教育委員会･東村山ふるさと歴史館 2013『下宅部遺跡Ⅳ 漆工関連資料調査報告書』東村山市教育委員会･東村山ふるさと歴史館
広島県草戸千軒町遺跡調査研究所 1985『中世遺跡出土の漆器』広島考古学研究会
森本伊知郎 2009『近世陶磁器の考古学―出土遺物からみた生産と消費』雄山閣

写真１　三分割された資料

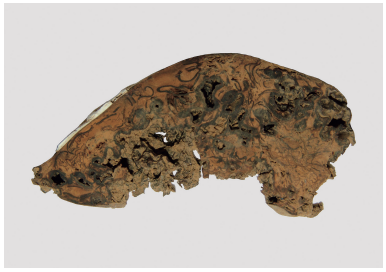

写真２　樹脂に包埋した中心部

写真３　X 線透過写真

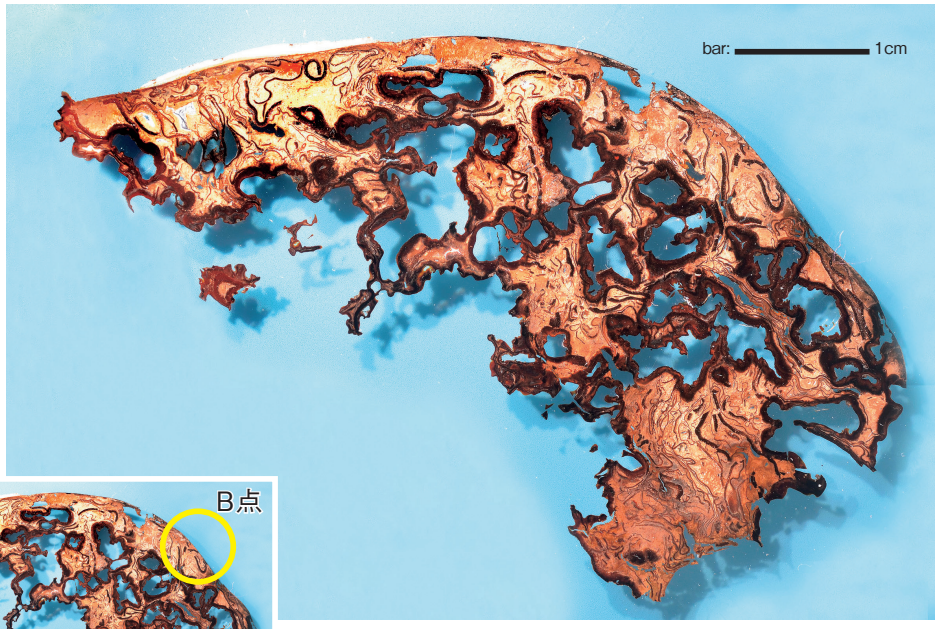


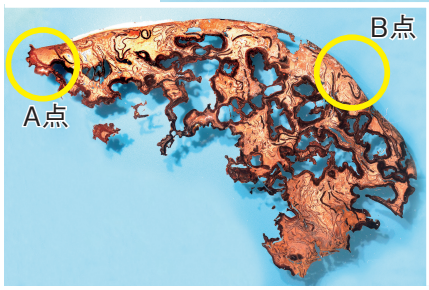


写真４　薄片プレパラートによる断面観察（写真左上に貝殻残存部あり）

写真５　A 点

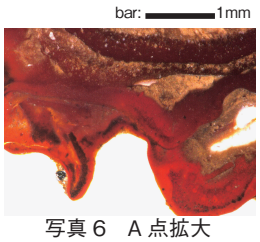


写真６　A 点拡大

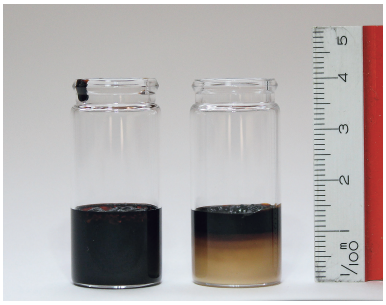

写真９　試料 No.1　生漆（右）の自浄作用
※木地呂漆、（左）なやし・くろめを行った精製漆

写真７　B 点

写真８　B 点拡大

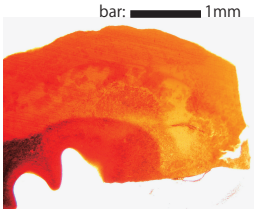


写真 10　試料 No. 2　自然固化した生漆の断面

写真 11　試料 No. 3　自然固化した荒味漆の断面

# 第Ⅳ章　東京大学本郷構内の遺跡
## 教育学部総合研究棟地点と SU84

堀内　秀樹

## 1．教育学部総合研究棟地点の発掘調査

教育学部総合研究棟地点は、東京大学農学部が利用している弥生キャンパスの南縁ほぼ中央、南門に接する位置にある。

発掘調査は、弥生キャンパスに予定された総合研究棟新営予定地 1,007㎡を対象に、平成 5（1993）年 11 月から 12 月にかけて行われた。調査では、江戸時代水戸藩駒込邸に伴う遺構・遺物と近代第一高等学校に伴うと考えられる遺構・遺物が確認された。江戸時代から近代に比定される遺構が 114 基確認されている。内訳は、地下室 4 基、土坑・ピット 103 基、井戸 4 基、溝状遺構 2 基、建物跡 1 基であった（東京大学埋蔵文化財調査室 2011）。

このうち、調査区西側は比較的多くの遺構が確認できた。明確な規則性は窺えなかったものの主軸を一にし、南北方向に構築された遺構の一群は、その廃棄年代が 17 世紀末～ 18 世紀前葉に比定でき

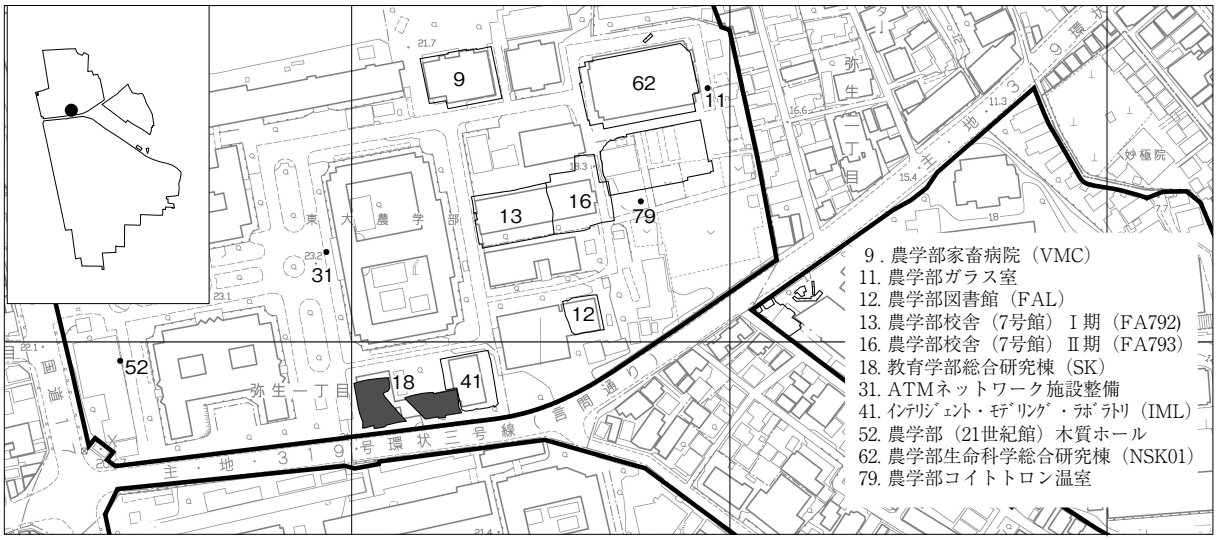


Ⅳ-１図　調査地の位置

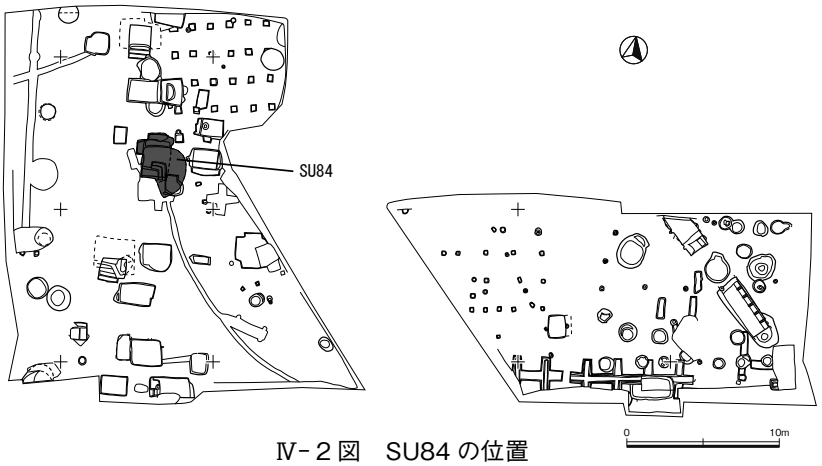


Ⅳ-２図　SU84 の位置

るものであった。一時期に有機的に機能していた可能性が高い。これらの遺構群は地下室、土坑、井戸などで、こうした遺構群で構成されているエリアはこれまでの調査では詰人空間に位置づけられる。

## ２．SU84 の遺構と出土遺物の状況

西区中央付近に位置する階段を伴う地下室である。遺構の主軸は真北からやや東に振れており、SU83、SU85、SK115 など西区に南北に連なる遺構群と同一方位である。遺構は、南西側に構築された階段と階段を中心に扇形に広がる室部とで構成される。室部は矩形の階段を中心として北から東南に広がる扇状を呈するが、壁、坑底とも平滑に調整されていることから、この形状が完成形であると考えられる。

規模は、開口部が東西 170cm、南北 270cm、室部が東西で最大 300cm、南北 330cm、確認面からの深さは最大 230cm を計測する。覆土は 8 層に分層されるが、上層を中心に遺物が多く含まれている。

遺物は、17 世紀末～ 18 世紀初頭を中心とした陶磁器、瓦、金属製品などコンテナ 2 箱出土しており、その多くが二次的火熱を受けている。本遺構周囲の SE77、SU83、SU84、SK72、SK74、SK118 などから出土している遺物も同様に二次的な被熱の痕跡が認められる。それに伴ってコンニャク印判を伴う肥前系磁器碗（JB-1-u）が出土している。これらはは東京大学構内出土陶磁器編年Ⅳ b 期の指標器種で、Ⅳ b 期の推定実年代は 1690 ～ 1700 年代と考えている。当該時期で史料から確認できる火災は、元禄 16（1703）年あるいは生徳 4（1714）年であることから、これらの遺構や遺物はこれらの火災のどちらかによって廃棄されたものと推定された。

共伴する陶磁器の年代幅は小さく、17 世紀末頃に集中している。この中には南川原窯ノ辻窯で生産されたと推定できる雲竜文皿や花唐草文輪花猪口など上質な磁器製品が一定量含まれるなど、水戸

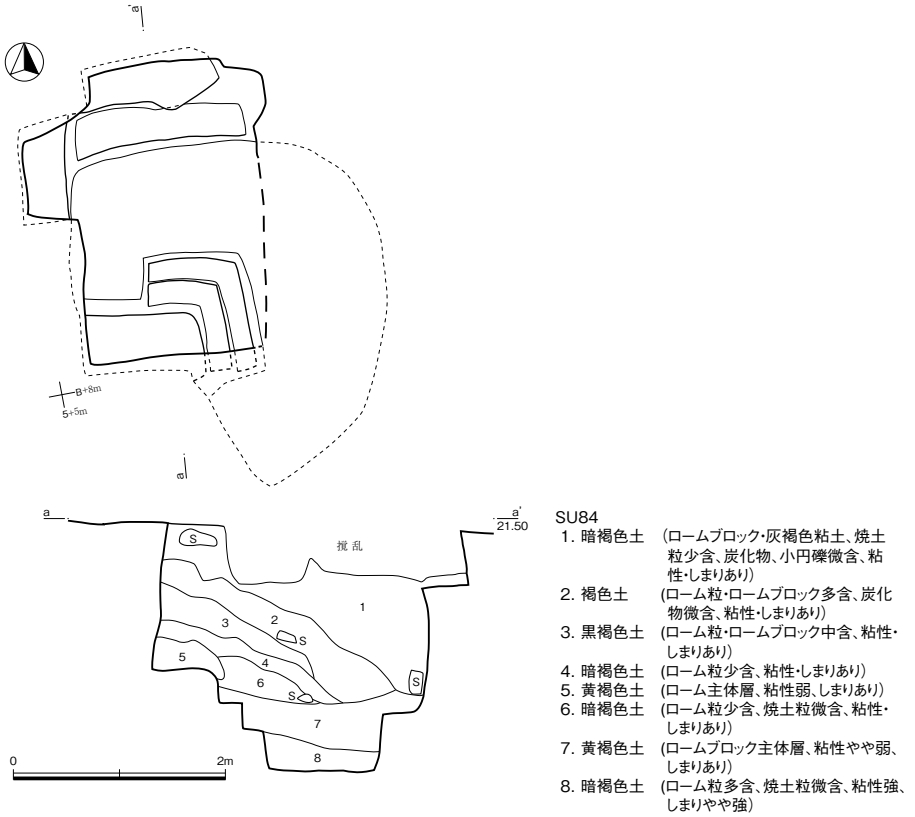


Ⅳ-３図　SU84　実測図

藩の上級階層の武士の居住が想起される。このことは同じ火災で廃絶されたと思われる SU83 から仁清の水指が出土していることからも指摘できる。

これまで水戸藩駒込邸の発掘調査（教育学部総合研究棟・IML 地点、農学部家畜病院地点、農学部図書館地点、農学部 7 号館地点）の報告が刊行されている。この中では 17 世紀後葉～ 18 世紀前葉と 19 世紀に遺構、遺物の年代的ピークが認められる。特に 17 世紀後葉～ 18 世紀前葉には量的のみならず、肥前磁器や茶器など質的に高い製品が少なからず確認されていることから、当該時期の藩邸内は上位身分を含む居住者の増加が指摘される。

【引用・参考文献】

東京大学埋蔵文化財調査室　2011『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書 10　東京大学本郷構内の遺跡　教育学部総合研究棟地点・インテリジェント・モデリング・ラボラトリー地点』

# 第Ⅴ章　水戸藩駒込邸（中屋敷）の土地利用状況

原　祐一

## 1．水戸藩江戸藩邸と駒込邸

幕末の水戸藩江戸藩邸は、上屋敷（小石川邸）、中屋敷（駒込邸）、下屋敷（小梅邸）が知られる。現在の文京区弥生１丁目の南側・２丁目が駒込邸に該当し、住宅地と東京大学弥生地区と浅野地区にとなっている。文京区弥生と藩邸がほぼ重なるのは、明治５（1872）年に駒込邸の範囲を向ヶ岡弥生町と名付けたためで、町名は不忍池を挟んで対峙する忍ヶ岡（上野の岡）の向こう側の岡という地形と方角を示す「向ヶ岡」と、水戸藩第９代藩主徳川齊昭が藩主就任以前の部屋住み時代に、駒込邸の庭園に建立した万葉仮名で記された「向岡記碑」の「文政十萬梨一登勢止移布年能夜余秘能十日」（文政十一年弥生十日）の「弥生」を合わせて明治５（1872）年に名付けられた。

水戸藩江戸藩邸の変遷をⅤ－１表にまとめた。水戸藩は元和８（1622）年８月､駒込に下屋敷を拝領、元禄６（1693）年 10 月、下屋敷が中屋敷となる。中屋敷の敷地は宝永３（1706）年 10 月、駒込邸の東側の一部が上地となり、天保６（1835）年９月北隣りの安志藩小笠原家の下屋敷を相対替により取得し、合わせてその地続きの抱屋敷を買得する。

| 年　　代 | 江戸水戸藩邸（上屋敷・中屋敷・下屋敷）の変遷 |
|---|---|
| 元和６（1620）年閏 12 月 | 水戸藩江戸藩邸、江戸城内の松原小路に完成 |
| 元和８（1622）年８月 | 駒込に屋敷を拝領　本郷駒込（神田台）に下屋敷を与えられる |
| 寛永元（1624）年 11 月 | 浅草谷島（矢島）に蔵屋敷を与えられる。浜屋敷、浜町屋敷などと呼ばれる別邸となり、中屋敷なる |
| 寛永６（1629）年閏２月 | 小石川にも屋敷を与えられる |
| 寛永６（1629）年９月 | 藩邸が竣工し初代藩主頼房が小石川に居を移す |
| 明暦３（1657）年１月 | 江戸の大火で江戸城内の屋敷が類焼。幕府はその地を取り上げるかわりに、小石川の屋敷を拡張して与え、上屋敷（はじめ７万 6699 坪、のち９万 9753 坪）とした |
| 元禄６（1693）年 10 月 | 浜屋敷を本所小梅屋敷と交換。駒込を中屋敷(５万 4200 坪)､小梅屋敷を下屋敷(１万 8500 坪)とした |
| 宝永３（1706）年 10 月 | 駒込邸の東側の一部が上地となる |
| 天保６（1835）年９月 | 北隣りの安志藩小笠原家の下屋敷を相対替により取得し、合わせてその地続きの抱屋敷を買得する |

鈴木暎一 2006『徳川光圀』人物叢書新装版　日本歴史学会編集　吉川弘文館発行、文京区遺跡調査会 2000「第Ⅳ章　水戸藩関係文献調査の成果」『春日町遺跡第Ⅲ・Ⅳ地点　文京区埋蔵文化財発掘調査報告書第 20 集』、文京ふるさと歴史館 2006『文京ふるさと歴史館特別展　徳川御三家江戸屋敷水戸黄門邸を探る』より作成。

Ⅴ－１表　水戸藩江戸藩邸の変遷

## 2．『向陵彌生町舊水戸邸繪図面』と旧地形、遺跡調査の結果からみた駒込邸

明治 16（1883）年の測量「東京・武蔵國本郷區本郷元富士町近傍」『参謀本部陸軍部測量局　五千分一東京図測量原図』によれば、向ヶ岡弥生町に明治９（1876）年建設を開始、明治 10（1877）年から演習を開始する警視局（後の警視庁）射的場が建設され、現在の言問い通りと射的場西側の道路が新設され､駒込邸跡地では大規模な造成が行われている。駒込邸の図面である文政９（1826）年写『向陵彌生町舊水戸邸繪図面』と測量原図を比較すると等高線から確認できる谷、峰は『向陵彌生町舊水

戸邸繪図面』の区画、道と重なり等高線は駒込邸の区画、土地利用状況を示していると考えられる（Ⅴ－1図）。邸内を地形と土地利用から検討すると邸内は西側台地、支谷、東側台地に分かれる（Ⅴ－2図）。

西側台地

1 安志藩下屋敷・水戸藩抱屋敷（天保 6（1835）年に駒込邸へ）。

2 長屋・役所）、支谷

3 殿舎（御殿）切手御門（表門）から中門に至る道がある、殿舎西側敷地）東側台地

4 殿舎（表御殿・裏御殿）北側敷地

5 殿舎（表御殿・裏御殿）

邸内は、藩邸を北西から南東へ縦断する道によって東西に区画されている。本郷 62 農学部総合研究棟地点で検出した道 SR1 はこの道に該当し、砂層まで掘削された切り通しであった。調査地点は現在も雨水が集まる低地に位置し、現在も集中豪雨の際は雨水が押し寄せ水害が起きる。SR1 には藩邸の道が毛細血管のように接続しており、邸内の雨水は道によって SR1 に集められた雨水は地下へ浸透、処理しきれない雨水は根津側と池之端側へ排水されたと考えられる。SR1 は道と邸内の区画だけでなく、雨水処理を担っていたと考えられる。調査地点では SR1 を造成する前に廃絶された SU4、SK7 を検出している。SK7 からは、享保 19（1734）年墨書のカワラケが出土。SR1 との位置関係から SR1 と SU4、SK7 は同時に存在しない[(1)]。SK7 から出土したカワラケの年代から、享保 19（1734）年から絵図の文政 9（1876）年までの間に造成が行われたと考えられる。本郷 18 教育学部総合研究棟（SK）地点は西側台地に位置し、雨水は東側へ道路を通って排水される。農学部総合研究棟地点の位置する雨水が集まる低地に比べ良好な居住環境で雨水の影響による居住環境の差があったと考えられる。

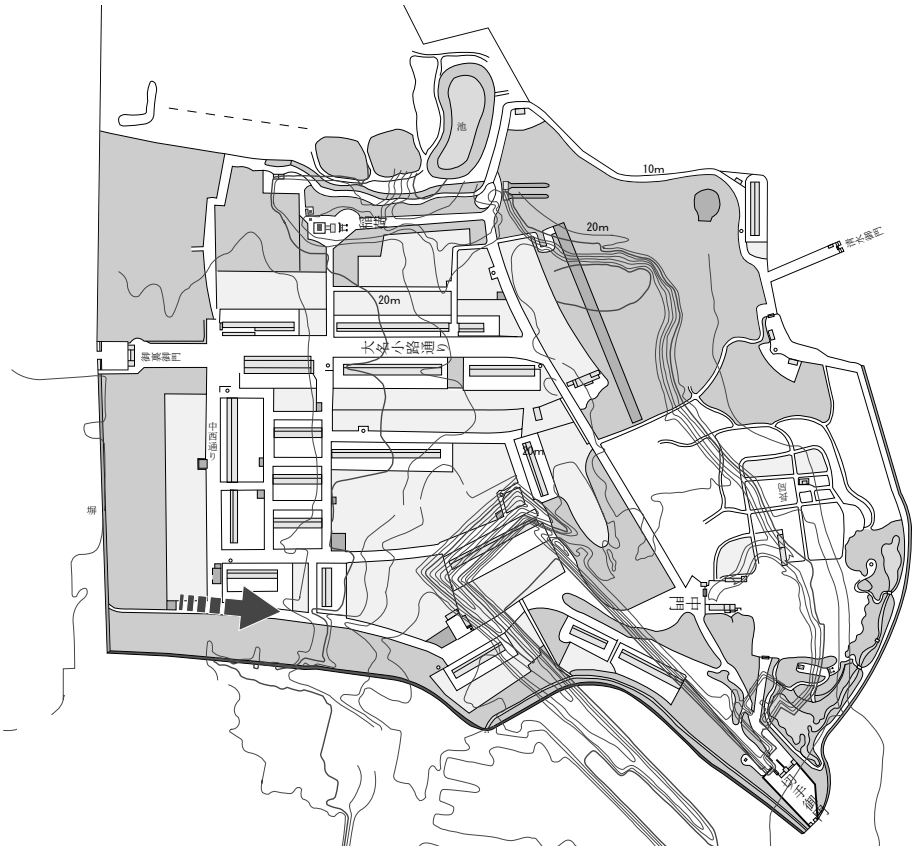


Ⅴ－1 図　『向陵彌生町舊水戸邸繪図面』と明治 16（1883）年の等高線

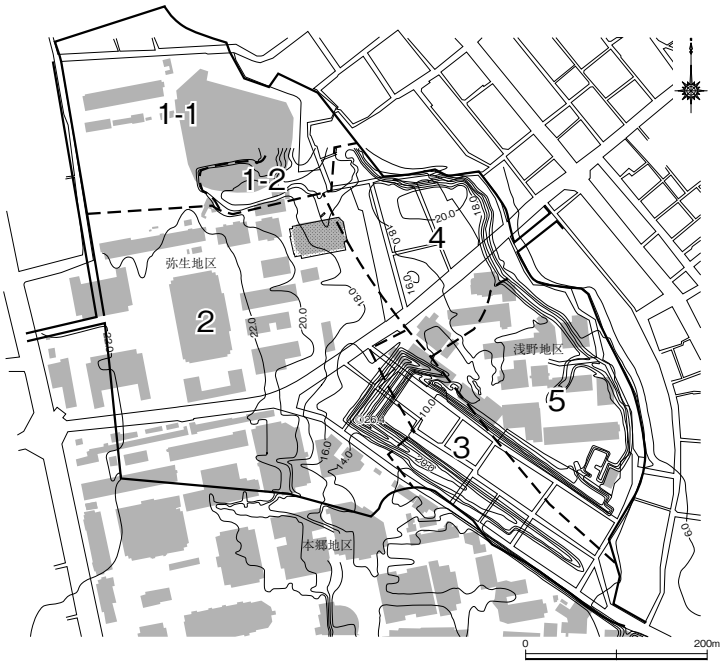


西側台地（1 安志藩下屋敷・抱屋敷、2 長屋・役所）、支谷（3 殿舎（御殿）正門から中門に至る道がある殿舎西側敷地）、東側台地（4 殿舎（表御殿・裏御殿）北側敷地、5 殿舎（(表御殿・裏御殿)）『向陵彌生町舊水 ㇕ 戸邸繪図面』より作成

Ⅴ－２図　旧地形と文政９（1826）年以降の区画と明治 16（1883）年の等高線

## ３．漆溜容器出土年代前後の駒込邸

漆パレットの出土した年代前後の駒込邸について文献史料から検討を行う。Ⅴ－２表に駒込邸拝領から『向稜弥生町旧水戸邸絵図』の文政９年までを、【水戸藩・災害】、【駒込邸】の２項目に着目し年表にまとめた。

①殿舎

明暦３（1657）年の明暦の大火で小石川邸を焼け出され駒込邸に避難した光圀は、小石川邸と駒込邸の景観について、

昨日は玉楼金殿の観を壮とし
今は原上一時の塵と成る
人間万事成る
人間万事也如し
年少驚く莫れ老いて臻らんと欲するを（2）

小石川邸を「玉楼金殿」と述べる一方、駒込邸へ移転した自身を「原上一時の塵と成る」と心境を述べている。建設後の殿舎（御殿）からの景観と考えられる史料では「駒籠ノ別荘幽閑ノ地」（3）、「武州駒込の御別荘よりしのはすの池を見渡し風色面白かりけるに」（4）とある。「しのはすの池」(不忍池)の景観を楽しむには、『向陵彌生町舊水戸邸繪図面』の殿舎の区域、現在の浅野地区に限定される（5）。殿舎は、不忍池の景観に関する記述から、少なくとも明暦の大火以降、江戸時代を通して不忍池を望む東側台地　５殿舎（表御殿・裏御殿）に配置されていたと考えられる。

②長屋・役所

光圀は明暦 3（1657）年の明暦の大火後の 2 月 27 日、駒込邸の「お茶屋」で修史事業を開始する。この史館が「彰考館」前身である。「お茶屋」がどこにあったかは不明だが、萬治元（1658）年 12 月 13 日、頼房と光圀が小石川邸に移ってから史館は「火事小屋」（火事小屋御殿）に移され「庫」が建てられる（6）。寛文 12（1672）年史館は小石川邸に移転し、光圀により「彰考館」と名付けられる。明暦 3（1657）年～ 寛文 12（1672）年の間、邸内に出入りした学者について出身地・俸録・学統等、館員の人数の変遷が『水戸市史中巻（一)』にまとめられている（7）。史館設置後、学者の人数は横ばいで推移するが寛文 4（1663）年以降学者は増員、光圀が招聘した朱舜水が駒込邸に屋敷を構えてから学者は更に増員、史館に関わった藩士については書かれていないが、『水府系纂』には史館で勤めた藩士について記述されている。学者以外の藩士を加えた人数が駒込邸で修史事業に関わったと考えられる。

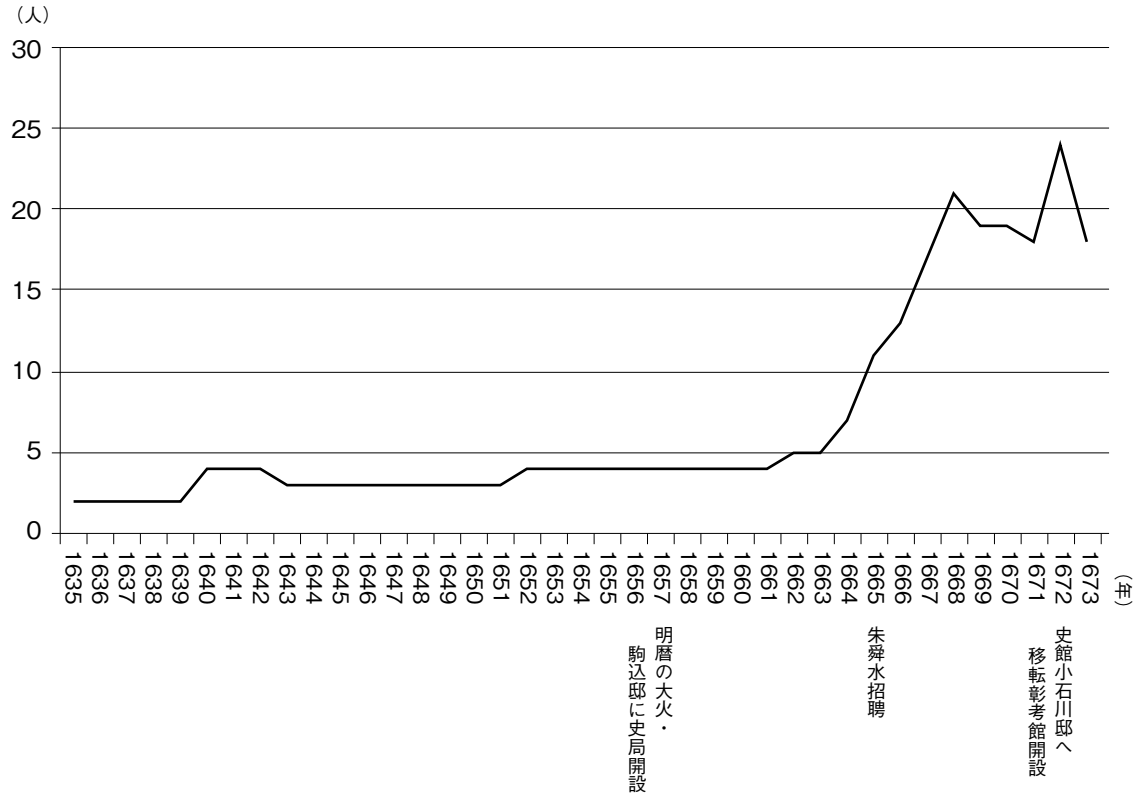


V－3 図　駒込邸の史館開設前後の史館員人数の変遷

『水戸市史　中巻（一)』第 3 表　学者一覧　pp.687-688 より作成。

③火災

元禄 16（1703）年は立て続けに災害が起こった年で、地震により小石川邸が倒壊し駒込邸に避難する「(十一月）廿三日地大ニ震ソレヨリ日々震テ明年三月ニ至ル」、「(小石川邸館前殿後宮以下門墻廊廡皆破壊ス（中略）駒籠ノ邸ニウツサル)、「(十一月）廿九日小石川第中七川ヨリ火起ル邸殿悉烏有トナル士人ノ亭宅モ大半焼亡ス」(水戸様火事)、同日、駒込邸が丸山より起きた火災によって「荘士人亭宅過半延焼」（8）。この火災で、朱舜水死後の貞享元（1684）年 12 月 12 日、駒込邸に建設された朱舜水の祠堂（9）も焼失する（10）。宝永 2（1705）年、「(四月）廿六日駒籠邸殿成就」（11）。元禄

16（1703）年以降の駒込邸の建物の記録に、宝永２（1705）年「西山舊館ノ長屋ヲ駒籠ノ別荘ニ曳テ建ツ」[12]、正徳４（1714）年「十月廿日駒籠別荘長屋火起ル」[13]、享保５（1720）年「十一月二日駒籠別荘ノ長屋三棟焼ク」[14]、これ以降も長屋の火事に関する記載が確認できる。藩邸内に長屋が整然と並んでいたと推定される。また、宝永７（1710）年「駒籠荘目付付（中略）目付部屋の縁にて自殺す」[15] の記録から、「駒籠邸殿」、長屋の他に「目付部屋」という役所の建物も存在している。

| 年 | 藩主 | 水戸藩・災害 | 駒込邸 |
|---|---|---|---|
| 慶長 14 年（1609） | 頼房（威公） | 頼房在任期間、慶長 14（1609）年 12 月 22 日－寛文元（1661）年 7 月 29 日。 | |
| 元和 8 年（1622） | | 8 月 4 日、駒込に別荘を賜る。 | |
| 寛永 8 年（1631） | | | |
| 承応元年（1652） | | | 9 月、英勝夫人のために駒込邸に佛宇を造る。 |
| 明暦 3 年（1657） | | 1 月 9 日、明暦の大火。小石川邸火災、駒込邸に居を移す。 | 2 月 27 日、光圀、駒込邸に史局を設け歴史纂開始。 |
| 万治元年（1658） | | 12 月 13 日、小石川邸完成、居を駒込邸から小石川邸に移す。 | |
| 寛文元年（1661） | 光圀（義公） | 光圀在任期間、寛文元（1661）年 8 月 19 日－元禄 3（1690）年 10 月 14 日。 | |
| 寛文 5 年（1665） | | 7 月、光圀、朱舜水を水戸藩へ招く。 | |
| 寛文 8 年（1668） | | | 朱舜水、駒込邸の別邸に居住。 |
| 寛文 12 年（1672） | | | 春、駒込邸の史館を小石川に移し、光圀自署の彰考館の扁額を掲げる。 |
| 延宝元年（1673） | | | 光圀、江戸に大成館を造る事を企図し、仮に駒込邸に雛形を造る。 |
| 天和 2 年（1682） | | | 4 月 17 日、朱瞬水駒込邸で没する。瑞竜山に葬る。 |
| 貞享元年（1684） | | | 12 月 13 日、駒込邸に朱舜水の祠堂を造る。 |
| 元禄 3 年（1690） | 綱条（粛公） | 綱条在任期間、元禄 3（1690）年 10 月 14 日－享保 3（1718）年 3 月 11 日。 | |
| 元禄 16 年（1703） | | 11 月 23 日、地震、小石川邸大破。世子、夫人駒込邸に移る。 | 11 月 29 日、本郷丸山より火事、駒込邸及び家臣の亭宅過半焼失。火災のため朱舜水の神主唐物局に預け、後に水戸矢倉局に預ける。 |
| | | 11 月 29 日、水戸様火事、小石川邸より出火。 | |
| 宝永 2 年（1705） | | 6 月 17 日、江戸普請方改めるところ小石川邸 76,689 歩、御成御殿地 9,732 歩、駒込邸 54,200 歩。 | 3 月 26 日、駒込邸再建、綱条駒込へ移る。 |
| | | | 4 月 9 日、萬葉集編集の史臣 24 人が、駒籠の別荘で宴を行い宇都宮禰三郎也が「山家雨」の題で詩歌を詠む。綱条も歌を詠んだ。 |
| | | | 西山旧館を駒込邸に曳いて建てる。 |
| 宝永 7 年（1710） | | | 2 月 15 日、駒籠荘目付付、蘆澤郷衛門目付部屋の縁で自殺。 |
| 正徳 2 年（1712） | | 11 月 16 日、将軍家継幼稚により綱条駒込邸から小石川邸に移る。 | |
| 正徳 4 年（1714） | | | 駒込邸明き長屋火事、下谷辺に類焼。 |
| 享保 2 年（1717） | | 1 月 22 日、白山より火、小石川邸全焼、支藩の常陸府中藩邸に避難。翌 23 日、駒込邸に入る。 | |

V－２表　駒込邸拝領から『向稜彌生町旧水戸邸絵図』の文政９年まで（１）

| 年 | 藩主 | 水戸藩・災害 | 駒込邸 |
|---|---|---|---|
| 享保 3 年（1718） | 宗堯（成公） | 宗堯就任期間。享保 3（1718）年 10 月 15 日～享保 15（1730）年 4 月 7 日 | |
| 享保 5 年（1720） | | 10 月 29 日、大日本史を幕府に献じた台使有馬兵庫頭恒治を駒込邸で賞する。 | 11 月 2 日、駒籠別荘ノ長屋三棟焼ク |
| | | 1 月 15 日､小石川室屋造営半ば成る。宗堯、駒込邸から小石川に移る。 | |
| 享保 6 年（1721） | | | 3 月 4 日､牛込より火､小石川邸の殿屋及び駒込家臣の亭宅等へ類焼。 |
| 享保 7 年（1722） | | 1 月 21 日、小石川餌差町より小石川瓦書院家臣の列屋十軒類焼、宗堯及び本清夫人駒込邸に避難。翌小石川邸に戻る。 | |
| 享保 8 年（1723） | | 11 月 21 日､美代姫＜綱条孫＞宗堯と成婚、駒込邸より小石川邸に入る。 | |
| 享保 15 年（1730） | 宗翰（良公） | 宗翰就任期間、享保 15（1730）年 5 月 12 日－明和 3（1766）年 2 月 20 日。 | 1 月 12 日、根津より火、駒込邸の門を焼く。 |
| | | 6 月 2 日､宗翰駒込邸にて養仙院に謁する。 | |
| 享保 17 年（1732） | | 5 月 29 日、窪田堪衛門旧臣を殺害した浪人を駒込邸に匿い、衣服酒肴を賜う。 | |
| 享保 19 年（1734） | | | 本郷 62 農学部総合研究棟地点、SU4、SK7「享保 19 年」（1734 年）墨書カワラケ。 |
| 寛保 3 年（1743） | | 1 月 5 日、宗翰駒込邸にて養仙院に年頭挨拶。 | |
| 宝暦元年（1751） | | | 1 月 2 日、駒込長屋の火事。 |
| 宝暦 6 年（1756） | | | 6 月 1 日、駒込邸火事。長屋 7 、 8 棟焼く。 |
| 明和 3 年（1766） | 治保（文公） | 治保就任期間、明和 3（1766）年 3 月 25 日－文化 2（1805）年 11 月 1 日。 | |
| 明和 9 年（1772） | | | 2 月 29 日、目黒行人坂より火、大火となる。（丸山菊坂より火起こる駒込邸中士人ノ連屋焼亡。） |
| 安永 7 年（1778） | | | 1 月 4 日、夜、駒込邸中失火、長屋 5 棟延焼。 |
| | | | 5 月 8 日、駒込邸火事。見付部屋他を悉く焼失。 |
| 安永 9 年（1780） | | | 10 月 24 日、駒込邸中に火事、長屋 1 棟を焼失。 |
| 天明元年（1781） | | | 1 月 17 日、駒込邸中に火事、長屋 1 棟を焼失。 |
| | | | 11 月 3 日、駒込邸中に火事、長屋 1 棟を焼失。 |
| 天明 2 年（1782） | | | 1 月 24 日、駒込邸中に火事、長屋 1 棟を焼失。 |
| 寛政元年（1789） | | | 1 月 13 日、駒込別荘の長屋 1 棟焼く。 |
| 文化 2 年（1804） | 治紀（武公） | 治紀就任期間、文化 2（1805）年 12 月 10 日－文化 13（1816）年閏 8 月 19 日。 | 10 月 28 日、紀伊治宝を駒込邸にて饗応。 |
| 文化 13 年（1816） | 齊脩（哀公） | 斉脩就任期間、文化 13（1816）年 9 月 23 日－文政 12（1829）年 10 月 14 日。 | |
| 文政 9 年（1826） | | | 文政 9 年写『向稜彌生町旧水戸邸絵図』 |

V－2 表　駒込邸拝領から『向稜彌生町旧水戸邸絵図』の文政 9 年まで（2）

## まとめ

漆溜容器の出土年代の絵図は現在の所確認されていないため、邸内はどのように土地利用されていたか不明だが、文献史料の記述、遺跡調査の結果からその一端を垣間見る事が出来る。駒込邸は「駒込別荘」などと呼ばれ「お茶屋」が置かれ、明暦の大火以前にも土地利用が行われている。明暦の大火で小石川邸と駒込邸が被災し、頼房、光圀は駒込邸に避難。小石川邸の機能が駒込邸に一時移転し、開発が本格的に開始されたと考えられる。殿舎、役所の建物が建設され彰考館の前身となる史館が置かれた。光圀が招聘した明の学者朱舜水の屋敷が建設され、史館員の増員に伴い水戸藩内外の学者が出入りし、史館が小石川邸へ移転するまで邸内は学門の場として活況を呈していたと考えられる。

朱舜水は光圀が招聘し水戸藩の教育、修史事業に影響を及ぼした人物であるため、朱舜水の屋敷、史館、役所、藩士の住居等の施設は、良好な居住環境の区域、台地上に位置していたと考えられることから、漆溜容器の出土した 18 教育学部総合研究棟（SK）は、良好な居住環境であったと考えられる。

【註】

1）原祐一　2011「第 3 部　東京大学構内遺跡発掘調査報告　東京大学本郷構内の遺跡農学部生命科学総合研究棟地点発掘調査報告　第Ⅳ章　農学部生命科学総合研究棟地点の成果」東京大学埋蔵文化財調査室『東京大学構内遺跡調査研究年報 7　2007・2008 年度』pp.158-169

2）「火いてきて風にふかれるゆく程に、郭内にありとある上中下のいらかともこと〈くやけうせぬ、われも煙のうちをのかれたとり行まゝに、神田といふところの別墅に日を送る」「四壁荒涼　風雨を蔽わ」ざる「茅舎」とも記す。「昨日は玉楼金殿の観を壮とし　今は原上一時の塵と成る　人間万事成る　人間万事也如し　年少驚く莫れ老いて臻らんと欲するを」鈴木暎一 2006『徳川光圀』人物叢書新装版　日本歴史学会編集　吉川弘文館発行 pp.74-75

3）寛文 12（1672）年 「一　公大成殿ヲ府下ニ造ラントス假ニ殿堂ヲ駒込ノ別荘ニ設ケラル臣僚ヲシテ朱舜水ニ就テ釋奠ノ禮祠堂墓祭儀節等マテ習練セシム又工ニ命シテ舜水ノ説ヲ受テ闕里ノ制作ニ模テ殿堂棲廡以下門墻器物ニ至ルマテ雛形ニ造ラシム藏テ武庫ニアリ有志ノ者ヲシテ法ヲ取ラシム公日邦國學校ヲ設ク（中略）大成殿ヲハシメ忍岡ニアリ公オモヘラク繁華ノ地ナリ久遠ヲ期シカタシ吾駒籠ノ別荘幽閑ノ地ニシカス修造ノ費用ハ吾コレヲ助ケント中村顧言ヲシテ弘文院林恕ニサトサシム事體重大ナルヲ以テ遂ニ辨スヘカラス事遂ニ止タリ」『水戸紀年二　義公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』p.469

4）年代不明 「武州駒込の御別荘よりしのはすの池を見渡し風色面白かりけるに、それより御覧のため、其趣を御門主へ御願ひありて、東叡山の麓に桃多く御植させ御遠望なされ候」『桃源遺事』千葉新治編 1909『義公叢書』国会図書館蔵 p.197）『桃源遺事巻之五』常盤神社・水戸史学會編著 1978 吉川弘文館発行『徳川光圀關係史料　水戸義公傳記逸話集』p.189

5）原祐一 2013 「水戸藩駒込邸庭園の造園と借景に関する一考察」『平成 25 年度　日本造園学会関東支部大会関東支部設立 30 周年記念大会梗概集 / 事例・研究報告集　第 31 号』 公益財団法人日本造園学会関東支部 2013 年 10 月 26・27 日　東京農業大学世田谷キャンパス　pp.78-79

6）福田耕二郎 1991『水戸の彰考館―学問と成果―』水戸史学選書 pp.143-149）

7）『水戸市史　中巻（一）』第 3 表　学者一覧 pp.687-688

8）元禄 16（1703）年 「元禄十六年癸未 （十一月）廿三日地大ニ震ソレヨリ日々震テ明年三月ニ至ル此日　公及世子城ニ入テ幕府ヲ存問セラル小石川邸館前殿後宮以下門墻廊廡皆破壊ス　世子及夫人ヲ駒籠ノ邸ニウツサル（中略）（十一月）廿九日小石川第中七川ヨリ火起ル邸殿悉烏有トナル士人ノ亭宅モ大半焼亡ス此日本郷丸山ヨリ火又起ル駒籠荘ノ荘士人亭宅過半延焼ス」『桃源遺事巻之一上』常盤神社・水戸史学會編著 1978 吉川弘文館発行『徳川光圀關係史料　水戸義公傳記逸話集』pp.116-117

9）元禄 8（1695）年 （元禄八年乙亥正月）（中略）是より先朱舜水卒去の砌武州江戸駒込の御別荘に祠堂を御造り神主を御安置なされ毎年忌日に自ら御祭り被成候」『桃源遺事』千葉新治編 1909『義公叢書』国会図

書館蔵 p.82

10）元禄 16（1703）年 「追加〇義公薨し給ひし後も、粛公祭らせ給ふ。其後駒込延焼、祠堂焼失して、水戸にて祠堂を建させ給ひ、神主をハ小野宗三郎守奉りて、入堂祠堂守付置給ひて、忌日の祭今に絶ず。」『桃源遺事』千葉新治編 1909『義公叢書』国会図書館蔵 p.54

11）宝永 2（1705）年 「寶文二年乙酉（四月）廿六日駒籠邸殿成就　公居を移サル両丸ヨリ台使アリテ賀セシム」（『水戸紀年三　粛公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』茨城県発行 p.495）

12）宝永 2（1705）年 「今年　西山舊館ノ長屋ヲ駒籠ノ別荘ニ曳テ建ツ」（『水戸紀年三　粛公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』茨城県発行 p.496）

13）正徳 4（1714）年「正徳四年甲午 十月廿日駒籠別荘長屋火起ル宮殿以下別條ナシ其火飛テ下谷邊焼亡」『水戸紀年三　粛公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』茨城県発行 p.505

14）享保 5（1720）年 「享保五年庚子 十一月二日駒籠別荘ノ長屋三棟焼ク」『水戸紀年三　粛公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』茨城県発行 p.510

15）宝永 7（1710）年 「寶永七年庚寅（二月）十五日駒籠荘目付付？澤郷衛門目付部屋ノ縁ニテ自殺ス其故ヲ詳ニセス」『水戸紀年三　粛公』茨城県史編さん近世史第 1 部会 1970『茨城県史料　近世政治編Ⅰ』茨城県発行 p.501

【引用・参考文献】

財団法人　日本地図センター 2011『参謀本部陸軍測量局　五千分一東京図測量原図』

石原道博 1969『人物叢書 83　朱舜水』

# 第Ⅵ章　江戸遺跡出土付着物を有する陶磁器

湯沢　丈

## はじめに

出土陶磁器の付着物は、遺物の使用や廃棄要因を考察する情報と成り得る。これまで江戸遺跡出土陶磁器の付着物に関しての情報は、発掘調査報告書での記載に限られていた。それらの中には、共伴遺物や付着物の遺存状況が良好である資料について遺物の用途復元などの考察が試みられたものもあった。しかし同様の付着物を持つ陶磁器がどの程度出土しているのか、未だに調べられていない。そこで、貝殻製漆溜容器が出土したことに関連して、漆の塗布や漆継ぎなどに際して漆を取り分けた可能性が考えられる江戸遺跡出土の付着物を有する陶磁器を集成した。

## 1. 江戸遺跡出土の漆工関係遺物と陶磁器付着物に関する先行研究

貝殻製漆溜容器のほか、漆工関連遺物が出土した坂町遺跡の報告書における北野の記述を受け（北野 2002)、阿部は貝殻製「漆パレット」を「色漆の塗布や漆継ぎなどの作業に際して必要少量を取り分けるのを目的に用いられた貝殻」と定義している（阿部 2008)。

北野は、漆精製に用いる道具の内、漆容器関連資料として、(1) 漆樹液容器（木製品)、(2) 漆溜め容器（陶磁器)、(3) 漆蓋紙、(4) 貝パレットを挙げた。ここでは陶磁器は漆の精製樹液を溜めるため、日常什器である陶磁器を再利用したとし、これらは作業工程の (6)「陶磁器容器に色漆を漉して溜める」段階に使用するとし、漆樹液を溜めた陶磁器類はいずれも日常生活什器であり廉価品が中心であると指摘している。

一方、江戸遺跡出土付着物に関する先行研究では、川西が焙烙・徳利・片口・土瓶を取り上げ、茶褐色付着物に関する実験考古学的研究を行っている（川西 2003)。例えば底部外面に煤付着が見られれば加熱の可能性が指摘できるとしているが、本集成では見受けられなかった。なお今回は遺物観察表を中心に注目して資料を集めたため、これらの要素をくみ取ることができなかった。

## 2. 集成の方法

東京 23 区内の江戸時代の遺跡調査報告書掲載の陶磁器について､遺物観察表の備考欄などに「漆」､「ベンガラ」､「顔料」など､そして「付着 (物)」と記載された資料を集成した。一方で､「紅」､「鉄漿」､「さび」､「朱」など漆加工と直接関係性の少ないと考えられる具体的な物質名が記載された資料や、陶磁器焼成時に付着したと考えられるものは除外した｡また坩堝と表記された資料は集成の対象外とした。

なお、赤色系漆の顔料にはベンガラの他に朱を混入させる場合もあるが（北野 2002)、今回は筆者の判断で集成対象外としてしまった点については、将来的な課題としたい。

## 3. 分　類

集成した資料を、貝殻製漆パレットや漆溜容器などのように､「一時的に漆を溜める行為」を視点として分類を行った。分類基準は以下の通りであり、責任は全て筆者にある。

分類１　掌に載る大きさで、器の内面に漆が残存するもの。その中でも、漆加工に関連する刷毛や漆濾し紙などが共伴する例もある。漆パレットや漆溜容器の可能性が高いと考える。

分類 2　漆・顔料の付着が記載されるもの。ただし、報告書掲載図からは、付着物の詳細な情報が読みとれず、漆パレットとは断定しにくいもの。漆パレットや漆溜容器の可能性があると考える。

分類 3　漆・顔料の付着が記載されているものの、器の形態が深く、容量の大きいもの。漆・顔料が付着するが、器形や蓋を有することから比較的多量で長期的な漆の貯蔵に用いたことが予想されるもの。漆・顔料の容器ではあるが、「必要少量取り分ける」漆パレットや、漆溜容器として用いられた可能性が低いと考える。

分類 4　漆などが付着するが、漆継ぎ・塗り（漆加工）された資料の可能性や、顔料などが塗布された可能性のあるもの。漆パレットや漆溜容器の可能性が極めて低いと考える。

分類 5　何かしらの付着物の記載があるもの。漆パレットや漆溜容器の可能性はほとんどないと考える。

表では、年代などは基本的に報告書の記載に従ったが、報文に年代・器種等の表記が無い場合は「無」とし、記載されていない場合は「空欄」と記した。遺物の情報は、分類 3 まで遺構廃棄年代、出土地・身分を示した。

図の縮尺は基本的に 1/4 であるが、一部大型の遺物は別縮尺で掲載したが、そのつど縮尺を記載した。№ 7・8 は報告書に存在が記載されているが、報文図上のいずれの個体と対応するか不明であったため、図を掲載しなかった。

なお出典は全て表に記載された文献による。但し報告書名のローマ数字は全てアラビア数字で表記した。

## 4. 所　見

最も漆加工に関連する可能性が高いと考えられる分類 1 を中心に見てみる。廃棄年代では 18-19 世紀を中心に、武家地の出土がほとんどであり、詰人空間出土のものが多い。春日町 6、尾張藩上屋敷跡 9、坂町といった分類 1 の出土遺構からは、複数個体の出土が見られる。また、会津藩保科家も含め、同じ遺構から漆加工された遺物が出土している。漆加工に関連する刷毛や漆濾し紙などと共伴する場合があり、漆加工との関連が想定される。上手の製品は見られず、全体的に肥前・瀬戸美濃の碗が多い。サイズについては№ 18・21 が最も小さいが、他は碗類であり、貝殻製漆パレットと比べて容量が大きめである。そのため、これら漆などが付着する陶磁器は、貝殻製漆パレットに漆を取り分ける前段階で使用する漆溜容器として用いられたと考えられる。№ 18・21 は他の碗類と比べ容量が小さいため、貝殻製漆パレット同様にパレットとして使用されたことも予想される。

分類 2 では、№ 36・39・42・43・44 の図や記載から、内面に顔料などが付着したものが見られる。これらは報告書で漆とは確定されていないが、顔料などを用いた加工を行う際に、それを一時的に容れていた器であると考えられる。№ 38 は高台付近にトーンが掛かっており、この付近に漆が付着していたとも予想されるが、この場合は器をひっくり返して高台の内側に漆を溜めていた可能性が考えられる。

分類 3 には器高が高かったり、口が狭かったりする壷類や徳利など、また蓋を有するものを分類したが、これらは形態から内容物を長期的に保管するのに用いたと予想される。№ 48・49 は年代が明治初頭であるが、鍋形をしており口が広く長期的な保管よりも、加熱などに用いられたと考えられる。№ 55 は蓋であり内面に付着物を有するため、分類 3 としたが、身に顔料を保管していたものが蓋に

付着した場合と、№55をひっくり返して顔料を溜めたという場合の2つの可能性が考えられる。なお、№52-53については報文において、「鉄丹ベンガラ」生産との関連が指摘されている（北野ほか2006）。

分類4においては、№72・73は高台周辺に漆が付着している。これらは分類2の№38のように、器を返して高台内に漆を溜めていた可能性が指摘できる。しかし高台の外側にまで漆が付着しており、高台内に漆を溜めた可能性よりも、高台付近の漆継ぎの痕跡の可能性が高いと考える。

分類5には、付着物を有するものの漆加工との関連性が低いものを分類した。まず、№89・109・110・114には、一部報文にも書かれているが、甕類で白色などの付着物が見られるため、便槽の可能性が考えられる。次に、器内全面あるいは上限が水平に付着する№85・87・95・150・151・154は液体を容れていた可能性が考えられる。また№96・104・160は香炉であり、使用時に付着したものと考えられる。№145・146は急須・土瓶であり、茶をいれる際に付着したのであろう。徳利の№148・149は形態からして分類3のように何らかの物質を保管する際に用いたと考えられる。

## 5. まとめ

分類1のように、漆溜め容器と考えられる漆等の付着する陶磁器が確認された。これらは従来の指摘通り、高級品ではなく日常什器であると言える。ただし碗類以外にも餌猪口や坏といった比較的容量が小さめの例があり、これらはパレットとして用いられた可能性があると考えた。

## おわりに

今回は報告書の記載から分析を行ったが、更に踏み込んだ研究ができる可能性がある。また今回は漆・ベンガラ・顔料また付着物と記載された陶磁器を対象としたが、これ以外の物質の付着物に関する分析を行うことも重要であろう。また漆工関連の研究においては特に朱と記載された付着物の集成を行うことが必要であると考える。

また川西は、遺物の形態や文献史料からの援用による資料の用途を類推するよりも、付着物から直接的に用途を推測することの有効性を述べている（川西2003）。本稿では、実際に集成してみると、分類5を中心として江戸遺跡出土陶磁器の観察表には付着物と記載される例がいくつも確認出来るが、付着物の色や材質、また付着箇所・分量・状態に関する情報を記載する必要性を強く感じた。

【参考文献】

阿部常樹　2008「江戸遺跡出土の貝殻製漆パレット」『多知波奈の考古学－上野恵司先生追悼論集』大和美術印刷、p.491-502

川西直樹　2003「近世遺物にみられる付着物について－付着物から得られる情報とその有用性について」『史紋』1、史紋編集委員会、p.29-36

北野信彦　2002「坂町遺跡出土漆器史料の材質と製作技法」『坂町遺跡』新宿区生涯学習財団、p.113-121

北野信彦・降幡順子・肥塚隆保　2006「工学部14号館地点の一括廃棄土壙から出土した「鉄丹ベンガラ」の生産関連資料に関する調査」『東京大学本郷構内の遺跡　工学部14号館地点』東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書7、東京大学埋蔵文化財調査室、p.522-527

Ⅳ-1図　付着物を有する陶磁器1

Ⅳ-2図　付着物を有する陶磁器2

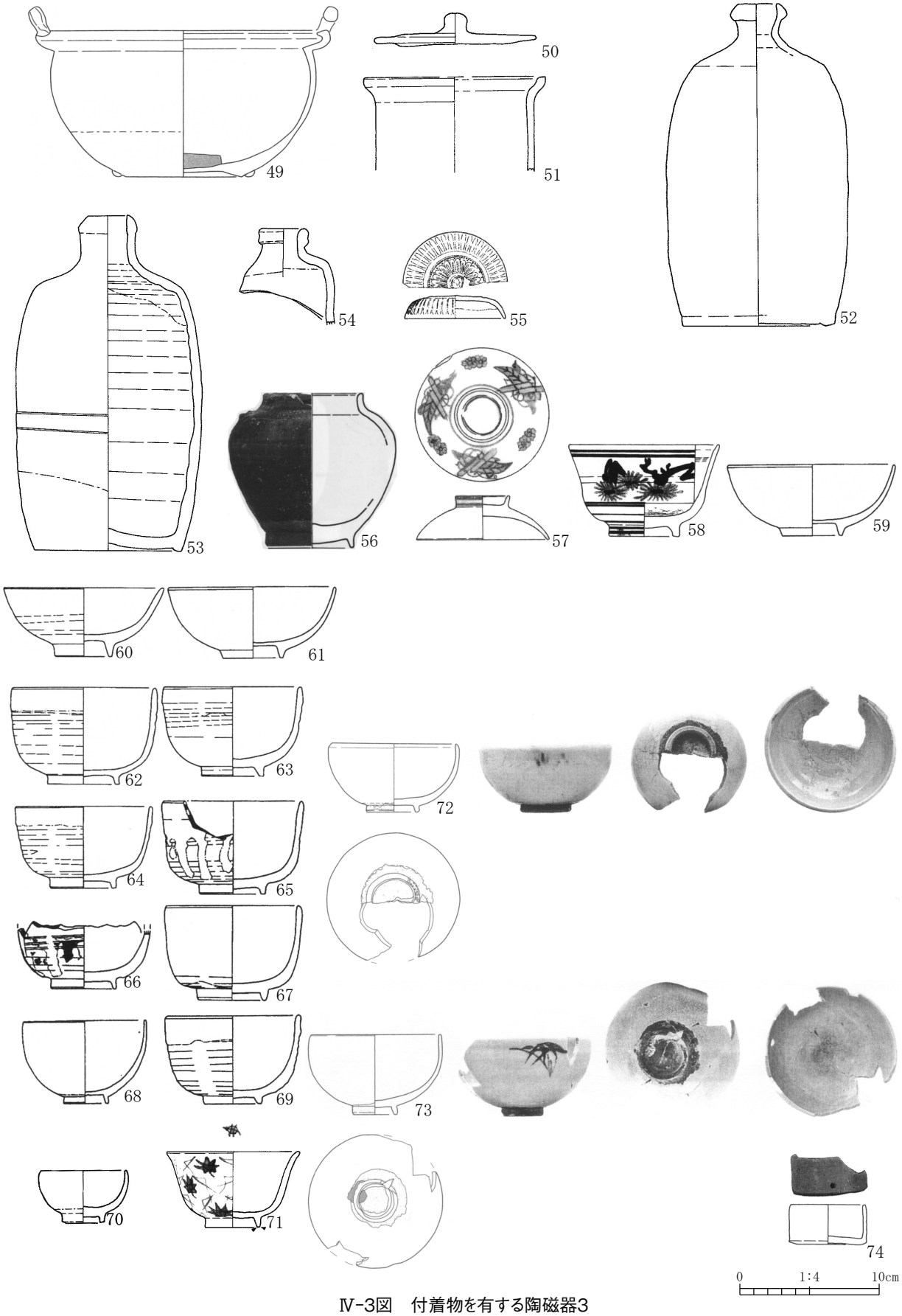


Ⅳ-3図　付着物を有する陶磁器3

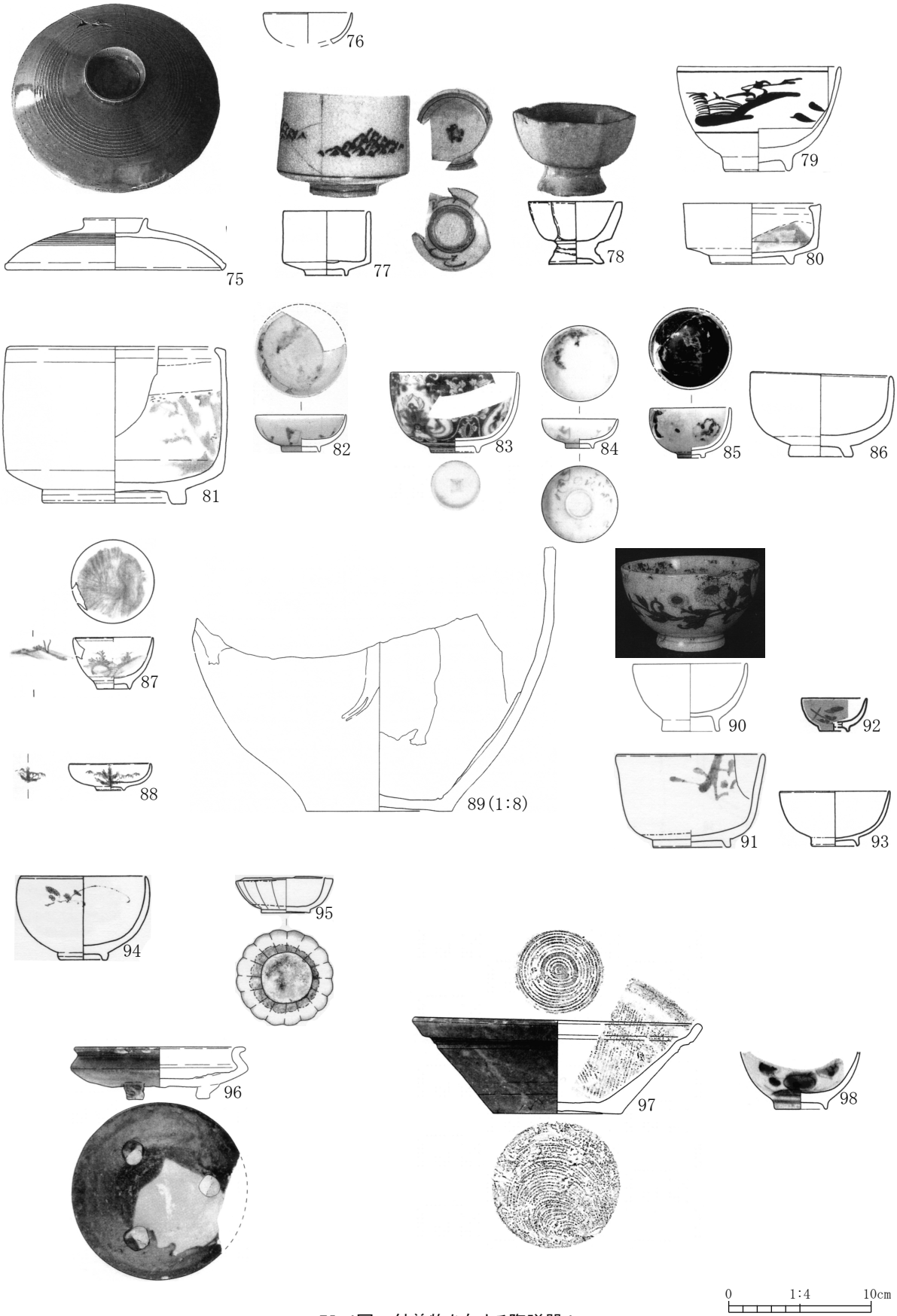


Ⅳ-4図　付着物を有する陶磁器4

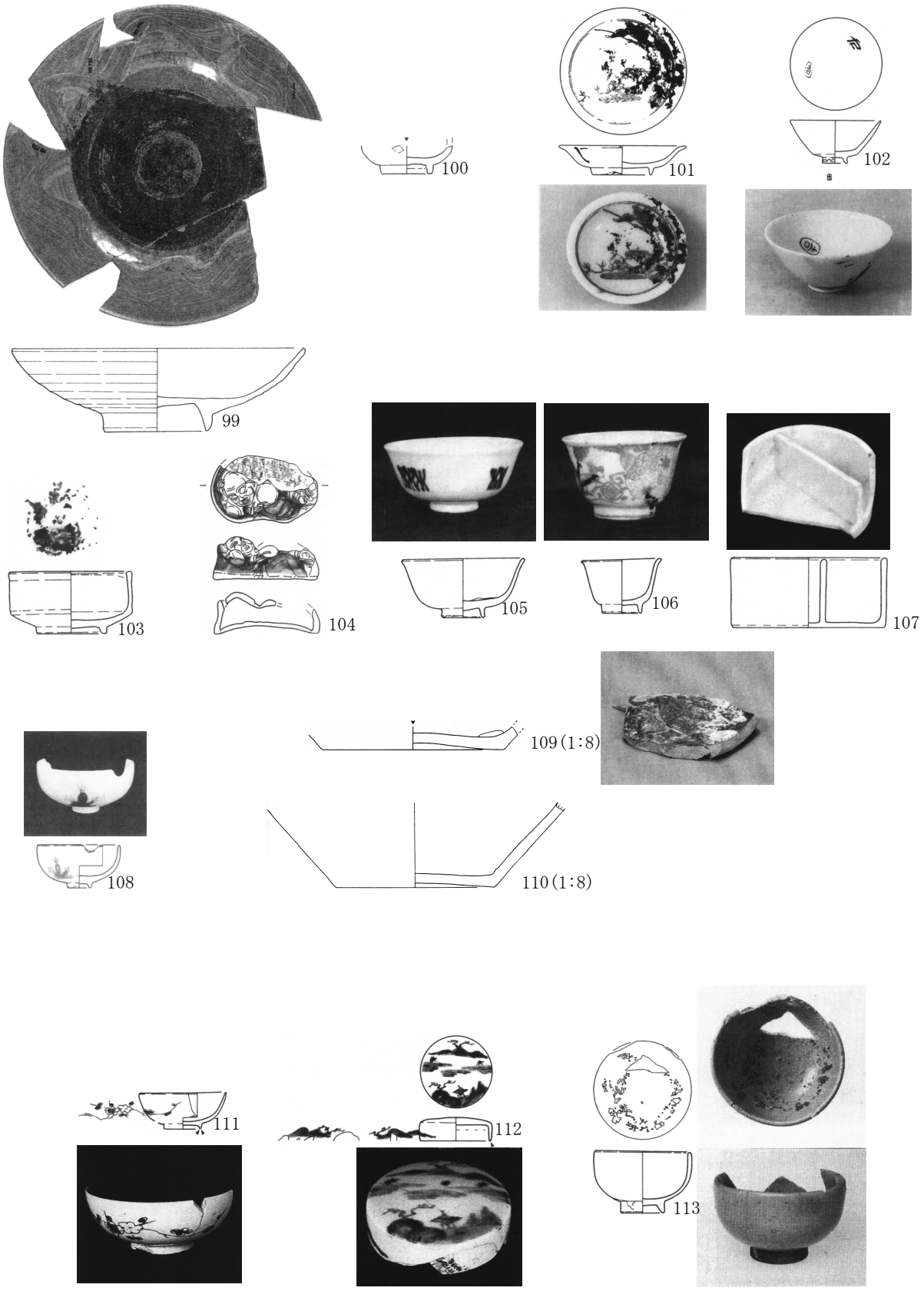


Ⅳ-5図　付着物を有する陶磁器5

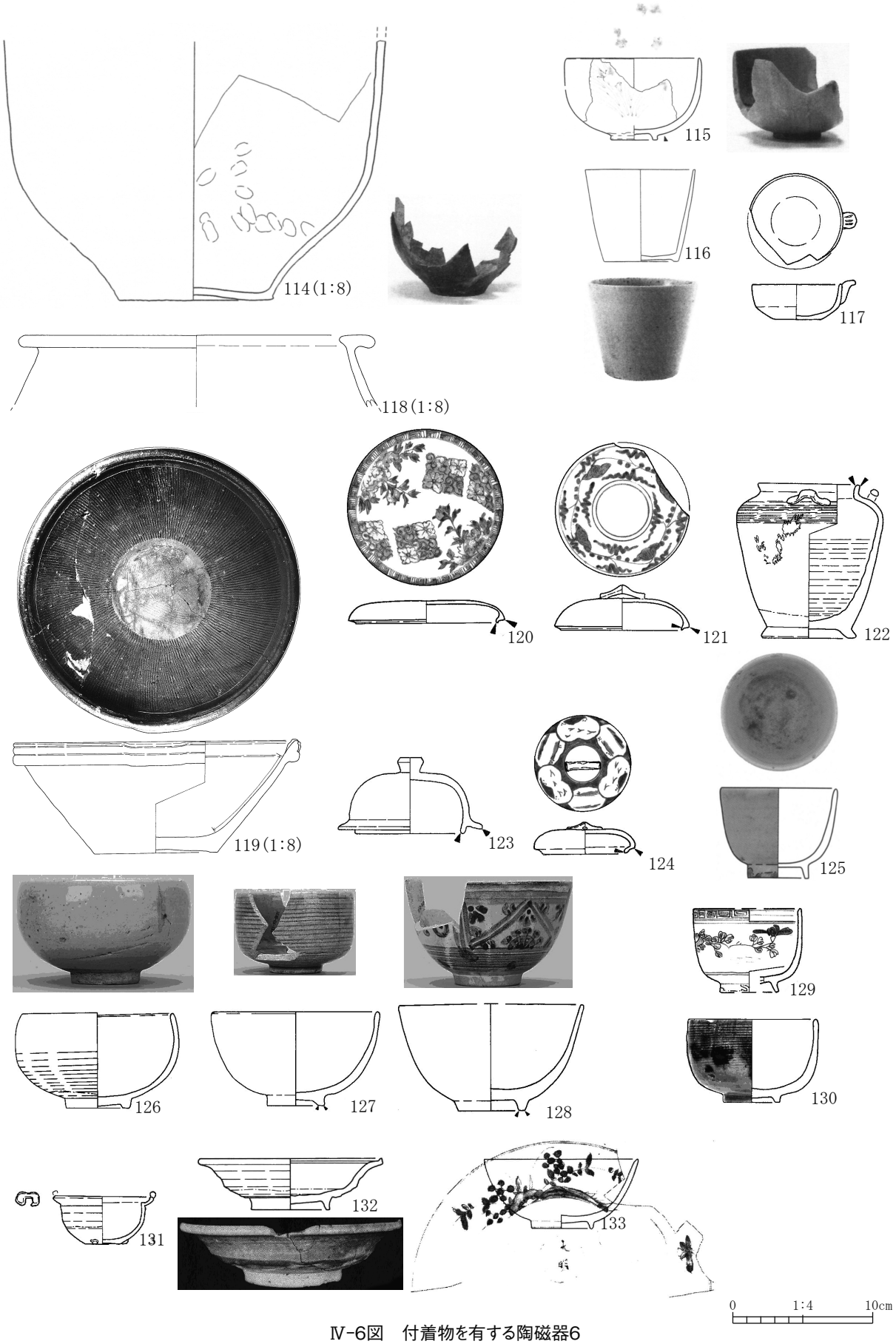


Ⅳ-6図　付着物を有する陶磁器6

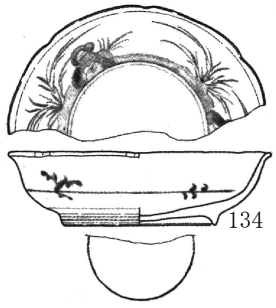


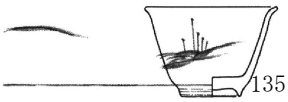


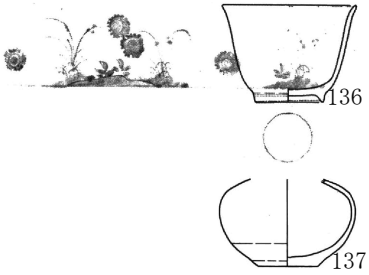


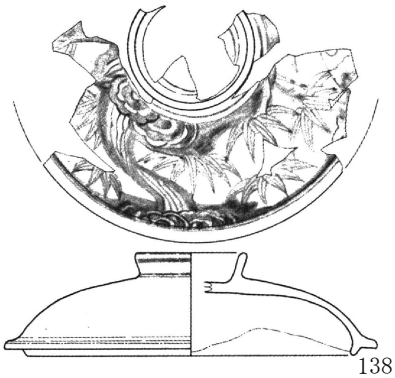


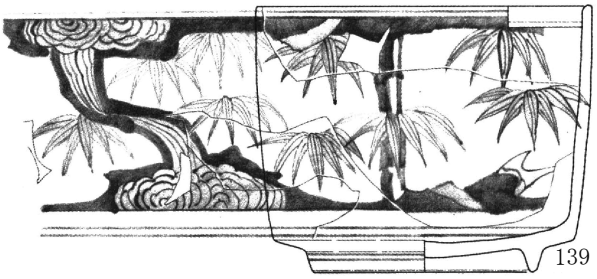


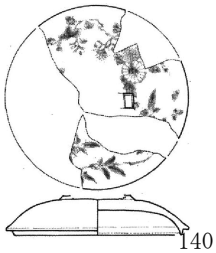


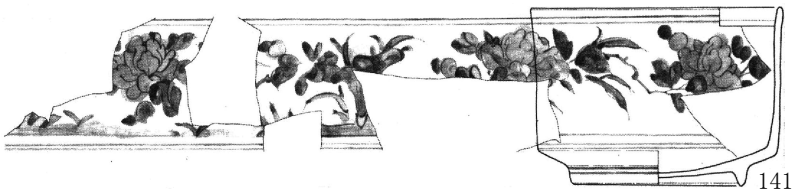


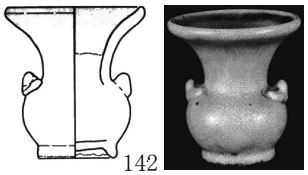


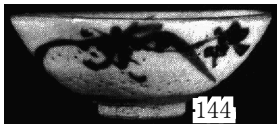


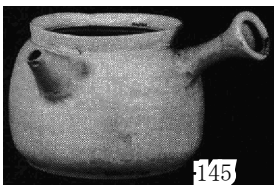


（縮尺不同）

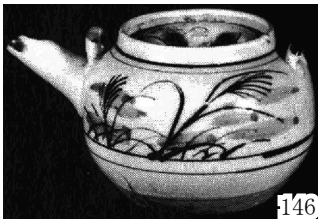


（縮尺不同）

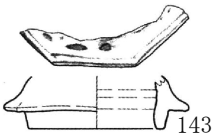


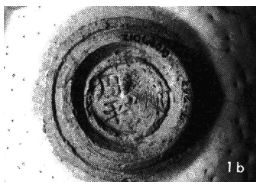


（縮尺不同）

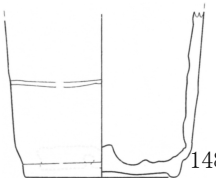


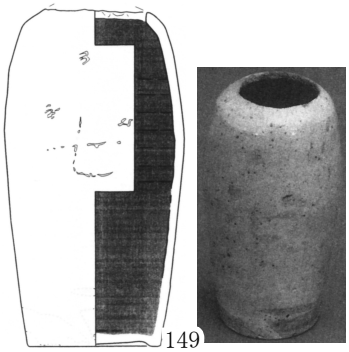


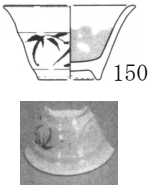


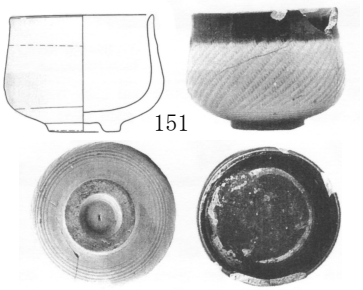

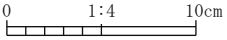


Ⅳ-7図　付着物を有する陶磁器7

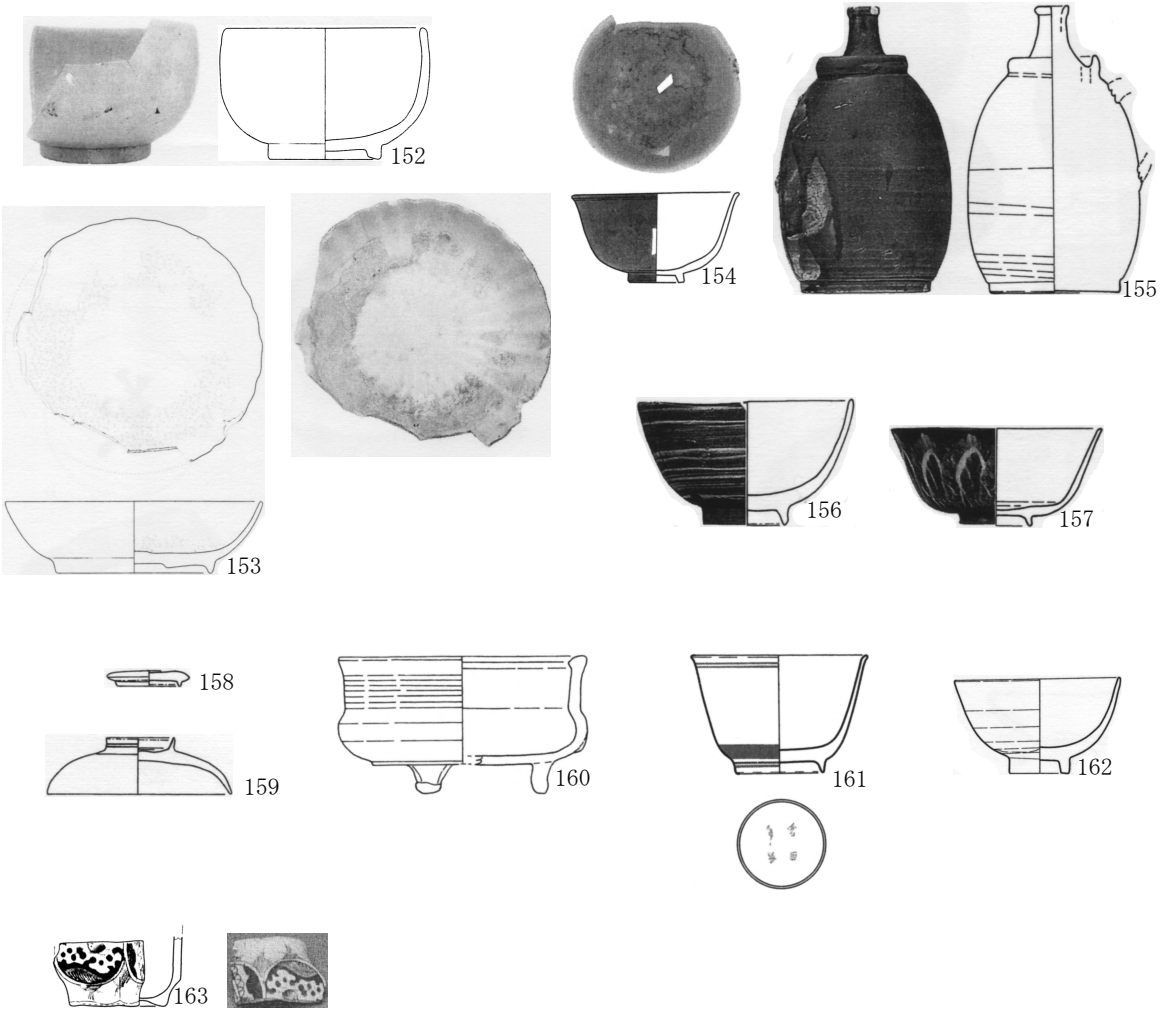


0 1:4 10cm

Ⅳ-8図　付着物を有する陶磁器8

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺構 | 遺物No. | 胎質 | 器種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 市谷田町一丁目２ | 176 号 | 1 | 磁器 | 中碗 | 肥前 | 1690-1740 | 17C 末～18C 初 | 町　屋 | 内面に黒漆付着。漆パレットに使用 | 65 | | 新宿 | 市谷田町一丁目遺跡２ | 2011 | 加藤建設 | |
| 1 | 2 | 尾張藩上屋敷跡９ | 127-2L-1　土坑 | 842 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 後 | 徳川家（尾張）上屋敷 | 漆容器 | 293-1 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 3 | 尾張藩上屋敷跡９ | 130-2H-1　土坑 | 844 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 前～中 | 徳川家（尾張）上屋敷 | 漆容器 | 293-2 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 4 | 尾張藩上屋敷跡９ | 44 地点５号溝 | 847 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 前～中 | 徳川家（尾張）上屋敷長屋空間 | 漆容器 | 293-5 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 5 | 尾張藩上屋敷跡９ | 44 地点５号溝 | 848 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 前～中 | 徳川家（尾張）上屋敷長屋空間 | 漆容器 | 293-4 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 6 | 尾張藩上屋敷跡９ | 171-3E-1 | 851 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美緒 | 無 | 18C 後 | 徳川家（尾張）上屋敷 | 漆容器 | 293-8 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 7 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 859 | 陶磁器 | 碗 | 無 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | ? | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 8 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 860 | 陶磁器 | 碗 | 無 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | ? | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 9 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 862 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-12 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 10 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 863 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-15 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 11 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 864 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-17 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 12 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 865 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-16 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 13 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 866 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-9 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 14 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 867 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-13 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 15 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 868 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-14 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 16 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 869 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-10 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 17 | 尾張藩上屋敷跡９ | 173-3B-1 | 870 | 陶器 | 片口 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 後～19C 初 | 徳川家（尾張）上屋敷「御細工小屋」付近 | 漆容器 | 293-11 | | 新宿 | 尾張藩上屋敷跡遺跡９ | 2002 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 1 | 18 | 坂町 | 4 号 | 410 | 陶器 | 餌猪口 | 瀬戸美濃 | 1750-1800 | 18C 第４四半期 | 御持組同心屋敷 | 漆溜め容器 | 40-410 | | 新宿 | 坂町遺跡 | 2002 | 新宿歴史博物館 | |
| 1 | 19 | 坂町 | 4 号 | 411 | 陶器 | 小鉢 | 瀬戸美濃 | 1750-1800 | 18C 第４四半期 | 御持組同心屋敷 | 漆溜め容器？ | 40-411 | | 新宿 | 坂町遺跡 | 2002 | 新宿歴史博物館 | |
| 1 | 20 | 南伊賀町 | 282 号 | 2 | 陶器 | 中碗 | 瀬戸美濃 | 1770-1840 | 18C 代 | （伊賀者）拝領町屋敷 | 内面ベンガラ付着 | 32 | | 新宿 | 南伊賀町遺跡 | 2001 | 新宿歴史博物館 | |
| 1 | 21 | 矢来町 | 12 号 | 6 | 陶器 | 小坏 | 京信楽 | 不明 | 19C 前～中 | 酒井家（小浜）下屋敷または普請方 | 内面漆付着 | 16 | ? | 新宿 | 矢来町遺跡 | 1994 | 新宿区遺跡調査会 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（1）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺 構 | 遺物No. | 胎質 | 器 種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 22 | 春日町 6 | 54 号 | 1 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-1 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | 漆次関連陶磁器 |
| 1 | 23 | 春日町 6 | 54 号 | 2 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-2 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 24 | 春日町 6 | 54 号 | 3 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-3 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 25 | 春日町 6 | 54 号 | 4 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-4 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 26 | 春日町 6 | 54 号 | 5 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面・外面に漆付着生漆・黒漆・赤漆付着 | 206-5 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 27 | 春日町 6 | 54 号 | 6 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-6 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 28 | 春日町 6 | 54 号 | 7 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-7 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 29 | 春日町 6 | 54 号 | 8 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | ベンガラ付着 | 206-8 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 30 | 春日町 6 | 54 号 | 9 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C 中～19C? | 徳川家（水戸）小石川屋敷の江戸勤番武家長屋 | 内面に漆残存 | 206-9 | ? | 文京 | 春日町遺跡第 6 地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 1 | 31 | 東大 外来 | SK81 | 64 | 陶器 | 皿 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 前 | 前田家（加賀）上屋敷 | 見込みにはベンガラのような赤色の付着物がある | Ⅳ -28 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 1 | 32 | 会津藩保科家 | 近世 20 号 | 027 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 18C 前半頃～18C 後半頃 | 18C 後半 | 保科（松平）家（会津）下屋敷 | 内面に漆が充填されている | p.195 | | 港 | 会津藩保科（松平）家屋敷跡遺跡 | 2011 | 慶応義塾大学文学部民族学考古学研究室 | 漆濾し紙・漆充填曲物が出土 |
| 2 | 33 | 市谷仲之町 | 5 号 | 31 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 18C | 19C 中？ | 旗　本 | 赤色顔料付着 | 37 | 遺構出土遺物写真 | 新宿 | 市谷仲之町遺跡 | 1990 | 新宿区教育委員会 | |
| 2 | 34 | 江戸城外堀跡 | 22 号 | 17 | 陶器 | 皿 | 瀬戸美濃 | 17C 第 1～第 2 四半期 | 無 | 江戸城外堀 | 漆付着 | 152 | | 新宿 | 江戸城外堀跡四谷御門外橋詰・御堀端通・町屋跡 | 1996 | 地下鉄 7 号線溜池・駒込間遺跡調査会 | |
| 2 | 35 | 百人町三丁目 | D 調査区 P-7 | 7 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 中葉－18C 後葉 | 18C 末～19C 初？ | 百人組組屋敷 ( 伊賀組 ) | 赤色付着物あり　タンニン系（カキシブ） | 23 | PL.11-5 | 新宿 | 百人町三丁目遺跡 新宿西戸山タワーホウムズ建設に伴う発掘調査報告書 | 1987 | 百人町三丁目遺跡調査会 | |
| 2 | 36 | 百人町三丁目 | D 調査区 P-7 | 8 | 陶器 | 向付 | 瀬戸美濃 | 18C | 18C 末～19C 初？ | 百人組組屋敷 ( 伊賀組 ) | 赤色付着物あり　ベンガラ系 | 23 | PL.11-4 | 新宿 | 百人町三丁目遺跡 新宿西戸山タワーホウムズ建設に伴う発掘調査報告書 | 1987 | 百人町三丁目遺跡調査会 | |
| 2 | 37 | 愛宕下 | 水路 | 29 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 19C 前 | 18C 以降、近代？ | 農村？ | 内面赤色顔料付着 | 174 | | 練馬 | 愛宕下遺跡 | 1992 | 練馬区遺跡調査会 | |
| 2 | 38 | 春日町 3･4 | 1 号 | 8 | 磁器 | 碗 | 無 | 無 | 無 | 屋敷境　小笠原家（安志）と松平家（小島） | 漆付着 | 46 | | 文京 | 春日町第 3・4 地点 | 2000 | 文京区遺跡調査会 | |

Ⅵ－１表　付着物を有する陶磁器一覧（2）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺構 | 遺物No. | 胎質 | 器種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 39 | 春日町６ | 47 号 | 2 | 陶器 | 香炉 | 瀬戸美濃 | 無 | 18C | 徳川家（水戸）小石川屋敷 | 内面に赤色塗料付着 | 192-2 | | 文京 | 春日町遺跡第６地点 | 1999 | 文京区遺跡調査会 | |
| 2 | 40 | 小石川牛天神下 | A006S | 166 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 16C 末 -17C 初頭 | 17C 末～18C 前半 | 旗本 | 赤色塗料付着 | 6-1-11 | | 文京 | 小石川牛天神下 第２分冊 | 2000 | 都内遺跡調査会 | |
| 2 | 41 | 千駄木三丁目南２ | １号 | 005 | 磁器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | 明治初頭 | 町屋（植木屋？） | 内部顔料？付着 | 72 | | 文京 | 千駄木三丁目南遺跡第２地点 | 2007 | 共和開発 | |
| 2 | 42 | 本郷元町３ | 31 号 | 13 | 磁器 | 蓋物（身） | 肥前 | 17-18C | 17C 後半 | 石丸石見守屋敷 | 体部内面にベンガラ付着 | Fig.37 の 31-13 | Pl.157 | 文京 | 本郷元町３ | 1999 | 都立学校遺跡調査会 | |
| 2 | 43 | 宇和島藩伊達家屋敷 | ESY2 | 1 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 空欄 | 18C 末 | 伊達（宇和島）上屋敷 | 内面赤色顔料付着 | 53-1 | | 港 | 宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡 都埋文調査報告№141 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 2 | 44 | 宇和島藩伊達家屋敷 | BSK27 | 16 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 空欄 | 19C 前半 | 伊達（宇和島）上屋敷 | 内面赤色塗料付着 | 117-16 | | 港 | 宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡 都埋文調査報告№134 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 3 | 45 | 溜池 | 318 号 | | 陶器 | 小壺 | 瀬戸美濃 | 無 | 17C 中 | 丹羽家（陸奥二本松）1668 中屋敷→上屋敷 | 内面に赤色物付着 | 31-1 | | 千代田 | 溜池遺跡 | 2011 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 3 | 46 | 巣鴨町 12 | 40 号 | 79 | 陶器 | 徳利 | 瀬戸美濃 | 空欄 | 19C | 町　屋 | 内面赤色顔料付着 | 61 | | 豊島 | 巣鴨町 12 第１分冊 | 2008 | 豊島区教育委員会 | |
| 3 | 47 | 春日町 10 | 075 号 | 2 | 磁器 | 壷 | 肥前 | 無 | 17C 中～末 | 徳川家（水戸）屋敷 | 漆のようなもの付着 | 14 | 18 | 文京 | 春日町（小石川後楽園）遺跡第 10 地点 | 2007 | 共和開発 | |
| 3 | 48 | 千駄木三丁目南２ | １号 | 068 | 陶器 | 土鍋 | 不明 | 無 | 明治初頭 | 町屋（植木屋？） | 内部に顔料？付着有 | 78 | | 文京 | 千駄木三丁目南遺跡第２地点 | 2007 | 共和開発 | |
| 3 | 49 | 千駄木三丁目南２ | １号 | 069 | 陶器 | 土鍋 | 不明 | 無 | 明治初頭 | 町屋（植木屋？） | 内部に顔料？付着有 | 78 | | 文京 | 千駄木三丁目南遺跡第２地点 | 2007 | 共和開発 | |
| 3 | 50 | 東大 外来 | SK139 | 39 | 陶器 | 蓋 | 瀬戸美濃 | 無 | 1703 | 前田家（加賀）上屋敷 | 39 の裏側にも赤色顔料のようなものが付着する | Ⅳ -48 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 3 | 51 | 東大 外来 | SK139 | 40 | 陶器 | 燗鍋 | 瀬戸美濃 | 無 | 1703 | 前田家（加賀）上屋敷 | 内面には、赤色顔料のようなものがほぼ全面に付着する | Ⅳ -48 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | 172-8 と組 |
| 3 | 52 | 東大 工 14 | SU396 | 生産関連遺物 67 | 陶器 | 徳利 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 後 | 御先手組鉄砲組組屋敷 | 内面にベンガラが入っている | Ⅲ -116 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部 14 号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 3 | 53 | 東大 工 14 | SU396 | 生産関連遺物 68 | 陶器 | 徳利 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 後 | 御先手組鉄砲組組屋敷 | 内面にベンガラが入っている | Ⅲ -116 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部 14 号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 3 | 54 | 東大 工 14 | SU392 | 生産関連遺物 69 | 陶器 | 徳利 | 瀬戸美濃 | 無 | 19C 後 | 御先手組鉄砲組組屋敷 | 内面に赤色の付着物がある | Ⅲ -116 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部 14 号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 3 | 55 | 東大 御殿下 | 遺構・包含層 | | 磁器 | 蓋 | 中国 | 無 | 無 | 前田家（加賀）上屋敷 | 内面に赤色顔料付着 | 225-8 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 3 | 56 | 汐留３ | 5J-585 | 24 | 陶器 | 双耳壺 | 瀬戸美濃 | 無 | 無 | 伊達家（仙台）屋敷 | 内面赤色付着物 | 189-24 | | 港 | 汐留遺跡３第３分冊 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 4 | 57 | 市谷甲良町 | 112 号 | 8 | 磁器 | 蓋 | 肥前 | 1690-1740 | | | 内面漆塗彩 | 8 | | 新宿 | 市谷甲良町遺跡 | 2003 | 新宿歴史博物館 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（3）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺 構 | 遺物No. | 胎質 | 器 種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 58 | 細工町 | 132 号 | 17 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 1630-1650 | | | 高台漆付き | 64 | ? | 新宿 | 細工町遺跡 | 1992 | 新宿区厚生部遺跡調査会 | 北野信彦「細工町遺跡出土漆器資料の製作技法」pp.163-173 |
| 4 | 59 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 2 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 18C | | | 漆付着 | 71 | p.438 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 60 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 1 | 陶器 | 碗 | 肥前 | 17C 後～18C 前 | | | 漆付着 | 72 | p.404 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 61 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 2 | 陶器 | 碗 | 肥前 | 18C 前 | | | 漆付着 | 72 | p.438 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 62 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 3 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 前～中 | | | 漆付着 | 72 | p.438 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 63 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 5 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 中 | | | 漆付着 | 72 | p.438 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 64 | 京葉線八丁堀 | 29 号 | 6 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 中 | | | 漆付着 | 72 | p.438 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 65 | 京葉線八丁堀 | I 区 | 6 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 後 | | | 漆付着 | 151 | ? | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 66 | 京葉線八丁堀 | I 区 | 7 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 後 | | | 漆付着 | 151 | ? | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 67 | 京葉線八丁堀 | I 区 | 9 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C | | | 漆付着 | 151 | p.417 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 68 | 京葉線八丁堀 | I 区 | 10 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 18C 前 | | | 漆付着 | 151 | p.417 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 69 | 京葉線八丁堀 | III 区 | 5 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 中 | | | 漆付着 | 208 | p.452 | 中央 | 京葉線八丁堀遺跡 | 1990 | 京葉八丁堀遺跡調査会 | |
| 4 | 70 | 東大 工 14 | SK297 | 11 | 陶器 | 坏 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 高台脇の一部に赤色顔料が付着している | Ⅲ -63 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部 14 号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 4 | 71 | 東大 工 14 | SK301 | 5 | 磁器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 底部には薄く焼継屋の印を書いたと痕跡と思われる赤色顔料が観察できる | Ⅲ -67 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部 14 号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 4 | 72 | 会津藩保科家 | 近世 20 号 | 077 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 前半頃～18C 後末頃 | | | 高台周辺・高台畳付・高台内に漆が付着している | p.208 | | 港 | 会津藩保科（松平）家屋敷跡遺跡 | 2011 | 慶応義塾大学文学部民族学考古学研究室 | |
| 4 | 73 | 会津藩保科家 | 近世 20 号 | 078 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 18C 前半頃～18C 後末頃 | | | 高台周辺・高台畳付・高台内に漆と黄色物質が付着している | p.208 | | 港 | 会津藩保科（松平）家屋敷跡遺跡 | 2011 | 慶応義塾大学文学部民族学考古学研究室 | |
| 5 | 74 | 仲宿 | 2 号土坑 | 44 | 陶器 | 餌鉢 | 無 | 無 | | | 内面付着物 | 68-44 | 図版 8 | 板橋 | 仲宿遺跡 | 1991 | 仲宿遺跡調査会 | |
| 5 | 75 | 仲宿 | 2 号土坑 | 50 | 陶器 | 蓋 | 不明 | 不明 | | | 口縁に付着物 | 69-50 | 図版 9 | 板橋 | 仲宿遺跡 | 1991 | 仲宿遺跡調査会 | |
| 5 | 76 | 鉢山町・猿楽町 | 5 号 | 10 | 磁器 | 坏 | 肥前 | 18C 前半以降 | | | 内外面に付着物あり | 73 | | 渋谷 | 鉢山町・猿楽町 17 番遺跡 第 3 地点 | 2010 | 共和開発 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（4）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺構 | 遺物No. | 胎質 | 器種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 77 | 初台 | 041 号 | 140 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 1750-1810 | | | 褐色の付着物 | 122 | 同左 | 渋谷 | 松平出羽守抱屋敷 初台遺跡 | 1993 | 初台遺跡調査団 | |
| 5 | 78 | 初台 | I・2 区 | 544 | 磁器 | 紅猪口 | 京信楽？ | 1750- | | | 内面に橙色の物が付着 | 152 | 同左 | 渋谷 | 松平出羽守抱屋敷 初台遺跡 | 1993 | 初台遺跡調査団 | |
| 5 | 79 | 細工町 | 132 号 | 16 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 1630-1650 | | | 内部付着物有り | 64 | | 新宿 | 細工町遺跡 | 1992 | 新宿区厚生部遺跡調査会 | |
| 5 | 80 | 坂町 | 4 号 | 171 | 陶器 | 香炉 | 瀬戸美濃 | 空欄 | | | 内面黒色付着物 | 21 | | 新宿 | 坂町遺跡 | 2002 | 新宿歴史博物館 | |
| 5 | 81 | 坂町 | 4 号 | 174 | 陶器 | 香炉 | 京信楽 | 空欄 | | | 内／底部黒色付着物 | 21 | | 新宿 | 坂町遺跡 | 2002 | 新宿歴史博物館 | |
| 5 | 82 | 新宿六丁目 | 1865 | 9 | 磁器 | 紅皿 | 肥前 | 無 | | | 内面に黒色の付着物 | 144-9 | | 新宿 | 新宿六丁目 | 2005 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 83 | 新宿六丁目 | 2153 | 8 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 内面に黒色の付着物 | 151-8 | | 新宿 | 新宿六丁目 | 2005 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 84 | 新宿六丁目 | 2153 | 9 | 磁器 | 紅皿 | 肥前 | 無 | | | 内面に黒色の付着物 | 151-9 | | 新宿 | 新宿六丁目 | 2005 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 85 | 新宿六丁目 | 2153 | 11 | 陶器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 内面に黒色の付着物 | 151-10 | | 新宿 | 新宿六丁目 | 2005 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 86 | 筑土八幡町 3 | 6 号 | 9 | 陶器 | 中碗 | 瀬戸美濃 | 1770-1860 | | | 内面付着物 | 19 | | 新宿 | 筑土八幡町遺跡第 3 次調査 | 2004 | 新宿歴史博物館 | |
| 5 | 87 | 筑土八幡町 3 | 144 号 | 7 | 磁器 | 小碗 | 肥前 | 1650-1690 | | | 内面付着物 | 42 | | 新宿 | 筑土八幡町遺跡第 3 次調査 | 2004 | 新宿歴史博物館 | |
| 5 | 88 | 四谷一丁目 3 | C-15 号 | 2 | 磁器 | 紅猪口 | 肥前 | 1690-1780 | | | 内面付着物の痕跡？ | 82 | | 新宿 | 四谷一丁目遺跡 3 | 2000 | 新宿歴史博物館 | |
| 5 | 89 | 早稲田南 | 160 号 | 6 | 陶器 | 大甕 | 常滑 | 不明 | | | 内面白色付着物　便所甕 | 78 | | 新宿 | 早稲田南遺跡 | 1994 | 新宿区遺跡調査会 | |
| 5 | 90 | 上野忍岡 | 8 号石組溝 | 235 | 磁器 | 碗 | 空欄 | 1890 年代～ | | | 内面に付着物あり | 134-83 | 図版 140-9 | 台東 | 上野忍岡遺跡群 2 平成館篇・4 図版篇 | 1997 | 東京国立博物館構内遺跡発掘調査団 | |
| 5 | 91 | 和泉伯太・武蔵岡部 | 137 | 13 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面茶褐色の汚れあり。 | 97-13 | | 千代田 | 和泉伯太藩・武蔵岡部藩上屋敷跡遺跡 | 2007 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 92 | 岩本町二丁目 | 311 号 | 1 | 磁器 | 紅猪口 | 肥前 | 無 | | | 内面に赤色の付着物 | 72-1 | | 千代田 | 岩本町二丁目遺跡 | 2001 | 千代田区教育委員会 | |
| 5 | 93 | 岩本町二丁目 | 115 号 | 3 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 内面茶褐色の付着物 | 76-3 | | 千代田 | 岩本町二丁目遺跡 | 2001 | 千代田区教育委員会 | |
| 5 | 94 | 尾張藩麹町 | SK317 | 33 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 無 | | | 内面茶渋？ | 77 | | 千代田 | 尾張藩麹町邸跡 | 1994 | 紀尾井町 6-18 遺跡調査会 | |
| 5 | 95 | 外神田四丁目 | A 区北 3-1 | 24 | 陶器 | 合子 | 空欄 | 空欄 | | | 内面に墨の弾けたような痕有り | 3-24 | | 千代田 | 外神田四丁目遺跡 | 2004 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 96 | 溜池 | 688 | | 陶器 | 香炉 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 見込黒色付着物 | 52-4 | | 千代田 | 溜池遺跡 | 2011 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 97 | 溜池 | 313 | 9 | 陶器 | 擂鉢 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面に漆喰状白色物付着 | 20-9 | | 千代田 | 溜池遺跡 | 2011 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 98 | 溜池 | B-267 号 | 20 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 内面と高台に茶渋様付着物 | 50-20 | | 千代田 | 溜池遺跡 | 1996 | 都内遺跡調査会 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（5）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺 構 | 遺物No. | 胎質 | 器 種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 99 | 明治大学記念館 | 356 号 | 70 | 陶器 | 皿 | 肥前 | 17C 後半 -18C 前半 | | | 内面に暗褐色の付着物 | 74-70 | | 千代田 | 明治大学記念館前遺跡 | 2000 | 明治大学考古学博物館 | |
| 5 | 100 | 巣鴨町 2 | 13 号 | 42 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 19C 前半 | | | 高台部鉄漿、内面付着物有 | 13 | | 豊島 | 巣鴨町 2 | 1996 | 豊島区教育委員会 | |
| 5 | 101 | 巣鴨町 3 | 4 号 | 177 | 磁器 | 皿 | 瀬戸美濃 | 1890-1920 | | | 黒色付着物あり | 32 | 写 13 | 豊島 | 巣鴨町 3 | 1999 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 102 | 巣鴨町 3 | 4 号 | 180 | 磁器 | 小杯 | 瀬戸美濃 | 1830-1860 | | | 黒色付着物あり | 32 | 写 13 | 豊島 | 巣鴨町 3 | 1999 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 103 | 巣鴨町 12 | 22 号 1 層 +22 号 2 層 | 61 | 陶器 | 香炉 | 瀬戸美濃 | 空欄 | | | 内面黒色物付着 | 29 | | 豊島 | 巣鴨町 12 第 1 分冊 | 2008 | 豊島区教育委員会 | |
| 5 | 104 | 巣鴨町 12 | 包 1 層 C2･3 D1･2 | 95 | 磁器 | 水滴 | 肥前 | 空欄 | | | 内面黒色付着物あり | 30 | | 豊島 | 巣鴨町 12 第 1 分冊 | 2008 | 豊島区教育委員会 | |
| 5 | 105 | 雑司が谷 5 | 3 号 | 85 | 磁器 | 碗 | 瀬戸 | 近代か | | | 内：付着物（赤） | 54 | 54 | 豊島 | 雑司が谷 5 | 2010 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 106 | 雑司が谷 5 | 3 号 | 90 | 磁器 | 茶碗 | 不明 | 近代 | | | 高台内：付着物（黒） | 54 | 54 | 豊島 | 雑司が谷 5 | 2010 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 107 | 雑司が谷 5 | 3 号 | 360 | 磁器 | 筆洗い | 不明 | 近代 | | | 内：付着物、底：汚れ有り | 82 | 82 | 豊島 | 雑司が谷 5 | 2010 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 108 | 染井 11 | 313 号 | 130 | 磁器 | 紅皿 | 肥前 | 無 | | | 内：朱色の付着物 | 37 | 59 | 豊島 | 染井 11 | 2006 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 109 | 染井 15 | 3 号 | 34 | 陶器 | 大甕 | 常滑 | 空欄 | | | 見込部分に乳褐色の付着物 | 48 | 写 33 | 豊島 | 染井 15 | 2010 | としま遺跡調査会 | |
| 5 | 110 | 染井 5 | G8-q4 | 379 | 陶器 | 便槽 | 常滑 | 空欄 | | | 内面付着物有り | 61 | 写 37 | 豊島 | 染井 5 | 1999 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 111 | 染井 6 | 519 号 | 1289 | 磁器 | 紅皿 | 肥前 | 空欄 | | | 内面に付着物あり | 152 | 写 72 | 豊島 | 染井 6 | 2001 | 豊島区教育委員会 | |
| 5 | 112 | 染井 6 | 560 号 | 1517 | 磁器 | 合子蓋 | 肥前 | 1750-1810 | | | 内面に付着物あり | 164 | 写 77 | 豊島 | 染井 6 | 2001 | 豊島区教育委員会 | |
| 5 | 113 | 伝中・上富士前 2 | 16 号 | 126 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 空欄 | | | 見込みに付着物 | 20 | 写 12 | 豊島 | 伝中・上富士前 2 | 1998 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 114 | 伝中・上富士前 5 | N23 号 | 128 | 陶器 | 大甕 | 常滑 | 空欄 | | | 内面白色状物質付着、尿素か | 84 | 写 55 | 豊島 | 伝中・上富士前 5 | 2006 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 115 | 伝中・上富士前 5 | 攪乱 A | 162 | 陶器 | 碗 | 京信楽 | 1680-1780 | | | 内面白色状付着物 | 86 | 写 56 | 豊島 | 伝中・上富士前 5 | 2006 | 豊島区遺跡調査会 | |
| 5 | 116 | 小石川 | Pt-28 | 011039 | 磁器 | 猪口 | 肥前 | 無 | | | 内外面黒色物付着 | p.322-01 0139 | p.390 | 文京 | 小石川（近世･近代遺物編） | 1998 | 都立学校遺跡調査会 | |
| 5 | 117 | 東大 外来 | SK21 | 7 | 陶器 | 小鉢 | 不明 | 無 | | | 内面には白い付着物がみられる | Ⅳ -11 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 118 | 東大 外来 | SK22 | 8 | 陶器 | 甕 | 常滑 | 無 | | | 内面全体に黄白色の付着物がみられる | Ⅳ -11 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 119 | 東大 外来 | SK81 | 96 | 陶器 | 擂鉢 | 堺 | 無 | | | 内面の凹んだ部分には植物繊維状のものが付着する | Ⅳ -30 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 120 | 東大 外来 | SK98 | 2 | 磁器 | 蓋 | 肥前 | 無 | | | 受け部のところに白色の付着物がみられる | Ⅳ -32 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（6）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺 構 | 遺物No. | 胎質 | 器 種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 121 | 東大 外来 | SK98 | 3 | 磁器 | 蓋 | 肥前 | 無 | | | 受け部のところに白色の付着物がみられる | Ⅳ-32 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 122 | 東大 外来 | SK137 | 53 | 陶器 | 二耳壺 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面に茶褐色の付着物がみられる | Ⅳ-42 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 123 | 東大 外来 | SK152 | 19 | 磁器 | 蓋（壺） | 肥前 | 無 | | | 受部無釉部には細かい白色砂粒が多く付着している | Ⅳ-56 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 124 | 東大 外来 | SK381 | 4 | 磁器 | 蓋（蓋物） | 肥前 | 無 | | | 内面には白色の付着物が確認される | Ⅳ-101 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属外来診療棟地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 125 | 東大 小石川 | SU1 | 22 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面に茶褐色の付着物あり | Ⅲ-8 | | 文京 | 東京大学構内遺跡調査研究年報８　第３部 | 2012 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 126 | 東大 工１ | SK01 | 4 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面全体に褐色の付着物が見受けられる | Ⅲ-4 | Ⅲ-PL.8 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部１号館地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 127 | 東大 工１ | SK01 | 24 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面全体に褐色の付着物が見受けられる | Ⅲ-4 | Ⅲ-PL.8 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部１号館地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 128 | 東大 工１ | SK01 | 83 | 陶器 | 碗 | 不明 | 無 | | | 内面付着物あり | Ⅲ-5 | Ⅲ-PL.10 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部１号館地点 | 2005 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 129 | 東大 工14 | SK3 | 生産関連遺物49 | 磁器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面に赤色の付着物がある | Ⅲ-115 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部14号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 130 | 東大 工14 | SU63 | 26 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 見込みを除く内面1/2ほどに赤褐色の付着物が観察される | Ⅲ-20 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部14号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 131 | 東大 工14 | SU189 | 30 | 陶器 | 鍋 | 不明 | 無 | | | 口縁部を除き内面全体に赤色の付着物が看取される | Ⅲ-46 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 工学部14号館地点 | 2006 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 132 | 東大 御殿下 | 532号 | | 陶器 | 皿 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 見込突帯部に赤色付着物残る | 67-13 | 47-9 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 133 | 東大 御殿下 | 678号 | | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 内面しみ状の黒・黄色の付着物あり | 91-3 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 134 | 東大 御殿下 | 271号 | | 磁器 | 皿 | 肥前 | 無 | | | 内外面に付着物あり | 143-8 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 135 | 東大 御殿下 | 391号 | | 磁器 | 小杯 | 肥前 | 無 | | | 体部内面黄褐色の付着物あり | 146-11 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（7）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺 構 | 遺物No. | 胎質 | 器 種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 136 | 東大 御殿下 | 537 号 | | 磁器 | 小杯 | 肥前 | 無 | | | 見込に褐色の付着物あり | 157-6 | 36-18 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 137 | 東大 御殿下 | 886 号 | | 陶器 | 壺 | 肥前 | 無 | | | 内面黒色の付着物あり | 170-12 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 138 | 東大 御殿下 | 焼土溜り | | 磁器 | 蓋 | 肥前 | 無 | | | 斑状の付着物（褐色）あり | 172-8 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 139 | 東大 御殿下 | 焼土溜り | | 磁器 | 壺 | 肥前 | 無 | | | 内面一部にしみ状の付着物（黒・褐色）あり | 172-9 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 140 | 東大 御殿下 | 焼土溜り | | 磁器 | 蓋（碗） | 肥前 | 無 | | | 一部に斑状の付着物あり | 173-1 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 141 | 東大 御殿下 | 焼土溜り | | 磁器 | 蓋物 | 肥前 | 無 | | | 付着物（しみ状･褐色）あり | 173-6 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 142 | 東大 御殿下 | 416 号 | | 磁器 | 瓶 | 肥前 | 無 | | | 口唇部内面付着物（黒灰色）が一周。高台部外面釉際も黒くなっており、あるいは使いこまれた痕？ | 177-4 | 44-4 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 143 | 東大 御殿下 | 遺構・包含層 | | 磁器 | 蓋 | 中国 | 無 | | | 口縁部に黒色の付着物あり | 225-9 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 144 | 東大 御殿下 | 7 号 | | 陶器 | 飯碗 | 不明 | 無 | | | 内面ほぼ全面に褐色の付着物あり | | 84-1 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 145 | 東大 御殿下 | 7 号 | | 陶器 | 急須 | 万古系 | 無 | | | 内面に褐色の付着物あり | | 84-8 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 146 | 東大 御殿下 | 7 号 | | 陶器 | 土瓶 | 京信楽 | 無 | | | 身の内面褐色の付着物あり | | 85-6 | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点　第２分冊 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 147 | 東大 病院 | H21-2 | 71 | 陶器 | 合子 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 見込みには黒色の付着物が認められる | Ⅳ-075 | | 文京 | 東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属病院棟地点 | 1990 | 東京大学埋蔵文化財調査室 | |
| 5 | 148 | 日影町２ | 28 号地下室 | 3-6-28-63 | 陶器 | 小碗 | 瀬戸美濃 | 19C 中葉 | | | 内面に白色付着物 | 3-6-28f の 3-6-28-63 | p.569 | 文京 | 日影町２ | 1999 | 都立学校遺跡調査会 | |
| 5 | 149 | 日影町２ | 33 号地下室 | 3-6-33-11 | 陶器 | 中瓶（灰釉徳利） | 瀬戸美濃 | 18C 末～19C 初 | | | 内面に赤色付着 | 3-6-33c の 3-6-33-11 | p.583 | 文京 | 日影町２ | 1999 | 都立学校遺跡調査会 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（8）

| 分類 | No. | 遺跡略称 | 遺構 | 遺物No. | 胎質 | 器種 | 生産地 | 製作年代 | 遺構廃棄年代 | 出土地・身分 | 報告書の記述 | 図版 | 写真 | 行政区 | 報告書 | 出版年 | 発行主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 150 | 日影町２ | 6号地下室 | 3-6-6-32 | 磁器 | 小杯 | 肥前 | 無 | | | 内面に茶褐色被膜鉄奨坏として使用？ | 3-6-6e の 3-6-6-32 | p.532 | 文京 | 日影町２ | 1999 | 都立学校遺跡調査会 | |
| 5 | 151 | 会津藩保科家 | 近世20号 | 074 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 18C 中頃～18C 末頃 | | | 内面に白色物質が付着している | p.207 | | 港 | 会津藩保科（松平）家屋敷跡遺跡 | 2011 | 慶応義塾大学文学部民族学考古学研究室 | |
| 5 | 152 | 石見津和野藩亀井家 | 87号 | 21 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 19C 前半 | | | 体部：白・赤色顔料 | Ⅱ-27 | | 港 | 石見津和野藩亀井家屋敷跡遺跡発掘調査報告書 | 2008 | 港区教育委員会 | |
| 5 | 153 | 石見津和野藩亀井家 | 104号 | 5 | 磁器 | 皿 | 肥前 | 1810-60 | | | 内面に白色顔料？が付着している | Ⅱ-99 | | 港 | 石見津和野藩亀井家屋敷跡遺跡発掘調査報告書 | 2008 | 港区教育委員会 | |
| 5 | 154 | 宇和島藩伊達家屋敷 | ESH1 | 6 | 陶器 | 碗 | 瀬戸美濃 | 空欄 | | | 内面に付着物多数 | 56-6 | | 港 | 宇和島藩伊達家屋敷跡遺跡 都埋文調査報告No.141 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 155 | 汐留３ | 4I-613 | 14 | 陶器 | 油徳利 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 高台付着物 | 79-14 | | 港 | 汐留遺跡３第３分冊 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 156 | 汐留３ | 4J-211 | 4 | 陶器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 高台付着物 | 120-4 | | 港 | 汐留遺跡３第３分冊 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 157 | 汐留３ | 4J-319 | 24 | 陶器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 高台付着物 | 128-24 | | 港 | 汐留遺跡３第３分冊 | 2003 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 158 | 汐留４ | 5H-515 | 13 | 磁器 | 蓋（合子） | 肥前 | 無 | | | 内面付着物有 | 45-13 | | 港 | 汐留遺跡４第３分冊 | 2006 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 159 | 汐留４ | 5H-405 | 20 | 磁器 | 蓋（碗） | 肥前 | 無 | | | 内面付着物 | 48-20 | | 港 | 汐留遺跡４第３分冊 | 2006 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 160 | 汐留４ | 5H-726 | 5 | 磁器 | 香炉 | 瀬戸美濃 | 無 | | | 内面付着物 | 83-5 | | 港 | 汐留遺跡４第３分冊 | 2006 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 161 | 汐留４ | 6H-260 | 13 | 磁器 | 猪口 | 肥前 | 無 | | | 内面異物付着 | 139-13 | | 港 | 汐留遺跡４第３分冊 | 2006 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 162 | 汐留４ | 5H-666 | 18 | 磁器 | 碗 | 肥前 | 無 | | | 高台内に粘土状の付着物あり | 63-18 | | 港 | 汐留遺跡４第３分冊 | 2006 | 東京都埋蔵文化財センター | |
| 5 | 163 | 日影町２ | 28号地下室 | 3-6-28-8 | 磁器 | 小碗 | 瀬戸美濃 | 19C 中葉 | | | 内面に白色付着物 | 3-6-28d の 3-6-28-8 | p.567 | 文京 | 日影町２ | 1999 | 都立学校遺跡調査会 | |

Ⅵ-１表　付着物を有する陶磁器一覧（9）

# 第Ⅶ章　小結

都築　由理子

東京大学本郷構内の遺跡教育学部総合研究棟地点より出土した17世紀末から18世紀初頭に帰属するアカガイ製漆溜容器について、動物考古学（第Ⅰ章）、文化財科学（第Ⅱ、Ⅲ章）、考古学（第Ⅳ、Ⅵ章）、文献史学（第Ⅴ章）から考察をおこなった。特に第Ⅵ章の漆工関連とみられる陶磁器の集成は付着物の成分同定だけではなく、朱やベンガラ、鉄漿など顔料の使用法や歴史と併せて検討する必要性を示している。

しかし、本研究の目的である貝殻製漆パレット、漆溜容器の漆工用具（要具）としての位置づけとその時期的変遷をとらえるため、漆溜容器の使用者や目的、使用の場を1点の出土事例から考察することは非常に困難であった。一方で今般までの発掘調査により水戸藩駒込邸は17世紀後半から18世紀前半までの遺跡・遺物が他の時期よりも多く、藩邸内における諸活動の頻度と連動していると考えられる。本資料も当該時期に帰属することから、藩邸内の人・物の活動性や流動性を示すといえるだろう。本稿では今後、出土漆工用具（要具）資料から考えるべき課題の一つとして大名藩邸内での細工活動と町方の職人の関係について述べたい。

漆工関連の文献資料は乏しく、僅かであるが武家地関連の文献で漆工に関する記述を見出すことができる。大名屋敷内で漆を用いる活動の場として細工所が挙げられる。本遺跡が該当する水戸藩中屋敷に細工所があったかは判然としないが、本遺跡に隣接する加賀藩前田家では御細工所という役所があり、詳細は『加賀藩御細工所の研究』（金沢美術工芸大学美術工芸研究所1989、1993）にまとめられている。

『加賀藩御細工所の研究』によれば、加賀藩御細工所が設立された正確な年代はわからないが、慶長の末年から元和の初年と考えられ、武具御土蔵・御細工・弓矢・鉄砲などの管理にあたり、具体的には武具類の保管出納、破損や損失に応じた補修・修理・補充をおこなっていたようである。貞享4（1687）年、5代藩主綱紀の格式改めにより、機構が整い、職務内容や人事などを具体的に知ることができるようになる。御細工所は藩主が用いる武具の製作・修復、旗指物や前立物などの取り扱いにあたったが、時代が下るにつれて藩主の日用調度品の製作・補修や御能方など藩主御内用の広汎にかかわるようになる。また、御細工所で全ての製作・補修がまかなえたわけではなく、町方の職人へ発注した。彼らは御細工所へ出向き、特別な設備が必要な場合は自宅で御用細工をおこなった。町方の細工人に御用を命じた場合、手間賃がかかるため御細工者へ召し出される者が多かった。さらに、村方の細工人にも発注をおこない、町方・村方問わず技術を保持する者を掌握し、御用を勤めさせた。

御細工者は藩主の江戸御用にも随伴し、江戸参勤の道中および江戸屋敷在住期間の御手廻御用をも務めた。江戸屋敷の御細工所は御細工者の職種が一通り揃い、金沢御細工所の縮小版であったといえる。具体的な事例として、享保9（1724）年の江戸参勤に小刀細工、針細工、絵細工、塗物細工、紙細工、物書、鞢細工、轆轤細工、薫革細工が随行した。江戸に赴いた御細工者は本郷の上屋敷に住居し、上屋敷の部屋に空きがない場合は駒込の中屋敷に住居した。「御用内留帳」に江戸の御細工所の記事が多くないため、細工者の詳細な業務内容をみることはほとんどできない。ただし、第一に藩主の御手廻御用があり、武具の修復は弓・靭の塗修復が各15とごく僅かなものであった。また、芸能の御用も多かったようである。江戸においても金沢と同様に、町方の細工人へ武具の修復を発注している。

水戸藩と同じく徳川御三家である尾張藩、東京都新宿区尾張藩徳川家上屋敷跡からも漆工用具（要具）が出土しており（東京都埋蔵文化財センター 2002)、大名屋敷において漆を用いた活動の痕跡が伺える。村田香澄氏は尾張藩御小納戸の職務記録である『江戸御小納戸日記』の元文 4（1739）年正月から安政 2（1855）年 3 月までの記事から藩士の長屋暮らしについて考察をおこなっている。尾張藩は中上級武士を新規雇用する場合、一芸・一職を備えた者であることを条件にしており、この「一芸」・「一職」は延享 3（1746）年以来、内職が職芸として公認されていた。職芸の一例を挙げると大工、葺師、木挽、桶師、金具師、檜物師、桐油合羽職、塗師職、畳職、仕立職、武具細工研職、鍛冶職、金物職などがある。このような職芸は趣味の域ではなく、専門的な技術集団を形成していた可能性を指摘し、さらに活動の場は藩邸の中にある「細工所」「大工小屋」という施設だけでなく、日常生活空間の長屋においても行われていた可能性が高いと指摘している（村田 2002)。村田氏の指摘する内職の範囲が零細な手工業に該当するかは不明であるが、藩邸内の御細工所以外にも細工がおこなわれていたことが明らかにされている。

また、『加賀藩御細工所の研究』にみられた町方・村方へ御用を発注する大名屋敷を中心とした地域的なネットワークを考えるべきであろう。大名屋敷と商人・職人の関係について岩淵令治氏は以下のような指摘をしている。「武家と商人･職人の関係は自明のこととされ､さらに史料的限界もあいまって、武家の消費を支える商人、職人は、一部の金融・呉服関係の問屋を除いて、研究対象とはならなかったのである。江戸における消費の内容に検討が及ぶものが少なく、具体的な商人・職人との取引を分析したものはみられないのである。」（岩淵 2004)。さらに岩淵氏は佐賀藩支藩蓮池藩 9 代当主嫡子尚丸が明治 3（1871）年 4 月から 6 月まで麻布邸に滞在した際の関係商人との請取状から、新品の納品のみならず､桶の磨きや蓋の新調､弁当箱の磨き直し､急須の「焼継」､平などの塗物の塗り直し､刀の研ぎ直しなどの修理をおこない、藩は道具の維持のため職人と継続的に関係を結ぶ必要があったと分析している。また、台所方の関係商人・職人には屋敷近辺に居住していた者がいることから、藩邸を「磁極」とした「藩邸社会」の範囲の一端を示すと言及している。

以上から大名屋敷を中心としたローカルネットワークが江戸各所にあり、大名屋敷および藩主を頂点とした藩士は様々なレベルで商人・職人を含めた周辺社会と接点をもっていたことがわかる。

今後は、藩邸に出入できる職人だけでなく、その下位にあたるであろう行商の継師や古椀買い（回収した古椀を塗りかえて市で売る）などの零細な職人の実態と周辺社会を検討することが必要であろう。

【引用・参考文献】

岩淵令治　2004 『江戸武家地の研究』塙書房

金沢美術工芸大学美術工芸研究所　1989 『加賀藩御細工所の研究（一)』金沢美術工芸大学美術工芸研究所

金沢美術工芸大学美術工芸研究所　1993 『加賀藩御細工所の研究（二)』金沢美術工芸大学美術工芸研究所

東京都埋蔵文化財センター　2002 『尾張藩徳川家上屋敷Ⅸ』東京都生涯学習文化財団東京都埋蔵文化財センター

村田香澄　2002 「コメント『江戸御小納戸日記』にみる長屋の暮らし」『尾張藩徳川家上屋敷Ⅸ』東京都生涯学習文化財団東京都埋蔵文化財センター

# 文献・絵図資料にみる富山藩江戸屋敷

小松　愛子

# はじめに

本稿は、文献・絵図資料から富山藩江戸屋敷で生活した人びとのくらしを読み解いていくことを目的としている。近世都市城下町を構成する重要な要素である武家地、とりわけ江戸藩邸を核とする「藩邸社会」の性格を解明するためには、藩邸の社会＝空間構造を精緻に明らかにしていく基礎作業が不可欠である。そのさいには、扱う大名家の家格、位相を捉えること、そして藩邸の居住者であり藩政を担う大名、家臣団で構成される藩の組織構造の解明や、奢侈的・非生産的な消費を本位とする藩邸での生活を支えた藩邸外部社会（国元、江戸町方など）との関係など、藩全体の存立構造をも同時に考察していくことが求められている[1)]。

本稿が中心にとりあげる富山藩上屋敷は、東京大学本郷キャンパスの北東部分に位置した。現在、集合住宅となっている部分（台東区池之端 1-5-1 ベラカーサ池之端）もかつては上屋敷の一角で、この部分は、明治 10（1877）年 11 月 30 日に文部省から内務省経由で東京府に、忍岡小学校敷地として割譲されたもの（460 坪余）[2)] である。

富山藩上屋敷部分の発掘調査は、当室で行った主な分として医学部附属病院中央診療棟〈4、略称：病中〉、医学部附属病院看護師宿舎〈19、HN〉、医学部附属病院 MRI-CT 棟〈21、MRI〉、医学部附属病院看護師宿舎ゴミ置き場〈25、HND〉、医学部附属病院看護師宿舎Ⅱ期〈48、HN Ⅱ〉、医学部附属病院看護師宿舎Ⅲ期〈74、HHN308〉、医学部附属病院立体駐車場〈91、HHP09〉、基幹整備（流域⑧排水）A・B 区〈97-1,2、HKS09〉、ドナルド・マクドナルド・ハウス東大〈101、HMH10〉、医学部附属病院入院棟Ⅱ期〈113、HHWB12〉、クリニカルリサーチセンターA棟Ⅰ期〈125〉、国際科学イノベーション総括棟新営地点〈148、HIN14〉がある。この他に、台東区文化財調査会によって、先述した集合住宅部分の発掘調査（＊、茅町 2 丁目遺跡池之端 1 丁目 5 番地点）が行われている（1 図）[3)]。

富山藩江戸屋敷に関する先行研究としては、栗三直隆氏のものがあげられる[4)]。栗三氏は富山藩江戸屋敷に関わる文献・絵図資料を収集し、絵図の解読や「富山藩江戸屋敷関係年表」の作成などに取り組んでおり、本稿執筆にあたってこれをまず参照した。その後、本稿執筆の過程で、絵図の作成年

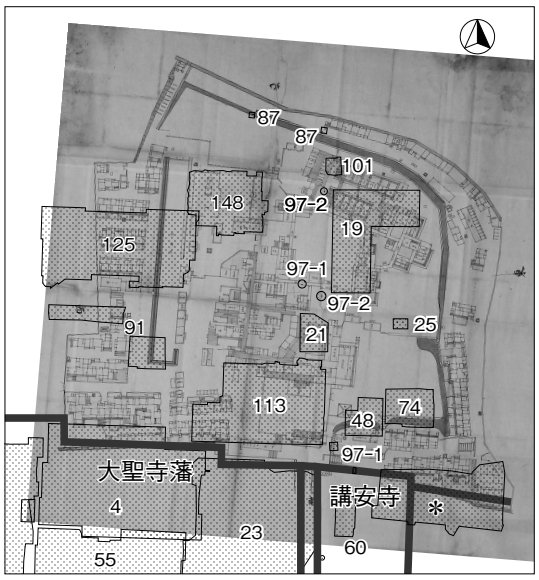


富山県立図書館所蔵「江戸御上屋敷図」（前田文書 274）に、当室で行った発掘調査地点及び台東区文化財調査会による茅町 2 丁目遺跡池之端 1 丁目 5 番地点の位置を重ねた．さらに発掘調査で確認された地境を加筆してある．
現在の東京大学の建物との位置関係は、本書冒頭の東京大学構内遺跡調査一覧を参照のこと．
以下、22 図を除き絵図の上方向（天）は北を指す．

**1 図　本郷配置図＋茅町 2 丁目遺跡**

代の解釈の違いや、栗三氏が参照した「前田氏家乗」（明治 24（1891）年に富山前田家の一門で初代富山市長前田則邦が中心となって行った旧藩史編修事業によりまとめられた歴代藩主の事績集。富山県立図書館所蔵、仮整理文書 73、全文が活字化されている。新田二郎編、富山藩士研究会解読『吉川随筆･前田氏家乗』桂書房、1988 年）の記載内容と、本藩･加賀藩側の史料との間での齟齬を確認し、細かい部分で「前田氏家乗」の記載に誤りが含まれることに気づかされた。この齟齬は、一例をあげると、寛政 5（1793）年 10 月 25 日に発生した火事の類焼範囲（上屋敷の御殿全焼か否か）に関わるものである。

富山藩江戸屋敷に関する文献・絵図資料については、その中心となるのは富山県立図書館に所蔵される富山藩主前田家伝来の前田文書（437 点）である。後世の写しも多いが、江戸屋敷を描いた絵図をはじめとする藩邸社会を知る上で重要な資料が含まれている。この他に、富山藩士の家に伝来した文書群のうち、天保末年まで定府であった市川家伝来の市川文書（258 点）には、3 代市佑・4 代金六がのこした諸記録のうちに江戸屋敷に関わるものが多く含まれる。この他に富山藩文書や未整理文書の中にも江戸屋敷に関わる文献･絵図資料が散見される。富山藩江戸屋敷に関する文献･絵図資料は、富山城および城下が江戸時代にたびたび大火に遭っていること、また第二次世界大戦で富山市街が約 99.5％も焼失していることから、のこされた資料は数少ない。それを補うのが本藩･加賀藩の史料群で、富山前田家は加賀前田家の分家であることから、その動向は加賀藩側でも把握されていた。近年の富山藩研究においても、この本分家、同族団（一門）を一体として捉える必要性が指摘されており、本稿においてもその必要性は十分認識した。しかし、膨大な本藩・加賀藩の史料を網羅的にとりあげていくことには限界があるため、きわめて限定的ではあるが災害など藩邸の土地利用に大きな改変が生じる局面についてはできる限り参照するようにつとめた[5)]。

本稿は 4 章で構成される。1 章では富山藩の概要について、富山藩の成立、江戸屋敷の全体像、富山藩前田家の位相という 3 節に分けてふれた。このうち、3 節富山藩前田家の位相では、富山藩前田家が 260 ～ 70 家ある大名家の中でどういう位相にあるかを示すために、「武鑑」や通路・両敬関係を挙げたリストから、将軍家（幕府）や前田家一門、他の大名・旗本家、寺社と取り結んだ諸関係を示した。さらに、藩を構成する家臣団の規模・構成を「分限帳」や「由緒書」などから概観した。2 章では歴代藩主の事績についてふれた。発掘調査成果との協同を考えた場合、江戸屋敷の空間変容をまずおさえる必要がある。ここでは、富山藩主個々の経歴などの基本情報の他、災害、人生儀礼、藩主の企図による江戸屋敷の空間変容の諸局面をできる限り拾うことを目指した。3 章では、現存する富山藩上屋敷全景図のうち唯一描かれた年代が判明する安政 5（1858）年の「江戸御上屋敷図」（富山県立図書館、前田文書 274）の読みときを行った。御殿の各空間の使用者や用途を示し、さらに御貸小屋・長屋に居住した家中の実際の暮らしぶりを同時代の文献史料と合わせながら考察した。4 章では、藩邸外部の江戸町人社会との関係を 3 節に分けて、隣接する本藩加賀藩と比較しながら検討を行った。1 節では藩邸に出入りする町人のうち、藩主との対面が許され、扶持を与えられるなど、藩に対する貢献度の高い町人である御目見町人を「分限帳」から紹介した。続いて、富山藩が、上屋敷通用門に接する下谷茅町など周辺の町寺と築いた関係を探るために、2 節では藩主の家督相続に伴い出府する国元の郡方惣代（十村）の記録を、3 節では安政江戸地震における施しの事例を参照した。末尾には、参考資料として、富山藩江戸屋敷を描いた絵図面類（323 頁～、9 ～ 30 図）と富山藩江戸屋敷に関する事項年表（340 頁～）を掲げたので、合わせて参照されたい。

# 1章　富山藩の概要

ここでは、富山藩の概要を、①富山藩の成立、②江戸屋敷の全体像、③富山藩前田家の位相に分けて検討していく。

## 1節　富山藩の成立

富山藩は、寛永16（1639）年6月20日に将軍徳川家光の許可を得て成立した。これに先立ち、加賀藩3代藩主前田利常は幕府に自身の隠居と、119万石の領知を嫡子（筑前守光高）へ80万石、二男（淡路守利次）へ10万石、三男（飛騨守利治）へ7万石、そして自身隠居料として22万石に配分することを願い出ており、これらが望み通りに許可された[6)]。

利常は当時48才と隠居にはまだ早い年齢であったが、2代将軍秀忠（1579-1632）の生前からすでに隠居を願い続けていたこともあって、3代将軍家光の理解を得ることができた[7)]。大名家において、庶子へ所領を分与し、分家を創出させることの目的は、血統・家の維持、重臣対策、庶兄対策、幕府への出仕、本家の名代・後見、証人など様々な理由によった[8)]。前田家の場合、加賀藩2代藩主利長に世子ができず、それゆえに後継となった利長の弟・利常には、幸いにして多くの男子が成長したため、嫡子に家督相続をするタイミングに合わせて、庶子である利次・利治の2人を分家とした。

利次・利治に対する所領の分与には利常の強い意志がはたらいており、「微妙公御直言」[9)]には3代将軍家光が利次へ5万石、利治へ2万石が妥当としたのに対し、利常は10・7万石を譲らなかったと記されている。利常がこれを強硬したわけは、119万石余りという最大の所領を得た加賀藩が将来にわたって安泰するために、自らの勢力を分散させることが必要と考えたからで、利常が幕府に対して相当な危機感をもっていたことをうかがわせる[10)]。10万石以上を分与された分家は他に例がなく、10万石という石高の大きさは富山藩前田家の位相を捉える上で重要な指針の1つとなる[11)]。

富山藩初代藩主利次は幕府の許可を得て、越中国婦負郡百塚（現：富山市百塚）に新城を築き居城にしようとした。寛永17（1640）年10月中旬に初入国するが、そのときはまだ新城は完成前であったため、百塚から南に1kmほどの距離にある富山古城（加賀藩2代利長の隠居地で、慶長10年に築城を開始。同14年3月に全焼。利長はこの火災により高岡へ移転[12)]）及び城下町富山を加賀藩から借用した。分藩当時の所領は越中国婦負郡（7.5万石）を中核としながらも、加賀国能美郡（2万石）・越中国新川郡（1.68万石）と加賀藩領内に錯綜していた[13)]。利次は父利常に対し、所領をまとめることを願い出るが反対にあい[14)]、結局は利常が没した万治3（1660）年7月になって、能美・新川郡内の所領が城下町富山とその近郊の村々に交換されること、さらに富山城を正式な居城とすることが許された。この所領替えによって幕末までの富山藩領も確定し、翌寛文元（1661）年からは富山城の整備改修・城下町富山の町割りが本格的に開始された[15)]。

## 2節　江戸屋敷の全体像

富山藩江戸屋敷の所在・取得経緯・主な用途について概観する。なお、上屋敷については3章で改めて考察する。

まず、富山藩が作成し幕府屋敷改などに提出した記録類から江戸屋敷の全体像をおさえておく。表1は、これらを一覧にしたものである。富山藩の場合、上・中・下の各屋敷については取得して以降、

表 1　富山藩江戸屋敷

| | 上屋敷 | 中屋敷 | 下屋敷 | 巣鴨屋敷 |
|---|---|---|---|---|
| 所在 | 加賀藩上屋敷内 | 池之端七軒町 | 浅草幡随院後通り | 小石川、巣鴨村 |
| 種別 | | 抱屋敷・無年貢地 | 拝領地 | 抱屋敷/抱地/町並屋敷 |
| （1661〈寛文元〉年）*1 | 11088.6坪*2 | 1471.8坪 | 10972坪 | |
| 1717（享保2）年 | 11088.6坪 | （記されず） | （記されず） | |
| 1719（享保4）年 | （記されず） | 966.7坪 | （記されず） | |
| 1745（延享2）年 | 11371坪*3 | 1475.3坪 | 10000坪 | |
| 1773（安永2）年 | （記されず） | 1475.3坪 | 10000坪 | |
| 1856（安政3）年 | （記されず） | 1475坪余 | 10000坪 | 4000坪/324坪/900坪<br>計5224坪 |
| 1870（明治3）年 | 官邸：12200坪 | | 私邸：10350坪 | |

出典：寛文元年：『吉川随筆』16 頁、享保 2 年：「参議公年表」46（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、特 16.11-75）、享保 4 年：『吉川随筆』346 頁、延享 2 年：「御当家記録取交草」（富山県立図書館所蔵、前田文書 132）所収「御留守居役所ノ留」、安永 2 年：「諸旧記抜粋」下（前田文書 232）所収「屋敷改真野庄右衛門へ御届写」、安政 3 年：「諸向地面取調書」（国立公文書館所蔵）、明治 3 年：「従戊辰十一月至癸酉五月諸願伺届等調書」（前田文書 28）

備考：*1『吉川随筆』は後年の編纂史料。寛文元年条に記されるために寛文元年とした。*2 これとは別に下谷茅町に 416 坪と記される。*3 下谷茅町 2 丁目年貢地 283.1 坪を含む。この他、文化 14（1817）年に湯浅祇庸によって編さんされた「公譜要略」（富山県立図書館所蔵、前田文書 30、写本）には、上屋敷 13584 歩と記されている。

幕末に至るまで一貫して保持しつづけた。では、上屋敷、中屋敷・下屋敷・その他に分けて個別に検討したい。

### 1 項　上屋敷

上屋敷は、本藩である加賀藩邸（拝領地 103,822 坪余）の北東部（現：文京区本郷 7-3-1 東京大学本郷構内病院地区及び台東区池之端 1-5-1 の一部）に位置していた。富山藩・大聖寺藩の上屋敷は、分藩当初から明治 4（1871）年に至るまで、幕府からの直接の拝領地ではなく、本家である加賀藩前田家の屋敷地（分藩当初は下屋敷、天和 3〈1683〉年より上屋敷）の一部を分与されるかたちをとった。後年の事例であるが、享保 2 年 7 月に幕府・屋敷改が各藩に対し、上屋敷の面積について報告するよう求めたさい、富山藩は屋敷改に対して自身が拝領した上屋敷はないこと、上屋敷は以前より加賀藩上屋敷の内にあると回答している[16]。なお、この時の富山藩と加賀藩とのやりとりから、富山藩の上屋敷の面積は 11,088.6 坪であることがわかる。加賀藩から分与された土地は、天和 3 年の加賀藩黒多門邸（証人屋敷）の廃止にともなう地割変更で、無縁坂から北上して富山藩へと至る道が、講安寺と接する東側につけかえられたこと[17]、元禄元（1688）年に大聖寺藩と 166 坪余りの土地交換[18]があったほかは、変わることなく推移した。上屋敷は明治 3 年 8 月に富山藩官邸となったが、その時に富山藩から東京府に提出された届出書面では 12,200 坪となっている。

富山藩では、上屋敷の隣接地を借地、あるいは取得し、上屋敷の一部として一体化させて使用していた。その 1 つが南側に隣接する講安寺の境内借地分で、もう 1 つは東側に隣接する下谷茅町 2 丁目の町並抱地（抱屋敷）であった。

①講安寺境内借地 600 坪

作事奉行をつとめた吉川十郎右衛門が記した「吉川随筆」によれば、富山藩は元禄 3（1690）年 7 月 9 日に初めて講安寺より借地したという。

【史料 1】[19]

一、江戸表にて講安寺之寺内御借地、初は元禄三年七月九日六百三拾七坪六厘六尺竿、但十ヶ年之極、右地代金子六拾八両壱歩、銀三匁五分、初年に渡切、御証文は奥村平馬・山崎豊左衛門両印なり、当り所は幡随院小寺地主講安寺、同院塔頭向旭庵とあり、裏判は小倉弥右衛門[20]也、

其後同十二年之証文には寺内坪六百坪六尺竿にて辰年より丑年まて御借地代金七拾五両壱歩と銀五匁六分七厘不残相渡と有之、小塚将監・村隼人連印之証文あり、

【史料１】によれば、元禄３年７月９日に講安寺より 637.06 坪の地面を、10 ヶ年季で金 68 両１分銀３匁５分にて借用した。富山藩はこの借地代金を年賦払いとはせずに初年に渡しきった。その時、講安寺と交わした借地証文は、家中の奥村平馬三軌[21]（足軽頭・寺社奉行・寄合所加判）と山崎豊左衛門一秀[22]（年寄・小性番頭・用所詰）が作成者となった。10 年が経過して借地証文の書き替えが行われたさいには、坪数は 600 坪、借地代金は 75 両１歩銀５匁６分７厘に値上げされた。「吉川随筆」は元文５（1740）年までを収録するが、それ以降の借地契約については記されない。

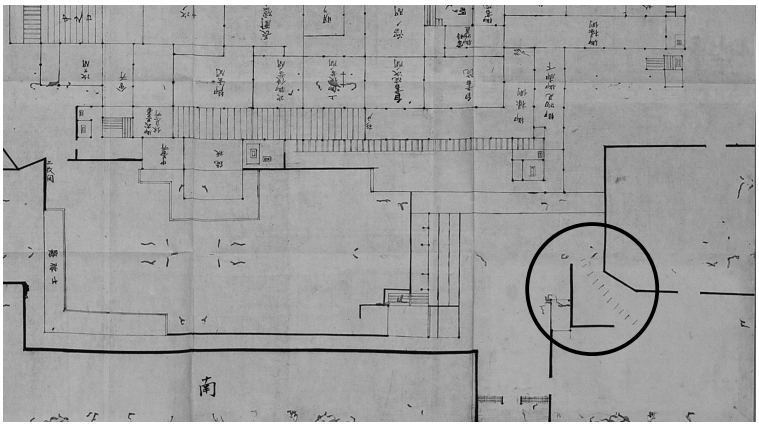


２図　上屋敷表門付近

出典：「江戸御上屋敷御殿御間続御絵図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 288）

その後、寛政５（1793）年 10 月 25 日に発生した火災では、「火事所出雲守様御借地御囲之内、御長柄小者へ御貸長屋より出火」[23]とあり、富山藩主の「御借地御囲内」、すなわち講安寺境内借地部分が火元であったことから、借地契約が更新されていたことがわかる。境内借地部分に居住した長柄小者とは、行列のさいに長柄の鑓をもつ者で、「分限帳」[24]に記載される家臣団のうちでも、足軽以下の最下層に位置づく。

９代藩主利幹の在位中（1801-35）の上屋敷御殿空間を描いた絵図[25]には 10 段前後の階段が描かれており（２図、全体写真は 326 頁 12 図。338 頁 28・29 図も参照）、この階段を下った先が講安寺境内借地分と推定される。講安寺境内借地分は上屋敷本体の地面よりも低かった。

富山藩はその後、境内借地分を講安寺へ返却するが、講安寺にはそれに関連する文献史料がのこされている。講安寺文書「裏明地借地之事」によれば、弘化５（1848）年２月より、富山藩が借用していた地面の一部 200 坪を、浄土真宗興安寺・等正寺へ貸し出すことになった。この証文の中で、富山藩が地面を返却した経緯についても合わせて記されている。

【史料２】[26]

裏明地借地之事

墓所後通り明地六百坪有之候処、松平出雲守様江旧借地ニ而拾ヶ年目ニ立合書替之由、右地代金十二月金弐拾両ツヽ納来り候処、積誉霊慙代天保度御倹約ニ付、長屋取払地所返地ニ相成旁申談候得共、行届兼、其節掛り之役人共拾四五人余も怪我人越度御本家ゟ申付り、猶又当寺ゟも先様江弥御不用ニ候哉と尋候処、最初役人共勤番ニ相成申候間、弥不用ニ候得者御勝手次第ニ与相断、右ニ付先住義純代ニ一向宗興安寺･等正寺等墓地借用願度旨申談居候処、命終旁其侭捨置之処、納向ニも相拘候事故、種々工夫ニ候得共、無致方地面之事故、六百坪金弐拾両之割合ニ而、右両寺江別紙之通組寺等立合之上貸し置申候事、

弘化五申年十二月(ママ)　　組寺　称仰院

同断　広大寺
地主　講安寺
　　門前立合家守中

【史料２】によれば、弘化５年２月当時明き地となっている講安寺の墓所の後ろ通り地面は、かつて富山藩へ貸し出していた地面で、年間 20 両で貸し出され、10 年に 1 度両者が立ち会って証文を書き替えていた。ところが、住職・積誉霊慙[27]（10 世、文政５（1822）年入院～弘化３（1846）年４月隠居、嘉永元（1848）年没）の在任中である天保年間に、富山藩側から倹約を理由に、長屋を取り払い、地面を返却したいという申し出があった。しかし、この時は講安寺側に借地返却をはたらきかけた担当役人 14、５人の過失一件がおこってすんなりいかず、地面返却は見送られたようである。この過失一件の詳細は不明であるが、天保５（1834）年の家老蟹江監物ら罷免一件あるいは同９（1838）年の家老近藤丹後ら罷免一件を指すのだろうか[28]。いずれも財政改革の失敗による担当役人の処分である。その後、講安寺から富山藩に対し、地面が本当に不要かどうか改めて確認をとったところ、富山藩からは、役人たちが「勤番」になったので不要であるから講安寺の勝手次第にしてよいという回答が得られた。そこで現住職の得誉学隣（12 世、弘化４（1847）年６月入院）は、急死した先代住職の英誉義純（11 世、弘化３年６月入院、同 12 月没）が本郷元町の一向宗興安寺・等正寺と墓地として使用する約束をとりつけていたことを実行にうつし、借地契約を結んで、弘化５年２月より富山藩に対する借地料と同率で両寺に永代借地させることにした。

では、富山藩はいつ境内借地部分を講安寺へ返却したのだろうか。史料には明記されないが、富山藩の回答理由にある、役人が「勤番」となった時期が手掛かりとなるだろう。富山藩では天保 14（1843）年４月に江戸定府の士分 37 人及び足軽全員に対して、天保 14 年５月・翌 15 年春・交代まで（なお、藩主利保の帰国は弘化２年）と大きく３段階に分けて、順次、富山への引越しを命じ、彼らはこれ以降「勤番」となった（264 頁、表 13 参照）[29]。講安寺側で返却された地面の次の貸し出し先が具体化するのは、英誉義純が住職をつとめていた弘化３年のことなので、その頃までに富山藩は境内借地部分を更地にして返却したのではないだろうか。

講安寺境内借地部分が講安寺に返却されたことで、２図に示した富山藩と境内借地分を結ぶ通路も不要になり、境内借地との間も塀などで閉ざされた。現在、富山県立図書館に所蔵される上屋敷の全景図は、いずれも通路が石垣などで覆われていることから、全て講安寺境内借地を返却したあとの弘化３年以降を描いた絵図面といえるだろう（3 章及び 323 頁 9 ～ 11 図参照）。

②下谷茅町２丁目抱屋敷地 283.13 坪

次に掲げる史料は、文政９（1826）年９月に下谷茅町２丁目名主次郎兵衛が作成した「町方書上」の一部である。

【史料 3】[30]

一、町内西側町屋敷三ヶ所合表田舎間拾七間三尺四寸、裏幅同断、裏行南之方ニ而拾六間、北之方ニ而拾五間壱尺五寸、此坪数合弐百八拾三坪壱合三夕有之候地所、万治二年・寛文三年・同七年三度ニ松平淡路守様御屋敷へ御求メ御抱地ニ相成、通用門有之候、尤家守附置、町並之諸役相勤申候、且又御代替之節ハ町並之御継目弘メ被致候、

「町方書上」によれば、下谷茅町２丁目の西側の町屋敷３ヶ所、計 283 坪１合３夕の地所を、富山藩が万治２（1659）年・寛文３（1663）年・寛文７（1667）年と３回に分けて買い求めて「抱地」とし、「通用門」として使用していた。富山藩はこの地所に家守をつけて他の町人同様の諸役をつとめ、藩主代替わりの時には継ぎ目の披露目を行っていたことが記されている。なお、下谷茅町２丁目は東叡山寛永寺の朱印地寺領・門前町で、寛永寺に対して、本坊御用人足・山内掃除人足を差し出すという役を負っていた。

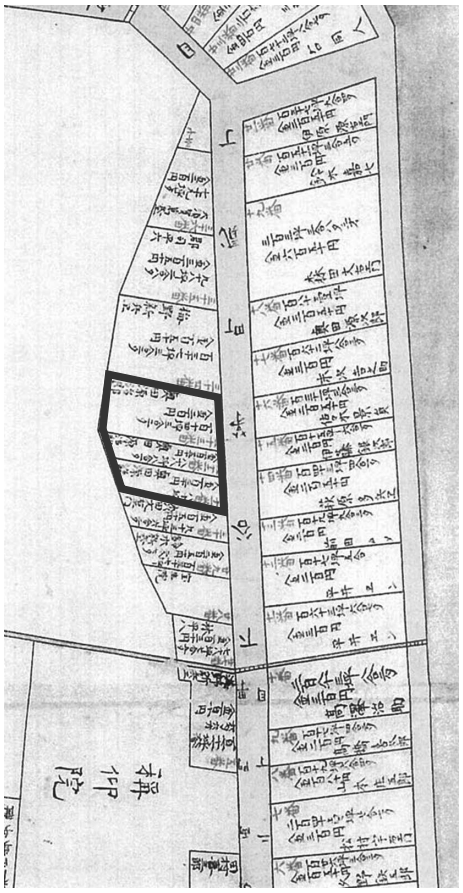

３図　下谷茅町２丁目部分

出典：「第４大区沽券地図（第４大区６小区）」（東京都公文書館所蔵）

この富山藩が通用門として使用していた地面の位置について、絵図面から確認しておきたい。まず、「御府内沿革図書」[31] では、抱屋敷地取得後の延宝年中（1673-1681）・天和年中（1681-1684）・貞享４（1687）年・元禄８（1695）年・天保 14（1843）年の図面が掲載される（334 頁 23 図）。どの地図においても同じ位置に富山藩の「町並抱屋敷」が確認でき、これが万治２年以降に富山藩が取得した地面と理解できる。なお、この地面を明治６(1873)年 12 月作成の「沽券地図」とあてはめてみると、奥田源治郎所持地３筆分（31 番地 80 坪・32 番地 88 坪８合１夕・33 番地 114 坪３合２夕）にあたり、面積合計も 283 坪１合３夕と一致する（３図太線部分）。

「御府内沿革図書」より、富山藩は下谷茅町２丁目の抱屋敷を天保 14 年まで所持し続けていたことがわかるが、その後まもなく手ばなしたようだ。なぜなら、先述の弘化３年以降を描いた上屋敷全景図（９～ 11 図）には、通用門が北側の下谷茅町２丁目の境稲荷社地に隣接する部分（現在の本郷キャンパス池之端門付近）に移動しており、かつての通用門の位置は塀で閉ざされているからである。

以上から、富山藩は上屋敷に隣接する講安寺境内借地分と下谷茅町２丁目町並抱屋敷地の両地面を、天保 14（1843）～弘化３（1846）年に手放したとみられる。富山藩は講安寺に対して、土地返却の理由を「倹約」のためと説明しているが、その一方で天保 15（1844）年には 10 代藩主・前田利保が巣鴨に抱屋敷 5224 坪を取得しており、この動きも連関させて考えたほうがよさそうである。巣鴨屋敷については後述する。

## ２項　中屋敷

中屋敷は池之端七軒町（現：台東区池之端２丁目 2,3 番地）に位置した（330 頁 16・17 図、335 頁 24 図）。上屋敷から北に直線距離でわずか 200m 程度のところに位置し、北隣りは大聖寺藩中屋敷、西隣りは池之端七軒町、南隣りは道をはさんで喜連川家（5000 石）、慶安寺、東隣りは不忍池という立地であった。中屋敷を取得した経緯を「沿革図書」、「吉川随筆」、「町方書上」、宝暦７（1757）年に初～４代藩主の記録をまとめた「御当家記録取交草」[32] などから整理し表２にまとめた。

富山藩が土地を取得する以前、地面は１筆で野田新五左衛門・野田五郎八の無年貢抱屋敷地であった。その後、貞享５年に２筆に分かれ、そのうちの１筆は元禄 12（1699）年に富山藩家中の山田弥

**表 2　中屋敷取得の経緯**

| | | |
|---|---|---|
| ① | 延宝年中（1673-1680） | 野田新五左衛門・野田五郎八の無年貢抱屋敷地：「沿革図書」 |
| ② | 貞享 5（1688）年 | 2 筆に分筆（便宜的に地面Ａ・Ｂと記す）：「沿革図書」<br>Ａ：野田新五兵衛の無年貢抱屋敷地<br>Ｂ：竹村弥太衛の無年貢抱屋敷地 |
| ③ | 元禄 12（1699）年 | 486 坪余（Ｂヵ）を三ノ丸比丘尼空知より富山藩家中山田弥左衛門名前にて求める（「町方書上」） |
| ④ | 元禄 13（1700）年 | 989 坪余（Ａヵ）を入江八左衛門より富山藩家中山田弥左衛門・権左衛門名前にて求める：「町方書上」「沿革図書」には面積の記載はないものの譲渡の記録はあり<br>※「御当家記録取交草」には 966.7 坪（Ａヵ）は 2 代藩主、477.3 坪（Ｂヵ）は山田弥左衛門抱屋敷とあり |
| ⑤ | 享保 15（1730）年 | Ａ・Ｂを一屋敷にし、ともに富山藩主・松平出雲守抱屋敷地とする<br>475 坪余（Ｂ）の名義を山田弥左衛門から富山藩主へ変更する：「吉川随筆」 |
| ⑥ | 文化 5（1808）年 | 隣接する大聖寺藩中屋敷（旧・正木甚五兵衛無年貢抱屋敷地）の一部 439 坪を譲り受け、囲いこむ：「町方書上」 |
| ⑦ | 嘉永 4（1851）年 | 大聖寺藩から譲り受け囲いこんだ 439 坪を大聖寺藩へ譲り戻す：「沿革図書」 |

左衛門名義に、もう一方も元禄 13 年に入江八左衛門から山田弥左衛門・権左衛門へ譲渡された。「御当家記録取交草」には、この 2 筆について、2 代藩主が購入した「池之方」の土地 966.7 坪（Ａ）と山田弥左衛門抱屋敷 477.3 坪（Ｂ）で構成され、それがのちにまた「１つ」になったと記している。この 2 筆の合筆は享保 15 年のことである。

享保 15 年 3 月に山田弥左衛門名目の抱屋敷地の名義変更が行われ、Ａ・Ｂ両地面ともに富山藩主名義の抱屋敷地となった。この名義変更の経緯については「吉川随筆」に詳しい。

【史料 4】[33)]

一、御中屋敷之内、山田弥左衛門抱屋敷と名目書上置候請屋敷御抱屋敷ニ被成度、此段水野和泉守様迄御内意伺置候付而左之通、

一、和泉守様へ御留守居被召呼、御用人中村紋左衛門を以被仰聞候者、兼而被仰聞候御抱明地之儀、御勝手次第御願可被成旨被仰渡候、就夫相伺には最初ゟ申述候通、元来出雲守抱地ニ御座候得共、前々山田弥左衛門と申者差置候、依之先年屋敷御改之節不案内にも御座候に付、弥左衛門抱屋敷と相答候、先年陪臣抱屋敷一同囲家作も難成ニ付而、其通ニ相成居申候、然者此度願書ニ其品相調可申哉と伺候処、最初ゟ之義書面も入組可申間、御家来名目は被指除、御抱地被成度御願一通り可然旨、最前ゟ和泉守様江相伺候義候間、御願書御用番様江指出ニおよひ不申、和泉守様へ被指出候様ニ御指図有之候、以上、

二月廿九日

御用所

私抱屋敷下谷池之端七軒町ニ四百七拾五坪余所持仕罷在候、右家来名代屋敷ニ仕差置候付、家作無御座候、可罷成義ニ御座候ハヽ、家作仕家来指置申度奉願候、以上、

三月四日　　松平出雲守

右御願相調ニ付、御付札ニ勝手次第可被致候と有之候事、

地面Ｂの名義を家中の山田弥左衛門から藩主に変更するにあたり、富山藩では藩の御内用頼みである幕府老中・水野和泉守忠之の指示に従いながら事を進めた。この名義変更がこのように慎重に扱われた背景には、享保 2（1717）年に陪臣名義の抱屋敷に囲家作を禁じる法令[34)]が出されていたこと

が大きく影響している。この禁令によって、家中・山田弥左衛門名義の地面Ｂは囲家作を設けることができなくなり、「明地」とせざるをえなかった。しかし、法令が出される以前には地面Ｂにも家作が設けられており、例えば元禄 16（1703）年 11 月 23 日に発生した地震では、「御中屋敷山田弥左衛門居宅大破」[35] という被害があり、山田弥左衛門の居宅があったことがわかる。なお、この山田弥左衛門は、「由緒書」[36] によれば浪人（先主は美作津山藩・森伯耆守長武）となっていたところを、元禄 11（1698）年に富山藩にかつてと同等の頭役にて抱え入れられた。そして翌 12 年 9 月には御用所詰、御用人加判という要職に就任している。「分限帳」をみると、子孫は「定府」と記されており、浪人から取りたてられ、富山に地縁のない者の子孫が定府家中として江戸屋敷に定住していったことがわかる。そして、中屋敷は妻帯する彼ら定府家中の居住地として機能していたようだ。

しかし、富山藩では、陪臣名義の抱屋敷に対して囲家作禁令が出されたあとも、そのことに留意することなく、屋敷改に対して「弥左衛門抱屋敷」と回答してきてしまった。従来通り家作を設け、家中の居住空間とするには、屋敷改に対し、家中から藩主へと名義変更を求める必要があった。「吉川随筆」に記される内容は、この名義変更を穏便に済ませるために、御内用頼みである老中・水野忠之の指示を受けて願書を作成・提出するという局面であった。水野の指示によって幕府が受理しやすい内容となった願書は、その後無事に受理され、中屋敷全面に家作を設けることが可能となった。

この中屋敷は、以後幕末に至るまで一貫して所持しつづける。ただし、「町方書上」、「沿革図書」には文化 5（1808）年から嘉永 4（1851）年にかけて、隣接する大聖寺藩中屋敷地面の一部 439 坪を譲り受け囲い込むといった記載がある [37]。

中屋敷の空間利用について、現存する絵図面から検討していきたい。富山県立図書館には、中屋敷の絵図面が 2 枚所蔵されている。

・絵図①　市川文書 204-2　御中屋鋪絵図面　注記：「御作事所」（330 頁 16 図）
・絵図②　前田文書 271　　江戸御中屋敷図　注記：「安政五午年シラベ浚未年写之」（330 頁 17 図）

絵図①と絵図②を見比べると、主要な建物に変化はないが、絵図②では新たに以下の構造物が加えられており、絵図②の方があとに作成されたものと考えられる（4-1 図、4-2 図）。

・大聖寺藩中屋敷と接する北側に裏門が設けられた
・この裏門設置に伴って下水に蓋がかけられ、大聖寺藩中屋敷から通行可能となった
・富山藩中屋敷の御殿空間北側の長局の手前にも裏門が設けられた
・富山藩中屋敷の北東端に土蔵 1 棟が設けられた（16・17 図参照）

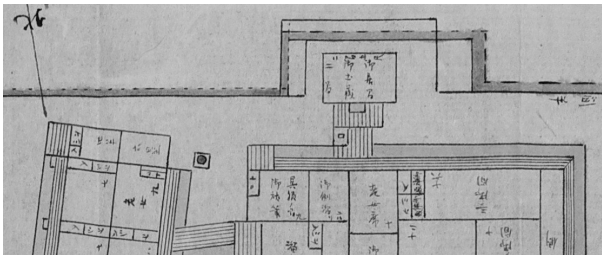

4-1 図　絵図①北側部分

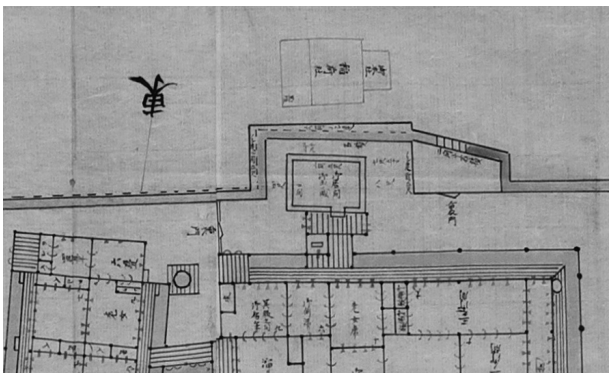

4-2 図　絵図②北側部分

＊絵図記載の方角は誤りである

絵図①と②の違いは、大聖寺藩との境界に設けられた門の存在で、この門を使用することで大聖寺藩中屋敷から直接、富山藩中屋敷の御殿空間と行き来することが可能であった。上屋敷でも地続きであった大聖寺藩との間には、表門を経ずして直接往来できる門が設けられていたが、これを新設する契機となったのは両家の縁組みであった。表門を使わない訪問であれば、藩主夫妻が正室の実家をわずかな供で気軽に訪れることも可能であった[38)]。これを中屋敷の裏門新設にもあてはめて考えると、絵図の作成年代に近い時期には富山藩 10 代藩主前田利保 4 女弘子（1835-1876）と大聖寺藩 12 代藩主前田利義（藩主在任 1849-1855 没）の縁組み、利保 11 女定子（1847-1918）と大聖寺藩 14 代藩主前田利鋭（藩主在任 1855-1871）の縁組みがあり、彼女たちのために門の新設があったと推測される。特に 12 代利義に嫁いだ弘子は、利義の没後は大聖寺藩上屋敷から他に移転したと考えられることから、この富山藩中屋敷と接する大聖寺藩中屋敷に移転し、家族と気兼ねなく会えるようにするために、裏門が新たに設けられたのではないだろうか。

次に中屋敷の内部構成について概観しておきたい。中屋敷の内部は、その中心は藩主家族の居住空間（御殿空間）で占められていた。南側の表門部分は長屋で家中の居住空間となっていた。中心部分の建物の構成は、東から建物の主の応接空間（御客間）と居住空間（居間・書斎・女中の執務空間）、女中の居住空間、奥御殿詰めの男性役人（広式役人）の執務・居住空間であった。居間は 1 つしか設けられていないため、主は 1 人と想定される。以上から、藩主家族のうち女性 1 人を主とする御殿空間であったと考えられる。

絵図②には「安政五午年シラベ」とあり、安政 5（1858）年を描いた絵図とみられる。同様の絵図が上屋敷にもあり（324 頁 10 図）、そこに描かれる奥御殿の居間の間取りと比較すると、中屋敷に描かれた居間の規模が一番大きいことがわかる。安政 5 年当時の藩主家族の女性で一番格式が高かったのは、広島藩浅野家から嫁いだ 10 代利保の正室久美子であることから、この屋敷の主は 10 代利保の正室久美子の可能性が大きい。大聖寺藩 12 代利義に嫁いだ弘子は久美子の実子であり、裏門が築かれた理由とも整合する。当時の上屋敷の使用状況などについては、2 章 12 代利聲の項、3 章で改めて扱う。

最後に中屋敷の外側にあった辻番（「番処」）と、大下水・不忍池についてもごく簡単にふれておきたい。この辻番は、「下谷池之端七軒町組合辻番所」と呼ばれ、旗本・大名が共同で負担した組合辻番であった[39)]。大下水は不忍池に流れ込む生活排水を防ぐために設けられたものである。加賀藩上屋敷内の心字池からの流水をはじめ、加賀・富山・大聖寺藩などの生活排水は下水路を通って不忍池へと流れこんでいた。不忍池は朱印地寛永寺領に含まれ、ここで生産される蓮根は将軍に献上される名物であったが、諸方から流れこむ悪水によって不作となったため、文政 2（1819）年に幕府・普請方地割棟梁世話役安川長蔵と作事方石方棟梁亀岡阿波が不忍池の浚渫を行って悪水と池水を分ける土手の設置を願い出た[40)]。土手を築いたあとには、土手に商番屋 5 ヶ所を設けて番人をおき、彼らに湯茶を商う店舗を経営させて、その後の維持費用を捻出させるというシステムを構築している。この土手の商番屋（「酒楼」）は、浮世絵[41)]にも描かれる名所となり繁昌したが、天保 13（1842）年の天保改革の一環で上野山下の床見世と共に、残らず撤去されることになった。しかし、土手自体はその後も残り続け、地図①・②に描かれており（16・17 図参照、「中土手」）、御殿空間の庭から土手に直接渡ることができる富山藩専用の橋も架けられていた。

### ３項　下屋敷

下屋敷は、浅草幡随院後ろ通り（現･台東区北上野２丁目 17 ～ 32 番地付近）に位置し、「浅草御屋敷」と通称されていた（331 頁 18 ～ 21、25 図）。上屋敷から北東方向に直線距離で約 1.6km 離れたところに位置する。安政５年段階では北・東・西隣りは坂本村、南隣りは勘定奉行支配河嶋小七郎他６名の屋敷地及び下谷山伏町であった[42]。下屋敷の北・東・南の周囲には用水堀がめぐっている。

「柳営日次記」[43]によれば、寛文元（1661）年６月 12 日に初代藩主利次は幕府から「浅草本多能登守下屋敷近所百間四方」の土地を拝領した。同日に大聖寺藩も「谷中近所根津之宮並に九十間四方」の土地を拝領している。富山藩ではこの時に拝領した土地（10,000 坪）を幕末に至るまで下屋敷として使用し、明治３（1870）年以降は私邸（10,350 坪）として関東大震災直前まで維持した[44]。

下屋敷は上屋敷に匹敵する面積を有し、藩主世子（若殿様）や隠居した藩主（大殿様）の居所として使用された。例えば、10 代利保は家督相続前の文政３（1820）年 12 月２日に広島藩主浅野斉賢の娘･久美子と婚礼をあげるが、この婚礼を契機に下屋敷での居住を開始した。下屋敷での生活については久美子（若御前様）の御用達を命じられた市川市佑が詳細に記録を残している[45]。

下屋敷は上屋敷が類焼したさいの避難所としての機能をもった。例えば、元禄 16（1703）年 11 月 29 日の火災（水戸様火事）で上屋敷が全焼したさい、当時上屋敷に居住していた２代藩主世子で部屋住みの利興（のちの３代）は、本所横堀・本法寺を経由して下屋敷に避難した。利興が避難した下屋敷の御殿は元禄 14（1701）年に再建されたばかり[46]で、幕府の上使を受け入れることができるほどの「手広」い建物であったという[47]。上屋敷の再建は２代藩主正甫の没後、宝永４（1707）年に３代利興によって行われた[48]。再建までにかなりの時間を要したが、その間は下屋敷御殿でとりあえずの用は事足りたのだろう。

富山県立図書館には下屋敷の絵図面が全景図１枚、部分図（御殿空間）３枚、屋敷地面の方角図１枚が所蔵されている。記載内容から作成順序を推定したものが表３である。部分図（②～④）については、方角図の紙背に「霽山人隠宅絵図面弐枚、同細絵図壱枚」と原表題が記されており、霽山すなわち 12 代利聲の隠居後の住まい（普請完成後、安政６年 12 月 22 日に引越）と考えられる。

下屋敷を描いた絵図のうち、最も古いのは①全景図で、その後の絵図と大きく違う点は、①では表門・御門・御殿玄関が西に面していることである。出版されている江戸図の表門の表記は西面と南面が錯綜しており、西から南に変化したとの推測はたつが、いつ移動したかまでを具体的に知ることはできない。①～④の地図ではいずれも御殿の立地は瓢箪池の北で変化はないが、①と②～④では御殿の建物構成が異なる。そのため、①の御殿を完全にとりこわして、②～④が建ったとみられる。

①と②～④の御殿内部の空間構成の違いについてみていく。まず、応接空間について①では書院が設けられているが、②～④では使者の間のみであった。次に居間は、①では１つだが、②～④では２つある。さらに②～④では６畳の「御子様方」の部屋や、広式役人や女中の執務空間、女中の生活空間（東側にある８畳の「部屋」３つが相当か）がある。

全景を描いた地図①に戻りたい。下屋敷全体のうち、表門・通用門がある西側部分に家中の居住空間が集中している。また北側には的場、南側には稲荷社などが点在している。下屋敷では幕末期には

**表３　下屋敷絵図面の作成順序**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | 全景図 | 表門・御門・玄関が西面／②以降の御殿と異なる内部構造 | 前289 | 18図 |
| ② | 部分図 | 玄関が南面／北西の入口部分・「横目」詰席の北側部分に朱書で加筆あり | 前293 | 19図 |
| ③ | 部分図 | 玄関が南面／北側の「御子様方」の居室北西部分の板張りの廊下に加筆あり | 前293 | 20図 |
| ④ | 部分図 | 玄関が南面／②の朱書加筆・③の加筆がそれぞれ反映された建物あり | 前293 | 21図 |

砲術稽古も行われた[49]。東側には水辺の空間が広がっている。10 代利保が江戸屋敷や富山城内で栽培した植物の記録「万香園裡花壇綱目」[50]には、「此種（鉄掃箒メドハギ：筆者注）下谷山崎町下邸外園ニ多ク生ス」という記載があり、この水辺空間には薬草など様々な植物が生育していた。このような土地の利用状況は、明治17年8月に参謀本部測量局が作成した5000分1地図でもほぼ同様である。

### 4 項　その他－巣鴨屋敷

富山藩では天保 15（1844）～安政 2（1855）年のわずか 10 年強の期間、「巣鴨御屋敷」[51]と通称される抱屋敷 5224 坪を所有していた。巣鴨屋敷は、巣鴨村（現・文京区大塚 4 丁目、豊島区南大塚 2 丁目の都立大塚病院、大塚公園付近）に位置した（333 頁 22 図、336 頁 26 図）。上屋敷から北西方向に直線距離で約 3.5km 離れたところに位置する。北・西隣りは巣鴨村、東隣りは松平越中守抱屋敷、南は中山道板橋宿に通じる街道（板橋道、現･春日通り）･街道沿いの小石川大塚上町（伝通院領）と接している。

「沿革図書」によれば、巣鴨屋敷は a ～ c の 3 筆に分けられ、富山藩は天保 15 年（a･c）と弘化 4 年（b）の 2 回に分けて取得した[52]。

a 巣鴨村伝通院領抱屋敷 4000 坪

b 抱地 324 坪

c 巣鴨村増上寺領町並屋敷 900 坪

a・c の地面はもともと巣鴨村百姓地として一体であったところ、延享 2（1745）年に街道沿いの c 部分が町並地となった。その後、百姓地 a は町医師大谷木真庵、駒込高林寺門前町人を経て、町並地 c と合わせて富山藩前田家の抱屋敷（a）、町並抱屋敷（c）となった。b は、隣接する松平越中守が飛び地としてもっていた抱地を弘化 4（1847）年に取得したものである。

安政 3（1856）年に作成された「諸向地面取調書」では、巣鴨屋敷は現藩主である 12 代利聲ではなく、隠居した父・10 代利保所持と明記されており、利保の意志による取得であることがわかる。上屋敷の御殿空間を全焼させた弘化 3 年の火災時には、利保は下屋敷に一度避難した後、4 日後には巣鴨屋敷への仮住まいを幕府に申請しており[53]、巣鴨屋敷において藩主が生活できる空間が構築されていたことをうかがわせる。利保は巣鴨屋敷に橋掛り 13 間をもつ舞台を新築し、そこに在江戸の能役者らが続々と会合したという後世の記録ものこされている[54]。

また、嘉永 5（1852）年の富山藩若年寄の出府記録[55]によれば、巣鴨屋敷には前田利保の正室久美子（御前様）が在住していた。この時、すでに利保は隠居し、世子・利友が 11 代藩主に就任し、上屋敷には、利友の実母で利保の側室・毎木が暮らしていた。毎木は藩主の母として次第に発言力を高め、のちに藩政に介入し、家中を二分させた御家騒動（富田兵部一件）に関わる人物である（2 章 12 代利聲の項、3 章参照）。利保は巣鴨屋敷に正室を住まわせることで、上屋敷での正室と側室の同居を避けた可能性も考えられる。また、前田利保と久美子の娘で、嘉永 6（1853）年に大聖寺藩主前田利義に嫁いだ弘子は、巣鴨屋敷から大聖寺藩邸へ入輿して

**表 4　安政 2 年 2 月段階の巣鴨屋敷の構築物**

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 建家6棟 | 123.5坪, 157.75坪, 259坪<br>41.25坪, 20坪, 6.5坪 |
| 2 | 土蔵2棟 | 27坪, 13.5坪 |
| 3 | 渡り4ヶ所 | 6.25坪, 7.75坪, 5坪, 12.5坪 |
| 4 | 廊下2ヶ所 | 4坪, 5坪 |
| 5 | 板屋根門1ヶ所 | 幅9尺, 両開, 4尺5寸の潜り |
| 6 | 木戸門6ヶ所 | |
| 7 | 板塀8ヶ所 | |
| 8 | 井戸2ヶ所 | |
| 9 | 冠木門1ヶ所 | 幅9尺, 両開, 表通り |
| 10 | 建家2棟 | 29.25坪, 24坪 |
| 11 | 建家1棟 | 54.5坪 |
| 12 | 表長屋1棟 | 19坪 |
| 13 | 長屋門1棟 | 63.5坪, 幅1丈1尺, 両開<br>6尺の潜り, 左右板羽目 |
| 14 | 長屋1棟 | 52.5坪 |
| 15 | 板屋根門1ヶ所 | 幅8尺, 両開, 4尺の潜り |
| 16 | 板塀3ヶ所 | |
| 17 | 雪隠1ヶ所 | 1.25坪 |
| 18 | 井戸2ヶ所 | |

出典：「抱屋敷寄帳」5（国会図書館所蔵、807-49）
1～9が抱屋敷4,000坪内．10～18が町並屋敷900坪内．

おり、正室久美子の実娘も巣鴨屋敷に同居していたようだ[56]。

幕府・屋敷改の記録である「抱屋敷寄帳」[57]には、この巣鴨屋敷に関して、安政2（1855）年2月2日に前田利保から土佐藩主・山内容堂へ相対にて譲渡することを許可したという付箋が貼り付けられている。この付箋には、譲渡した当時の巣鴨屋敷の構築物が全て明記されている（表4）。10年強の短期間とはいえ、隠居した藩主とその正室が居住したため、かなりの建物があったことがわかる。なお、巣鴨屋敷を土佐藩に相対で譲渡した理由についてはわからない。「抱屋敷寄帳」にも、両者において建物を居抜きで譲渡するような特別な由緒はないということが明記されている。

## 3節　富山藩前田家の位相

### 1項　藩主とその家族

富山前田家は前田利常の二男利次を初代とし、13代利同のときに明治維新を迎えた。図5、表5は富山藩前田家の系図及び一覧（実名、法名、生没、藩主、在任、父母・正室名、他家に縁付した子女名）である。

分家した初代と御家騒動の収束のために入った13代を本家である加賀前田家から、9代を大聖寺前田家からそれぞれ養子に迎えたほかは、先代藩主の子や弟が継いだ。同じく分家の大聖寺前田家が本家から初・2・4・12～14代と養子を迎えていることに比べれば少なく、それゆえ富山前田家は、大聖寺前田家と比較して本家に対する依存度も相対的に低かった[58]。

藩主正室については、5代を本家、3代を大聖寺前田家から迎えたほかは、他家から迎えた。大聖寺前田家からの養子である9代は、富山前田家8代の娘を正室に迎えた。4・6・7・11・12代には正室がいない。このうち、4・6代には側室がおり、側室から次期藩主となる世子が誕生している。7代は本家から正室を迎える予定であったが、婚礼前に7代が死去してしまった。本家から正室を迎えた5代、迎える予定だった7代は、共に正室不在で側室が生んだ子という共通点がある。本家から正室を迎えることで、血統の維持・再生産がはかられ、本分家間の血縁関係が希薄になることを防いだとみられる。

前田家本分家以外の他家から迎えた1・2・8・10～13代のうち11・12代については婚約のみで実現しなかった。他家との縁組については事前に本家に相談していた。その例として、初代利次の娘・梅姫と岡崎藩水野家との縁組をあげておきたい[59]。この縁組では美濃代官でのちに勘定奉行をつとめた岡田将監善政が仲介しており、岡田は前田利常に対面して利次娘梅姫（利常にとっては孫）と水野家との縁組みの是非をうかがっている。縁組みは水野家側からもたらされたようで、利常は水野家の知行高4.5万石は梅姫の嫁ぎ先として「少分」であるが、当主・水野忠善（初代）に「男道に悪しき沙汰これ無」しと、その人柄を高く評価しており、縁組みが決断された。梅姫が嫁いだ忠春（2代）は奏者番・寺社奉行をつとめ、梅姫の実子・忠之（4代）はのちに幕府老中となって、富山藩、加賀藩の御内用頼みをつとめるなど、幕府との関係において重要な役割を担うことになる[60]。

正室は、富山前田家より石高・家格の高い家から迎えることを通例とした。藩主娘の嫁ぎ先は梅姫の事例が先例とされたのか、富山前田家のほぼ半分にあたる5万石台を上限とした家が選ばれている。本分家ですでに姻戚関係を結んでいた家を多く含むが、譜代藩など富山前田家独自の縁組先もあった。

家系図　凡例　富山藩　　藩主名を枠で囲み、右肩に代数を丸囲数字で記載した。
加賀藩　　藩主名の右肩に代数を記載した。
大聖寺藩　藩主名の右肩に代数を四角囲文字で記載した。
七日市藩　藩主名の右肩に代数を三角囲文字で記載した。
実線は実子を、二重線は養子を示した。

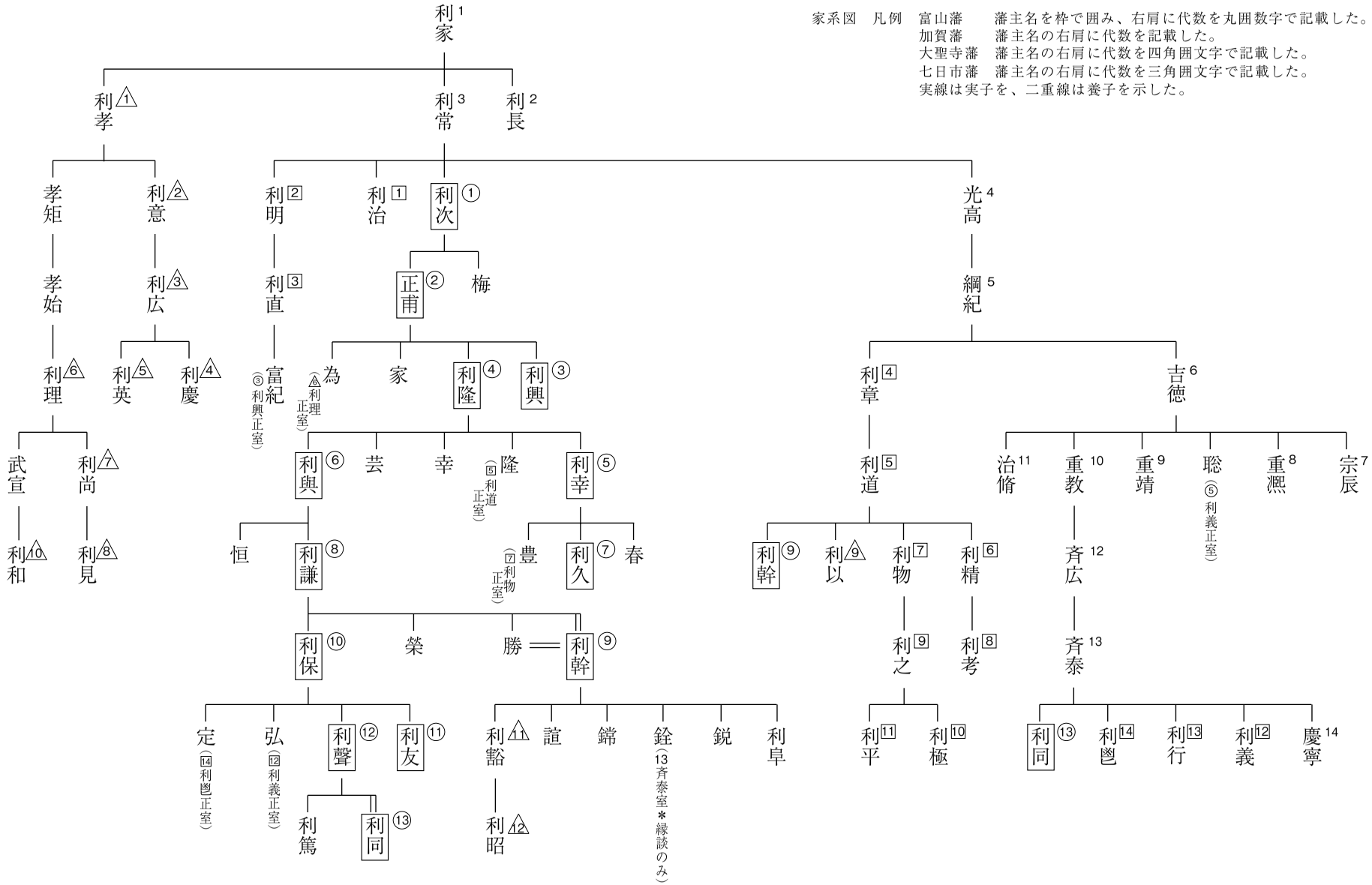


5図　前田家系図

## 表5　富山藩歴代藩主表

| | | 生 | 襲封 | 致仕 | 没（享年） | 父母 | 正室 | 他家に縁付した子女 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | トシツグ<br>利次<br>（龍光院） | 元和3.4.29<br>（1617） | 寛永16.6.20<br>（1639） | 延宝2.7.7<br>（1674） | 延宝2.7.7<br>（1674）(58) | 父　利常（加賀藩3代）<br>母　正室天徳院（徳川秀忠娘） | 山形藩（壬生藩）鳥居忠政娘<br>（宗、寂照院）<br>継室：河鰭基秀娘（蓮池院） | 長女（梅・清光院）：岡崎藩水野忠春正室 |
| 2 | マサトシ<br>正甫<br>（正甫院） | 慶安2.8.2<br>（1649） | 延宝2.9.4<br>（1674） | 宝永3.4.19<br>（1706） | 宝永3.4.19<br>（1706）（58） | 父　利次<br>母　側室八尾・泰寿院 | 前橋藩酒井忠挙養女<br>（実・豊後岡藩中川久清娘）<br>（英、東渓院） | 4女（家・昌安院）：出羽松山藩酒井忠英正室<br>6女（為・長寿院）：七日市藩前田利理正室 |
| 3 | トシオキ<br>利興<br>（安詳院） | 延宝6.5.27<br>（1678） | 宝永3.6.6<br>（1706） | 享保9.7.18<br>（1724） | 享保18.5.19<br>（1733）(56) | 父　正甫<br>母　側室須磨・貞性院 | 大聖寺藩前田利直娘<br>（富紀、心光院） | |
| 4 | トシタカ<br>利隆<br>（太龍院） | 元禄3.11.11<br>（1690） | 享保9.7.18<br>（1724） | 延享1.12.20<br>（1744） | 延享1.12.20<br>（1744）(55) | 父　正甫<br>母　側室自貞院 | なし | 3女（隆・宝光院）：大聖寺藩前田利道正室<br>4女（幸・偏照院）：伊勢久居藩藤堂高雅正室<br>6女（藝・超勝院）：高家旗本前田長教室 |
| 5 | トシユキ<br>利幸<br>（霑慈院） | 享保14.12.11<br>（1729） | 延享2.2.13<br>（1745） | 宝暦12.9.4<br>（1762） | 宝暦12.9.4<br>（1762）(34) | 父　利隆<br>母　側室久衛・清薫院 | 加賀藩前田吉徳娘<br>（総、慈徳院） | 長女（春・現成院）：伊勢亀山藩石川総博正室<br>2女（豊・桐陽院）：大聖寺藩前田利物正室 |
| 6 | トシトモ<br>利與<br>（龍徳院） | 元文2.10.19<br>（1737） | 宝暦12.11.11<br>（1762） | 安永6.11.8<br>（1777） | 寛政6.8.22<br>（1794）（58） | 父　利隆<br>母　側室久衛・清薫院 | なし | 長女（恒・真源院）：丹波柏原藩織田信應継室 |
| 7 | トシヒサ<br>利久<br>（恭徳院） | 宝暦11.3.16<br>（1761） | 安永6.11.8<br>（1777） | 天明7.8.7<br>（1787） | 天明7.8.7<br>（1787）(27) | 父　利幸<br>母　側室律・円光院 | なし | |
| 8 | トシノリ<br>利謙<br>（寛隆院） | 明和4.12.22<br>（1767） | 天明7.9.29<br>（1787） | 享和1.8.26<br>（1801） | 享和1.8.26<br>（1801）(35) | 父　利與<br>母　側室住・自仙院 | 萩藩毛利重就娘<br>（長、瑤臺院） | 2女（榮・寛寿院）：対馬藩宗義質正室 |
| 9 | トシツヨ<br>利幹<br>（霊照院） | 明和8.12.1<br>（1771） | 享和1.10.12<br>（1801） | 天保6.10.19<br>（1835） | 天保7.7.26<br>（1836）(66) | 父　利道（大聖寺藩5代）<br>母　側室保安院 | 富山藩前田利謙娘<br>（勝、輪晃院）<br>継室：高崎藩松平輝延養女<br>（実・白河藩松平定信娘）<br>（庸） | 2男利阜：豊後府内藩主9代松平近信<br>2女（鋭・心月院）：秋田藩佐竹義厚正室<br>3女（銓・麗珠院）：加賀藩前田斉泰　*縁談のみ<br>4女（錦・霊寿院）：大洲藩加藤泰幹正室<br>5女（諠・昭寿院）：龍野藩脇坂安坦継室<br>7男利豁：七日市藩主11代 |
| 10 | トシヤス<br>利保<br>（龍澤院） | 寛政12.3.1<br>（1800） | 天保6.10.19<br>（1835） | 弘化3.10.20<br>（1846） | 安政6.8.18<br>（1859）(60) | 父　利謙<br>母　側室美須・芳心院 | 広島藩浅野斉賢娘<br>（久美・延、宝寿院） | 4女（弘・松現院）：大聖寺藩前田利義正室<br>11女（定・正徳院）：大聖寺藩前田利鬯正室 |
| 11 | トシトモ<br>利友<br>（暠嶽院） | 天保5.2.1<br>（1834） | 弘化3.10.20<br>（1846） | 嘉永6.12.20<br>（1853） | 嘉永6.12.20<br>（1853）(20) | 父　利保<br>母　側室毎木・紫雲院 | 対馬藩宗義和妹　*婚約のみ | |
| 12 | トシカタ<br>利聲 | 天保6.2.17<br>（1835） | 嘉永7.2.12<br>（1854） | 安政6.11.22<br>（1859） | 明治37.2.16<br>（1904）(70) | 父　利保<br>母　側室毎木・紫雲院 | 福山藩阿部正弘娘　*婚約のみ | 2男利篤：前橋藩知事松平直方（越前松平家12代） |
| 13 | トシアツ<br>利同 | 安政3.6.27<br>（1856） | 安政6.11.22<br>（1859） | 明治4.7.14<br>（1871） | 大正10.12.23<br>（1921）(66) | 父　斉泰（加賀藩13代）<br>母　側室秋芳 | 高崎藩大河内輝聲妹<br>（淑） | |

注　「東都勤集録」（富山県立図書館所蔵、市川文書77）、「富山前田御家譜」（富山県立図書館所蔵、仮整理文書51）
『お殿さまとお寺―富山前田家ゆかりの寺々』（富山市郷土博物館特別展図録、2012）
『山上会館・御殿下記念館地点第3分冊』（東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書4、1990）

## 2 項　家格

前田家の家格について、便宜的に「武鑑」を用いて検討したい。「武鑑」には将軍家との関係を示す家格が端的に記されており、また、一門をまとめて明記しているため前田家一門を理解する上でも便利である。ここでは「武鑑」を切り口にして、①将軍家、②前田家一門との関係から、富山前田家の家格について考察する。表 6 は「明和武鑑」（明和 8 年）に示される内容を整理したものである。

**表 6 「明和武鑑」の記載**

| | 加賀前田家 | 富山前田家 | 大聖寺前田家 | 七日市前田家 |
|---|---|---|---|---|
| 当主 | 加賀少将治脩卿 | 松平出雲守利與 | 松平備後守利道 | 前田大和守利尚 |
| 石高 | 102.27万石 | 10万石 | 7万石 | 1万石余 |
| 居城／在所 | 居城：金沢 | 居城：富山 | 居城：大聖寺 | 在所：七日市 |
| 殿席 | 大廊下 | 大広間 | 大広間 | 柳間 |
| 位階 | 正四位 | 四品 | 四品 | ― |
| 上屋敷 | 本郷5町目 | 下谷池之端 | 下谷池之端 | 半蔵御門外 |
| 献上 | 銀50枚・巻物20 | 銀20枚・綿20把 | 銀10枚・綿20把 | 蝋燭1・金馬代 |
| 拝領 | 銀100枚・馬<br>巻物30・鷹 | 巻物20・馬 | 巻物10・馬 | 巻物3 |
| 参府年 | A・4月 | B・4月 | A・4月 | B・6月 |
| 御暇年 | B・4月 | A・4月 | B・4月 | A・6月 |
| 参府御暇上使 | 老中 | 使番 | ― | ― |

注：参府・御暇年の A は子・寅・辰・午・申・戌年、B は丑・卯・巳・未・酉・亥年を示す．並びは左から記載順．
「明和武鑑」（国立国会図書館所蔵、800-4）

①将軍家との関係

大名の階層序列（家格）は将軍との親疎、石高、居城、江戸城での詰席（殿席）、官位、出自など様々な尺度ではかられ、時期によって変化もした[61)]。この格式差は、家臣団の数、儀礼の場や建築、城下町の規模など目に見えるかたちであらわされ、幕府はこれらを巧みに用いることで大名家の統制を可能としていた。それゆえに大名家の行動はこの家格に拘束され、規定をうける。

富山前田家は本家である加賀前田家と同様に外様であるが松平姓を名乗り、石高は 10 万石で、居城をもつことが許されていた。位階は、家督相続後に従五位下を叙され、家督相続から 1、2 年以内に従四位下（四品）に昇任するのが通例であったが、それからさらに侍従に昇任した例（初･9･10 代）もあった。従五位下から四品への昇任は殿席にも影響した。すなわち、家督相続当初は五位の外様の殿席である柳の間席に詰め、四品に昇任した後は家門･外様の四品以上の席である大広間席へ移った。家督相続、昇任によって殿席に初めて加わるときには、同席の大名を上屋敷に招請して饗応が行われている[62)]。

富山藩は 10 万石の石高であったことから、将軍宣下や自らの家督相続の祝儀に老中の招請を行う家格であった[63)]。「武鑑」にも、10 万石の富山藩と 7 万石の大聖寺藩の家格の違いが、献上・拝領物の違い、参勤交代のさいに幕府上使が訪れるか否かの差としてあらわれている。富山藩の場合、藩主の参府御暇のたびに将軍の上使として使番が藩邸を訪れた。それゆえに幕府上使や老中招請のための応接空間（書院廻り）が必要不可欠であり、上屋敷が焼失してしまった場合にも書院を再建する緊急度・優先度が高く、また代替となる応接空間が下屋敷にも設けられていた。

一方、大聖寺藩の場合には、老中招請や参勤交代時に幕府上使の来訪が必須の家格ではなかったからか、上屋敷焼失後も書院再建の優先度は低かったようである。加賀藩家老の公用日記である「中川長定覚書」によれば[64)]、元禄 16（1703）年の火災で上屋敷が全焼したあと、大聖寺藩では享保 2（1717）年に至っても書院は設けられなかった。正徳元（1711）年には、4 代利章が家督を相続し、そこで老

中招請を行う予定であったが、書院がないために行うことができずにいた。享保2年に書院増築と老中招請を行うべく計画がたてられたが、同年正月に幕府に命じられた役（方角火消）と前年の凶作に伴う財政難を理由に、結局は同年中の再建と老中招請は共に難しいという判断が、利章の実父である加賀藩5代綱紀より下されている。富山藩も、同じく元禄16（1703）年の火災で全焼しているが、その後宝永4(1707)年に上屋敷御殿が再建された。この再建の前年に3代利興が家督を相続しており、再建はこれを祝う老中招請を意識して進められた。その後も富山藩では宝永7（1710）年に6代将軍家宣、享保3（1718）年に8代将軍吉宗の将軍宣下祝儀の老中招請が確認でき、この間に書院を再建できなかった大聖寺藩と大きく異なる。石高に起因する家格の差が、江戸屋敷の再建のスピード、ひいては空間構成にも大きく影響することがうかがえる。

②前田家一門内の位置

「武鑑」には参勤交代の時期についても記載があり、加賀・大聖寺藩と富山・七日市藩という組み合わせであることがわかる。すなわち、加賀藩主と富山藩主は参勤交代のタイミングが逆になり、藩主同士が共に江戸屋敷に滞在する期間はごくわずかであった。富山前田家は前田家一門（分家･末家）の中で最も家格が高いため、重要な場面で在国の加賀藩主の名代をつとめる役割を担った。例えば、9代利幹は､病気で出府できない加賀藩12代斉広の名代として､13代斉泰の将軍家斉との初目見･元服･家督相続に立ち会ったり、また斉泰に将軍家斉娘溶姫を入輿させるという将軍内意を幕府老中から受けている[65)]。また、参勤交代のタイミングが逆になることを利用して、加賀藩へ一時的に地面・長屋が貸し出されることもあった[66)]。

前田家一門において最も家格の高かった富山藩といえども、幕府から命じられた諸役への対応、家督相続にかかる費用（叙勲、葬送、参勤交代費用）の捻出、領内凶作・江戸屋敷焼失などの緊急の出費において、加賀藩から多額の金銭を融通してもらっていた。また、作事や大規模な行事では人員提供も受けている。そもそも加賀藩から所領・上屋敷地面・家中の分与を受けて成立しているため、加賀藩に対する自立度は低く、依存しなければ存立できなかったといえるだろう。

### 3項　諸大名・旗本・寺社などとの関係

江戸屋敷が外部社会ととり結ぶ関係について吉田伸之氏は、①藩主が在府中に江戸の諸大名･旗本･寺社等と取り結ぶ関係と、②藩邸が江戸の町人社会と取り結ぶ関係の二つの位相からなることを指摘している。このうち、①は松方冬子氏の研究をふまえ、家格に拘束された交流の形式「通路」によって規定されるとした[67)]。本項では諸大名・旗本・寺社との関係をみることで富山前田家の位相を考察する。なお、②については4章で改めてふれたい。

富山藩前田家について具体的に検討する前に、松方冬子氏による加賀藩前田家の事例を紹介しておきたい[68)]。加賀前田家には、「通路」――使者のやりとり、相互の訪問など最低限の儀礼的な交際関係を有する相手――のリスト（「通路帳」）や、「両敬」――相互の訪問・応対・文通などの交際に同等の敬礼を用いる関係で、親戚･姻戚関係、地縁や個人的な交友関係を母体に家同士の関係として代々続く形で設定された家――のリスト（「両敬帳」、加賀前田家の場合には「賓客応接記事」に収録）が残されており､松方氏はこれらを詳細に分析した。加賀前田家と富山前田家は本分家関係にあるため、史料の形式や相手先などでも参照すべき点は多い。以下では本稿に関わる部分に限って、加賀前田家の通路と両敬関係の特質について整理した。

①明和期以降明治初年まで書き継がれた通路帳（「御通路諸侯」）には全体で1,954人の記載があり、

大名家については全大名家の 9 割近くにあたる 224 家 988 人に上ったことから、加賀前田家の場合、近世の大名同士は「不通」と特別に認識されない限り、たいていの場合はお互いに「通路」していた。通路先の範囲は、仙台藩伊達家を検討した服藤弘司氏が「御知人」の範囲として示した親類、昵懇などの条件はつける必要はなく、大名家同士であれば「知人」となる用件を備えていた[69]。

②寛政元～ 3（1789 ～ 91）年に作成された「御通路帳」に記載された 1,233 人では、大名・旗本・公家・寺社の他に、出入の坊主・幕府の下級役人などの御家人や親戚大名の陪臣など通路の相手ではないが現実に前田家の屋敷を訪れたり、使者をよこすことがあるものも含まれている。出入・御用頼などは、加賀前田家に対して幕府・他家との関係を補完する役割を担う一方、同家より経済的見返り・社会的な格上げというメリットを得たいと通路を望んだ。

③通路は藩主と藩主、家と家との交際という意味をもつ。したがって、藩邸に出入する町人は通路の相手には含まれず、家中の一部分（会所）を窓口として開けることで付き合う形をとった。大名家という大きな集団が江戸において外部社会と付き合う場合には、このような家格に束縛されない、自由で融通の効く付き合いも必要とされた。

④両敬関係は石高の大きい、家格の高い家ほど数が絞られた。加賀前田家が両敬関係を結んだ家（「御惣容御両敬」）は 5 家（秋田佐竹家、会津保科家、高松松平家、富山前田家、大聖寺前田家）に限られる。会津保科家・高松松平家とは近世を通じて数回の縁組を行ったが、5 回の縁組を結んだ広島浅野家や姻戚関係を有する将軍徳川家・紀州徳川家が含まれないなど、姻戚関係を有する全てと両敬関係を結んだわけではない。また、加賀前田家の分家には七日市前田家（1 万石）もあるがこれも含まれない。両敬関係を結んだ家の数は、幕府の重職につく譜代大名ほど多い傾向にあった。両敬関係は江戸城の殿席とは直結しない対等の関係であり、幕府の家格制度の枠組みから比較的自由でありながら、現象としては幕閣で力のあるものと関係を保ちたいという考えがあったことを窺わせる。

以上の点をふまえた上で、富山前田家の通路、両敬関係について具体的に検討していきたい。

富山前田家については、残念ながら「通路帳」「両敬帳」にあたるものを管見の限り確認できていない。しかし、江戸屋敷の勤務マニュアルである「東都勤集録」[70] の中に、通路や両敬関係にあった大名・旗本・寺社などのリストがのこされており、これを手がかりにみていく。

「東都勤集録」をまとめた市川金六伯和は幕末期に富山藩の若年寄をつとめた人物である。市川家は、元々享保 8（1723）年に改易された大和郡山藩本多家の家中で、浪人をしていたところを享保 13（1728）年に江戸定番足軽・聞番下附として抱えられ、以来、江戸定府の家中としてつとめた。伯和の父市佑は 10 代利保の婚礼御用など藩主夫人・子女の御用達、さらには奥御殿全体を管轄する広式奉行などを歴任した。伯和は市佑の実子ではなく、甥の続柄にある三河吉田藩家中・上原雲八の四男で、20 歳のときに富山藩邸内の市川家に引き取られた。伯和は他藩家中の出身で富山藩の様子に不案内であったためか、前任者の勤務記録を精力的に書き写した。「東都勤集録」は清書されているため、加筆修正の過程までは読み取ることはできない。明記される下限の年代は安政 3（1856）年であるが、全ての内容が安政 3 年段階とはいえない。通路・両敬関係にあった大名などのリストについては、10 代利保が藩主在任中の天保 10（1839）年前後のものと推測される。通路・両敬関係にあった大名などについて表 8（256 ～ 7 頁）にまとめた。表 8 から読み取れる内容を以下に示す。

①「東都勤集録」に所収される通路・両敬関係にあった大名などのリストは大きく 2 種類に分けられる。1 つは、「御間柄御両敬御続合」（A 34 家）、「御両敬の外御続合の御方々様」（B 10 家）のリストで、それぞれの両敬になった経緯、「続合」（血族・姻族関係などの続柄）を合わせてあげてい

る。もう1つは、藩邸における藩主あるいは使者の応接の格式を列挙したもので、加賀前田家・御三家・宮家・公家など両敬関係にない家格の高い家々（S[71]）、「御類門・御両敬御等」（A’35家）、「御同席の外御縁談等」（B’24家）、「御館入御簇本衆」（C 16家）、「寺院御会釈」（D 26寺）をあげている。後者に関連するリストとして、文化9年以前のものとみられる上屋敷表御門を通行する格式別に家々を列挙した史料がある[72]。ここには上記の74家、26寺以外に、御家人（E）や宗教者（F）なども含まれている。以上から、Aが両敬関係、A～F、Sが通路をもった家・寺社等といえよう。

②両敬関係（A、A’）の家々は重複している。Aでは柏原藩織田家が含まれないが、これは写し洩れとみられる。両敬関係にある家のうち、前田家一門（「類門」）については分家のみで本家は記されなかった。加賀前田家が両敬関係をもった家は5家にとどまったが、富山前田家の場合は35家と多い。両敬関係に至った経緯をみると、1家を除いて、姻戚・親類関係の形成に起因している。例外の1家は平戸藩松浦家で、9代利幹が松浦静山と懇意であったことによった。「懇意」な関係は利幹・静山の個人的な側面によるところが大きいが、松浦家との関係は利幹・静山没後も継続されている。富山前田家は、2～8代まで実子・実弟という血縁相続であったが、9代利幹は大聖寺藩前田家からの養子であったため、ここから大聖寺前田家の姻戚・親類関係も加わり拡大した。

大名家では、渉外役をつとめる留守居（加賀・富山藩等では「聞番」と称した）が幕府・大名諸家等との折衝、政治・社会情報の収集を組合単位で行っていた[73]。この留守居組合での情報伝達は廻状で行われており、廻状の宛名をみることでどの組合に属していたかを知ることができる。文政9（1826）年の留守居廻状からは、同席である大広間席7家に、同席組合を形成しない大廊下席3家を便宜的に加えた計10家で構成されていた（表7）。同席の7家は江戸城から北東方面に上屋

**表7　留守居組合**

| | |
|---|---|
| 1717（享保2）年 | 対馬藩宗家（大広間）、津藩藤堂家（大広間）、秋田藩佐竹家（大広間）、松平佐渡守家、小笠原家、高田藩榊原家（帝鑑間）、柳河藩立花家（大広間）、富山前田家（大広間）、大聖寺前田家（大広間） |
| 1826（文政9）年 | 加賀藩前田家（大廊下）、津山藩松平家（大廊下）、福井藩松平家（大廊下）<br>対馬藩宗家（大広間）、富山藩前田家（大広間）、佐竹藩秋田家（大広間）<br>大聖寺藩前田家（大広間）、柏原藩織田家（大広間）、柳河藩立花家（大広間）、津藩藤堂家（大広間） |

出典：1717年：富山県立図書館所蔵、「吉川随筆」巻15（前田文書18）
1826年：笠谷和比古「大名留守居組合における互通文書の諸類型」（『史料館研究紀要』14号、1987年、10p）佐竹文庫蔵の史料による。

敷をもつ近隣の諸大名であった（333頁22図参照）。このうち、対馬藩宗家・秋田藩佐竹家・大聖寺藩前田家・柏原藩織田家と姻戚関係を結び、津藩藤堂家とは分家久居藩藤堂家と姻戚関係を結んで両敬関係を形成していた。柳河藩立花家については10代利保正室久美子の妹加代子が立花鑑備正室（天保11年入輿、同13年離別）であるが、富山前田家において両敬・通路共に記載はない。富山前田家の事例から、留守居組合は同席であること、上屋敷が近隣であることに加えて、姻戚関係にもとづく両敬関係によって非常に強固な結束を築かれていたことがわかる[74]。

③両敬以外の家々をあげたB、B’については一部が重複している。このうち会津藩保科家・豊後岡藩中川家・下野壬生藩鳥居家とは安政2（1855）年に両敬となった。Bは初・2代の姻戚、本家や姻戚先の両敬相手などの古くかつ遠い姻戚・親類関係である。B’にはBの他に江戸城で殿席が同じ家（「同席」）を含んだ。「同席」はその構成から大広間ではなく柳の間を指しているとみられる。富山前田家は、家督相続から四品に昇格するまでの1、2年の間は柳の間詰であった。たった1、2

## 表 8　富山前田家の両敬・通路先　　天保 10（1839）年前後

| | 藩名 | 藩主名 | 史料 | | 由来 | 利保との間柄 | 殿席 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A 両敬の大名家 | 大聖寺藩 | 前田利平 | 備後守 | 元御一門御両敬、利幹公御実方御続合 | もともと前田家一門<br>富山藩9代利幹の実方 | 利保養父（9代利幹）の実家 | 大広間 |
| | 七日市藩 | 前田利豁 | 大和守 | 元御一門御両敬、錞八郎御養方御続合 | もともと前田家一門<br>錞八郎（利豁）の養方 | 弟（実は甥） | 柳間 |
| | 萩藩 | 毛利慶親 | 大膳大夫 | 瑤台院様御里方御続合御両敬 | 瑤台院（8代利謙正室・萩藩毛利重就娘）の里方 | 祖母（実は異母）の実家 | 大広間 |
| | 公家 | 鷹司政熙 | 鷹司准后 | 瑤台院様ニ付而之御続合、上之御屋形　真龍院様御里方 | 瑤台院（8代利謙正室）の甥にあたる<br>真龍院（加賀藩12代斉広継室）の里方 | | |
| | 広島藩 | 浅野斉粛 | 安芸守 | 御前様御里方御続合、元御本家ニ付而之御両敬 | もともと加賀前田家由来の両敬<br>御前様（利保正室久美子）の里方 | 正室の実家 | 大広間 |
| | 対馬藩 | 宗義質 | 対馬守 | 利幹公御養方御妹女栄姫様御聟之御続合 | 9代利幹妹の聟方 | 叔母（実姉）の嫁ぎ先 | 大広間 |
| | 秋田藩 | 佐竹義厚 | 右京大夫 | 利幹公御令女鋭姫様御聟、元御本家様ニ付ての御両敬 | もともと加賀前田家由来の両敬 | 妹（実は姪）の嫁ぎ先 | 大広間 |
| | 伊勢桑名藩 | 松平定和 | 越中守 | 利幹公御再縁御前様の御里方依て御両敬 | 9代利幹継室の里方（継室＝松平定信の娘） | 異母の実家 | 溜間 |
| | 高崎藩 | 松平輝承 | 右京亮 | 同（利幹公）御前様越中守様御姉、故右京亮様御養女御続合、御両敬 | 9代利幹継室の養方（松平輝延の養女、実は松平定信の娘） | 異母の実家 | 雁間 |
| | 豊後府内藩 | 松平近信 | 信濃守 | 利幹公御二男主税様御養子に付ての御続合御両敬 | 9代利幹二男利阜の養子先 | 弟（実は甥）の養子先 | 帝鑑間 |
| | 大洲藩 | 加藤泰幹 | 加藤遠江守 | 利幹公御令女錦姫様御聟御続合 | 9代利幹娘の嫁ぎ先 | 妹（実は姪）の嫁ぎ先 | 柳間 |
| | 伊勢亀山藩 | 石川総和 | 石川日向守 | 龍徳院様（正・霑慈院）御令女春姫様御縁談に付ての御続合御両敬 | 5代利幸娘の嫁ぎ先 | | 帝鑑間 |
| | 伊勢久居藩 | 藤堂高聴 | 藤堂佐渡守 | 太龍院様御令女幸姫様御縁組に付ての御続合御両敬 | 4代利隆娘の嫁ぎ先 | | 柳間 |
| | 高家旗本 | 前田長年 | 前田右近 | 霑慈院様（正・太龍院）御令女芸姫様御縁組に付ての御続合御両敬 | 4代利隆娘の嫁ぎ先 | | 柳間 |
| | 福岡藩 | 黒田斉清 | 黒田備前守 | 恭徳院様御前様御縁談御続合御両敬 | 7代利久正室縁談の由来 | | 大広間 |
| | 土佐藩 | 山内豊資 | 松平土佐守 | 利幹公御養方御続合、大膳太夫様付ての御両敬 | 萩藩主由来 | | 大広間 |
| | 喜連川藩 | 喜連川熙氏 | 喜連川左馬頭 | 同（利幹公）御実方御続合、備後守様に付ての御両敬 | 大聖寺藩由来（5代利道娘が喜連川恵氏に嫁ぐ） | | |
| | 長府藩 | 毛利元義 | 毛利甲斐守 | 同（利幹公）御養方御続合、大膳太夫様に付ての御両敬 | 萩藩主由来 | | 柳間 |
| | 播磨林田藩 | 建部政醇 | 建部内匠頭 | 同（利幹公）御実方御続合、備後守様に付ての御両敬 | 大聖寺藩由来 | | 柳間 |
| | 庄内藩 | 酒井忠発 | 酒井左衛門尉 | 右御同様（利幹公御実方御続合、備後守様に付ての）御両敬 | 大聖寺藩由来（9代利之正室が酒井忠徳の娘） | 父・利幹の甥、従兄弟正室の里方 | 帝鑑間 |
| | 出羽松山藩 | 酒井忠方 | 酒井石見守 | 正甫院様御令女家姫様御縁組に付ての御続合、御両敬 | 2代正甫娘の嫁ぎ先 | | 帝鑑間 |
| | 出雲広瀬藩 | 松平直寛 | 松平佐渡守 | 利幹公御実方備後守様に付ての御両敬 | 大聖寺藩由来（7代利物娘が松平直寛正室） | | 帝鑑間 |
| | 津藩 | 藤堂高猷 | 藤堂和泉守 | 御同性佐渡守様御続合付て続合御両敬 | 伊勢久居藩主由来（4代利隆娘の嫁ぎ先） | | 大広間 |
| | 平戸藩 | 松浦熙 | 松浦肥前守 | 御隠居静山様利幹公御懇意に付て続合御両敬 | 父・利幹が懇意 | | 柳間 |
| | 秋田新田藩 | 佐竹義純 | 佐竹壱岐守 | 右京大夫様江御縁組ニ付ての御両敬 | 秋田藩主由来 | | 柳間 |
| | 広島新田藩 | 浅野長訓 | 松平美作守 | 安芸守様に付ての御両敬 | 広島藩主由来 | （正室の従弟） | 柳間 |
| | 信州高島藩 | 諏訪忠恕 | 諏訪伊勢守 | 越中守様に付ての御両敬 | 伊勢桑名藩由来（諏訪忠恕の正室は松平定信娘） | | 帝鑑間 |
| | 筑前秋月藩 | 黒田長元 | 黒田甲斐守 | 瑤台院様御伯母慈明院に付ての御続合御両敬 | 瑤台院由来（瑤台院伯母慈明院＝黒田長舒継室＝山内豊雍娘） | | 柳間 |
| | 上総鶴巻藩 | 水野忠實 | 水野壱岐守 | 大膳大夫様に付ての御両敬 | 萩藩主由来（水野忠實の父忠篤は萩藩8代毛利治親五男） | | 雁間 |

| | 藩名 | 藩主名 | 史料 | | 由来 | 利保との間柄 | 殿席 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A両敬の大名家 | 龍野藩<br>＊本丸老中<br>（1837-1841） | 脇坂安董 | 脇坂中務大輔 | 利幹公御令女諠姫様御縁組に付ての御両敬 | 利幹娘の嫁ぎ先 | 妹（実は姪）の嫁ぎ先 | |
| | 伊予新谷藩 | 加藤泰理 | 加藤大蔵少輔 | 遠江守様に付ての御両敬 | 大洲藩主由来（利保妹が大洲藩加藤泰幹正室） | | 柳間 |
| | 七戸藩 | 南部信誉 | 南部丹波守 | 大和守様に付ての続合御両敬 | 七日市藩主由来（利豁の養父利和継室が南部信鄰の娘） | | 柳間 |
| | 高家旗本 | 織田信恭 | 織田大蔵大輔 | 下谷近江守様に付ての御両敬 | 柏原藩主由来（6代利與娘の嫁ぎ先） | | 雁間 |
| | 水口藩ヵ | （加藤明邦） | 加藤伊勢守 | 遠江守様に付ての御両敬 | 大洲藩主由来（利保妹が大洲藩加藤泰幹正室） | | （帝鑑間） |
| B両敬以外、同席・続合の大名家 | 浜松藩<br>＊本丸老中<br>（1834-1843） | 水野忠邦 | 水野越前守 | 龍光院様御令女梅姫様御縁組に付ての御続合 | 初代利次娘の嫁ぎ先 | （正室の従弟） | |
| | 鳥取藩 | 池田慶行 | 因幡守 | 大膳太夫様に付ての | 萩藩主由来 | | 大廊下 |
| | **会津藩** | 保科容敬 | 肥後守 | 御本家様に付ての | 加賀藩由来（保科容敬の正室は斉泰妹ほか） | | 溜間 |
| | **豊後岡藩** | 中川久教 | 中川修理大夫 | 正甫院様御前様御縁組に付ての御続合 | 2代正甫娘英姫の嫁ぎ先 | | 柳間 |
| | **下野壬生藩** | 鳥居忠挙 | 鳥居丹波守 | 龍光院様御前様御縁組に付ての御続合 | 初代利次正室の里方 | | 帝鑑間 |
| | 徳山藩 | 毛利広鎮 | 毛利日向守 | 大膳太夫様に付ての | 萩藩主由来 | | 柳間 |
| | 清末藩 | 毛利元世 | 毛利讃岐守 | 大膳太夫様に付ての | 萩藩主由来 | | 柳間 |
| | 忍藩 | 松平忠堯 | 松平下総守 | 右京亮様に付ての | 高崎藩主由来 | | 溜間 |
| | 伊勢長島藩<br>＊若年寄<br>（1822－1842） | 増山正寧 | 増山河内守 | 大膳大夫様に付ての | 萩藩主由来（5代増山正賢次男が清末藩へ養子入＝毛利政明） | | 雁間 |
| | 盛岡藩 | 南部利済 | 南部信濃守 | 御本家様御両敬、安芸守様ニ付ての御続合 | 広島藩主由来（8代重晟の娘が南部利敬の正室）<br>加賀前田家の両敬 | （正室伯母の嫁ぎ先） | 大広間 |
| | 小倉藩 | 小笠原忠固 | 小笠原大膳太夫 | | | | 溜間 |
| | 津和野藩 | 亀井茲方 | 亀井能登守 | | | | 柳間 |
| | 肥後人吉藩 | 相良頼之 | 相良壱岐守 | | | | 柳間 |
| | 姫路藩 | 酒井忠学 | 酒井雅楽頭 | | | | 溜間 |
| | 越後高田藩 | 榊原政恒 | 榊原式部大輔 | | | | 帝鑑間 |
| | 松代藩 | 真田幸貫 | 真田伊豆守 | | （大聖寺代前田利章の娘が5代真田信安正室） | | |
| | 越前丸岡藩 | 有馬誉純 | 有馬左兵衛佐 | | | | 帝鑑間 |
| | 丹波亀山藩 | 松平信豪 | 松平紀伊守 | | | | 帝鑑間 |
| | 出石藩ヵ | （仙石久道） | 仙石越前守 | | | | （柳間） |
| | 新発田藩 | 溝口直諒 | 溝口伯耆守 | | | （正室妹の嫁ぎ先） | 柳間 |
| | 美濃高須藩 | 松平義建 | 松平摂津守 | | | | 大広間 |
| | 備中庭瀬藩 | 板倉勝資 | 板倉越中守 | | | | 菊の間 |
| | 肥前蓮池藩ヵ | （鍋嶋直温） | 鍋嶋甲斐守 | | | | （柳間） |
| | 出羽本荘藩 | （六郷政恒） | 六郷佐渡守 | | | | 柳間 |
| C御館入御旗本衆 | | | 前田又吉 | | | | |
| | | | 本多大隅守 | | | | |
| | | | 前田対馬守 | | | | |
| | | | 横山内記 | | | | |
| | | | 能瀬鎌三郎 | | | | |
| | | | 木村七三郎 | | | | |
| | ＊町奉行（1821-1841） | 筒井政憲 | 筒井伊賀守 | | | | |
| | | | 彦坂美濃守 | | | | |
| | 使番（1817-1837） | 稲生正興 | 稲生七郎右衛門 | | | | |
| | | | 斎藤長八郎 | | | | |
| | | | 山城織部 | | | | |
| | | | 西郷筑前守 | | | | |
| | | | 石川靱負 | | | | |
| | | | 木下三吉 | | | | |
| | | | 牧村仁十郎 | | | | |
| | | | 水谷源次郎 | | | | |

注）富山県立図書館所蔵、「東都勤集録」（市川文書 77）による。
人名比定は武鑑（国立国会図書館所蔵、「大成武鑑」（800-40）、天保 11 年、出雲寺版）などで行った。
Bは南部信濃守までの 10 名が「東都勤集録」所収の「御両敬の外御続合の御方々様」（B 10 家）、小笠原大膳太夫以下は「御同席の外御縁談等」（B´ 24 家）のうちBと重複する分を除いた分。

表9　富山藩江戸屋敷に出入りする寺社　文政4～5（1821～22）年

| 格式 | | 所在地 | 寺名 | 宗派など | 内容 | 墓所 | 会釈 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 1 | 芝 | 増上寺 | 浄土宗 | 徳川家菩提寺 | | あり |
| | 2 | 小石川 | 伝通院 | 浄土宗 | 徳川家康生母お大の墓所 | 前田光高正室大姫（清泰院）、前田吉徳正室松姫（光現院）墓所 | あり |
| | 3 | 京都 | 三井寺圓満院 | 天台宗 | | | |
| | 4 | 京都 | 本願寺 | 浄土真宗 | | | |
| | 5 | 上野 | 御宮・御霊屋別当中（寛永寺） | 天台宗 | 徳川家菩提寺 | | あり |
| | 6 | 芝 | 別当中（増上寺） | 浄土宗 | 徳川家菩提寺 | | |
| | 7 | 上野 | 寛永寺常照院 | 天台宗 | 前田家宿坊 | | あり |
| | 8 | 芝 | 増上寺源興院 | 浄土宗 | 前田家宿坊 | | あり |
| | 9 | 下谷 | 広徳寺 | 臨済宗 | 前田家菩提寺（正室・藩主の生母、早世した嫡子を葬送）／江戸留守寺／前田利家正室芳春院が人質時代に帰依 | 初代利次正室宗子・長男、2代正甫正室英子・長男主税・三男采女・8代利謙正室長子・側室幾勢・側室美須・9代利幹正室勝子・三女銓子、10代利保長男利鎮・次男利謐・長女鋌子・次女鐵子・五男利清の墓所 | あり |
| | 10 | 駒込 | 吉祥寺 | 曹洞宗 | （七日市藩初代墓所） | 前田利家五男利孝（七日市藩初代）、2代正甫六女為子（大聖寺藩・前田利安室長寿院）、9代利幹八男利豁（七日市藩11代）の墓所 | あり |
| | 11 | 京都紫野 | 大徳寺芳春院 | 臨済宗 | 前田家菩提寺、利家正室芳春院創建、開山玉室宗珀 | 前田利家正室松（芳春院）の墓所 | あり |
| | 12 | 日光 | 法門院 | 天台宗 | 前田家宿坊 | | あり |
| | 13 | 湯島 | 喜見院 | 天台宗 | 湯島天満宮別当寺／土地神 | | あり |
| | 14 | 山王 | 観理院 | 天台宗 | 山王権現社別当寺／江戸城鎮守 | | あり |
| | 15 | 高野山 | 天徳院 | 真言宗 | 利常正室珠姫（天徳院）創建 | | あり |
| | 16 | 高野山 | 大楽院 | 真言宗 | | | あり |
| | 17 | 氷見 | 国泰寺 | 臨済宗 | | | あり |
| | 18 | 平賀（松戸） | 本土寺 | 日蓮宗 | | | あり |
| | 19 | 京都八幡 | 新善法寺 | 神社 | 石清水八幡宮 | | あり |
| | 20 | 愛宕下 | 青松寺 | 曹洞宗 | （広島藩・江戸菩提寺） | | あり |
| | 21 | 浅草 | 海禅寺 | 臨済宗 | | 6代利與長女恒子（丹波柏原藩・織田信応室真源院）の墓所 | あり |
| | 22 | 浅草？ | 法恩寺 | 日蓮宗 | | | あり |
| | 23 | 池上 | 本門寺 | 日蓮宗 | （利常生母＝初代利次祖母の墓所） | 前田利家側室千世（寿福院）＝利常生母の墓所 | |
| | 24 | 京都 | 妙顕寺 | 日蓮宗 | | | あり |
| | 25 | 南都 | 東大寺龍松院 | 華厳宗 | | | あり |
| | 26 | 上野 | 寛永寺覚王院 | 天台宗 | 徳川家菩提寺 | | あり |
| | 27 | 京都 | 誓願寺 | 浄土宗 | | | あり |
| | 28 | 江ノ嶋 | 上之坊 | 真言宗 | | | あり |
| B | 1 | 谷中 | 妙雲寺 | 日蓮宗 | 富山藩前田家菩提寺／江戸留守寺／初代利次生母＝利常正室天徳院ゆかりの祈祷寺 | 2代正甫側室・三女逸子、6代利與次男、三女峰子、三男利晃、9代利幹長男・五男利貫、10代利保三男利文・三女鎌子・八男利雄・九男利暢・十男利致・六女殊子・七女幸子・の墓所 | |
| C | 1 | 下谷 | 大久寺 | 法華宗 | 亀山藩石川家菩提寺 | 5代利幸長女春子（亀山藩・石川総博室現成院）の墓所 | |
| | 2 | 牛込 | 光照寺 | 浄土宗 | 酒井家菩提寺 | 2代正甫四女家子（酒井忠英・室昌安院）の墓所 | |
| | 3 | 白銀 | 瑞聖寺 | 黄檗宗 | | | |
| | 4 | 堀内 | 妙法寺 | 日蓮宗 | | | |
| D | 1 | 上野 | 不忍弁天別当宝珠院 | 天台宗 | | | |
| | 2 | 下谷 | 広徳寺桂香院 | 臨済宗 | 前田家菩提寺塔中 | | |

| 格式 | | 所在地 | 寺名 | 宗派など | 内容 | 墓所 | 会釈 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| D | 3 | 本郷 | 真光寺瑞泉院 | 天台宗 | 藤堂家菩提寺 | 4代利隆四女幸子（伊勢久居藩・藤堂高雅室徧照院）の墓所 | |
| | 4 | 橋場 | 妙高寺 | 法華宗 | | 初代利次長女梅子（岡崎藩・水野忠春室清光院）の墓所 | |
| | 5 | 七軒町 | 東渕寺 | 臨済宗 | （近隣） | | |
| | 6 | 無縁坂 | 講安寺 | 浄土宗 | （隣接） | | |
| | 7 | 下谷 | 徳雲院 | 臨済宗 | （広徳寺2世住職創建） | | |
| | 8 | 駒込 | 蓮光寺 | 浄土宗 | | 4代利隆六女芸子（高家旗本・前田長敦室起勝院）の墓所 | |
| | 9 | （谷中） | 新幡随院法住寺 | 浄土宗 | （文久2年はしか祈祷の神楽「龍岡町遺跡」） | | |
| | 10 | 茅町 | 本隆院 | 修験 | （隣接） | | |
| | 11 | | 山本大夫 | 伊勢御師 | 伊勢内宮御師、宇治会合年寄 | | |
| | 12 | | 福井土佐 | 伊勢御師 | 伊勢外宮御師／加賀藩も檀那場 | | |
| | 13 | | 松岡斎宮太夫 | 熱田御師 | 尾州熱田神宮御師／加賀藩も檀那場 | | |

参考：その他関係寺院

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 京都 | 本圀寺 | 日蓮宗 | | | あり |
| 目黒 | 祐天寺 | 浄土宗 | | | あり |
| 下谷 | 養玉院 | 天台宗 | | 明治元年没・8代利謙次女栄子（対馬藩・宗義賢室）の墓所 | |
| 浅草 | 総泉寺 | 曹洞宗 | （秋田藩・江戸菩提寺） | 文政11年没・9代利幹次女鋭子（秋田藩・佐竹義厚室）の墓所 | |
| 青山 | 青原寺 | 曹洞宗 | （龍野藩・江戸菩提寺） | 嘉永2年没・9代利幹五女諠子（龍野藩・脇坂安坦室）の墓所 | |
| 谷中 | 延命院 | 日蓮宗 | | 明治22年没・10代利保室久美子、10代利保七男利聲（富山藩12代）の墓所：神葬祭 | |
| 音羽 | 護国寺 | 真言宗 | | 大正10年没・12代利聲養子利同（富山藩13代）の墓所（神葬祭） | |

出典：富山県立図書館所蔵、「御参府中諸事留并定例等」（市川文書 158）
格式のA～Dは以下の通りである。
A：行き・帰りとも本御門をひらく（「御門披呼込」）
B：帰りのみ本御門をひらく（「御出之節呼込候而、御帰之節本御門披」
C：本御門は開かない（「御門不披」）
D：御門にて「参上」と呼びこみあり（「於御門参上ト呼込」）
江戸城などでの会釈の有無は、富山県立図書館所蔵、「東都勤集録」（市川文書 77）を参照した。
その他、寺院の性格については、『お殿さまとお寺―富山前田家ゆかりの寺々』富山市郷土博物館、2012 年を参照した。

年余りといえど、家督相続毎に経験することから、通路を築いていたとみられる。その他の帝鑑間・菊の間詰の分については不詳だが、高田藩榊原家、庭瀬藩板倉家は近所であるので、近隣の大名家が含まれたのかもしれない。B’では、かつては富山前田家と先方との間で奉札が取り交わされたが、省略中につき廃止されたことが注記されている。

④C旗本については、役職の変更などで現在は藩邸に来ない分も多いこと（「前々ゟ御館入に候え共、御役柄又は御役替等にて当時御出これ無き分多し」）、役職名も明記されていないことから、その内訳を具体的に確定できなかった。断片的ながら判明したのは町奉行（筒井政憲）、使番（稲生正興）などである。E御家人については役職名（御徒目付組頭・御徒目付・百人組与力・百人組与力並・町与力）のみで名前は明記されていない。なお、表８には明記していないが、例えば、藩主世子正室が婚礼の一連の行事の中で嫁が実家に里帰りする場面（里開き）で、複数の町同心が御供をつと

めた事例が確認できる[75]。

⑤D寺社、F宗教者については、表 9 にまとめた。D寺社、F宗教者について整理すると、①本分家を含む前田家の菩提寺（江戸留守寺）・祈祷所・ゆかりの寺院や御師、②徳川家の菩提寺及び前田家創建の宿坊、③姻戚関係にある大名家の菩提寺・墓所、④江戸・湯島郷[76]の鎮守、⑤上屋敷近隣の寺社に分類できる。①の富山藩前田家の菩提寺（江戸留守寺）は、本家と同じく臨済宗の下谷・広徳寺で、この他に初代利次の生母で利常正室天徳院ゆかりの祈祷寺である日蓮宗の谷中・妙雲寺にも墓所があった。藩主は基本的に国元富山の光厳寺・大法寺に葬送され、江戸の菩提寺に葬送されるのは、藩主夫人・子女であった。②は寛永寺・増上寺と徳川家康を祀る日光山に加賀前田家が創建した宿坊である。③は富山藩前田家と姻戚関係にある大名家の菩提寺で、富山藩前田家から嫁いだ娘の墓所があった。④は、江戸城鎮守で徳川家の産土である山王権現別当観理院、上屋敷が所在する湯島郷の鎮守である湯島天満宮別当喜見院があたる。広大な加賀藩本郷邸は、「東邸沿革図譜」[77]によれば、本郷・湯島郷の二郷に跨り、加賀藩は本郷、富山・大聖寺藩は湯島郷内に属し、加賀藩は富士社を富山・大聖寺藩は湯島天神を本居神（鎮守）としたという。⑤は富山藩上屋敷の近隣・北東方向に所在する寺社で、地縁によって形成された関係である。

### 4 項　家臣団の規模・構成

富山藩の家臣団については、家中の所属組、役職、知行・扶持・俸禄などを網羅した「分限帳」が複数のこされており、これが『越中資料集成 1　富山藩侍帳』[78]として刊行されている。また、天保 9（1838）年 2 月に藩に提出された家中 689 名の由緒書が『越中資料集成 2　富山藩士由緒書』[79]として刊行されており、この両書によって家臣団の大略をしることができる。

富山藩の家臣団は、寛永 16（1639）年に分藩したさいに、本藩である加賀藩より分けられた。先行研究によれば、分藩当時に富山藩につけられた家中の人数、知行・俸禄の合計が大きく、これが藩財政を圧迫させる大きな原因となっていた。この点について、水島茂氏の研究などを手がかりにしてみていきたい[80]。

まず、「分限帳」に記される家中の人数、知行・俸禄の合計の経時的変化をみていく。分藩当時の家臣団については、「御分国之砌御家中禄高帖」によって示される。知行取は 8,630 石の富田右衛門尉を筆頭に 1,000 石以上 16 名、150 ～ 990 石以上 163 名、40 ～ 140 石 33 名で構成され、この他に米・金銀を俸給として支給される俸禄取りは 513 人であった。中間小人までに至る家臣団の知行・俸禄の合計は、石高 83,087 石 8 斗 3 升、銀高 22,718 匁・60 枚、金高 281 両、扶持高 494 人扶持で、これらを合計すると、家臣に支給された石高は 9 万石に及んだと推定されている。富山藩の石高は 10 万石で、本藩からつけられた家臣の規模は不相応に大きく、当初より藩財政を強く圧迫させる要因となっていた。そして藩財政の窮乏を打開するために、家臣の一部を本藩に返却したり、あるいは減俸、解雇するなどの整理縮小が段階的に行われた。寛文 6（1666）年の家中に対する俸禄支給総額は 78,032 石[81]、明和 3（1766）年には約 72,000 石[82]、文化 14（1817）年には 64,175 石に縮小された[83]。天保 5（1834）年の藩財政改革においては、それに先立つ 10 年間における年間収支の平均が算出され、そこから計算すると、毎年約 1,000 石以上の赤字であること、累積された借金高は 30 万両に及ぶことがわかったため（表 10）、さらに 55,000 石にまで縮小された[84]。藩財政の不足を補填するために、家中に対して支給される給与の一部カット、あるいは時限的な借り上げ（借知）なども頻繁に行われており、家中の生活を圧迫させた。

続いて、「分限帳」を手がかりに家臣団の人数と江戸屋敷の人口について考えてみたい。富山藩の

場合、管見の限り、本藩加賀藩で見られるような江戸屋敷に居住する人数そのものの統計資料は現在のところ確認できていない。そのため、「分限帳」などを手がかりに類推していくしかない。最も多くの人数を記載している安永 9（1780）年の「分限帳」は、年寄中（家老）から小人、さらに女中や勘定所支配の寺社・町人を含めた 1,961 人について、人名、年齢、知行・扶持高と役料、役職、江戸在住の場合は「定府」であることなどが注記されている。江戸屋敷に居住した家臣団は、国元富山から 1、2 年程度の短期単身赴任である「勤番」と、江戸屋敷に定住する「定府」に大きく分けられる。安永 9 年の「分限帳」に記されている 1,961 人のうち、定府と明記されていたり、役職内容から定府と推定されるものは 65 人に及ぶ。「分限帳」から、年寄から小人までについては、22 の組・階層に区分できる。「由緒書」に記される家中の経歴を参照しながら 22 の組・階層の序列を整理したのが表 12（262 ～ 3 頁）である。

**表 10　天保 5 年までの 10 年間年間収支平均**

| | | |
|---|---|---|
| 収入 | 収納高　（全収納高－家中扶持給金） | 24,762石斗 |
| | 運上高 | 10,284両斗 |
| 支出 | 公務向・江戸富山入用高 | 30,758.5両斗 |

| | | |
|---|---|---|
| 負債 | 累積借財高 | 300,000両斗 |

出典：「御改革御仕法手続大略」（富山県立図書館所蔵、富 -95）

このうち、最上位である①年寄は富山藩の場合、家老と同義である。年寄のうち、富田・近藤・村家の由緒書をみると、家督相続と同時に人持組に命じられて藩政の最高機関である寄合所詰めや家老見習を経て家老職に就任しており、他の役職を経ずに代々家老を世襲していた。この三家以外にも家老に就任した家はあるが、例えば入江権兵衛尚孝[85]の場合は足軽頭などの頭、御用人（若年寄）を経ての就任で、一代限りであった。天保 14（1843）年に出された法令では、城代や高知組以上の支配は「人持家の御家老に限る」[86]とされており、世襲の家老（人持家）とそうでない家老と 2 タイプあり、家格に拘束される面と能力主義な面が共存していた様子がうかがえる。②用人は若年寄とも称され、「寄合所加判」として寄合所に臨席した。③頭中は⑤～⑬の各組頭である。②・③共に多くの役職を兼帯した。④高知組は 400 石以上のうち、奉行などの役職についていない者で構成される。①～④までは寄合所支配（天保 14 年以降は人持家の家老支配）であった。⑤無組～⑬与外組は諸役所で実務を担った。⑭鷹匠組・⑮台所料理人組は専門職といえるが、勤功によって⑬与外組に昇格した事例が由緒書から確認できることから、⑬与外組の一段下に位置づけられるだろう。

一般的に大名家の直臣家臣団は御目見以上の侍、御目見以下の歩（徒士）、士分（家中）ではない足軽以下に大別されるが、これを富山前田家にあてはめると、この⑮台所料理人組までが御目見以上の侍に位置づけられ、御目見以下の⑯御徒組との間に格差があった。⑰細工人組、⑱中坊主組・掃除坊主、⑲大工組、⑳御次料理人は⑭・⑮同様の専門職といえるが、勤功によって御徒組格に昇格することから、これらは⑯御徒組の一段下に位置づけられる。足軽以下は㉑足軽、㉒小人で構成される。両者は、「分限帳」を見ると苗字を名乗れるか否かという点で格差が歴然としている。この他に女中、檀那寺、御目見町人や十村、出入の町医者などがあった。表 11 は、「分限帳」に記される家中人数と、同時期に作成された宗門人別改を行う寺院単位で調査された人口（安永年中・家中上下人数の項）を

**表 11　安永年間の富山藩家中の人数**

| | 人持<br>① | 平士<br>②～⑮ | 御歩<br>⑯ | 細工人等<br>⑰～⑳ | 足軽<br>㉑ | 小人<br>㉒ | その他 | 除外 | 小計 | 安永年中・家中上下人数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 安永9年分限帳 | 4 | 353 | 132 | 105 | 600 | 517 | 146 | 104 | 1,961 | 6,837人（男3,474人、女3,363人） |
| うち定府 | 0 | 26 | 7 | 5 | 27 | | | | 65 | 275人（男140人、女135人） |

出典　安永 9 年分限帳：高瀬保編『富山藩侍帳』、桂書房、1987 年．表 12 に対応．除外としたのは表 12 で除いた御雇・隠居・嫡子・弟の分．
安永年中・家中上下人数：「諸芸雑志」巻 5（富山県立図書館所蔵、前田文書 80）

**表 12　富山藩の職制**　安永 9（1780）年

| | | 人数 | 定府 | 石高*1 | 職名（**太字**は番方、細字は役方、下線は定府） |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 年寄中 | 4 | | 450～3000石 | 年寄＝家老 |
| ② | 用人中 | 6 | | 200～2500石 | 御用人、寄合所加判、公事場奉行、屋敷奉行、寺社奉行、御前御用取次 |
| ③ | 頭中 | 16 | | 400石 | **小性組頭**、寺社奉行、奏者役 |
| | | | | 600～800石 | **馬廻組頭**、寺社奉行、奏者役 |
| | | | | 800石 | **手廻頭**、奏者役 |
| | | | | 650石 | **与外頭**、宗門奉行、鉄砲改 |
| | | | 1 | 120～220石 | **徒頭**、近習頭、宗門奉行、鉄砲改、儒者御師範 |
| | | | | 80石～900石 | **先手頭**、宗門奉行、火消役、鉄砲改、勘定奉行、倹約奉行・小普請方 |
| | | | 2 | 150～350石 | **定番足軽頭**、**江戸定番足軽頭**、勘定奉行、倹約奉行・小普請方、閒番 |
| ④ | 高知組 | 8 | | 400～1000石 | 火消役 |
| ⑤ | 無組 | 8 | 1 | 80～200石 | 大目付、盗賊改奉行・火元番、町奉行、郡奉行、広式奉行・御前富山御用取次、下屋敷目付、近習 |
| ⑥ | 役人組 | 28 | 1 | 10人扶持金10両～250石 | 作事奉行、普請奉行、会所奉行、近習、衣服奉行、腰物方取次、御供役、御払鳥方、御試役、御裏預、御簾番、居間土蔵預、倹約方、乳人・仕立女支配、傳役目付、役人目付、代官、検地奉行、金土蔵預 |
| ⑦ | 小性組／同雇 | 19 | | 20人扶持～350石 | 京大坂留守居 |
| ⑧ | 馬廻組（2組） | 87 | 5 | 15人扶持～330石 | **番頭**、近習、給仕役、試役、御簾番、手道具預、料紙預、鷹方取次、御裏預、御前諸事取次、居間土蔵預、衣服奉行、御前向分限帳預、御書方、中之御屋敷御倹約方、乳人・仕立女支配、金銀土蔵預、城中水手・火消道具才許、御払鳥方、御供役、田畑見立定奉行、台所奉行、御膳番、御勤方、判木預、分限帳預、厩方才許、御礼義御肴代御払鳥代銀預、儒者、御城中水手・火消道具才許、傳役目付、腰物奉行、地子諸役銀取立役、細工所支配、弓所才許 |
| ⑨ | 手廻組 | 67 | 6 | 5人扶持10両～300石 | **番方頭取**、**馬乗役**、**厩才許**、**煙硝方**、**鑓術・剣術師範**、**柔術・鑓術・剣術・居合指引役**、近習、御印奉行、御用達、広徳館都講、広徳館監生助教、御供役、御供廻才許、御礼義御肴代・御鷹方・諸殺生御払鳥代銀預、金銀小払役、小納戸預、御鷹方、細工所支配、分限帳改役・判木預、馬乗役、馬医、勘定所頭取、豆香醤方、給仕方、装束方、装束預、御勤方、御書方 |
| ⑩ | 射手組 | 8 | | 10人扶持～150石 | 弓所才許、勘定所頭取 |
| ⑪ | 異風組 | 4 | | 2人扶持5両～100石 | 鉄砲土蔵預 |
| ⑫ | 医者組 | 29 | 3 | 8人扶持～180石 | 本道、匙、鍼、小児医、外科、眼科、歯医、目医、茶道、数寄屋方道具預り |
| ⑬ | 与外組／同雇 | 60 | 6 | 5人扶持銀3枚～100石 | 小目付、閒番・寺社・町下役、中ノ屋敷道具預、中ノ屋敷掃除方才許、中坊主・掃除坊主支配、勘定所頭取、会所頭取、勘定所小算用、帳付、絵師、居間方、寄合所筆役、寄合所印預、呉服土蔵・馬具土蔵才許、炭薪・道具・蝋燭・油才許、買手、馬乗役・馬医、寄合所取次、祐筆、御書方、御勤方、広徳館 |
| ⑭ | 鷹匠組 | 4 | | 6人扶持～40俵 | 御鷹役 |
| ⑮ | 台所料理人組 | 9 | 1 | 6人扶持～35俵 | 頭取、菓子方 |
| ⑯ | 御徒組／同格 | 132 | 7 | 20～45俵 | 小頭、鷹方、台所・細工所・雄次郎様屋敷附・令妹様方附小目付、御用達、収納方頭取、会所・勘定所小算用、小普請方・普請所、盗賊改方・広式奉行下役、寄合所取次、寄合所印預、誓紙箱筆墨請払、細工所金銀請払、薪才許金銀預小払方、花壇方、郡方頭取、郡小物成取立役、新開方川除方諸切手調理、居間方、風呂屋方、手水方、御櫛方、数寄屋方、御茶方、書院方、蝋燭方、写物方、細工方、小細工方、白銀細工、鉄砲金具細工小直し、遠方水手、中ノ屋敷奥御用所筆役、城中火の番、御附、台所・茶方道具才許、会所才覚方、大工棟梁、大工、手伝方鋳金引受、下屋敷下縮り方、開方懸り、御用所筆役、船方・曳網方才許 |
| ⑰ | 細工人組 | 34 | | 5～10人扶持銀10枚 | 錺方、塗方、鞘塗方、硎方、鞘師、鑓師、蒔絵師、具足師、絵師、鉄砲台師、柄巻、小細工、彫細工、白銀細工、具足張鍛冶、螺役、象眼彫、琴三味線打、寄合所取次 |
| | 衣服所細工人組 | 6 | | 21俵～8人扶持 | 小目付、練方、仕立細工、染方、加賀染紺屋 |
| ⑱ | 中坊主組／同格 | 11 | 2 | 1人半扶持金1両銀100匁 | 中ノ屋敷御用人方役所取次、御茶所・寄合所懸り、鷹所餌割役・目付 |
| | 掃除坊主支配／同雇 | 32 | 2 | 1人半扶持銀100匁～4人扶持 | 寄合所掛、奥御次、御茶所掛 |

| | | 人数 | 定府 | 石高*1 | 職名（**太字**は番方、細字は役方、下線は定府） |
|---|---|---|---|---|---|
| ⑲ | 大工組／同格 | 8 | 1 | 20俵～5人扶持 | 大工、細工人 |
| ⑳ | 御次料理人 | 14 | | 4人扶持ほか | 小頭・目付・筆役、姫様方附料理人 |
| ㉑ | 足軽 | 600 | 27 | | |
| | 作事所足軽 | 15 | 1 | 3～5人扶持 | 大工、役大工、割元役、細工人、紙細工人、畳細工人 |
| | 埋御門目付支配足軽 | 22 | | 4～5人扶持 | 埋御門目付 |
| | 先手足軽滝川玄蕃組 | 35 | 1 | 3～5人扶持 | 広式、台所、衣服、弓所、下座見、台所目付、御供使役、役人目付下役、会所留書 |
| | 先手足軽小塚新右衛門組 | 36 | | 3～5人扶持 | 買手下役、搗屋掛、役人目付下役、御供押、硼方、下座見、台所掛、時計師 |
| | 先手足軽生田四郎兵衛組 | 35 | | 3～5人扶持 | 台所、広式掛、会所留書、御供使役、刀鍛冶、御供押役、貝吹役、小細工方、御裏役所下附 |
| | 先手足軽小柴権丞組 | 35 | 1 | 4～5人扶持 | 腰物所、会所留書、鉄砲土蔵下附、下座見、台所目付、役人目付下附、台所塩物所掛、御供押役 |
| | 先手足軽野村又兵衛組 | 35 | 1 | 4～5人扶持 | 会所留書、呉服土蔵下役、台所役、下座見 |
| | 先手足軽生田四郎兵衛預 | 36 | | 3～5人扶持 | 御供使役、御勤方下役、御勤方分限帳所懸り、台所懸り、御鉄砲筒品拵役、買手所掛、鑓細工方、御供押役、西屋敷目付役、 |
| | 定番足軽頭水野八郎右衛門組 | 178 | 9 | 3～5人扶持 | 船方小頭、留守居下役、薪所掛、御払鳥所下役、搗屋掛、御裏役所下役、取立所下役、召料所掛、御鷹所筆役、腰物所下役 |
| | 江戸定番足軽頭支配 | 13 | 13 | 180匁 | 留守居下役 |
| | 普請所支配足軽 | 50 | | 3～5人扶持 | 長柄者小頭、小人小頭、大工、杖突足軽、物書 |
| | 馬具土蔵支配足軽 | 1 | | 4人扶持 | 馬具細工人 |
| | 厩支配生田茂右衛門才許 | 8 | | 3～４人扶持 | 小頭 |
| | 町奉行支配足軽 | 20 | | 3～5人扶持 | 町廻り足軽小頭、舟橋番人、牢番人 |
| | 郡奉行支配足軽 | 21 | | 3～5人扶持 | 野廻足軽小頭、郡目付、山廻り、里子才許、牛ヶ首用水才許、川除下才許、打銀受払、留書、作食下代、西猪谷・切詰関所番人、愛宕牢番人 |
| | 目付支配足軽 | 13 | | 4人扶持 | 目付盗賊改方小頭、昼夜廻、盗賊改方 |
| | 検地方支配 | 4 | | 5人扶持 | |
| | 代官支配（足軽） | 21 | | 3人扶持～20俵 | 赤蔵番人、愛宕御蔵・千石町御蔵・西岩瀬御蔵番人 |
| | 鷹匠所支配（足軽） | 20 | 1 | 3～4人扶持 | 餌指小頭、餌指、殺生人小頭、殺生人、殺生人犬牽 |
| | 御供廻才許支配（足軽） | 2 | | 5人扶持 | 供方小頭 |
| ㉒ | 小者 | 517 | | | |
| | 作事所小人 | 10 | | 1人半扶持銀80匁 | 道具番小人、小人 |
| | 普請所支配長柄者小人等 | 277 | | 1人半扶持銀80匁～1人半扶持銀120匁 | 役長柄、長柄 |
| | 厩支配小人等 | 51 | | １人半扶持銀75匁～1人半扶持銀105匁 | 馬飼料方、爪髪役、御召馬捕、馬捕、釜屋者 |
| | 町奉行支配小人等 | 4 | | 1人扶持銀80匁 | 町吟味所番人 |
| | 郡奉行支配小人等 | 12 | | 銀30～200匁 | 椙并材木改小人、高熊村御用藪番人、猟師ヶ原山番人、八ヶ山番人、馬瀬口川除松林番人、神通川縁川除番人、月岡松林番人、近在松林番人 |
| | 目付支配小人 | 2 | | 1人半扶持銀90匁 | 縄取小人 |
| | 代官支配（小人） | 15 | | 1人扶持銀70匁 | 米見 |
| | 御供廻才許支配（小人） | 23 | | 2人扶持銀160匁 | 草履取、傘持、鑓持、挟箱持、陸尺 |
| | 普請所支配小人 | 91 | | 100匁～1人半扶持100匁 | |
| | 台所支配小人 | 25 | | 1人半扶持銀80匁～2人扶持銀80匁 | 食炊 |
| | 御舟者小人 | 7 | | 1人半扶持銀130匁 | 御船者 |
| その他 | 三ノ丸屋敷附女中など | 14 | | | 年寄、乳人、仕立女、洗物女、伽女 |
| | 円光院 | 1 | | 15人扶持金20両 | |
| | 高木太兵衛支配女中 | 6 | | | 乳人、仕立女 |
| | 西屋敷女中 | 18 | | | 側室、若年寄、乳人、近習女、次女、茶間女、半下、盲女 |
| | 東屋敷女中 | 5 | | | 年寄、次女、茶間女、半下 |
| | 広式女中 | 24 | | | 年寄、側女、近習女、次女、茶間女、中居女、半下、又女 |
| | 勘定所支配 | 50 | | | （寺社・町人・表坊主） |
| | 郡奉行支配町人・十村・番人 | 25 | | 15俵～5人扶持米30石 | 十村、西岩瀬船見、四方船見 |
| | 出入町医者 | 3 | | | |

出典：「安永九年分限帳」（高瀬保編『富山藩侍帳』桂書房、1987 年）
備考：別だてされた御雇・隠居・嫡子・弟は除く．職名のうち番方・役方の区別は加賀藩の事例（『金沢市史』通史編 2 近世、金沢市、2004 年、276 頁図 1）を参照した．

表 13　富山への引越しを命じられた定府 37 名の内訳

| | 名前 | 家格 | 役職 | 家の来歴（初代家中取り立ての経緯／初代～当代までの組・階層） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 山田内蔵助 | 頭役 | 聞番 | ・天明7（1787）年・山田五左衛門（38）分家・2代<br>・手廻組雇～頭役（養父：手廻組雇・給仕役～小姓組・御簾番など／本人：手廻組～頭役） |
| 2 | 武井大八郎 | 頭役 | 御徒頭 | ・正徳元（1711）年9月・武州埼玉郡郷士・武井伊右衛門次男粂右衛門、無格にて召し出し<br>・無格～頭役（曾祖父：無格～手廻組／祖父：与外組雇～役人組／父：手廻組雇～江戸定番足軽頭／本人：手廻組雇～頭役） |
| 3 | 村井敏馬 | 頭役 | 定番頭並・近習頭並など | ・享和1（1801）年・村井弥平太（13）分家・初代<br>・手廻組雇～頭役 |
| 4 | 岩崎庄太夫 | 頭役 | 江戸定番足軽頭・聞番 | ・宝永7（1710）年・岩崎庄太夫小坊主として召し抱え、浪人後、部屋付御次料理人に召し抱え<br>・小坊主～頭役（曾祖父：小坊主、料理人、先手足軽～御徒組／祖父：御徒組／父：御徒組～手廻組、江戸引越／本人：手廻組～頭役） |
| 5 | 塚原亀蔵 | | | （不詳） |
| 6 | 石原新六 | 与外組 | 御勤方添役・祐筆書方 | ・明和3（1766）年8月・家中藤堂家陪臣石原重蔵（新六の父）、浅草御蔵火番のさい江戸定雇足軽・聞番方下附加役を命じられる<br>・雇足軽～与外組（祖父：百塚村百姓／父：雇足軽～与外組／本人：雇足軽～与外組） |
| 7 | 田村善次郎 | 与外組 | 御供役、御帳方・給仕役加役 | ・安永年間・田村節蔵（善次郎の祖父）御館入を命じられ礼式向御用をつとめ、善次郎（同父）は与外組で新規に召し抱え<br>・館入～与外組（曾祖父：上月信敬（専庵）は大坂で医師・神道家／祖父：江戸へ引越し改姓後、館入／父：与外組／本人：与外組） |
| 8 | 村尾金助 | 与外組 | 聞番下役 | ・安永3（1774）年・浪人村尾新平、雇足軽・聞番下役加役にて召し抱え<br>・雇足軽～与外組（父：雇足軽～御徒組／本人：雇足軽ヵ～与外組） |
| 9 | 石原勘輔 | 与外組雇 | 伊織殿御伽 | ・石原新六（6）の忰<br>「原本の通り記シ候得共、勘輔義ハ右新六之嫡子ニ付、別ニ氏名不及相記候付省之」 |
| 10 | 徳原喜兵衛 | 御徒組 | 御用所・奥御用所取次など | ・元禄14（1701）年10月・徳原甚蔵中坊主組にて召し抱え<br>・中坊主組～御徒組（曾祖父：中坊主組／祖父：定番足軽、定府／父：定番足軽～中坊主組／兄：中坊主組／本人：中坊主組～御徒組） |
| 11 | 寺沢林平 | 御徒組 | 両御用所改革方取次・書院方先供など | ・万治3（1660）年正月・作事所下棟梁大工金田惣右衛門弟・寺澤清斉<br>・掃除坊主雇～御徒組（5代前：中坊主組／高祖父：中坊主組／曾祖父：掃除坊主～御用所附坊主／祖父：御用所附坊主など／父：掃除坊主雇～中坊主組／弟：掃除坊主雇～御用所附坊主／本人：掃除坊主雇～御徒組） |
| 12 | 富田助作 | 役人組 | 作事奉行・会所奉行 | ・文政9（1826）年・富田弥六分家・初代　※富田弥六家は宝永6年・富田弥五作分家<br>・手廻組雇～役人組 |
| 13 | 村井弥平太 | 小姓組 | 御簾番 | ・延宝6（1678）年・村井弥平太新知150石にて召し出し、元禄11（1698）年江戸にて浪人後、宝永7（1710）年輪王寺宮門跡の内意により召し帰り、10人扶持・手廻組にて召し出し<br>・手廻組～小姓組（6代前：手廻組／5代前：手廻組雇～手廻組／高祖父：手廻組雇～馬廻組／高祖父弟：与外組雇～手廻組→（41）／曾祖父：御国使者雇～役人組／祖父：手廻組雇～小姓組／祖父弟：御伽～手廻組雇→（3）／養父：馬廻組／本人：馬廻組～小姓組） |
| 14 | 篠田長四郎 | 手廻組 | 式台番など | ・享和3（1803）年、篠田五平、鎗術心掛宜しいため、手廻組雇を命じる<br>・手廻組雇～手廻組（父：手廻組雇～手廻組／本人：手廻組／嫡子：御伽） |
| 15 | 村井外守 | | | （不詳） |
| 16 | 市川金六 | 小姓組雇 | 御簾番 | ・享保13（1728）年・浪人（元・本多唐之助家中）市川勝右衛門（市佑祖父）、江戸定番足軽・聞番下附にて召し抱え<br>・定番足軽～役人組（曾祖父：定番足軽／祖父：与外組雇～与外組／父：与外組雇～役人組／本人：手廻組雇～若年寄） |
| 17 | 篠田多門 | 馬廻組 | 式台番など | ・宝暦6（1756）年7月・浪人（元・佐竹家家中）篠田金右衛門、手廻組に召し出し<br>・手廻組～頭役（高祖父：手廻組／曾祖父：手廻組雇～手廻組／祖父：手廻組～定番足軽頭／父：小姓組雇～小姓組／本人：馬廻組） |
| 18 | 宮崎弥三太夫（弥太郎ヵ） | 御徒組 | 先供役など | ・寛永10（1633）年・宮崎覚右衛門、金沢定番足軽に召し抱え、富山藩分藩時に富山藩につけられる。その後江戸定番足軽に命じられ江戸へ引越<br>・定番足軽～御徒組（5代前：定番足軽／高祖父：定番足軽／曾祖父：掃除坊主～与外組～中坊主組／祖父：掃除坊主雇～御徒組格／父：雇足軽～御徒組／本人：御徒組雇～御徒組） |
| 19 | 毛呂仙之助 | 御徒組格 | 先供役など | ・文化5（1808）年・大和守家来毛呂清右衛門、鶴場屋敷掛詰役を命じられ、文政2年中坊主組に召し抱え<br>・中坊主組～御徒組格（父：中坊主組／本人：中坊主組～御徒士組格） |
| 20 | 戸谷宏之助 | | | （不詳） |
| 21 | 原田房太郎（七太郎ヵ） | 役人組 | 表目付など | ・享和3（1803）年、原田三郎右衛門、与外組・諸役所倹約吟味役などに召し抱え<br>・与外組～役人組（父：与外組～役人組／本人：手廻組雇～役人組） |

| | 名前 | 家格 | 役職 | 家の来歴（初代家中取り立ての経緯／初代～当代までの組・階層） |
|---|---|---|---|---|
| 22 | 宮地八十次郎（八十吉ヵ） | 手廻組 | 式台番など | ・文政5（1822）年・宮地斉、勝手方御用出精につき手廻組・新知80石にて召し出し<br>・勝手方御用～手廻組（父：勝手方御用／本人：手廻組） |
| 23 | 荒山喜三郎（喜右衛門） | 役人組 | 会所奉行・作事奉行など | ・文化12（1815）年・当人、勝手方才覚筋出精につき雇足軽より江戸定番足軽に召し抱え<br>・雇足軽～役人組 |
| 24 | 山中弥一郎 | 与外組 | 御供役、御帳方・給仕役加役 | ・文化7（1810）年・山中五八郎召し抱え、文政2年与外組・浅草御屋敷畑掛出入人払役などをつとめる<br>・与外組（父：与外組／本人：与外組） |
| 25 | 黒田万之助 | 与外組 | 頼母殿御附など | ・天明2（1782）年黒田良助（万之助父）、江戸定番足軽・開番下附・新組足軽に召し抱え<br>・定番足軽～与外組（祖父：定番足軽／父：雇足軽～与外組／本人：御徒組格雇～与外組） |
| 26 | 松本養軒 | | | （不詳） |
| 27 | 望月徳右衛門（左太夫ヵ） | 御徒組 | 開番下役・借財掛など | ・享保17（1732）年・望月六右衛門、江戸定番足軽に召し抱え<br>・定番足軽～御徒組（曾祖父：定番足軽／祖父：定番足軽／父：定番足軽／本人：定番足軽～御徒組） |
| 28 | 中井啓佐（権十郎ヵ） | 御徒組 | 頼母殿御附など | ・寛延3（1750）年・中井権右衛門、雇足軽に召し抱え、<br>・雇足軽～（曾祖父：雇足軽／祖父：雇足軽～定番新組足軽／父：雇足軽～御徒組／本人：御伽～御徒組） |
| 29 | 太田左門（虎次郎ヵ） | 御徒組 | 御先供役・御帳付など | ・文化7（1810）年・大田忠五郎、雇足軽に召し抱え<br>・雇足軽～御徒組（父：雇足軽～御徒組／本人：御伽～御徒組／弟：御伽） |
| 30 | 宇津井伝治 | 御徒組 | 作事所大工棟梁加人・小目付 | ・享保20（1735）年・宇津井勘兵衛、江戸定番足軽に召し抱え<br>・定番足軽～御徒組（曾祖父：定番足軽～大工格／祖父：作事所支配足軽～大工格／父：先手足軽～御徒組格／本人：墨方見習～御徒組） |
| 31 | 中西清太夫 | 御徒組 | 紙細工方 | ・宝暦元（1751）年・中西藤蔵、役長柄者・紙細工方に召し抱え<br>・小者～御徒組（高祖父：役長柄者～作事所支配足軽／曾祖父：作事所支配足軽／祖父：雇足軽／父：雇足軽～御徒組格／本人：紙細工方見習～御徒組） |
| 32 | 宇津井徳三郎 | 御徒組 | 会所小買物方兼帯など | ・安永4（1775）年・宇津井勘兵衛家分家・5代<br>・定番足軽～御徒組（曾祖父：定番足軽／祖父：作事所支配足軽／父：作事所支配足軽／兄：作事所支配足軽／本人：作事所支配足軽～御徒組） |
| 33 | 岩崎助四郎（岡崎ヵ） | 御徒組格 | 若殿様仕立方 | ・定番足軽～御徒組格（父：定番足軽／本人：雇足軽～御徒組格） |
| 34 | 栄清左衛門 | | | （不詳） |
| 35 | 中川金七郎 | （雇足軽） | | （不詳） |
| 36 | 井口武三郎 | （足軽？） | | （不詳） |
| 37 | 青木市五郎 | （足軽） | | （不詳） |
| 38 | 山田弥左衛門（五左衛門ヵ） | 頭中 | | ・元禄11（1698）年・山田弥左衛門浪人（元・森伯耆守家中）中のところ、大竹十郎左衛門を介して頭役・50人扶持にて召し出し<br>・頭役～若年寄（高祖父：頭役～御用人／曾祖父：頭役／祖父：小姓組雇～御用人／父：小姓組雇～頭役／本人：御伽～若年寄） |
| 39 | 藤堂庄之助 | 役人組 | 御裏預り | ・藤堂平左衛門家分家（1807）※藤堂平左衛門家：寛文11（1671）年・幕府旗本小姓番藤堂平左衛門4男権六、小姓組・200石にて召しだされ、一時倹約のため暇を出され浪人となるが帰参し、小姓組・開番をつとめる |
| 40 | 松波作兵衛 | 役人組 | | ・松波三太夫、金沢定番足軽から分藩時より富山につけられる<br>・定番足軽～役人組（5代前：定番足軽／高祖父：定番足軽、元禄年中に江戸へ引越して定府／曾祖父：定番足軽／祖父：定番足軽～与外組／父：御徒組雇～手廻組／本人：手廻組雇～役人組） |
| 41 | 村井吉十郎 | 馬廻組 | | ・宝暦6（1756）年・村井弥平太家（13）分家3代<br>・与外組雇～頭役（祖父（実際：曾祖父）：与外組雇～手廻組／養父（祖父）：手廻組～頭役／実父（父）：御伽～小姓組雇／本人：御伽～馬廻組） |
| 42 | 佐々木万三郎 | 手廻組 | 既才許・馬乗役・馬医兼帯 | ・享保6（1721）年・佐々木佐一郎、与外組・馬乗役に召し出し<br>・与外組～手廻組（祖父：与外組／養父：与外組雇～手廻組／実父：手廻組雇／本人：手廻組雇～手廻役） |
| 43 | 須加三順 | 医者組 | 本道・鍼医 | ・享和1（1801）年・須加源五左衛門家分家・2代<br>・御出入～医者組（父：御出入～医者組／本人：医者組）<br>※須加源五左衛門家：万治2（1659）年、元・土井大炊頭家中・須加治太夫の忰源五左衛門が小姓に召しだされたことを発端 |
| 44 | 関口鑽栄 | 医者組 | | ・延享2（1745）年、関口道栄（鑽栄の曽祖父）、医者組に召し出し<br>・医者組（曾祖父：医者組／祖父：雇～医者組／養父：医者組／本人：医者組） |

備考）
「諸旧記抜粋」下（富山県立図書館所蔵、前田文書 232）による．家、本人の来歴は『富山藩士由緒書』を参照した．
帰国時期は、1 ～ 12 が来春（天保 15 年）、13 ～ 19 が交代まで、20 ～ 37 が天保 14 年 5 月中．38 ～ 44 は「天保 9 年分限帳」に定府とあるが、リストに名前が掲載されなかった分．他に市川市佑と篠田金右衛門の名があるが天保 14 年 4 月当時に死去していたため除外した．

示したものである。

「分限帳」に記載の人数は扶持を給与される当主の人数のみであるが、宗門人別帳を元にしたデータには妻子を含めた家族全員が含まれている。家中のうち、富山の寺院を菩提寺としている家中は 6,837 人（男 3,474 人、女 3,363 人）、江戸の寺院を菩提寺にしている家中は 275 人（男 140 人、女 135 人）で、定府は全体の 4％程度である。

江戸での生活は費用がかかり、藩財政を圧迫させる要因ともなるため、定府の人数は削減方向にあった。とりわけ、天保 14（1843）年には定府の家中 37 人と足軽全員に対して帰国命令がだされ、のこりはわずか 7 人程度まで抑えられた。表 13 は、天保 9（1838）の「分限帳」に記載のある定府の家中と、天保 14 年に帰国を命じられた家中を照合し、さらに天保 9 年に作成された「由緒書」から定府の家中本人と家の履歴をまとめたものである。富山藩の場合、定府の家中で最上位なのは、留守居（聞番）をつとめる頭役や江戸詰めの御徒、足軽の頭役で、家老や若年寄は定府に含まれなかった。

次に、勤番についてみていく。安政 6（1859）年の御徒以上の江戸詰めの役職・人数を書き上げたリストによれば、A 参勤交代に同行するものが 51 人、B 藩主在府中が 62 人、C 藩主在国中が 28 人とされている（表 14）。この数字には足軽以下と陪臣は含まれていない。陪臣は、家中が役職・石高に応じて抱えており、例えば、③頭中の市川伯和家の場合、家司 1 人、給人 1 人、若党 1 人、小者 2 人、下女 1 人の計 6 人（男 5・女 1）を抱えていたことがわかる [87]。

最後に参考までに、加賀藩江戸詰め人数と比較しておきたい。加賀藩主が在府した寛政 10（1798）年の江戸詰め人数は 2,824 人 [88] で、このうち家中はわずか 8.5％（240 人）、多いのは足軽以下で 61.8％（1,747 人）、そして陪臣が 29.6％（837 人）という構成であった。富山藩では安政 6（1859）年の藩主在府中の家中の人数は 62 人で、加賀藩の 240 人と比べると 26％弱にあたる。足軽以下・陪臣についても同率と仮定して試みに計算してみると、足軽以下は 450 人、陪臣 216 人となり計 700 人程となる。足軽以下の人数については、享保 9（1724）年閏 4 月段階で 5、600 人とする記事が確認されている [89]。以上から、江戸屋敷全体で概ね 7 ～ 800 人が居住していたといえるのではないか。

**表 14　勤番人数**（安政 6 年）

| 役職 | A | B | C | 役職 | A | B | C |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家老 | 1 | 1 | | 医者 | 2 | 2 | 1 |
| 若年寄 | 1 | 2 | 2 | 勘定所頭取 | | 2 | 2 |
| 組頭 | 1 | 1 | | 会所頭取 | 1 | | |
| 物頭 | 1 | | | 歩行横目 | 1 | 1 | 1 |
| 近習頭 | 2 | 2 | | 執筆 | 1 | 1 | |
| 聞番 | | 2 | 2 | 近習勤仕 | 6 | 5 | |
| 勘定奉行 | | 1 | 1 | 両御用所筆役 | 2 | | |
| 作事奉行・会所奉行 | | | | 寄合所筆役 | | 2 | 2 |
| 裏預 | 1 | 1 | | 奥御用所筆役 | | 2 | 1 |
| 表扈従（平詰共） | 8 | 6 | | 聞番下役 | | 2 | 2 |
| 宿札役 | 1 | | | 勘定所算用役 | 1 | 2 | 1 |
| 横目 | 1 | 2 | 1 | 会所小算用 | 1 | 1 | 1 |
| 御簾番 | 2 | 2 | | 料理人 | 1 | 1 | 1 |
| 御相手御用 | | 3 | | 大工棟梁 | | 1 | 1 |
| 式台番（大扈従ゟ組外迄） | | 8 | 5 | 先供 | 7 | 6 | |
| 大扈従ゟ組外迄、御馬乗役 | 8 | | | 衣服所細工人 | 1 | 1 | |
| 勤方 | | 2 | 2 | 御徒組 | | | 2 |

備考）富山県立図書館所蔵、「御政治向諸規則」（前田文書 115）による.
合計：A 参府人数 51 人、B 在府中 62 人、C 留守中 28 人

# 2章　富山藩主歴代の事績と江戸屋敷の動向

ここでは、富山藩主歴代についての生没、藩主在職期間、家族構成、経歴などの基本情報の他、藩主在職中の政治動向や、災害・人生儀礼・藩主の企図など様々な要因で生じた江戸屋敷の空間変容について現段階で確認できる分をとりあげた。また、老中招請などの諸行事については340頁からの事項・年表にあげたので合わせて参照いただきたい。

初代利次　　生没：元和3～延宝2（1617～74）年／藩主：寛永16～延宝2（1639～74）年

父は加賀藩3代前田利常、母は正室・天徳院（将軍徳川秀忠娘）。利次は、元和3年金沢にて利常の二男として誕生する。元和7（1621）年に初めて出府し、母が将軍秀忠の娘であったことから、幼少期には江戸城大奥へ出入りしていたという[90]。寛永8（1631）年12月に元服し、従四位下・侍従を叙され、淡路守と称す。同16（1639）年6月、父利常の隠居に伴い分家を許され、10万石の分与を受け、富山前田家初代となる。同17（1640）年正月、鳥居忠政の娘宗子を正室に迎える。鳥居忠政は大坂の陣の間、江戸城の留守居役をつとめるなど信任のあつい譜代大名で出羽山形22万石の藩主であったが、嫡子忠恒が継嗣のないまま没したため改易となった。宗子が入輿した当時は、宗子の弟の忠春に対して信濃高遠藩3万石の所領が与えられていた。宗子の没後に継室蓮池院を迎えたほか、国元に側室八尾（泰寿院）がいた。利次の子女は3人で正室がもうけた梅子が万治3（1660）年に岡崎藩・水野忠春に嫁ぎ、側室八尾がもうけた正甫が利次の跡を継ぎ2代藩主となった。

分藩当初は富山城・城下町富山も加賀藩領であったため、富山から北の百塚に新城築城と城下町の整備をし、本藩に倣った法令整備・領内支配の確立にあたった。また、分藩当時に利次に附けられた家臣は分不相応な大家臣団で藩財政を圧迫させた。利治にとって最初の課題は利常や幕府の許可を得て、富山を城・城下町とすること、錯綜する所領を整理し一円支配を確立させること、さらに家中を本藩に戻すなど家臣団の規模を縮小整理し、藩財政を安定させることにあった。利次は延宝2（1674）年、飛騨との国境紛争の最中、江戸にて急死する。

・富山藩の成立から天和火災以前の上屋敷

富山藩は寛永16（1639）年に成立するが、利次はそれより以前、寛永4（1627）年頃より加賀藩本郷邸（「神田下屋敷」）に居住していた。加賀藩3代利常は元和2～3（1616～1617）年頃に幕府より大久保相模守忠隣邸の跡地を下屋敷として拝領したが[91]、当初は番人と下々の居宅、まだらに茶園があるのみであった。その後、寛永3年秋より普請を行い、利常の住む御殿と他に寿福院（利常生母）、姫様、千勝（利次）、宮松（大聖寺藩初代利治）の御殿を建てさせて、利次・利治らを金沢から江戸へ引っ越させたという[92]。この時の各御殿の位置はわからず、また寛永16年の分藩時に本郷邸のどこを分与されたかも文献史料からははっきりしない。

慶安3（1650）年3月29日に本郷富士塚周辺の小屋を火元とする火事では、加賀藩本郷邸の御殿（式台・書院・居間・台所）、御亭、土蔵、家中の居所（小屋・長屋）が焼失する被害を受けたが、富山・大聖寺藩邸への延焼は免れたという。そこで当時在府していた利常は藩主が在国していた大聖寺藩邸へまず避難し、そこから帰国した。翌年出府したさいには、再建するまでの間を富山藩邸に仮住まいしたという[93]。

分藩以降天和火災以前の富山藩の御殿については「聖廟通夜物語」[94]に言及がある。「聖廟通夜物語」は、富山藩初代～4代藩主の事績106項を18世紀にまとめた伝聞集である。同時代史料ではないため史料の吟味を要するが、17～18世紀前半の江戸藩邸の様子をうかがわせる貴重な内容を含む。

【史料 5】「聖廟通夜物語」

一、江戸御屋形は太閤秀吉公御城之伏見ニ有之候御殿を取崩し江戸へ廻し、利常公ゟ被進候、御愛子様故右之通り候之由、唐戸唐破風上檀造、御玄関は金張付ニて、今の御物見は離舞台国持之外不相成候付、楽屋之心ニて被建候よし

「聖廟通夜物語」によれば、利常は利次が使用する御殿用の建材として、豊臣秀吉が伏見に設けた御殿の建材を与えた。建物（主屋）は唐戸口･唐破風･上檀造りで玄関部分には金箔が張りつけてあった。しかし､この御殿は天和 2（1682）年 12 月 28 日に発生した火災（天和大火､お七火事）によって、利常から譲り受けた道具類と共に全焼してしまった。

分家後の利常・利次父子の関係を示すエピソードとして、同じく「聖廟通夜物語」には、加賀藩と富山藩の地境に設けられた門を通って、利常が不意に利次を訪ねることがあったと記している。この門は享保年間にかけて中絶された時期をはさみ、加賀藩 6 代吉徳の命で元文 4（1740）年 8 月 5 日に再設置された[95]。門の設置されていた時期は、加賀前田家との血縁関係が濃く（初代利次：父は加賀藩 3 代利常、兄は同 4 代光高。5 代利幸：正室は加賀藩 6 代吉徳娘総姫)、中絶の時期（2 ～ 4 代）は相対的に薄い。当時、両藩を結んだ門は恒常的な性格ではなく、利常－利次という血のつながった親子関係の親密さによって限定的に設けられていたと考えられる。

初代利次の在職期（天和火災以前）においては、無縁坂から北上して富山藩邸へ至る道は、加賀藩証人屋敷である黒多門邸の西側に設置されていた（337 頁､27 図②)。この道は､加賀藩本郷邸の一部、すなわち加賀藩が幕府から拝領した地面の一部で、富山藩表門はこの道に面していた。一方、万治 2 年以降 3 度にわたって、上屋敷の東に接する下谷茅町 2 丁目地面を取得し、これを「通用門」として使用した[96]。この通用門は、加賀藩本郷邸の敷地外の道に直に面していた。

2 代正甫　　生没：慶安 2 ～宝永 3（1649 ～ 1706）年／在職：延宝 2 ～宝永 3（1674 ～ 1706）年

父は初代利次、母は側室・八尾（家中柴田以信義妹)。正甫は、慶安 2 年富山にて利次の二男として誕生する。利次の正室宗子が産んだ長男（千勝丸）は早世した。側室の子である正甫は、出生後まもなくから初出府までの間、家老近藤善右衛門長房に預けられ養育された[97]。寛文 2（1662）年に初出府し、従五位下･掃部頭を叙任、8 年 12 月に元服し、近江守と称す。9 年正月に大蔵大輔と改める。4 月に前橋藩 15 万石酒井忠挙の養女で実は豊後岡藩 7 万石の外様大名・中川久清の娘英子を正室に迎える。正甫には、英子の他に 3 人の側室がおり、子女は 14 人。うち成長したのは利興（3 代)、利隆（4 代)、空眠（京都西本願寺一老常楽寺に養子)、家子（安房勝山藩酒井忠篤正室、のち離縁し出羽松山藩忠英正室)、利郷（のちに 4 代より 500 石付与)、為子（七日市藩前田利理正室)、利寛（のちに 4 代より 400 石付与)。延宝 2 (1674) 年､父利次の急死により家督を相続した。元禄 4 (1691) 年、日蓮宗大法寺住職日徳に帰依し、菩提寺をそれまでの曹洞宗光巌寺から日蓮宗大法寺に改めた。宝永 3（1706）年、富山にて死去した。

正甫は、父・利次の方針を継承し、藩制の確立につとめ、文武を奨励し、新田開発、売薬業などの産業の振興をはかった。延宝 9（1681）年には幕府より越後高田藩主松平光長の改易にともなう城の受取り役を命じられた。これは富山藩にとって初めての公儀軍役による出兵で、7 万石の軍備でこれをつとめた。

正甫の藩主在任中には、天和 2（1682）年、元禄 16（1703）年に江戸上屋敷を全焼、元禄 11（1698）

年に下屋敷をほぼ全焼する火災に遭遇している。

・天和火災と再建

天和火災（八百屋お七火事）は正甫の在府時に発生した。天和2（1682）年12月28日、駒込大円寺から出火し大火となったこの火災で、富山藩上屋敷では衣服土蔵・荒物蔵を残して全焼する被害を受けた[98)]。初代利次が父・利常から譲り受けた秘蔵の道具類のほか、御手道具なども全て焼失してしまった。正甫はまず上野に避難した後、禅宗の法林寺を借り受け、家老の瀧川図書も浄圓寺に仮住まいしたという[99)]。

この火災では富山藩邸だけでなく加賀・大聖寺藩邸も全焼している。加賀藩では、翌天和3（1683）年に本郷邸を下屋敷から上屋敷に変更し、黒多門邸（証人屋敷、閒番小屋）の廃止に伴い大聖寺藩との間で地境変更を行った[100)]。この黒多門邸の廃止にともない、無縁坂から北上して富山藩邸へ至る道は東に移動し、講安寺に接する位置へと付け替えられた。この道の西側には大聖寺藩の表門と裏門があり、無縁坂に面したところに富山・大聖寺藩共通の門（「惣門」[101)]）が設けられた。この道は東京帝国大学となってからも明治30年代末までは使用されていた[102)]。

天和火災以降、元禄火災以前における地境変更は文献史料から2点確認される。1つは大聖寺藩邸との間で、元禄元(1688)年12月に「風呂屋明地」と称される地面166坪余の土地交換があった[103)]。「風呂屋明地」の風呂屋とは旧・加賀藩黒多門邸内に住んだ加賀藩家中が使用した風呂屋を指すことから[104)]、土地交換があった場所は富山藩と大聖寺藩の地境で、旧・黒多門邸部分となる。もう1つは、講安寺との間で、元禄3（1690）年7月から富山藩が講安寺の境内637坪余り（のちに600坪）を借地しはじめた。富山藩はこの地面を弘化頃まで借り続けた。借地面は上屋敷に接しており、直接行けるように道が設けられ、上屋敷と一体化して使用された（241頁2図、338頁28図参照）。

天和火災後、文献史料から上屋敷の再建が確認できるのは貞享3(1686)年以降のことである。まず、翌貞享4（1687）年に初出府する正甫嫡子利興のための「部屋御殿」、次いで元禄2（1689）年に御殿の中核となる「御座敷所」が設けられた[105)]。被災から再建までかなり経過しているが、隣接する加賀藩の再建も貞享3（1686）年9月[106)]、大聖寺藩も貞享4（1687）年7月[107)]であり、富山藩だけが格別に遅いわけではない。三藩共に日数を要した背景に注意を払う必要がある[108)]。

利興の部屋御殿の建設は、貞享3年6月から10月にかけて行われたようだ[109)]。「吉川随筆」の著者である吉川十郎右衛門長能は当時、作事奉行をつとめており、この「部屋御殿」の作事に従事した。長能は5月15日に富山でこれを命じられ、20日に富山を出発した[110)]。この間、江戸では「地形」が行われ、6月12日に地形が完了し、正甫が上屋敷家老固屋を訪れて、部屋御殿の縄張りを上覧した[111)]。その後、6月21日には「新御作事小屋」の引越しと、同所での斧初が行われ、総勢95名（作事奉行吉川十郎右衛門以下5名、江戸大工棟梁2名、富山からの大工20人、木挽・屋根屋多数、目付、門番など監督・警備を担った者数十名）が集まった。7月18日に柱建の祝儀（150人へ祝儀下賜）、19日石搗、29日棟上が行われた。9月16日には完成した新御座敷において、客を招いて能興行が行われた。10月14日には一連の作事を終えて、無事役目を果たした吉川らが富山へ帰国した。

この一連の記録において、例えば「殿様御上屋敷え御出遊ばされ候節」(6月12日)と表現されるなど、正甫はいまだ上屋敷に住んでおらず、見学のために他所から上屋敷にやってきたと読める。この段階で完成していた建物は家老の小屋、新作事小屋など限定的で、藩主用の御殿までは再建できていない様子がうかがえる。部屋御殿は、9才の利興のための建物であるが、単に子供の居住空間としてだけではなく、安芸守ら表19人、勝手16人（御用頼旗本）・又勝手20人（坊主衆）・御用聞町人10人余り、計65人余りの来客を収容し、能興行を行える応接空間をもっていた[112)]。この日のために給仕役

の家中を富山から呼寄せ、小堀土佐守・森雲仙に依頼して、給仕の稽古をつけるなど、盛大な完成披露の催しであった[113]。

藩主用の表御殿とみられる「江戸御上屋敷御座敷所」については、「吉川随筆」の貞享 5（1688）年 2 月 8 日条に、作事所が建設費用として 2,896 両 3 歩と見積もったという記事があり[114]、この作事は元禄 2（1689）年 3 月に完了したようだ[115]。だが、部屋御殿、表御殿いずれもその後の元禄火災で全焼してしまう。

・将軍綱吉の御成御殿建設にともなう地面・長屋の貸し出し

元禄 15（1702）年 4 月 26 日に本藩・加賀藩へ将軍徳川綱吉が訪れることになり、加賀藩では急遽、本郷邸の南側部分に御成御殿を新築した。御成御殿建設予定地は、加賀藩家中の居住空間にあたっていたため、そこに居住していた家中は中屋敷へ引越しを命じられるなどした[116]。さらに、富山藩に対しても地面と長屋を一時的に貸し出すよう要請があり、富山藩は 2 月 7 日～ 6 月 3 日にかけて馬場通りより西側、境御門向かいの小屋より（南側）を貸し出した[117]。富山藩が加賀藩へ貸し出した範囲は、地理的な便宜を考えると加賀藩と富山藩が接する部分、すなわち富山藩邸の西南一帯といえよう。貸し出した範囲の東端は「馬場通り」と記されており、19 世紀に描かれた全景図（323 頁 9 図）とほぼ同様の位置に、17 世紀末の段階から馬場が設けられていたとみられる。貸し出し中は、加賀藩によって富山藩と区分する仕切りが設けられ、使用後は「甚だ宜しき御修復」の上で返却された。将軍綱吉の御成当日は、富山藩・大聖寺藩も供奉の大名家中の待機場所として使用され、富山藩では料理 100 人前、赤飯 2 石、餅菓子 6、700 人前を用意していたが、結局は小人目付 68 人が訪れたのみであったため、用意した料理は屋敷内の妻子持ちに配られたという[118]。将軍御成に、前田家一門で応じた様子をうかがい知ることができる。

・元禄火災

元禄火災（水戸様火事）は、正甫の在国、正甫嫡子利興（のちの 3 代）の在府時に発生した。元禄 16(1703)年 11 月 29 日､水戸藩上屋敷内の八重姫御守殿より出火し大火となったこの火災で､再び加賀・富山・大聖寺藩の上屋敷は全焼となった。江戸から富山へ宛てた注進では、明暦の大火よりも火の威力が大きかったと評されている。当時上屋敷にいた嫡子利興は、まず下屋敷へ避難しようとしたところ､「火下」であったため本所横堀の本法寺へ避難し､その後安全が確認されたため下屋敷へ避難した。元禄火災後、しばらくは下屋敷が使用された。藩主・正甫はこの頃すでに病気がちであり[119]、宝永 3（1706）年 4 月に国元で没する。そのため、上屋敷の再建は、家督相続直後の 3 代利興が行うことになった。

3 代利興　　生没：延宝 6 ～享保 18（1678 ～ 1733）年／在職：宝永 3 ～享保 9（1706 ～ 24）年

父は 2 代正甫、母は側室須磨（家中加藤彦三郎娘）。利興は、延宝 6 年（「寛政譜」では延宝 8 年）富山にて正甫の 2 男として誕生する。貞享 4（1687）年に初出府し、元禄 5（1692）年に初登城。元禄 7（1694）年に元服し、従五位、長門守を叙任。宝永 3（1706）年 4 月、父の死去に伴い家督を相続する。12 月、従四位下に昇任。宝永 7（1710）年に大聖寺藩 7 万石の 3 代前田利直の娘富紀子を正室に迎える。側室は 1 人（家中・木村孫助娘）確認でき、子女はこの側室が産んだ長男（亀千代、早世）1 人のみであった。享保 9（1724）年に自身の引き籠りを発端として隠居を命じられ、後継には弟の利隆がたてられた。享保 18（1733）年に江戸上屋敷にて死去する。

利興の藩主在任中には、正徳 4（1714）年 10 月 20 日の根津宮永町を火元とする火事で上屋敷下谷通りの長屋 3 筋類焼、享保 2（1717）年正月 2 日の下谷茅町の永昌寺を火元とする火事で上屋敷下長

屋などを類焼、同年6月9日の小伝馬町3丁目を火元とする火事で下屋敷全焼、享保5年3月27日の日本橋箔屋町を火元とする火事で下屋敷辻番所、足軽小屋2軒の類焼、享保6年3月3日の三河町を火元とする火事でも下屋敷の類焼があった。

・強制隠居一件

利興については、浦畑奈津子氏の研究に詳しい[120)]。浦畑氏は利興の強制隠居に至る政治動向を、加賀藩側の記録を用いて、加賀、大聖寺藩や親族大名・旗本、出入の御城坊主の対応から詳細に検討している。以下では浦畑氏の研究を参照しながら、利興の強制隠居一件の顛末をみていきたい。

利興の強制隠居一件の舞台は江戸上屋敷である。発端となる問題行動は、享保7（1722）年夏頃から露見するようになる。このうち最も重大なものは、富山への帰国遅滞であった。加越能3ヶ国、加賀・富山・大聖寺前田家の参勤交代は在所（国元）に1年半、在府半年のはずであるところ、利興の在府が延びていることで、国元に三藩の藩主が不在という事態に陥った。大聖寺藩4代利章が享保7年7月28日に江戸に到着したことにより、利興は、8月18日に幕府から帰国を許可されたが、結局は享保9（1724）年7月の隠居まで江戸上屋敷を離れなかった。帰国しようとしない利興を、家老は何度も説得したが、ついに享保8年正月晦日以降、家老の諫言を嫌って、利興は上屋敷内の土蔵に引き籠ってしまう。利興が引き籠った土蔵は「不時の間」と称され、3間×5、6間の土蔵の内側に窟室（つちむろ＝地下室）を構えて中にこもり、誰も中に入れさせなかったという。引き籠った利興に対して、家老（近藤主計）が最低限の3ヶ条（①藩士の月俸支払い、②町人たちへの支払い、③3月の帰国）を紙に認めて、手討ちを覚悟で中に入りこみ、ようやく利興から承諾をとりつけるといった形で藩政がとり行われていた。

利興の引き籠り直前には、親類で幕府老中の水野忠之（利興の従弟）が年礼のため、上屋敷を訪れており、式台付近の掃除がなっていないこと、門番人の数が少ないなどの分限不相応な様子を目の当たりにしている。水野はこの様子に苦言を呈しており、前田家出入りの表坊主利倉善佐を介して、富山藩の重役の動向、加賀藩の対応をたずねた。加賀藩に対しては利興の隠居にも言及しながら、事態の改善を迫ったが、利興をとてもかわいがっていた加賀藩5代綱紀の意向によって改善されることはなかった。利興への対処は、富山藩重役の間でも意見が分かれており、また加賀藩においても綱紀が利興の意に反する帰国を強く命じることはなく、重臣も高齢の綱紀に対して諫めることができなかった。最終的に水野がすでに示唆していた利興の隠居が実現し事態の解決がはかられたのは、享保9（1724）年5月に綱紀が亡くなって跡を継いだ6代吉徳の代になってのことであった。

・上屋敷における利興の住まい

利興は強制隠居後も周囲の意見を聞きいれず、引き続き上屋敷に居住する。そのため、その生涯の大半を江戸上屋敷で過ごしたといっても過言ではない。先述の利興がひきこもった土蔵の中の窟室も異例であるが、それより前に自身のために設けた座敷（「常ノ奥座敷」）についても、美尽で父・正甫よりも「ウハ手ノ遊人」という評価を得ていた。利興の住まいに関する文献史料は他の藩主と比較しても豊富である。以下では、上屋敷における利興の住まいを、①部屋住み（貞享4年～）、②家督相続後（宝永4年～）、③土蔵内の窟室（享保8年～）、④強制隠居後（享保9年～）に分けて紹介していきたい。

①部屋住み時代　貞享4（1687）年～

利興は、貞享4年に初出府する。その前年に利興のための部屋御殿が建設された。この部屋御殿建設の過程については2代正甫のところで扱った。貞享3（1686）年に建てられた部屋御殿は、利興の生活空間のみではなく、能興行も行える応接空間もあったが、元禄火災で焼失してしまった。元禄火

災で被災した利興は下屋敷に避難するが、それは一時的であったようで、上屋敷の本格的な再建を前に、上屋敷に戻ってきていた。それは、宝永 3（1706）年 2 月 15 日に疱瘡にかかった利興を心配した加賀藩 5 代綱紀が、利興を見舞う記事からうかがい知ることができる。利興を見舞った綱紀は、その「手軽き御住居」、すなわち居間と次の間と少々の台所があるのみで、居間の床は板敷き、次の間はすのこであることを誉めている[121)]。以上から、利興の部屋住み時代の住居は、元禄火災を境に部屋御殿と手軽き御住居と 2 種類あったようだ。

では、部屋御殿はどこにあったのだろうか。「聖廟通夜物語」に利興の部屋住み時代の住まいについてふれた記事がある。

【史料 6】[122)]

一、利興公御部屋住之内、於江戸御部屋ハ谷小屋の入口右之角坂之上ニ有之御用人小屋之所ニ而、御居間御次迄ニ少々御台所有之、四ツ時ゟ八ツ時迄　御殿へ御詰被遊候間、御用所へ被成御出、御政事之様子被成御聞御座候、御通ひ道は御作事の辺より御書院通り被為入候由、

【史料 6】から、利興は上屋敷の「谷小屋の入口右の角坂の上」に居住し、毎日四つ時～八つ時まで表御殿の御用所に通勤していた様子がうかがえる。表御殿への通勤が記されていることから、これは元禄火災による表御殿の焼失以前、すなわち部屋御殿に在住していた時の様子を記しているとみられる。しかし、部屋の間取り（「御居間・御次迄に少々御台所」）については、綱紀が訪れた元禄火災後、表御殿再建前の宝永 3 年段階の「手軽き御住居」の描写と同じで 2 種類あるとみられる部屋住み時代の建物を同一視しているようで注意を要する。だが利興の部屋住み時代の住居について、他に文献史料も見当たらないため、【史料 6】の記載に一部錯綜を含んでいることを認識した上で、【史料 6】に記される建物名（御用人小屋、御作事、御書院）、地名を示す語句（谷小屋、坂の上）を手がかりに部屋御殿がおかれた位置を検討していきたい。

まず、書院や書院庭の位置について、地形、表門・玄関から書院までの距離、書院からの景観などの空間利用上の制約もあって、富山藩の場合、近世を通じてその位置を大きく変えなかったのではないかとまず想定しておく。

次に「坂の上」という表現からは、そこが坂の上にあり、藩邸内の最下段ではないことが示唆される。これらを手がかりにして考えると、利興の住まいは、書院の南側に広がる数段低くなった部分に相当するのではないだろうか。

位置関係をさらに詳しくみるために、後世の上屋敷全景図を参照しながらより具体的にみていきたい（6 図）。書院の庭の南側には門があり、数段下ったところに詰人空間が広がっている。この部分は、西に位置する表門部分からも石段で数段下った位置として描かれ、逆に下谷茅町 2 丁目と接する詰人空間部分からは石段を数段上がった位置として描かれる。

全景図に記載されるこの部分の建物の名称を読むと、書院の庭から南に下った所に門と

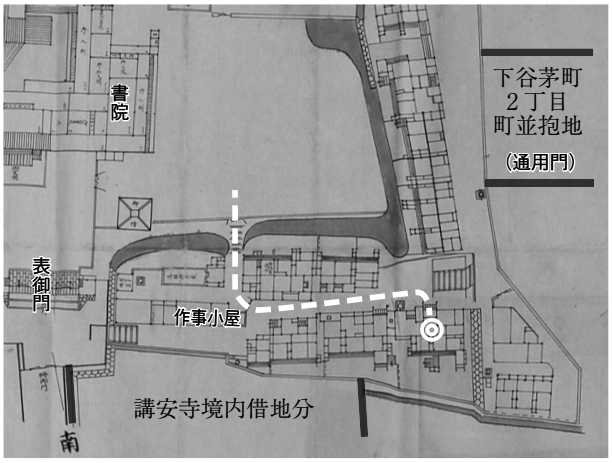


6 図　3 代利興部屋御殿の位置（推定）

「江戸御上屋敷図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 274）を加工．建物名は富山県立図書館所蔵、T 091.71-13 を参照した．

塀で閉じられた大工小屋など作事関係の役所エリアがあり、門を出た東南の角には、「御用部屋」の小屋がある（◎部分、「谷小屋の入口右の角坂の上」に相当か）。利興の御殿までの通勤路を全景図でなぞると、【史料6】の御用人小屋から出て、作事所の門を入り、階段通路をのぼって門を入り書院へ至るというルートが最短である（点線で表記）。

さらに、「谷小屋」という表現にも注目したい。これまでの東大病院地区及び下谷茅町2丁目遺跡の調査成果からは埋没谷の存在が確認され、この部分は埋没谷の北側に位置する。そのため御用人などの小屋が並ぶこの空間が「谷小屋」と称されていたとしても齟齬はないといえよう。この谷小屋部分の土地造成については、書院と谷小屋部分にまたがる範囲を発掘した看護師宿舎第2地点の調査成果から、天和火災後に段切りし、平坦面がもうけられたことが判明している[123)]。また、下谷茅町遺跡の発掘調査成果からは、谷小屋部分にあたる土坑（77号遺構）より、元禄火災とみられる二次焼成を受けた瓦約121kgや、珍しいオランダ産陶器鉢が確認されている[124)]。これらは家中由来とは考えにくく、この部分に部屋御殿があったことを示しているのではないだろうか。

②家督相続後（宝永4年～）

元禄火災後の上屋敷御殿空間の再建は、3代藩主に就任したばかりの利興によって行われた。この再建においても、「吉川随筆」の著者である作事奉行吉川長能が、貞享3年の部屋御殿建設に引き続き「上屋敷御殿御造営御用」を命じられた。吉川は宝永4年2月朔日に江戸に到着していることから、御殿建設が本格化したのもこの頃とみられる。「吉川随筆」にみられる御殿建設の経過は以下の通りである[125)]。

2月3日　御台所の柄木（支木、ささえ柱）を立てる
　　この頃から上屋敷にて建築が開始（「建方」）
2月14日　利興、矢の倉（櫓）から建築の様子を御覧
2月15日　御居間、御書院の柄木を立てる。龍伏（りゅうふく）の儀式あり
2月21日　棟上の祝儀あり
2月23日　御門の建設が開始（「建方」）
2月25日　御門棟上の祝儀あり
2月晦日　御玄関屋根への唐破風葺きが完了、祝儀振舞あり
3月30日～4月26日　御門・掛塀修理のため、大工人足ら加賀藩作事御門を使用
4月26日　御屋敷前御門普請終了
4月27日　利興、上屋敷へ移徙
4月29日　老中招請

御殿の再建はまず「御台所」から開始された。御殿の建材の一部は、宝永元（1704）年に「御部屋之御普請」用として準備していたものが使われたようだ[126)]。これは国元の家中宅（入江権兵衛・磯野六郎左衛門）を買い上げたもので、戸・立具・敷居・鴨居・天井板が富山から大坂経由で江戸まで船で運ばれた。2月21日の棟上の祝儀のさいには、富山藩の作事方棟梁（新五郎）の他に、木田屋弥右衛門、大工棟梁十兵衛という町方の者と思われる名前が見受けられる。晦日の御玄関屋根の唐破風葺も屋根屋五兵衛がつとめており、作事の一部を町方に請け負わせたようだ。

上屋敷への移徙は宝永4年4月27日、翌々29日には老中を招請して利興の家督相続を祝った[127)]。1章でふれたように、富山前田家は10万石であるため、藩主の家督相続及び将軍宣下後には老中の

招請を行う家格であった[128]。富山藩では、分藩当初から多数の家臣団を抱えたことによる財政難に苦しみ、さらに自然災害による領内不作、幕府から命じられた手伝普請、火消役などの出費も嵩んでおり、下屋敷で当面の用が足りたこともあって、被災後すぐの上屋敷再建には至らなかった[129]。しかし、正甫が没し、利興が家督相続をしたからには、老中を招請しなくてはいけないため、招請する場となる上屋敷の御殿の再建が喫緊の課題になったとみられる。

利興は正徳 3 ～ 4（1713 ～ 14）年までに、「常ノ奥座鋪」や「奥ノ奥」に景色の良い広い庭を設け、美を尽くした作事を行っていたことが、加賀藩士・今枝直方の記録から知られる[130]。また、加賀藩年寄の記録「御用番方留帳」[131]の正徳 6（1716）年 2 月 3 日条に、利興が加賀藩上屋敷内の松姫の御守殿新露地の泉水を採取し、富山藩邸へ流すための樋を敷設することを願い出て、加賀藩でこれを許したという記事がある。これはおそらく奥ノ奥の庭に使用するための水とみられる。この出願は去々年すなわち正徳 4 年から行っていたようで、2 年かけてようやく許可されたらしく、今枝が利興の遊興ぶりをあえて記事にしたのも、当時その出願が耳に入ったからかもしれない。御守殿内からの取水が許可されたことからも加賀藩主綱紀の利興に対する寵愛ぶりをうかがい知ることができる。

利興は宝永 7（1710）年に大聖寺藩 3 代前田利直の娘富紀子を正室に迎える。「聖廟通夜物語」には、富紀子の入輿後、利興・富紀子夫妻が近習 3、4 人を連れて、「上長屋御家老固屋」の脇にある大聖寺藩上屋敷との境塀に設けられた門を通り、大聖寺藩へ行き来したという記載がある[132]。本来は公式な表門を使用して訪問する必要があったが、血縁・姻戚関係のある間柄では日常的に非公式な訪問が行われ、その場合にはわずかな家臣を連れるのみで藩邸境に設けられた門を使って実家を往復していた。

接するもう一方の加賀藩との間の門は、利興在任中の正徳 4（1714）年正月段階ではなくなっていたようである[133]。加賀藩では正徳 3 年 11 月の上野黒門前を出火元とする火事を受けて、上野や下谷方面から出火した場合に富山藩・大聖寺藩がとるべき避難路について話し合われた。上野・下谷方面を避けるには両藩共に加賀藩を通り抜ける必要があったが、富山藩の場合、加賀藩との境塀に門がなかったために、非常事態としてどこでも境塀を打ち破って通行してよいという判断になった。また、加賀藩側では上野・下谷方面で火事が発生した場合には、大工たちに境塀近辺に待機させて境塀を壊す準備を命じている。文献史料から境門は元禄 16（1703）年の将軍綱吉の御成の頃までは確実に存在したが、その後何らかの理由で取り払われてしまったようだ。

③土蔵内の窟室（享保 8 年～）

利興は享保 8（1723）年正月晦日以降、表御殿への出勤を拒み、3 間 × 5、6 間の土蔵内の窟室に引き籠もってしまう。その前年夏に、突然、土蔵と築山が出来たことが加賀藩士青木藤太夫（礼幹）の書状から分かる[134]。この土蔵がのちの利興の引き籠もり先であるならば、土蔵内の窟室（地下室）のために生じた土で築山が作られたのだろうか。暮れ時に羽織掛けの利興が小坊主 2、3 人を連れて築山の上にあがり、四方を詠める様子が加賀藩邸側より見られたという。

④強制隠居後（享保 9 年～）

「聖廟通夜物語」によれば、利興は隠居後まもなく、上屋敷御殿空間内に新たに建設された御殿に移され、藩士が交代で付けられたという[135]。その後、享保 11（1726）年には、この住まいが御殿の主殿と接続していたため、支障があると感じた 4 代利隆及び家老らによって、利興を下屋敷へ移転させようと試みられている。その動きは、加賀藩家老の日記にみえる[136]。「中川長定覚書」には、利隆が加賀藩主吉徳に前もってうかがった上で、親族旗本の前田帯刀に依頼して利興に下屋敷へ移転するよう説得を求めたことがわかる。前田帯刀への説得依頼の前には、利隆や家老レベルでの説得も繰

り返されたことだろう。利隆は下屋敷に利興の住まいを用意して、なんとしても利興を下屋敷へ移転させようと前田帯刀に依頼した。しかし、利興は帯刀の説得に応じなかったため、苦慮した利隆は、利興の住まいを北に曳き家し、御殿の主殿と切り離した。利興はその後享保18（1733）年に死去するまで、上屋敷にとどまり続けた。

4代利隆　　生没：元禄3～延享元（1690～1744）年／在任：享保9～延享元（1724～44）年

父は2代正甫、母は側室自貞院。利隆は、元禄3年富山にて正甫の五男として誕生する。宝永2(1705)年に元服し、宝永3年に2代正甫のあとを相続した兄・利興から150石を付与された。享保9（1724）年6月、利興の強制隠居一件により出府。7月18日、利興の養子となり家督を相続する。9月従五位下、出雲守を叙任し、享保10年12月に従四位下に昇任する。利隆は正室をもたなかった。側室は8人確認できる。側室が出産した子女は確認できる分はみな富山生まれ、あるいは富山大法寺に葬送されており、側室・子女共に国元富山に居住していたとみられる。子女のうち成長したのは、豊瀬（家中岡本久左衛門姉）が産んだ隆子（大聖寺藩5代利道正室）、音尾が産んだ利嘉（200人扶持を付与し家臣に取立て）、久衛（家中山田次当娘）が産んだ利幸（5代）・幸子（伊勢久居藩6代藤堂高雅正室）・藝子（高家旗本前田長敦室）・利與（6代）、秀濃（家中須川清兵衛妹）が産んだ利桓（家中前田内膳家を継ぐ）である。延享元（1744）年12月20日、富山にて死去する。

利隆の藩主在任中には、享保15（1730）年正月11日に池之端七軒町明石屋半右衛門宅を火元とする火事で上屋敷下長屋全焼、元文3（1738）年正月29日に講安寺門前町家を火元とする火事で上屋敷長屋類焼の火災があった。

・利興強制隠居一件の後始末

利隆は、家督相続当初から強制隠居を命じられた利興の不始末への対応に追われた。かつて家老近藤主計が手討ちを覚悟に利興の承諾を得た3ヶ条（①家中への月俸支払い、②町人たちへの支払い、③3月の帰国）のうち、幕府との関係で最重要であった帰国は、利隆が就任したことで解決されたが、残る家中・町人に対する支払いなど、藩財政の立て直しが急務であった。とりわけ家中・足軽以下に対する扶持・給金の支払い遅延は深刻で、利興が隠居させられる直前の享保9年閏4月には、江戸詰めの足軽以下5、600人より、未納の給金を渡さなければ「御屋敷を立退」くと通告され、家老が驚くといった場面があった[137)]。当座の現金がない事態に、家老は加賀藩に頼みこんで、2,000両の借金を申し込んでいる[138)]。また、利隆の家督相続にあたっても、叙爵の費用、藩主就任後の初入国のための費用、計2,550両を加賀藩から借用しており、加賀藩に経済的に依存しないと成り立たない状況にあった。

・加賀藩上屋敷との間の境門の再設置

元文4（1739）年8月5日、富山藩邸と加賀藩邸の境塀に加賀藩によって再び門が設けられた。門は冠木門で、間口は柱内法7尺5寸、高さは冠木下より6尺7寸5分、柱の太さは5寸8分×5寸、両扉開き、貫木〆、のし板葺の屋根であった[139)]。この門は加賀藩側では「御堺御門」、富山側では「新口」と呼称されていた[140)]。中絶していた境門が復活した理由は定かではないが、この門はその後、延享3（1746）年に加賀藩から富山藩5代藩主利幸に嫁いだ総子（加賀藩6代藩主吉徳娘）に関係して積極的に用いられている[141)]。

5代利幸　　生没：享保14～宝暦12（1729～62）年／在任：延享2～宝暦12（1745～62）年

父は4代利隆、母は側室久衛（家中山田次当娘）。利幸は、享保14年富山にて利隆の長男として誕

生する。寛保3(1743)年9月に初めて出府し、10月初登城。12月に従五位下、主計頭を叙任。延享2(1745)年2月、父の死去に伴い家督を相続し、出雲守と改める。3月に元服し、閏12月に従四位下に昇任した。延享3（1746）年4月、加賀藩6代前田吉徳二女総子を正室に迎える。側室は3人確認できる。子女は3人おり、側室本（江戸・天野氏）が産んだ春子（伊勢亀山藩4代石川総博正室）、豊子（大聖寺藩7代前田利物正室）、側室律（家中市原左太夫姪）が産んだ利久（7代）がいる。宝暦12年9月病気を理由に弟利與を養子とし、9月4日富山にて死去する。

利幸の藩主在任中には、寛延3（1750）年12月27日に富山藩上屋敷奥御殿乗物置場を火元とする火事により、加賀藩より嫁いだ総姫附の御用人以下の下小屋が類焼する被害があった。

6代利與　　生没：元文2～寛政6（1737～94）年／在任：宝暦12～安永6（1762～77）年

父･母共に5代利幸と同じ。利與は、元文2年富山にて利隆の四男として誕生する。寛保元（1741）年前田内膳家の養子となり、状之助と改名。延享3（1746）年同家を相続。宝暦2（1752）年元服し、靱負と改名する。宝暦12（1762）年9月、兄利幸の危篤により養子となる。10月出府し、11月に家督を相続。12月従五位下、出雲守を叙任する。宝暦13年12月従四位下に昇任。利與は正室をもたなかった。側室は3人確認できる。成長した子女は側室住（家中山田茂右衛門娘）が産んだ利謙（8代)、恒子（丹波柏原藩3代織田信旧の三男・織田信應継室）がいる。安永6（1777）年11月、脚痛により養子利久（5代利幸の長男、利與の甥）に家督相続し隠居。12月淡路守と称す。隠居後は下屋敷に移転する。天明7（1787）年7代利久が死去し、利與の長男利謙が家督を相続する。寛政6（1794）年8月22日、江戸にて死去する。

利與の藩主在任中には、明和8（1771）年10月18日に根津宮永町を火元とする火事により上屋敷下長屋6筋、土蔵1ヶ所、裏門1ヶ所を類焼、明和9（1772）年2月29日の目黒行人坂火事により下屋敷全焼する火災があった。

・隠居後の利與の行状

天明7（1787）年6月4日、加賀藩上屋敷の東御門続きの饗応所の出窓に、富山藩の惣足軽・惣小人から加賀藩の横目宛ての訴状が投げ込まれた[142)]。この訴状には、隠居した利與が吉原の遊女を身請けし、多くの女中を抱えて楽しんでいること、藩財政は逼迫し表御殿においては飯米もないほどなのに、利與の居所（下屋敷）では過分の普請を行っていること、これらは重臣である村隼人〈一胤・家老〉・三浦平三郎〈衛貞・当分定府〉・山田五左衛門〈澄堅・江戸定番頭、留守居役、利與下屋敷表御用〉・吉村順左衛門〈逑彭・定府〉が「悪人」であるためでこの4人は誅殺すべきである、と認められていた[143)]。加賀藩側においても、富山藩の財政がひっ迫しているのに、隠居した利與が江戸に居住しているのは「第一御不益」で、幕府に湯治願を出して帰国するのがよいという見解であった。訴状からは隠居した利與が下屋敷において女中を多く抱えて散財している様子がうかがえる。訴状に対して、加賀藩年寄も利與の帰国が妥当という見解を示しており、訴状の内容は現実であったとみえる。しかし、利與は江戸にて没しており、その後も江戸での生活を続けたようだ。

7代利久　　生没：宝暦11～天明7（1761～87）年／在任：安永6～天明7（1777～87）年

父は5代利幸、母は側室律（家中市原右太夫娘)。利久は宝暦11年富山にて利幸の長男として誕生するが、翌12年の利幸の死去により、宝暦13年8月利與の長男として幕府へ届け出る。安永3（1778）年に初めて出府し、安永5（1776）年に初登城。安永6（1777）年に利與が病気を理由に隠居したため家督を相続する。12月従五位下、出雲守を叙任。安永8（1779）年従四位下に昇任。利久の正室は

加賀前田家から迎えいれる予定であったが、入輿する前に利久が亡くなってしまった[144]。また、利久の側室･子女も確認できない。天明7（1787）年8月危篤により弟利謙（実際は従弟）を養子とする。8月7日江戸にて死去する。

8代利謙　　生没：明和4～享和元（1767～1801）年／在任：天明7～享和元（1787～1801）年

父は6代利與､母は側室住(家中山田茂右衛門娘)｡利謙は明和4年利與の長男として江戸で誕生する。ただし、7代利久をすでに利與長男と幕府へ届け出ていたことから二男とされる。誕生後は富山で過ごしたようである。天明7年、兄利久の危篤により養子となる。8月出府し、9月初登城し家督相続を許可された。12月従五位下､出雲守を叙任､寛政元（1789）年12月従四位下に昇任。寛政4（1792）年に萩藩7代毛利重就の娘長子を正室に迎える。側室は2人確認される。成長した子女は、側室幾勢の産んだ勝子（9代正室）・榮子（対馬藩宗義質正室)、側室美須（江戸町人娘で正室長子の侍女）の産んだ利保（10代）がいる。享和元（1801）年8月、危篤により大聖寺藩5代前田利道の子利幹を養子とする。当時、実子利保はまだ2歳であったため、養子を迎えた。8月26日江戸にて死去する。

利謙の藩主在任中には、寛政5（1793）年10月25日に富山藩が講安寺より借地している地面内の長柄小者御貸長屋を火元とする火事で長屋12筋と厩を焼失、寛政11年12月30日には上屋敷・東の御馬飼料所より出火し3間四方を焼失する被害があった。

・寛政5年10月25日発生の火災の焼失範囲

この火災では隣接する講安寺より借地している地面に建てられた長柄小者の御貸長屋（「御囲中下長屋」）が火元で、富山藩においては長屋12筋、厩を焼失する被害があった。この火災について､「前田氏家乗」は「殿宇全焼」と記しており、これまで御殿も含めて全焼と捉えられてきた。しかし、この火災の類焼範囲を「政隣記」[145]からみていくと、無縁坂の町屋、高田藩榊原家の中屋敷、湯島切通から天神大門通りへかけて、下谷和泉橋通り、須田町・今川橋辺に至り日本橋河岸まで、本町通りは常盤橋御堀端に及んだ。「政隣記」に記される類焼範囲は、火元から南～南東方向にかけてで、富山藩御殿部分すなわち北側の被害については言及していない。加賀藩側の史料が示す類焼範囲と、後述する文化11年9月29日に上屋敷を訪れた松平定信の日記の記述も参照すれば、この火災における富山藩の焼失範囲は講安寺境内借地部分にとどまり､御殿空間については焼失を免れたと考えられる。

9代利幹　　生没：明和8～天保7（1771～1836）年／在任：享和元～天保6（1801～35）年

父は大聖寺藩5代前田利道、母は側室保安院（大聖寺藩家中井上新右衛門姉)。利幹は明和8年大聖寺藩主前田利道の八男として江戸で誕生する。享和元（1801）年8月、重病となった8代利謙の養子となり、10月に家督を相続する。12月従五位下、淡路守を叙任。享和3（1803）年7月、8代利謙の二男啓太郎（のちの10代利保）を准養子とする。12月従四位下に昇任。その後、文政3（1820）年12月侍従に昇任。文化7（1810）年4月、8代利謙の長女勝子を正室に迎えるが、勝子は翌8年9月に没した。文化10（1813）年12月に高崎藩松平輝延の養女で、実は白河藩松平定信の娘庸子を継室に迎えるが、文政元（1818）年に離縁する。側室は八百（出雲母里藩家中佐々登の娘）と章（江戸町医者柴田元意の娘）の2人が確認される。成長した子女は、全て側室が産んだ子で利阜（豊後府内藩主9代松平近信)、利民（分家･若土前田家初代則邦の父)、利親（分家･花木前田家初代親信の父)、鋭子（秋田藩佐竹義厚正室)、鎙子（松平定信の養女となったのち、大洲藩加藤泰幹正室)、諠子（龍野藩脇坂安坦継室)、利愛（七日市藩前田利和の養子となるが病気となり離縁、富山大法寺に入寺)、利豁（七日市藩11代)、利種（富山藩家中花房毎吉郎養子）がいる。このうち利民は天保初年ごろ下

谷坂本町の別荘で孔雀・丹頂鶴・錦鶏などを飼育研究し、多くの禽鳥の絵を描いた。天保 6（1835）年 9 月国元で病気となり、10 月に在国したまま病気隠居願を幕府へ提出し受理。養子利保に家督を相続する。翌天保 7（1836）年 7 月に富山にて死去する。

利幹の藩主在任中には文政 8（1825）年 12 月 9 日の加賀藩北の御居宅を火元とする火事で上屋敷が全焼、天保 2（1831）年には富山大火があった。

・文政火災

文政 8（1825）年 12 月 9 日夜、加賀藩上屋敷北の御居宅より出火した火事では、「御屋形并御下長屋御囲廻も残らず御類焼」[146] とあり、上屋敷全焼の被害を受けた。当時、9 代利幹は在国であったとみられる。この火災は、本藩・加賀藩主斉泰と将軍家斉の娘溶姫の婚約（文政 6 年 4 月 11 日）と入輿（文政 10 年 11 月 27 日）の間に発生し、9 代利幹は斉泰の父斉広の名代をつとめる重要な役割であったことから、富山藩の御殿も早急に再建する必要があった。また土蔵も「過半焼失」であったことから、道具類も新調する必要があったため、合わせて多額の費用を捻出しなければならなかった。文政 9（1826）年 4 月には富山町方に対して 15,000 両の御用金を命じ、同年 12 月 16 日に棟上げまでこぎつけた [147]。

・文化 11（1814）年 9 月 29 日の松平定信来邸

宝永 4（1707）年に再建された御殿は、その後部分的な改修・増築はあったにせよ、文政 8（1825）年の火災で全焼するまではのこされたとみられる。松平定信は富山邸を訪れた感想を日記に、「むかしより火のわざ（災ひ）ハひかゝらず、いとふるき（古き館）たちにてかハら（瓦）ハなくたゞ板ふき也」[148] と記している。幕府は、享保年間に類焼地を対象に、再建する場合は瓦葺きの強制を命じた。例えば加賀藩では享保 15（1730）年正月 11 日の火災で上屋敷御殿がほぼ全焼してしまうが、再建にあたって幕府から門・長屋・本家（御殿）は瓦葺きにするよう命じられている [149]。富山藩の御殿も享保年間以降に火災にあっていれば、瓦葺きを命じられていたはずで、定信はそのことをふまえて板葺きの御殿であることをあえて書きのこしたのであろう。

・利幹の治世

利幹は幕府老中をつとめた松平定信らと交流をもち、加賀藩主の名代をつとめ、初代利次以来の「侍従」に昇任するなど、才覚と力量のある藩主であったといえる。それは一方で、利幹の侍従昇任や娘たちの嫁入りのための費用、幕府から命じられた関東諸川普請手伝いや蝦夷地臨時出兵準備のための費用負担、富山城・江戸上屋敷の再建費用の調達などの困難にさいしても、臨機応変に対応してこられたからともいえる。富山藩の藩財政はもともと悪化傾向にあったといえるが、利幹の在職中にはその立て直しのために、有力町人や江戸・大坂の町人を積極的に登用した。例えば、有力町人と協力して新田開発を行い、恵民倉の設立、商品作物の導入をはかったり、文政 8 年末の上屋敷全焼においては、蔵元である江戸町人・戸谷半兵衛に普請向御用を命じて、再建を最優先に進めた [150]。また天保 4 ～ 6 年にかけては岸和田藩や西本願寺の財政改革に定評があった大坂町人・石田小右衛門（大根屋）を招いている。石田小右衛門は天保 4 ～ 6 年の間に 3 度富山を訪れて領内を巡回し、領民に対して演説を行ったが、その内容は「修身治国的な徳知思想で、領民に藩主の恩を自覚させ、質素倹約により金か米を藩に献上させる」といったものであった [151]。いずれにしても相次ぐ出費においては、本藩加賀藩へ依存、領民への御用金賦課、家中の俸禄削減などで乗り切る以外の抜本的な改革はなかったようである。藩財政の改善は藩政の主要なテーマでもあり、天保期以降、藩財政の処置をめぐり家中の権力闘争が頻発する。天保 5（1834）年にはそれまで藩政改革を担ってきた家老蟹江監物以下の家中 22 名の処分が行われ、天保 9 年には蟹江監物以下を処分した家老近藤丹後らが処分を受けるなど

混乱と共にあった。

10 代利保　　生没：寛政 12 ～安政 6（1800 ～ 59）年／在任：天保 6 ～弘化 3（1835 ～ 46）年

父は 8 代利謙、母は側室美須（江戸町人娘で正室長子の侍女）。利保は寛政 12 年 8 代利謙の二男として江戸で誕生する。父・利謙が危篤となった時、利保はまだ 2 歳で病弱でもあったことから、後継（9 代）は大聖寺前田家から迎えられた。文化 8（1811）年 9 代利幹の嫡子として届け出る。文化 12（1815）年 2 月 15 日に初登城する。文化 13 年 11 月元服、14 年 12 月従五位下出雲守を叙任。文政元（1818）年 9 月藩主世子として初帰城。翌 2 年 2 月再出府。文政 3（1820）年 12 月正室久美子（安政 4 年 2 月延と更名。宝寿院）が入輿し、以後家督相続までの間を江戸下屋敷にて過ごす。側室は毎木・奈保・峰・艶の 4 名が確認できる。成長した子女は正室久美子が産んだ弘子（大聖寺藩主前田利義正室）、側室毎木が産んだ利友（11 代）・利聲（12 代）と側室峰が産んだ定子（大聖寺藩主前田利鬯正室）がいる。文政 7（1824）年に従四位下に昇任。天保 6（1835）年 10 月に 9 代利幹の病気にともない、家督を相続する。天保 9 年 12 月侍従に昇任。弘化 3（1846）年 10 月に隠居が許され、長門守と改称する。嘉永元（1848）年 9 月帰国。安政 6（1859）年 8 月に富山にて死去する。

利保の藩主在任中には、弘化 3（1846）年 3 月 22 日の上屋敷奥御殿長局を火元とする火事で、「御住居向」が全焼する被害にあった。

・天保 5・8 年の藩主子女の帰国と 14 年の定府家中・足軽に対する帰国命令

利保は財政難を理由に、天保 5 年 3 月に 9 代利幹の子・伊織を、8 年 4 月に 10 代利保の子・利友、利聲、釿之丞と女中 16 人を富山に引越させた[152)]。帰国にあたって、女中は同行する家中の娘・姉妹・親類という名目としている。また、天保 14 年には定府の家中 37 人と足軽に対して帰国命令がだされ、定府として江戸に残ったものはわずか数人となった。定府の家中・足軽が以後、勤番となったことにより、講安寺境内借地部分の返却も行われたようだ。その時期ははっきりしないが、弘化 3 年火災前後とみられる（詳細は 1 章表 13 参照）。

・薬草園萬香園の設置

利保は植物・虫類などを研究する博物大名としても著名で、江戸屋敷に萬香園、富山城に草木園と名付けた植物園（薬草園）を設けていた。利保は収集した植物の由来、形状を「萬香園裡花壇綱目」（国立国会図書館所蔵）にまとめている[153)]。「萬香園裡花壇綱目」の原本は存在せず、利保が同好の大名・旗本と結成した赭鞭会の一員田丸寒泉が転写した写本がのこされている。「萬香園裡花壇綱目」には、「（山草を）今池之端萬香亭園中ニ培養ス」とか「（江戸で絶えた「山草南京種尾州出直根」を）天保十三年冬武江板橋住ノ花戸長太郎尾張ヨリ持帰ル、同十四年春萬香園ニ植フ」という記事がみえ、萬香園は池之端にあり、天保 14 年春にはすでにあったことがわかる。江戸藩邸で池之端というと上屋敷と中屋敷が該当するが、当時利保が藩主であったことを考慮すると中屋敷に頻繁に出かけるということは考えにくく、上屋敷に位置していたと考えるのが妥当ではないか。また、萬香園の面積は数千坪に及び、弘化火災で焼失して巣鴨に移転したという[154)]。中屋敷は当時拡張して 1,914 坪となっていたが、数千坪という数字と符合しない。以上から萬香園は上屋敷内に設けられたと考えられる。

では、この萬香園は上屋敷のどこに位置していたのだろうか。可能性の 1 つとして、御殿空間の北東部分があげられる。富山藩上屋敷全景図のうち、弘化 3 ～嘉永 2（1846 ～ 49）年段階を描いたと考えられる「池之端東屋敷絵図」のうち「同所惣絵図」（323 頁 9 図、詳細は 3 章参照）は 3 枚組みで、このうちの 1 枚は奥御殿の一部を描いた「旧建物絵図」（329 頁 15 図）と名付けられている。この「旧建物」とは、「惣絵図」に対する表現であり、「旧絵図」に描かれている奥御殿部分は「惣絵図」では

何も描かれておらず、奥御殿が取り払われたことがわかる。「旧絵図」の描く奥御殿は、大きく 2 つのユニットに分かれ、1 つは正室用、もう 1 つは側室用とみられる。文政火災以降、9 代利幹に正室・継室はいないため、「旧絵図」に描かれる正室用の奥御殿は 10 代利保正室久美子の住居とみられる。では、「惣絵図」でこの奥御殿が描かれなかったのにはどういう理由が考えられるだろうか。最も単純に考えれば、弘化火災による焼失で、これは出火元を考えても十分ありうる。しかし、それより以前、既に正室用の奥御殿は取り払われていた可能性も指摘しておきたい。

利保は天保 15（1844）年に巣鴨に抱屋敷 4,900 坪（弘化 4 年に 324 坪を取得し計 5,224 坪）を取得していた[155)]。弘化火災は上屋敷奥御殿長局を火元とし、藩主と藩主家族の生活空間である「御住居」を焼失したため、10 代利保と嫡子利友は下屋敷に避難した。そして、利保はそのわずか 4 日後に幕府に願い出て、巣鴨へ移転する。ここから、巣鴨屋敷には弘化火災時点ですでに藩主が居住できるほどの御殿が建てられていたこと、弘化火災において正室久美子の避難記事がないことから、正室久美子はすでに巣鴨屋敷に移転していたと考えられる。以上から、弘化火災前に正室久美子の巣鴨屋敷への移転は完了しており、その跡地に薬草園萬香園が拡張していった可能性が考えられる。

・弘化火災

弘化 3 年 3 月 22 日の上屋敷御広式長局を火元とする火事では、焼失範囲について加賀藩側の記録では、「御住居向」、「御住所向」が残らず焼失し、鎮守・長屋などは残るとする。この住居、住所向とは藩主や藩主家族の生活空間であるとみられる。一方、明治期に編さんされた「前田氏家乗」には、「本郷上邸広式長屋より失火、皆焼亡、但し表門持下馬残るのみ」とあり、焼失範囲は表御殿・表門をも含む御殿全域に及ぶという書き方である。表御殿部分にあたる入院棟 B 地点の発掘調査成果によれば、19 世紀代の 2 枚の焼土層が確認されており、これが文政火災、弘化火災に相当すると考えられることから、弘化火災においても表御殿部分の焼失があったとみられる[156)]。「前田氏家乗」によれば、御殿の再建は同年中に行われた。再建については 11 代利友の項で扱う。

11 代利友　　生没：天保 5 ～嘉永 6（1834 ～ 53）年／在任：弘化 3 ～嘉永 6（1846 ～ 53）年

父は 10 代利保、母は側室毎木。利友は天保 5 年に 10 代利保の六男として江戸で誕生する。天保 8（1837）年 4 月、藩財政の省略のため、弟利聲（のちの 12 代）らと共に富山へ引っ越す。天保 14 年利保嫡子として届け出る。弘化元（1844）年に再出府し、弘化 2 年に初登城し、弘化 3（1846）年に父利保の隠居にともない家督を相続する。弘化 4（1847）年 12 月従五位下、出雲守を叙任。嘉永元（1848）年に 9 代利幹の子則邦・利親両家に新知 500 石を与え、分家とした。12 月従四位下に昇任。嘉永 2（1849）年に元服。嘉永 3（1850）年 9 月対馬藩宗義和妹民子と婚約するが、入輿前に利友が亡くなった。側室は 1 人、雛路（江戸浪人・加賀谷与助女）が確認できる。雛路は 2 人を出産するがいずれも早世。利友は嘉永 6（1853）年 12 月危篤となり、弟利聲を養子とする。12 月 20 日に富山にて死去する。

・弘化火災後の御殿再建と地境変更

弘化火災で焼失した御殿の再建は 11 代利友の家督相続後に開始された。弘化元（1844）年より出府していた利友は、翌 2 年には将軍徳川家慶に目見えし月次登城を行うなど、着実に家督相続への準備を進めていた。弘化 3 年 3 月に発生した弘化火災では、はじめ利保・利友親子は下屋敷に避難し、後に利保は巣鴨屋敷に移ったが利友は上屋敷の再建が終わるまで下屋敷で過ごした。家督相続は 10 月 20 日に許され、継目御礼の返礼として 11 月 28 日に将軍上使（使番仁木二郎八郎）が訪れるが、それらの対応は全て下屋敷で行われた。上屋敷御殿の再建は 12 月 4 日に開始され、藩主利友は 26 日に上屋敷に移った[157)]。「池之端東屋敷絵図」のうち「同所惣絵図」（323 頁 9 図）は弘化火災直後の

上屋敷を描いたとみられるが、まだ作りかけなのか奥御殿のうち玄関や奥御殿詰めの男性役人の詰所などが描かれておらず不完全である。その後、嘉永3（1850）年9月に「御休息」（上屋敷奥御殿内に設けられた藩主利友の休息所を指すヵ）が新たに設けられた[158)]。

12代利聲　　生没：天保6～明治37（1835～1904）年／在任：嘉永7～安政6（1854～59）年

父は10代利保、母は側室毎木。利聲は天保6年に10代利保の七男として江戸で誕生する。嘉永6（1853）年、兄利友の重病により養子となり、翌7年2月に家督を相続する。12月従五位下、主計頭を叙任、さらに従四位下に昇任し、大蔵大輔と改める。安政3（1856）年11月に幕府老中・福山藩阿部正弘の娘と婚約するが、入輿前に婚約を解消する。側室が産んだ利篤は明治2年に前橋藩松平直克の養子となり同藩の藩知事となる。利聲は安政4（1857）年4月の富田兵部一件に絡んで、加賀藩13代斉泰の命令により安政6（1859）年11月に強制隠居させられた。利聲の後継には斉泰の九男利同があてられた。12月霽山と改名する。隠居後は下屋敷に引越し、文久3年正月に富山に帰る。明治37（1904）年に死去する。

・安政江戸地震

安政2（1855）年10月2日、関東南部を震源とする安政江戸地震が発生した。江戸屋敷より富山へ地震発生と被害状況を早飛脚で知らせた御用状の写しから、地震発生時の様子をみていく[159)]。地震発生から5時間後（八ツ時半）に作成された富山への第一報では、「御前様」と「殿様」が別条なく御庭へ避難したことが伝えられた。この2人は10代藩主利保の正室と利保の子である12代藩主利聲とみられる[160)]。10代利保正室はかつて巣鴨屋敷に暮らしていたが、同年2月に巣鴨屋敷が土佐藩へ相対譲渡されたことから、上屋敷（あるいは中屋敷）へ戻っていたのだろう。翌3日付の続報では、屋敷内の被害などその後の動向についてさらに詳しく伝えている。まず藩邸内の被害について、上屋敷詰人空間の御貸固屋は所々が壊れ、「下タ御固屋」3ヶ所が潰れ、そのうち1ヶ所は類焼したという。中屋敷は過半が潰れ、下屋敷も損壊したという。中・下屋敷のいずれかに住んでいた治之助（利保8男利雄）は、上屋敷に住まう生母である利保側室毎木のところへ引っ越したという。上屋敷に大きな被害は出なかったが、近所の根津、池の端、茅町通りの多くが焼失したという。避難路を塞がれた形となった富山藩に対し、加賀藩側より御前様（利保正室久美子）、松現院（大聖寺藩主利義正室弘子、利保・久美子の娘）に向けて、加賀藩の奥御殿に避難するよう御附役女・御傳役がやってきた。そこで久美子は加賀藩御附役女の指示に従い、彼女と一緒に、松現院のいる大聖寺藩邸にも立ち寄って加賀藩へ避難した。その後、近所の火事も鎮火しつつあることを確認して、早朝（暁7つ半）にそれぞれ屋敷に帰ったという。

・富田兵部一件と本藩加賀藩の介入

安政4(1857)年4月に発生した富田兵部一件は、江戸家老富田兵部が10代利保より帰国を命じられ、その道中にて割腹自殺を遂げたものであった。富田兵部は、窮迫した藩財政の打開策として幕府老中阿部正弘に接近し、幕府領であった飛騨高山5万石を富山藩の預領とすること、また願譜代を企図した。これらのことが加賀藩に探知され、兵部は加賀藩から密使を受けた10代利保によって帰国を命じられた。加賀藩は富山藩の政局を探索して兵部に近い藩主利聲、側室毎木を蟄居させ、後継には加賀藩主斉泰の九男利同をおいた。その後、文久年間まで家老津田内蔵助を富山に派遣し、富山藩政に介入した（286頁も参照）[161)]。

13 代利同　　生没：安政 3 ～大正 10（1856 ～ 1921）年／在任：安政 6 ～明治 4（1859 ～ 71）年

父は加賀藩 13 代前田斉泰、母は側室秋芳。利同は安政 3 年に加賀藩主前田斉泰の九男として江戸で誕生する。安政 6（1859）年に 12 代利聲の養子となり、家督を相続する。安政 7 年 2 月、加賀藩上屋敷より富山藩上屋敷に引っ越す。家督相続した当時、利同はまだ幼少であったことから、実父である斉泰が実権を掌握することとなった。明治 2（1869）年 6 月、侍従淡路守を叙任。版籍奉還で富山藩知事となる。明治 3 年 12 月には留学を視野にフランス語学者の村上英俊へ入門、明治 4 年正月に大学南校への入学が許可される。4 月に高崎藩知事大河内輝聲の妹と縁組、7 月 14 日に県知事を免じられる。7 月 25 日、県邸（旧上屋敷）が御用地として上地。10 月に留学のため、大学南校に退学願を提出し、11 月 12 日より 2 年間フランス、イギリスに留学した。その後、外交官、式部官、宮中顧問官などを歴任し、大正 10（1921）年に没した。

・幕末維新の動向

幕末維新期の富山藩は加賀藩と行動を共にし、慶応 4（1868）年 3 月には加賀藩の京都守護に加わり、続いて 4 月には加賀藩と共に新政府軍に加わり越後高田へ出兵した。新政府は同時期（4 月 9 日）に富山藩に対し江戸藩邸全体の人数を調査させており、富山藩は 10 人ばかりで彼らも追々帰国予定であると回答している [162)]。5 月 15 日に発生した上野戦争では、新政府軍のうち佐賀藩が富山藩上屋敷から飛距離のある大砲（アームストロング砲）で攻撃したが、この当時の富山藩邸内にはほとんど人がいなかったことがわかる。

明治維新後まもなく新政府は武家地処理に積極的に関わり、武家地は明治元年 11 月には東京府屋敷改、明治 2 年 11 月には東京府の管轄となった。明治 3 年 7 月には大藩の邸内が荒廃していることを理由に、各藩邸は 1 ヶ所とし残りは上地とすることが命じられた [163)]。富山藩はこれを受けて、上屋敷を官邸、下屋敷を私邸とするが、私邸が荒廃していることを理由に当分は官邸に住まうことを願い出ている [164)]。

富山藩上屋敷は、加賀藩が幕府から拝領した地面の一部を分与された形であったが、東京府は加賀藩に対し本郷邸の上地を打診し、明治 4 年 6 月 26 日に加賀藩は本郷邸の一部（春日通り沿いの 15,078 坪）を私邸とし、これ以外を上地とした。これを受けて富山藩上屋敷部分も御用地として召し上げられることになり、以後は、私邸（旧下屋敷）に移ることになった（その後の動向については 288 頁参照）。

# 3章　上屋敷の空間構成

## 1節　上屋敷絵図面の年代比定

上屋敷の空間構成を、現存する絵図からよみといていく。富山藩上屋敷を描いた絵図面は、富山県立図書館に所蔵されている全景図3点（a～c）、御殿部分図（表御殿2点（d・e）、奥御殿1点（f））が確認されている（表15）。

全景図には御殿の間取りも描かれているため、表御殿部分を描いた絵図は全部で5点となる。このうち、全景図bには安政5（1858）年という年代、表御殿図d1には文政8（1825）年12月8日類焼前の分とあり、描いている時期を特定する手がかりとなるが、残りの絵図には年代を示す注記は記されていない。藩邸内部の空間構成は、近世を通じてずっと同じではなく、火災による焼失・再建や、藩政の動向、婚礼や出産などの人生儀礼、藩主の企図など、様々な要因によって変化し続けた。絵図の描いている時期を特定するため、御殿空間部分を焼失させた火災に注目すると、先行研究や2章での考察から、天和2（1682）年、元禄16（1703）年、文政8（1825）年、弘化3（1846）年の4回発生したことがわかる。これに天和2年の火災以前の御殿と合わせて、少なくとも5度の御殿の建築があったことになろう（各火災については年表も参照）。

**表15　上屋敷を描いた絵図**

| | 史料名 | 概要 | 描かれている年代 |
|---|---|---|---|
| a　全景図 | 池之端東屋敷絵図のうち同所惣絵図<br>（前田文書294、9図） | 827×764mm、約1/300<br>御殿空間東側から下長屋へ続く通路・門があり／同北東部分に明地あり／同北に物見・休息所・長局あり／詰人空間下長屋の建物の棟数が多い. | （弘化3(1846)年以降ヵ） |
| b　全景図 | 江戸御上屋敷図<br>（前田文書274、10図） | 960×1155mm、約1/200、安政5年調べ浚未年写、直照（作成）<br>御殿空間東側から下長屋へ続く通路・門が撤去／同北東部分に奥御殿が建設／同北の物見・休息所・長局が撤去され、玄関、中ノ口、稽古所などになる／詰人空間下長屋東側の建物の棟数が減少.<br>御殿空間の畳敷きの部屋には畳数が記される. | 安政5(1858)年 |
| c　全景図 | 天保富山城本丸御殿絵図<br>※史料名、原表題ママ<br>（T091.71-13、11図） | 800×940mm、約1/300、御作事所（作成）<br>絵図に2種類の付箋がはられる：①詰人空間長屋の用途、②御殿・詰人空間建物に対し「御取毀」「御取毀御払」「御船廻し御治定之上御取毀」／御殿空間北の長局部分の間取りが少し変更した他はb図とほぼ同じ. | （安政5年以降<br>～明治初年） |
| d1　表御殿 | 江戸御上屋敷御殿御間続御絵図<br>（前田文書288、12図） | 960×885mm、約1/100、「文政八乙酉年十二月八日類焼前ノ分」<br>無縁坂から北上する道に設置された門（柵門）より北側、奥書院までを描く.<br>表門は東面、表門の東側と柵門の北東に講安寺境内借地分に続く通路を描く. | 享和元<br>～文政8(1801～25)年 |
| d2　表御殿 | 霊昭院様御代江戸御上屋敷御殿絵図<br>（T092.74-1、13図） | 955×880mm、約1/100、吉本梁作忠明（作成）<br>基本的には前288と同じだが、柵門の北東の講安寺境内借地分に続く出入口は閉じている. | 享和元<br>～文政8(1801～25)年 |
| e　表御殿 | 江戸御屋敷御殿之図<br>（T092.74-2、14図） | 913×612mm、約1/120<br>帰国・参勤、江戸城登城・帰殿の導線、役人の立位置などを描く／表門より北側、奥書院とその先の御錠口までを描く.<br>表門は南面し、大書院の南に火見櫓がある. | |
| f　奥御殿一部 | 池之端東屋敷絵図のうち旧建物絵図<br>（前田文書294、15図） | 794×535mm、約1/150<br>「池之端東屋敷絵図」（前294）の付図／書院庭の北側の奥御殿を描く／奥御殿は2つに分かれ、うち1つは式台玄関・客間・休息所をもつ.<br>御殿空間の東端に門がある. | （～弘化3(1846)年ヵ） |

では、それぞれの絵図はいずれの時期の御殿を描いているのだろうか。まず、安政 5 年の全景図 b に描かれた御殿と、全景図 a・c を比較すると、いずれも表御殿部分は同一の間取りであるため、全景図は全て弘化火災以降を描いた絵図であるといえよう。また、弘化火災で仮に表御殿の類焼は免れたとしても、240 ～ 3 頁でふれたように講安寺境内借地部分・下谷茅町 2 丁目抱屋敷部分が閉じていることから、いずれも作成年代は天保末～弘化年間以降といえよう。全景図 3 点の作成順は、建物の配置などから、a → b → c の順である。

a は、御殿空間の北側部分、b では御広式（奥御殿）として使用している部分に空隙地が多く、また北西部分にも書きかけの廊下があるなど、弘化火災の直後を描いた可能性がある。また a は全 3 点で構成され、そのうちの「旧建物絵図」（f）は、御殿空間北東に位置した奥御殿を描く。ここは a では何も描かれていない部分にあたり、f は a に対する「旧建物絵図」と名付けられていることから、a に先行する絵図面である。 f が描いている奥御殿は 2 つに分かれ、1 つは式台玄関、応接空間をもつことなどから、家格の高い家から嫁いだ正室の居住空間で、もう 1 つにはそれらがないことから側室用とみられる。文政火災以降、9 代利幹には正室・継室はいないことから、f は、10 代利保正室久美子と側室が使用した奥御殿を描いたとみられる。c には、「御取毀御払」、「御船廻し御治定之上御取毀」などの付箋が貼り付けられており、明治維新後に上屋敷を退去するさいに作成された絵図面と考えられる。

次に表御殿図 d・e についてみていきたい。d は 2 点あるが、描かれている内容はほぼ同じである。d1 には、「文政八乙酉年十二月八日類焼前ノ分」、「霊昭院様御代」という注記があり、9 代利幹の藩主在任中（1801 ～ 1835）で、しかも文政火災以前を描く絵図であることがわかる。文政火災以前の絵図であるということは、宝永 4（1707）年再建以降の御殿を描いた絵図ともいえよう。またこの絵図では全景図 a ～ c と異なり表門が東面する。さらに表門から南東方向へ下る階段が描かれており、これは講安寺境内借地部分への通路を指すものとみられる。同じく表門が東面して描かれた絵図に「上屋敷総絵図」（尊経閣文庫所蔵）がある（338 頁 28 図）。これは 1789 ～ 92 年の作成とされ、講安寺境内借地部分の範囲を描く数少ない絵図である。

表御殿図 e には作成年代に関する注記がない。この絵図は d と異なり、表門が南面するという点で、全景図 a ～ c に近い。表御殿部分は表御殿図 d とも全景図 a ～ c とも間取りが異なり、d と a ～ c の過渡的な内容であることから、文政火災後の絵図とするのが妥当であろうか。しかし、文政火災後の 1827 ～ 29 年に作成されたとされる「本郷邸図」（尊経閣文庫所蔵、338 頁 29 図）は、表門が東に面しており表御殿図 e の配置とも異なる。このことから、表御殿図 e の作成年代を文政火災以降と断定することはできない。表門がいつ東面から南面に変化したか、今後さらに検討していく必要があるだろう。

## 2 節　安政 5 年絵図にみる上屋敷の空間構成

上屋敷の空間構成を、全景図 b（「江戸御上屋敷図」）からみていく。7-1 図は、全景図 b をトレースしたもの、7-2 図は絵図に明治 16（1883）年の陸軍省 5000 分 1 測量図の等高線を重ねた地図である。上屋敷は本郷台地の先端部（標高 15m 前後）とその東側の低地（同 7m 前後）で構成される。大名藩邸の空間構成は一般的に御殿空間とそれ以外の詰人空間に区分される[165)]。御殿空間は上屋敷内部において、門や柵、塀などでさらに閉じられた空間で、藩の政治・儀礼空間である表と、藩主や藩主家族の生活空間である奥で構成されていた。この御殿空間の外側には詰人空間が広がり、家中・足軽

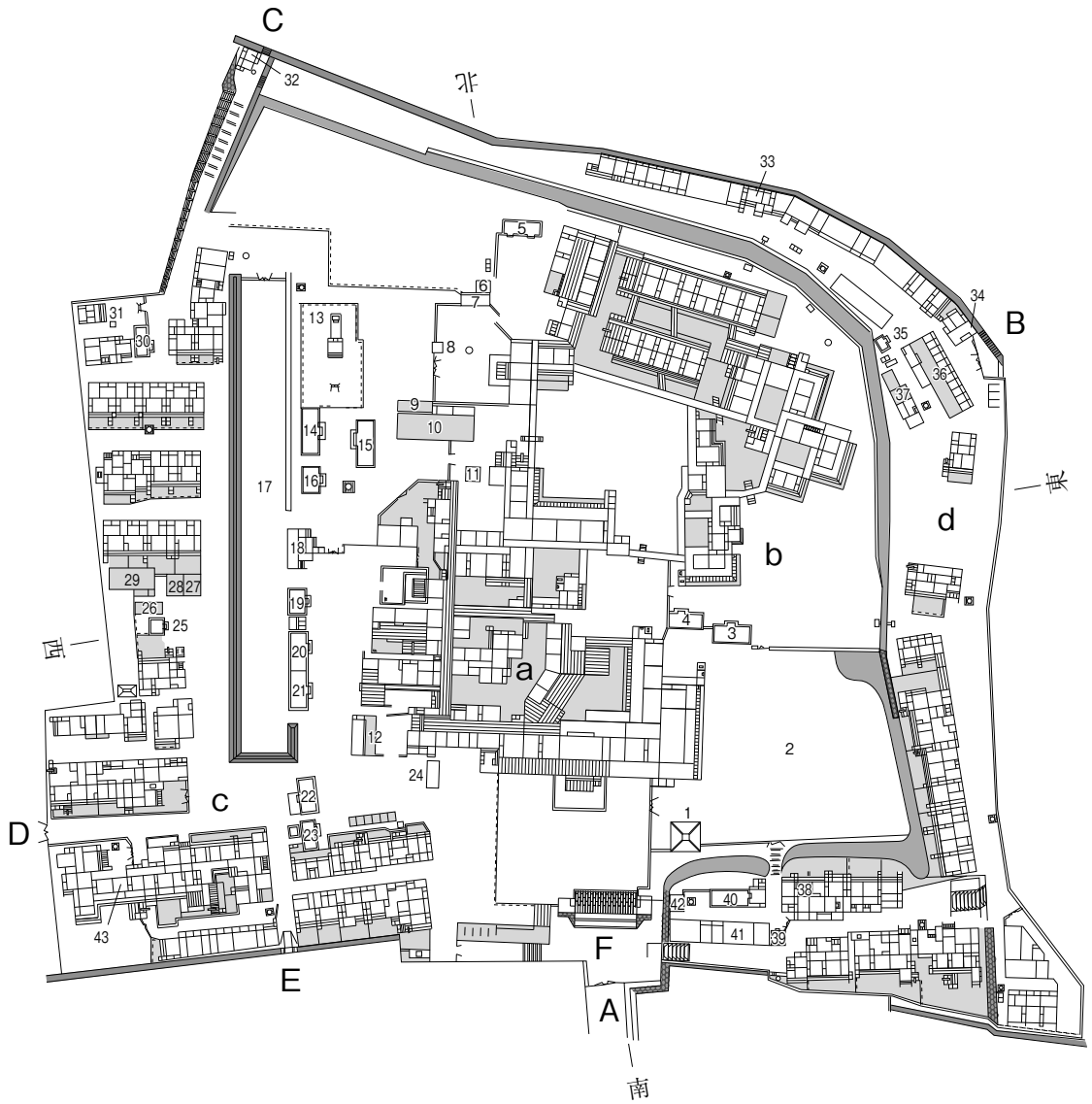


7-1 図　富山藩上屋敷図　安政 5（1858）年

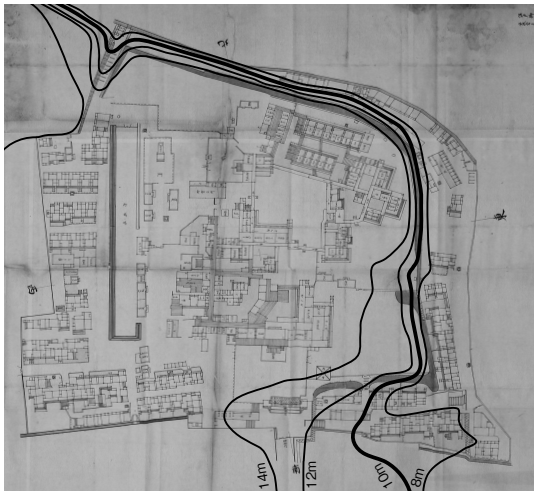

7-2 図　富山藩上屋敷部分の標高

A 柵御門　B 通用御門，東御門　C 裏口御門
D 御境御門，新口　E（大聖寺藩との境門）　F 表御門

a（表御殿）b（奥御殿）c（上長屋）d（下長屋）

1 御櫓，火ノ見櫓　2 御露地　3 ～ 5 御土蔵　6 物置　7 下馬　8 番所
9 下馬　10 御稽古所 11 鍛冶場　12 下馬　13 天満宮　14 ～ 16 御土蔵
17 御馬場　18 御馬見所　19 御土蔵 20 会所御土蔵　21 御台所御土蔵
22 御武具御土蔵　23 御書院方土蔵　24 物置　25 御土蔵
26 御作事御物置　火消方物置　27 御籠部屋　28 物置　29 稽古所
30 御供方御土蔵　31 稲荷社　32 番所　33 割場役所　34 番所
35 御厩御土蔵　36 御厩　37 釜屋　38 御作事所　39 御作事御土蔵
40 呉服御土蔵　41 大工固家物置　42 畳方物置，畳方細工所
43 家老小屋

7-1、2 図ともに「江戸御上屋敷図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 274）より作成.
7-1 図の建物名などは他の絵図等によって補った.
7-2 図の等高線は、明治 16（1883）年参謀本部陸軍部測量局 1/5000 東京図測量原図の等高線を重ねた

以下、陪臣の居住空間及び役所などがあった。

富山藩上屋敷の場合、御殿空間は本郷台地の先端部分の高台に位置し、詰人空間はその東側の低地部分と加賀・大聖寺藩に接する西側に位置し、中央部分が御殿空間、その廻りを詰人空間が囲む二重の円形構造になっていた。東西に分かれる詰人空間は、上屋敷の被災状況を示す文献史料などから、西側の本郷台地上の部分を上長屋、東側の低地部分を下長屋と識別されており、下長屋のうち、書院庭の南側部分を谷小屋と称すこともあった[166]。谷小屋部分には埋没谷が入っており、これらの命名には地形が反映されているようだ（272 頁参照）。

この上屋敷（11,088 坪）について、安政 5（1858）年の全景図から御殿、詰人空間それぞれをさらに細かくみていく。なお､他の史料から各施設について前後の沿革がわかる分については適宜補った。

絵図に描かれた安政 5 年当時の藩主は 12 代利聲で、利聲は前年の安政 4 年 4 月に本藩・加賀藩主斉泰より、家老富田兵部一件に絡む「家事不取締」を理由として押込処分を受けていた[167]。押込処分後の利聲は、眩暈を理由に江戸城登城などの全ての出仕を断っているが[168]、引き続き江戸上屋敷に留まったものとみられる。その後の藩政は利聲の父である 10 代利保によって行われ、安政 6 年 8 月に利保が死去すると、忌が明けた 11 月に斉泰の実子である利同が家督を相続した。押込処分前の利聲は、江戸城への出仕は皆勤であり、幕府老中の阿部正弘にも見込まれて、安政 3 年 11 月に同娘との縁組みも決まっていた。押込処分時には結納を交わす直前であったが、これを受けて阿部側から破談にしたという[169]。

### 1 項　御殿空間

現存する絵図は、他藩の絵図でみられるような表・中奥・奥向・長屋などの色分けがされていないため、富山藩でどういう区分としたか自明ではない。富山藩上屋敷の場合、7-3 図で示したように、南から表門・玄関につづいて儀礼・応接空間と役所で構成される表御殿（A・B）があり、表御殿の北から北東にかけて藩主や藩主家族の居住空間である奥御殿（御広式）（C ～ F）が位置している。

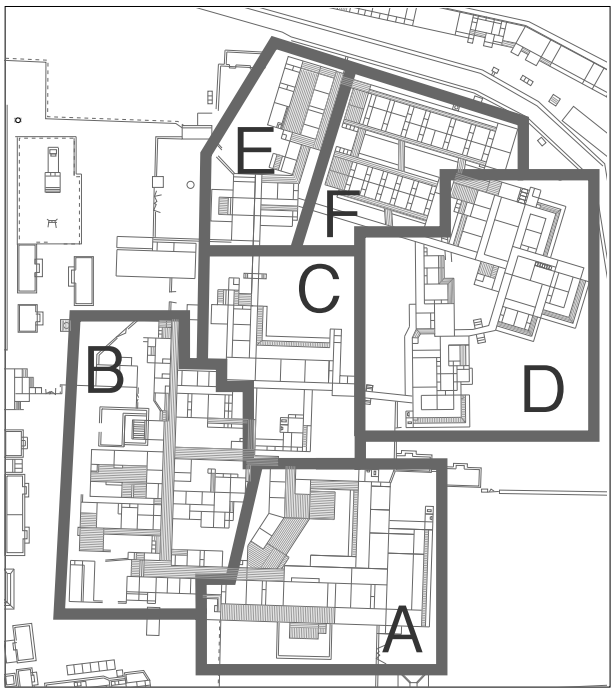


A 表―儀礼・応接空間
B 表―家中の詰所
C 奥―藩主の執務・生活空間
D 奥―藩主家族の生活空間・女中の詰所
E 奥―広式役人の詰所・応接空間
F 奥―女中の生活空間（長局）
G その他

7-3 図　6 区に分類した御殿空間

藩主の執務・居住空間（C）は、建物構造的には表御殿の北に含まれ、そこから２本の畳廊下で奥御殿と接続していた。御殿空間内には表御殿、奥御殿の他にも庭園、火の見櫓、天満宮、稽古所、馬場、土蔵などがあった。

表御殿・奥御殿を構成する各部屋、施設について、絵図や文献史料を頼りに、用途・機能別に６つとその他の計７つの分類にそくし、以下それぞれについて具体的に検討していきたい。

A 表―儀礼・応接空間

御殿空間の南東部分に位置する儀礼・応接空間は、「書院廻り」とも称され、藩主が臨席する行事・儀式がおこなわれた書院、能舞台や控えの間などで構成された。

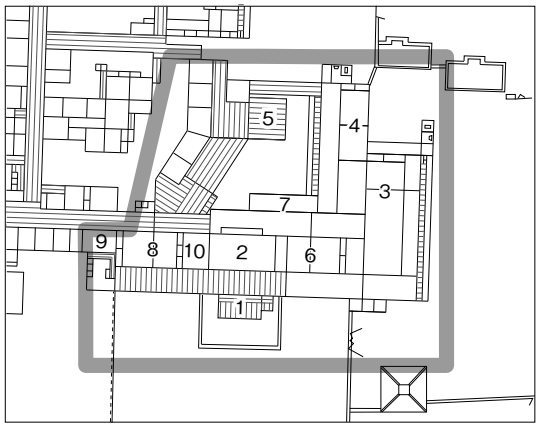


7-4 図　A 区

| | 部屋名 | 畳数 | （畳数内訳） |
|---|---|---|---|
| 1 | 御玄関 | 板敷 | |
| 2 | 御広間* | 33 | |
| 3 | 大御書院 | 58 | 上段16, 二・三ノ間42 |
| 4 | 奥御書院<br>小御書院* | 52.5 | 上ノ間15, 二ノ間15,<br>三ノ間22.5 |
| 5 | （能舞台） | 板敷 | |
| 6 | 御白書院 | 27 | 上ノ間15, 次ノ間12 |
| 7 | 溜ノ間* | 18 | |
| 8 | 御使者之間 | 27 | 上ノ間15, 次ノ間12 |
| 9 | 長炉 | 12 | |
| 10 | 休息処 | 12 | |

出典：*「以上使御鷹之鴈御拝領之節諸事留」（市川文書62）

御玄関は、藩主の参勤交代、江戸城登城時に使用される他、大名や旗本（将軍家使者）・寺院住職の来邸時など公式行事で使用された。藩主が使用する玄関は、この御玄関の他に御内玄関（7-5 図の＊）があり、例えば、加賀藩邸を訪問するときには御内玄関が使用された[170)]。御玄関（式台）にのぼると拭板があり、その先の御広間には御鑓床があった。来客は、式台にのぼったあと給仕役に刀を預け、受け取った給仕役は「御式台上ノ間」（御広間ヵ）の刀懸けに刀を保管した[171)]。

富山藩邸を訪れた大名・旗本・使者を通す部屋、対応する給仕役・取次役・返答役の家中の階級は、来客の家格によって異なり、細かく定められていた。例えば、将軍徳川家斉の娘で加賀藩 13 代斉泰に嫁いだ溶姫の使者・四品以上の大名・御三家家老・増上寺住職は御白書院上ノ間、旗本・幕府役人や伝通院他の住職は同次の間、加賀藩や大聖寺藩からの使者は溜の間、御三家・公家・両敬の大名家・寺院からの使者は御使者の間というように区別されていた[172)]。

大御書院、奥御書院（小御書院）は、藩主が臨席する行事・儀式で使用された。大御書院は庭園に面し、最も広く格式の高い空間であった。奥御書院のうち、三ノ間は御控之間とも記されており、大御書院での諸儀式や参勤交代・江戸城登城時の藩主の控えの間としても使用された。奥御書院は能舞台の正面に配置されており観覧にも用いられた。また、江戸城の同席大名を招待したさいには、食事（「表御膳」）終了後の余興（席画）の場としても用いられている[173)]。

橋掛かりをもつ能舞台は全景図ａ～ｃには描かれているが、弘化火災以前を描く表御殿図ｄ・ｅにはなく、かわりに「御舞台の間」があった。この御舞台の間と同義とみられる「御謡の間」では、将軍家に献上する品々を事前に飾り付けて家中らに披露したり、藩主の家督相続のお祝いにかけつけた町方・郡方・社家の惣代と藩主が御目見えする場としても使用された[174)]。御目見え終了後には、長

炉の間において料理がふるまわれている。この時、国元から家中惣代（馬廻組士）も訪れているが、町・郡・社家とは別に、使者の間で 1 人で頂戴しており、格差がつけられていた[175]。御広間と御使者の間に挟まれた休息処の用途は不詳であるが、来客に対応する家中が使用した空間とみられる。

この表御殿の儀礼・応接空間部分は、明治維新後もそのまま遺された。明治 4（1871）年 6 月 26 日、加賀前田家は春日通り沿いの一部（15,078 坪）を私邸とし、それ以外を上地し新政府用地となった。富山藩上屋敷は、加賀藩の拝領地の一部であったため、これ以降私邸（下屋敷）に移ることになる。そのさい、富山藩は旧御殿の畳・建具の移送、能舞台の下げ渡しを東京府に願い出たが、前者は許可されたものの、後者については不許可となった[176]。東京府はこれより以前の同年 3 月に、各藩に対し藩邸の外囲門塀長屋向、玄関、表座敷、本建を撤去するさいには、東京府へ伺い出た上で行うように命じており[177]、能舞台の下げ渡しはこれに抵触したものとみられる。東京府が各藩に対し構造物撤去前にあらかじめ伺うよう命じた理由は 2 点あり、1 点は邸宅を撤去することで荒地となり体裁が悪くなることを問題視したこと、もう 1 点は藩邸の外囲や玄関・表座敷などの建造物を、跡地に設ける新政府の諸施設に転用するためであった。太政官布告に先立つ東京府の伺書には、建物を撤去し建材を売却しても 1/10 の価値にしかならないが、新しく建てれば千金の家作は千金の費用が生じると述べている。新政府にとっては経費の削減となったが、藩側にとっては自費で設けた御殿建築を移築することも、また建材を売却し移築費用その他に充当することもできず、苦しかったであろう。しかし、この布告によって表御殿の玄関周辺部分は壊されずにそのまま残されることになった。

新政府用地となった旧加賀藩拝領地は、その後、司法省・東京府を経て、明治 6（1873）年 5 月に文部省用地となり、6 月には、旧富山藩邸部分に西洋形の御雇教師の住まい（教師館）が建てられた[178]。翌 7 年 11 月には東京医学校が移転することが決まり、建設が開始された。東京府の命令もあって、撤去されずに残された表御殿の玄関部分については、明治 8 年 5 月に設置された東京医学校の通学生教場「別課医学教場」として転用されることになった。30 図（339 頁）は、明治 13 ～ 4 年の「東京大学医学部一覧」所収の別課医学教場の平面図であるが、重ねてみると、能舞台は撤去されたこと、大御書院・奥御書院・白書院・大広間・溜の間などが教場に転用されたことがわかる。この別課医学教場は、その後明治 26（1893）年に心字池近くに移築され、山上会議所と命名され、大正 12（1923）年 9 月 1 日に発生した関東大震災まで、総長室・事務局などとして使用された。

B 表―家中の詰所

表御殿の玄関から北西部分には、家中の詰所がおかれた。儀礼・応接空間と家中の詰所は、廊下が畳敷きか板張りかの違いからも識別できる。家中の詰所は役職ごとに設定され、南北に走る板張りの廊下から東西に張り出すように 5 つのユニットに分けられる。

a 御殿内の警衛・来客対応

御殿内の警衛・藩主身辺の護衛をつとめる番方を統括する頭の詰所や、幕府や他藩など渉外事案を担当する留守居（聞番[179]）の詰所などがおかれた。ここは、儀礼・応接空間とも接続しており、書院を管轄する御書院役所がおかれたほか、来客があったさいに頭は取次役をつとめることから、来客への対応もここで扱われた。御勤方は、藩主名で作成される幕府など対外的な公式願書・文書類の作成を担当し[180]、隣接する聞番の指示に従って職務にあたったとみられる。御勤方は馬廻組・先手廻組・新番御歩行が、下付、下役は新番御歩行・御徒組が勤めた。

b 藩政の中枢

年寄中（家老）・若年寄などの執務空間で、御用所は表向きすなわち藩政全般を、奥御用所は藩主

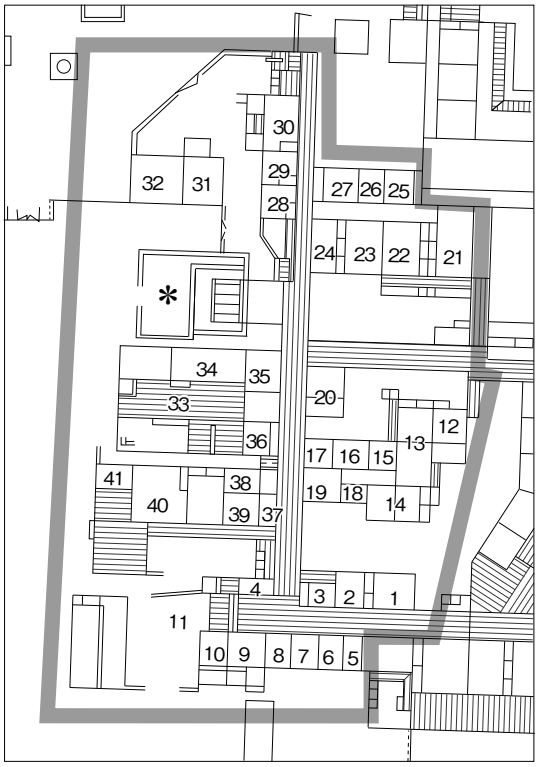


7-5図　B区

| | | 部屋名 | 畳数 |
|---|---|---|---|
| a | 1 | 頭詰所 | 10 |
| | 2 | 御書院役所 | 6 |
| | 3 | （不詳） | 4 |
| | 4 | 小頭 | （不詳） |
| | 5 | 御勤方 | 4 |
| | 6 | 御勤方下付 | 6 |
| | 7 | 御留守居 | 6 |
| | 8 | 御留守居下役 | 6 |
| | 9 | 御留守居下付 | 8 |
| | 10 | 番所 | 6 |
| | 11 | 中之口 | 板敷 |
| b | 12 | 御別席 | 8 |
| | 13 | 御用所<br>同次の間 | 8<br>10 |
| | 14 | 奥御用所<br>同次の間 | 6<br>6 |
| | 15 | 御祐筆 | 4.5 |
| | 16 | 御用所筆役 | 6 |
| | 17 | 坊主 | 4.5 |
| | 18 | 小目付（横目） | 3 |
| | 19 | 窺溜り | 8 |
| | 20 | 御横目<br>同次の間 | 6<br>4 |

| | | 部屋名 | 畳数 |
|---|---|---|---|
| c | 21 | 御近習頭 | 16 |
| | 22 | 御奥吟味役所 | 12 |
| | 23 | （不詳） | 12 |
| | 24 | 御次坊主 | 9 |
| | 25 | 御用部屋詰所 | 6 |
| | 26 | 次 | 6 |
| | 27 | 御裏預 | 8 |
| | 28 | 御裏小頭 | 7 |
| | 29 | 御裏下付 | 7 |
| | 30 | 御裏方 | （不詳） |
| | 31 | 御裏小使 | （不詳） |
| | 32 | 物置 | （不詳） |
| d | 33 | 御台所 | 土間<br>板敷 |
| | 34 | 家具所 | 16 |
| | 35 | 御膳所 | 10 |
| | 36 | 御料理所 | 6 |
| e | 37 | 会所奉行 | 4 |
| | 38 | 小算用・小払 | - |
| | 39 | （頭取） | 8 |
| | 40 | 溜り | 19.5 |
| | 41 | 居役所 | 6 |

や藩主家族の生活全般を扱った。この他に祐筆、御用部屋専属の筆役、坊主の詰席があった。窺溜は、若年寄支配下の諸役が彼らに対して窺いや用談をするさいに使用されたとみられる。

横目（大横目）は、家中や領内の行状、善悪などを取り調べて、御徒以上の案件は藩主へ、足軽以下は御用番へ報告する役務であった[181)]。横目の詰席は御用部屋と接しておらず、藩主の執務・生活空間につながる廊下に面していた。家老・若年寄の不正をもチェックする機能をもつことから、御用部屋の外部におかれたのだろうか。

c 藩主側向き・藩主夫人関係

藩主の執務・生活空間に接続する位置に配置される。藩主の側向きをつとめる近習を統括する近習頭の詰所のほか、藩主家族が使用する費用等を監査した御奥吟味役所があり、藩主と藩主夫人（御裏）の日常生活全般を担当した。なお、藩主家族の日常生活に直接関わる役人（広式役人）の詰所は、別に奥御殿内に設けられている。

d 台所関係

藩主の日々の食事や表御殿を訪れた来客に振る舞う食事の調理・配膳を担った。御台所は板敷部分の一角に出入口が設けられ、食材はそこから搬入されたとみられる。全景図a（9図）では、土間の部分に竈が4つ描かれる。土間の東側には中央に排水溝を設けた板敷が描かれており、食材や食器を洗う流し場があったとみられる。家具所は食器・三方などの保管場所、畳敷きの料理所は調理、御膳所では盛付けが行われたとみられる。

e 物品調達・会計関係

江戸藩邸で使用される物品の調達を担った会所奉行や、金銀勘定を行う算用方の役所など、藩の会計担当部署がおかれた。富山藩では、奥御殿で使用している食器類を破損した場合、小目付に届け出た上で、壊れた食器を会所奉行に持参すると、新たなものに交換されるという仕組みがとられてお

り[182]、表・奥の備品調達も会所奉行が一括して扱っていたことがうかがえる。

C 奥―藩主の執務・生活空間

表御殿の北側部分、藩主側向き御用をつとめる近習頭の詰所に隣接する位置に、藩主の執務・生活空間である本間と居間が設けられた。本間と居間は共に三ノ間まであり、居間の先の板張りで流し（排水溝）がある空間は湯殿と見られる。御台子は、食事の間に出される湯茶を調進する所であった。本間の先には御仏間と御錠口があった。御錠口より先は藩主家族の居住空間となり、その出入りは厳重に管理されていた。本間から南側には歓客亭があった。用途は不詳であるが、能を観覧する客を藩主が眺めるために設けられたのだろうか。

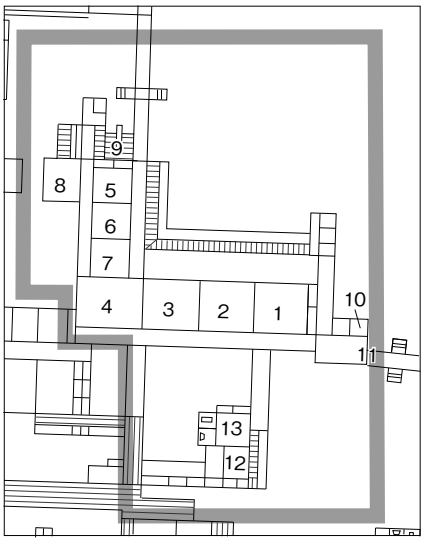


| | 部屋名 | 畳数 |
|---|---|---|
| 1 | 御本間 | 18 |
| 2 | 二之御間 | 18 |
| 3 | 三之御間 | |
| 4 | 御台子 | 24 |
| 5 | 御居間 | 8 |
| 6 | 二之御間 | 8 |
| 7 | 三之御間 | 8 |
| 8 | 御納戸 | 10 |
| 9 | （湯殿） | 12 |
| 10 | 御仏間 | |
| 11 | 御錠口 | |
| 12 | 歓客亭 | 6 |
| 13 | 御次 | （不詳） |

7-6 図　C 区

D 奥―藩主家族の生活空間・女中の詰所

御殿空間の東側には、藩主家族の生活空間が展開していた。絵図には「御居間」と書かれている部屋が 3 ヶ所あり、これらが藩主夫人、母、子女の居所にあたるとみられる。居間以外に藩主家族が使用する空間としては化粧を行う化粧の間、衣服等が保管され着替えを行う御納戸[183]、読書や書き物をするための書斎などがあった。これらの周辺には世話をする女中の詰所や作業スペース（老女席、御側女、溜り、御仕立、御膳所、御台子）がおかれた。

居間 1 ～ 3 の違いに着目すると、居間 2 のみに化粧の間が設けられ、居間 3 には書斎がないこと、居間 2 と 3 は女中の詰所などが共有されていることが指摘できる。以上から、3 つの居間のうち、最も格式が高いのは化粧の間をもつ御殿空間東端にある居間 2 の使用者で、居間 3 の使用者は居間 2 の子女の可能性が考えられる。

E 奥―広式役人の詰所・応接空間

藩主の執務・生活空間から北に延びる廊下の先に奥御殿の玄関と応接空間、奥御殿（広式）詰めの男性役人の詰所がある。客間の先に錠口があることから、ここは奥御殿内の表というべき空間といえよう。以下、広式役人あてに出された法令・貼紙などを参考にしながら、各空間の用途を検討する[184]。

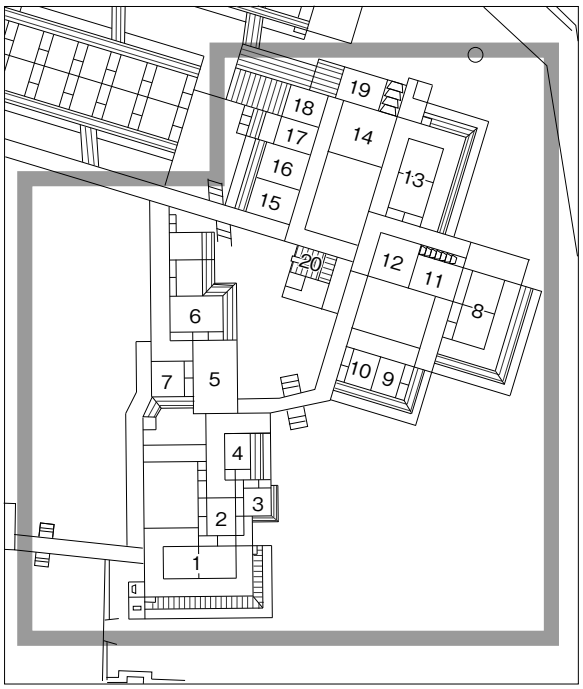


| | 部屋名 | 畳数 | 内訳 |
|---|---|---|---|
| 1 | 御居間（1） | 16 | 居間8・次8 |
| 2 | 御納戸 | 6 | |
| 3 | 中二階 | （不詳） | |
| 4 | 御書斎 | 6 | |
| 5 | 溜り | 20 | |
| 6 | 御台子 | 12 | |
| 7 | 老女席 | 6 | |
| 8 | 御居間（2） | 16 | 居間8・二之御間8 |
| 9 | 御化粧間 | 6 | |
| 10 | 御書斎 | 6 | |
| 11 | 御納戸 | 10 | |
| 12 | 溜り | 1 | |
| 13 | 御居間（3） | 16 | 居間8・次8 |
| 14 | 御台子 | 18 | |
| 15 | 老女席 | 10 | |
| 16 | 御側女 | 10 | |
| 17 | 御仕立 | 6 | |
| 18 | 御膳所 | 8 | |
| 19 | 御仕立所 | 7.5 | |
| 20 | （湯殿） | | |

7-7図　D区

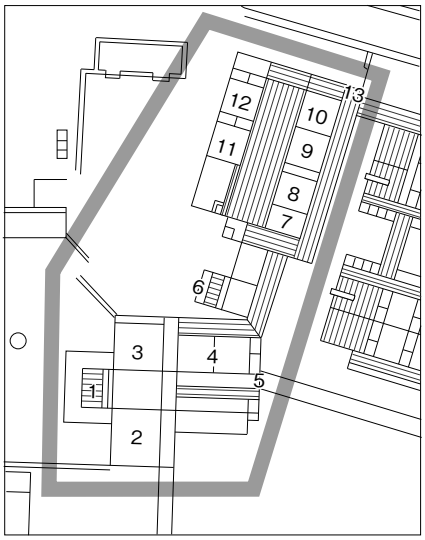


| | 部屋名 | 畳数 | 内訳 |
|---|---|---|---|
| 1 | 御玄関 | | |
| 2 | 御客之間 | 15 | |
| 3 | 御使者之間 | 15 | |
| 4 | 御客間 | 16 | 客間8・次8 |
| 5 | 錠口 | | |
| 6 | 中之口 | | |
| 7 | 御傳役 | 6 | |
| 8 | 御用達 | 8 | |
| 9 | 小目付 | 8 | |
| 10 | 対面所 | 8 | |
| 11 | 小使 | 8 | |
| 12 | 才許所 | 8 | |
| 13 | 買物口 | | |

7-8図　E区

御玄関は、藩主家族に来客があった時に使用された。使者の間と御客の間は来客の控えの間として、御客間は藩主家族と対面する場合に使われたとみられる。女中に対する来客（家族・宿元）があった場合、三之間以上は対面所（「応対之間」）を、それ以下の仲居女・末女・又女は中之口を使用した。

奥御殿（奥御用所）の管轄は若年寄の職掌の１つで、実務は若年寄支配の広式奉行が扱った[185)]。広式奉行は日々、老女の所へ行き、藩主家族の御機嫌を伺い、女中の人事にも関わった。広式奉行の支配下に小目付（横目）がおり、小目付は奥御殿で使用する紙・蝋燭・炭などの管理、女中・小者の監督、錠口の鍵の管理をし、人や荷物の出入りのチェックを行った。才許所と小使は広式奉行・小目付の指図を受け、小目付がチェックした荷物等を女中へ渡したり、また出入商人が奥御殿へ商売に訪れたさいには、下目付に知らせた上で、商人を買物口へ通し、女中（末女）を来させて商人から直接

購入させるようにするなど、女中と直接やりとりする下役であった。御用達は、藩主家族に専属し、担当する家族の全ての御用向きを扱った。御傳役は、藩主世子の養育を担当した役職とみられ、近習頭と同等の頭クラスがつとめた[186]。

その後を描いた全景図 c では、玄関などの応接空間はそのままであるが、広式役人の詰所部分は中ノ口をとりこわして、長局と平行するような向きに建て替えられている。

F 奥―女中の生活空間（長局）

藩主家族の生活空間と広式役人の詰所の間に、女中の生活空間である長局がおかれた。長局は藩に直接雇われる女中と、女中が雇う又女の生活空間であった。

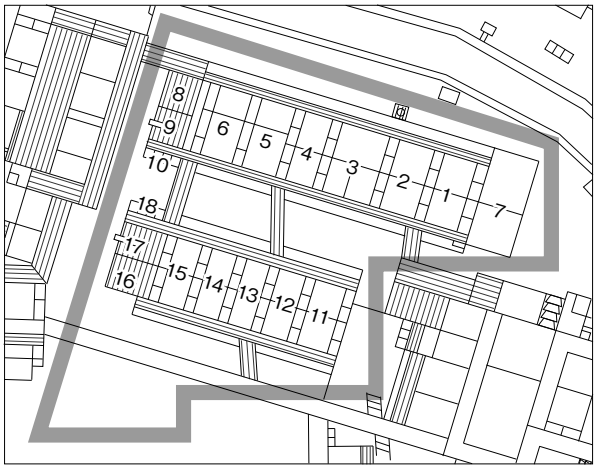


7-9 図　F 区

| | | 部屋名 | 畳数 |
|---|---|---|---|
| a | 1 | 老女 | 16（8・8） |
| | 2 | 若年寄 | 16（8・8） |
| | 3 | 御側 | 24（12・6・6） |
| | 4 | 表使 | 12（6・6） |
| | 5 | 御次女 | 16（10・6） |
| | 6 | 末女 | 16（10・6） |
| | 7 | 物置 | |
| | 8 | （台所） | 板敷 |
| | 9 | （湯殿） | 板敷 |
| | 10 | 便所 | |
| b | 11 | 老女 | 16（8・8） |
| | 12 | 御側 | 12（6・6） |
| | 13 | 表使 | 12（6・6） |
| | 14 | 御次女 | 12（6・6） |
| | 15 | 末女 | 12（6・6） |
| | 16 | （台所） | 板敷 |
| | 17 | （湯殿） | 板敷 |
| | 18 | 便所 | |

南北 2 棟に分かれる長局は老女・若年寄（a のみ）・御側・表使・御次女・末女に区分される女中の居室と、台所[187]・湯殿・便所で構成され、a・b それぞれ 1 棟で完結した作りになっている。D で見た居間との接続、導線をみると、居間 1 に詰める女中は長局 b、居間 2・3 に詰める女中は長局 a にそれぞれ居住したと考えられる。

女中の職制は文化 8（1811）年の「分限帳」[188] では扶持の多い順に、年寄女・中臈・表使・御次女・御三ノ間女・仲居女・末女となっている。女中の各役職について、江戸城大奥の職制[189] などを参考にみていくと、老女（年寄女）は女中のトップで、奥向き全般を差配し、藩主家族の様子を表に伝える役割をつとめたほか、女中・又女の人事にも関わった。御側（中臈）は藩主夫人の側勤めを行う役職、表使は老女の指図を受けて主に渉外担当をつとめた。御次女は台子・御膳部・道具の管理を行った。三ノ間女は藩主家族の生活空間である居間の掃除や火鉢・煙草盆などの取り扱いの他、老女・御側詰所の雑用などを行った。仲居女は御膳所に詰めて献立一切の調理を担当し、末女は湯殿・御膳所用の水汲みなどの雑用を行った。この他に、富山藩の文化 8 年の「分限帳」[190] からは、御次女の一部が乳母を兼務していること、又女に髪結が含まれることが指摘できる。

役職名と部屋名との対応関係は不詳であるが、「分限帳」において御次女と御三ノ間女の一部で扶持高が一緒であること、御三ノ間女と仲居女の間で来客時の対面所が異なるという格式差が設けられ

ていることから、御次女に三ノ間女、末女に仲居女がそれぞれ含まれるのではないだろうか。

最後に、この奥御殿を藩主家族のうち誰が使用したのかという点について、若干の検討を加えておきたい。絵図が作成された安政5（1858）年当時、江戸に在住した藩主家族のうち女性は、10代利保正室久美子（現藩主利聲の異母）、10代利保娘定子（利聲の異母妹、母は側室峰、弘化4（1847）年生まれで当時12才､元治元（1864）年大聖寺藩主14代前田利鬯に嫁ぐ）､12代利聲側室があげられる。12代利聲側室（名前不詳）は、安政5年8月に二男利篤（のちに前橋藩主）を出生している。当時、藩主利聲は謹慎中であったとはいえ、上屋敷に在住していたとみられることから、12代利聲側室も上屋敷に住んでいたことは確実であろう。

では、10代利保の正室久美子、娘定子はどこに住んでいたのだろうか。10代正室久美子は、天保15（1844）～安政2（1855）年にかけて取得していた巣鴨屋敷（抱屋敷）に暮らしていたことがわかっている。安政2年に巣鴨屋敷を手放したため、巣鴨屋敷から他に移ったとみられる。安政2年当時、上屋敷には、富田兵部一件の当事者のひとりである利聲の実母で利保側室の毎木が暮らしていたため、おそらく中屋敷に住むことになったのではないか。安政5年に作成された中屋敷の絵図面（330頁16・17図）には、藩主家族が居住する奥御殿が設けられており、居間は二ノ間・三ノ間と合わせて計36畳で、上屋敷の3つの居間よりも規模が大きいことが指摘できる。さらに隣接する大聖寺藩中屋敷との間に裏門が設けられ、そこには久美子の実娘で、未亡人となった前田利義正室弘子が住んでいた可能性があることから、久美子の生活空間は中屋敷にあったとみるのが自然であろう。安政3年11月に利聲の縁組が決まった矢先に、利聲は押込処分を受け、まもなく実母毎木は富山への帰国を命じられて江戸を離れた。藩主が謹慎状態にある中で、奥御殿の大規模な改修は行われなかったであろうから、絵図面は利聲の実母で利保側室の毎木がかつて暮らし、当時は利聲側室が暮らしていた奥御殿を示しているのではないだろうか。

Gその他

ここでは上記以外で御殿空間内に設けられた諸施設をごく簡単にとりあげる。

・表御門（7-1図F）

表御門は御玄関同様､藩主の参勤交代､江戸城登城時に使用される他､大名や旗本(将軍家使者など)･寺院住職の来邸時など公式行事で使用された。寺院住職の来邸時の作法を記した「御参府中諸事留并定例等」（富山県立図書館所蔵、市川文書158）によれば、出迎え・送り時に本御門を開扉するか否かなどまで細かく格式差が設けられていた（258～9頁、表9参照)。表御門の左右には両番所が描かれている。絵図面からは、屋根の形状までは不詳であるが、石垣が描かれており、石垣の上に両番所があった。「石垣両番所畳出は五万石以上」の格式に許された形状である[191)]。

・火の見櫓（7-1図1）

表御殿図e（14図）と全景図a～c（9～11図）には表御門の北東、書院庭の脇に火の見櫓が描かれている。火の見櫓は「青標帋」などによれば、宝永年中に定火消役が命じられたさいに設けられたのが初めとされ、当初は15ヶ所、高さは3丈（約9m）で外囲いの蔀は白木の生渋塗であった。大名屋敷や町方の火の見櫓はそれよりも低く、大名屋敷の場合高さ2丈5尺～6尺、黒塗と決められていた[192)]。

・書院庭（7-1 図 2）

書院の東側に書院庭が設けられていた。書院庭からは不忍池・上野の山を見渡すことができ、その眺望は文化年間に来邸した松平定信も絶賛している。しかし残念ながら、絵図面からはどのような庭であったかまではわからない。

・御稽古所（7-1 図 10）

富山藩では安永 2（1773）年に国元富山に藩学校広徳館を設立したが、のちに江戸屋敷内にも学校が設けられた。稽古所はこの学校を指すものとみられる。明治期に作成された「旧富山藩学制沿革取調要目」[193] によれば、江戸屋敷内の学校では、下士以上を対象として、公務の余暇または子弟に対して文武両道を兼修させた。慶応 2（1866）年に規定更正があり、文学兵学の講義、弓・鎗・釵・炮・柔の諸術について流派毎の稽古がそれぞれ月 6 回行われた。さらに志願者には昌平黌ほか江戸の家塾・師範家への入塾や通学を許可したという。

稽古所は、全景図 a では馬場と加賀藩邸に挟まれた部分のみにあったが、全景図 b・c では、馬場の東側にも設けられた。12 代利聲は文武を好んだことから、利聲の要望によって御殿内に御稽古所が新たに設けられたのではないか。

・鍛冶場（7-1 図 11）

全景図 a にはない。「富山前田御家譜」[194] には、12 代利聲について「文学武術一芸アル者、之ヲ左右ニ置キ自ラ文武ノ業ヲ修ム、最モ武ヲ嗜ミ、自ラ鉄匠高川某ニ命シ剣ヲ鍛セシメ、鈍鋭ヲ察識シ百錬ヲ経サレハ用ヒス」という人物評が記されている。御殿空間内に新たに設けられた鍛冶場は、利聲が命じて刀の鍛錬を見るためにできたと考えられる。

・天満宮（7-1 図 13）

富山前田家では、天満宮を屋敷内に勧請していた。祭神菅原道真は前田家の先祖であり、かつ上屋敷が位置する湯島郷の鎮守は同人を祀る湯島天満宮であった。屋敷内に勧請された天満宮と湯島天満宮との関係は不詳であるが、文化 9（1812）年の 9 代藩主利幹の江戸藩邸での行事記録をみると、藩主は参府後に参詣し最花（初穂）を納めること、湯島天満宮（別当喜見院）からは祭礼（10 月 10 日）、役所初（正月 5 日）に祈祷札や供物を受ける関係にあった。

・馬場（7-1 図 17）

馬場の周囲をめぐる土手は、御殿空間と詰人空間を分ける境界としても機能したようだ。富山藩も採用している馬術の流派大坪流の場合、「馬場を築く事、東西も吉といへども、南北に構たる吉」[195] とあり、上屋敷の馬場も南北に配置されている。絵図面を見る限り、土地の境界線とは無関係の軸で、表御殿や馬場の西側の長屋は馬場と平行あるいは垂直という馬場を意識した軸となっている。この馬場は、元禄火災以前、加賀藩に 5 代将軍綱吉の御成御殿を建設するさいにはすでに設けられていた（2 章 270 頁参照）。寛政 10（1798）年には、8 代利謙が萩藩主毛利斉房（利謙正室は毛利重就の娘）を招いて打毬興行を行った記録がのこされている[196]。馬場には御座所があり、馬術だけではなく鎗術（宝蔵院流）の稽古御覧の場としても使用された。

## 2項　詰人空間

詰人空間は家中・足軽以下の居住空間で、小屋・長屋・役所などが描かれているが、全景図ｂではその使用者まではわからない。しかし全景図ｃ（325頁11図）では、一部に付箋があって使用者の役職名・格を知ることができる。この付箋は、文献史料の記述と合致する分もあるが、明らかに後の修補で誤って貼られた箇所もあって注意が必要である（例、土蔵に足軽固屋の付箋）。この点に留意しながら、上長屋（7-1図c）・下長屋（7-1図d）で構成される詰人空間について考察していく。

・上長屋

上長屋には独立した小屋が4軒、長屋が9棟確認できる。小屋は加賀藩との境門付近にあり、そのうち最も大きい小屋は家老小屋（7-1図43）である。家老小屋内の東側に「聞番加人」「侍弐人」の付箋があるが、家老小屋の間取りを考えるとこれら付箋は貼り間違えの可能性がある。家老小屋は家老の居住空間、執務空間、家老陪臣らの住居で構成されていた。家老小屋の北隣りには、全景図ａでは2軒の小屋が描かれるが、うち1軒は全景図ｂ以降は撤去されて、その分馬場が南に拡張した。もう1軒についても全景図a、b、cそれぞれで間取りが異なり、改変が繰り返されていることがわかる。さらに北の2軒の小屋には「近習頭」「御次料理人」の付箋が貼られている。近習頭は持筒頭の兼務職[197]で、家老・若年寄に次ぐ頭役の1つである。一方の御次料理人は奥御殿の料理人[198]である。料理人は御目見以上の与外組に准ずる者と御目見以下の徒（新番御徒）で構成されていた。

長屋は黄色に塗られた入口部分を頼りに区分すると、間取りの異なる数タイプがあることがわかる。大聖寺藩との境門西側にある1部屋タイプで構成される長屋は最も規模が小さく、便所も共同のようである。2部屋タイプは付箋で「侍弐人」と記され、中堅家中（平士）が使用するクラスで、それぞれ便所も設けられていた。風呂は4部屋以上ある組頭クラスにならないとない。藩は家中に対し、藩邸外の町の湯屋にいくための通行札（湯札）を発行しており、風呂がない長屋の住民や陪臣はこの湯札を使って藩邸外の湯屋に通ったとみられる[199]。

上長屋には役所その他として、御籠部屋（7-1図27）、射場、稲荷社（7-1図31）があった。

・下長屋

下長屋は谷小屋とも称される書院庭の南側崖下部分と、さらに東側崖下の下谷茅町2丁目に接する部分で構成される。

書院庭の南側崖下部分（谷小屋）は、小屋3軒・長屋1棟と作事関係の役所・作業場・土蔵・物置などが確認できる。独立した風呂や庭をもつ小屋には、聞番・若年寄・御用部屋という付箋がつけられている。その北側の長屋には彼らの部下にあたる聞番下役、奥御用所筆役や、隣接する作事関係の作事奉行や大工棟梁・大工などの住まいがあり、職務ごとに集住していた様子がうかがえる。下谷茅町2丁目と接する部分では、全景図ａでは長屋9棟、全景図b,cでは小屋3軒、長屋3棟と、御厩（7-1図36）、釜屋（7-1図37）、割場役所（7-1図33）などが確認できる。このうち南側には、弘化頃まで通用門が設けられていたが、全景図ａにおいてその痕跡はなく、推定されるエリアには長屋が一部かかっている。同時期に講安寺境内借地600坪の返却も行っているので、そこに住んでいた者たちの代替となる長屋を急遽作ったのだろうか。しかしその長屋も全景図ｂでは撤去されており、ごく短い使用だったようだ。通用門から北側部分は藩邸の境界にそって長屋が設けられた。全景図ａではその途中に外への出入口が確認できるが、全景図b,cでは撤去された。この長屋は足軽・小者を派遣する割場役所や、足軽、押足軽の他、いわゆる中間部屋で構成された。

・江戸詰人の暮らし

詰人空間に描かれる家中の住まいのうち、重役である「若年寄」と、中級家中である大小将（「侍弐人」）の生活を文献史料から紹介したい。

①若年寄杏守右衛門の場合

富山県立図書館所蔵の市川文書の中に、嘉永 5（1852）年 8 月 24 日に若年寄への就任、さらに江戸詰めを命じられた杏守右衛門の出府準備から江戸滞在中の役務日記[200]が残されている。この記録はのちに若年寄を命じられた市川伯和が、かつて同役をつとめた杏に依頼して記録を入手し、必要部分を写して備えとしたものとみられる。市川伯和の養父市佑は藩主夫人の御用達、広式奉行など奥向きの職務をつとめたが、伯和は養父よりも昇進し、若年寄という家老に次ぐ重役につくこととなった。「由緒書」をみる限り、杏家も先祖に若年寄経験者がいなかったため、富山を発つ前に若年寄経験者に出府前後の諸手続きについて様々な指示を受け、それを書きとめた。市川伯和にとって同じ境遇の杏守右衛門の記録は重宝したであろう。

富山藩の若年寄は定員 9 名で、うち江戸詰めは 2 名であった。杏守右衛門は嘉永 5（1852）年 9 月 17 日より約 1 年半の間、奥村杢右衛門と共に江戸詰めをつとめた。若年寄の職務内容は藩政の最高機関である寄合所[201]の構成員で、藩主と表の諸役職を取り次ぐ御用人を兼帯した。さらに奥向き全般を取り扱う奥御用所、藩財政に関する御勝手方、海防軍備に関する海防方御武器等調理懸、藩校、無組や役人組など家中を支配・統轄する役職などを分担した[202]。

杏の役務日記から実際の勤め向きをみると、国元にいる藩主の替わりに忌日・月命日の菩提寺への参拝や表・内向きの使者など、藩主の名代・使者をつとめた記事が多い。表向きの使者の例としては藩主利友が病気のため出府できない旨を幕府へ届け出たことを加賀藩主らへ知らせる事例、内向きの使者については、幕府･勘定奉行松平河内守（近直）の用人らに対する「御内使者」の事例があるが、その内容は「時候見舞」としか記されず詳細はわからない。また日常的には、江戸・表御殿内の役所（御用所、奥御用所）で、国元と御用状で連絡をとりあいながら職務をつとめている様子がうかがえる。江戸・奥御用所は若年寄の杏・奥村、家老の浅野五郎左衛門・近藤掃部助で構成されており、例えば上屋敷奥御殿に暮らす 10 代利保側室毎木の附女で雇中居の明石が外出する際、管轄する御用達と広式奉行から杏、杏からさらに上役にあたる家老・近藤へ宛てて伺いが出されている。勝手方については、「御印帳」にある品々の修復手続きについて会所・作事方へ達したり、筋子を来年は多く取り寄せる旨を台所奉行へ申し渡すなど、藩で必要な経費・支出に関する指示を管轄役所に出すほか、江戸町人に対して必要経費の工面・交渉も行っている[203]。勝手方の「総引受」[204]も家老であるため、若年寄が管轄する諸役からの上申を家老に伺った上で諸役に命じるといった構造となっていた。このように富山藩の場合、若年寄が御用人・奥御用人を兼帯したためか職務内容は多岐にわたり、幕府や加賀藩では老中・家老が扱うようなものまで含んでいた。

杏は辞令を受けたあと、すぐに出府の準備にとりかかった。その内容は①会所奉行へ道中人足の扶持代の申請・受取り（17 両 2 朱余）、②杏守右衛門の陪臣である家司松永亀吉名義で、富山から江戸までの先触の作成、③武器社倉より小化粧向（弓籠手・小袴・脚半）の借用、④人足・若党らの服装と持参道具の準備にわたる。出府のさい、本来は自分の持馬を持参する必要があったが、この時は怪我をしていたため見送り、治癒した翌年 3 月に持参した。その後、出府後の注意事項として以下の指示を受けた。

・江戸着の前日晩に江戸詰めの若年寄に向けて、翌日に到着予定であることを知らせること

・板橋宿まで迎えの者がみえたら、吸物 3 種にて「ちょっと一盃」のこと

・巣鴨屋敷にて「御前様」（10 代利保正室久美子）の御機嫌を伺った上で上屋敷に向かうこと
・到着当日、上屋敷に到着するまでは鑓を先立たせること
・上屋敷に到着したら御用所へ行き、月番に到着の旨を届け出ること、その上で同役の若年寄に役就任の挨拶と到着を伝え、詰席に着座すること
・到着当日に若党や出入りの者が居小屋に見舞いにきたら、3 種程にて一盃のこと
・同役の居小屋に出向き、今後のことを頼み入れておくこと。これは本家である加賀藩前田家への御機嫌伺いが済んでからでよいこと。加賀藩に対しては、藩主斉泰は在国、世子慶寧は江戸在住であるが、御機嫌伺の文言は「御両殿様」を使うこと
・上屋敷で生活をする上で必要な手続きのうち、①表目付役所から東御門（通用門）の通用札の受取り、②呉服土蔵から鑓印（1 枚）、若党笠（2 蓋）、羽臂半襟（4 掛）、小人笠（4 蓋）の受取り、③御使中から奉札の受取りの書き方、④外部から物を届けてもらうために、東御門番へ提出する門通行依頼書の書き方など、家司が行う書類の雛形が書き留められている。括弧内の数字は雛形に書かれている数字だが、笠の数から類推すると、若党 2 人・小人 4 人が同居したようだ。

杏の出府は、陪臣 5 人（家司 1 ＝松永亀吉、先徒・若党 4）、人足（才領・持人 12 人）、さらに自身の子供等 2 人を伴う総勢 20 人であった。到着後の実際は以下のようであった。

到着当日（9 月 17 日）
・朝板橋宿で休息後、子供等 2 人は先に直接上屋敷に向かわせ、自身は板橋宿から本供で巣鴨屋敷に行き、御前様（久美子）に御目通りしたあと、上屋敷に赴いた。
・当日は勝手方御用日であった為、じかに「役所」（勝手方役所ヵ）へ出向く。御用所は同役の瀧川玄蕃が詰めており（＝月番）、彼に到着したことと子供を同行させたことを届け出た。
・同役の奥村・瀧川に挨拶し、杏と交代で帰国となる瀧川に対しては今後のことを頼みいれた。
・詰席にて着座したところ、御用所より江戸詰め中は奥御用所・御勝手方の兼帯を命じる旨の辞令を受けた。
・役所（奥御用所）の者へ、主計（利保 7 男、のちの 12 代利聲）・治之助（利保 8 男）の御機嫌を伺い、御目通りをした
・御目通りが済んで役所に戻ると既に七ツ時過（午後 5 時過ぎ）であったため、加賀藩前田家への御機嫌伺いは翌日とし、同役の奥村・瀧川の居小屋へ出向き、さらに挨拶を述べた
・その後自分の居小屋に向かい、居小屋にて無事江戸に到着したことを祝った

到着翌日（18 日）
・加賀藩両殿様、大聖寺藩主・夫人の御機嫌を伺い、大聖寺藩主夫人（利保 4 女弘子）へ御目通りをする
・その後上屋敷に戻り、利保側室毎木の安否を御用達内山常八郎から聞き、毎木は「御不快中」であったため、内山に挨拶を伝えた
・翌 19 日に瀧川が江戸を出発するので用談をし、八つ半頃（午後 3 時）居小屋に帰宅した。

杏は到着から 10 日程で居小屋の生活環境を調えた。江戸に到着した杏守右衛門は、すでに帰国の途についていた同役・小幡左橘の居小屋に入居したとみられる。9 月 29 日付で、小幡の居小屋に残された道具を買い取ったことを示す領収証が書き留められている。その内訳は 43 畳分の畳と炊事関係の道具となっている。このうち後者の炊事関係の道具は「小幡左橘居固屋ニ残し置候道具」と記され、小幡がそのまま残していった品々である（298 頁、表 16）。

この領収証は宇津井徳三郎から杏の家司松永亀吉あてに作成されたもので、若年寄の江戸での日常

**表 16　畳方からの購入部品**

| | | 金 | 銀 | 銭（文） | 小計（文） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 畳43畳<br>表座敷　9畳<br>次ノ間　8畳<br>居間　6畳<br>次ノ間　3畳<br>式台　3畳<br>小性部屋　1畳<br>坊主畳　13畳 | 3両1歩2朱 | 4匁 | | | |
| B | 手水鉢・椀たらへ・杓子2本 | | | 332 | 3,718 *計算があわない（248文多い） | |
| | 火消かめ | | | 180 | | |
| | 火継2つ | | | 880 | | |
| | 爐ふち1 | | | 150 | | 炉のへりにとりつけたわく |
| | やくら1 | | | 700 | | こたつやぐらヵ |
| | 鉄火箸1丁 | | | 72 | | |
| | 手洗かめ | | | 72 | | |
| | 手洗たらへ2 | | | 300 | | |
| | 平鉢1・味噌かめ1 | | | 180 | | |
| | 五徳1 | | | 280 | | |
| | 片口2 | | | 100 | | |
| | 摺鉢 | | | 124 | | |
| | 炭取2つ | | | 100 | | 炭を小出しにしていれておく容器 |
| C | 飯鉢1 | | | 512 | 1,516 *計算があわない（4文多い） | 飯を入れる木製の器、めしびつ |
| | 鉄鍋8人　2升計 | | | 554 | | |
| | 鉄鍋5人　1升計 | | | 446 | | |

・B + C = 5,234　2 割引（1,046 文）して 4,184 文　→ 2 歩 2 朱 268 文
・A +（B + C）× 0.8 = 3 両 1 歩 2 朱と 288 文

生活は家司が差配していたことがまずうかがえる。差出人の宇津井徳三郎は、安政 7（1860）年の「分限帳」[205] では畳方、67 才と記される。この領収証の前半は畳であることから、その職務の一環としてこの領収証が作成されたのだろう。

家中が生活する小屋・長屋の仕様について、加賀藩の場合、①藩が家中に「割渡」した長屋は、最終的な所有権は藩側にあり家臣に一時的に使用させるという形態であったこと、②家中への「割渡」は作事方が行い、格式の高下と間口の広狭が対応していること、③建物の基礎にかかわる壁・屋根・垣根・柱・井戸については藩（作事方）が行い、消耗品である畳・簀については利用者である家中の負担であったこと、④家中による長屋の勝手な改築は厳禁であったことなどが指摘されている[206]。富山藩も同様であったとみられ、畳は消耗品の扱いで利用者の負担とされていた。この領収証から、畳方は家中が江戸滞在で必要な畳数を調達し、その費用を徴収する役割があったと理解できる。では後者の道具類についてはどうか。これら道具類が小幡の所有なのか、それとも藩の備品という位置づけなのだろうか。それによって道具類の金額も、中古品の購入とみるか、使用料とみるかの判断が分かれる。いずれにしても、藩の作事所が仲介する形で江戸での生活基盤が調えられつつあった様子がうかがえる。

②大小将（大扈従）山田方雄の場合

「侍弐人」と書かれた長屋での生活を山田方雄の回顧録（『旧事回顧録』[207]）から紹介しておきたい。この『旧事回顧録』は大正 7（1918）年に没した山田方雄が晩年にあたる大正 4､5 年に書き記した「雑記帳」を子孫が編集・校訂・刊行した史料集である。山田家の「由緒書」[208] によれば、先祖は北畠具教の家臣家城大隅守嫡子善左衛門方英で､前田慶次郎の口入により前田利家に召し抱えられたあと、富山藩初代利次につけられ、以後富山藩家中として、馬廻組･小姓組（本丸番･同式台番）･役人組（表目付、小姓目付）などを歴任した。

方雄は、嘉永元（1848）年に父の死去に伴い、16 才で家督相続し、馬廻組・200 石の遺知を継ぎ、

翌年に元服したのち大小将（大扈従）に命じられた。大小将の勤務内容は富山城の本丸番が主で、他に使役・供役・給仕役・盗賊改奉行加役廻り・非常時の辻固めなどを命じられた[209]。本丸番は本丸式台に2名ずつ、朝5つ時～9つ時迄、昼9つ時～7つ時迄、泊7つ時～翌朝5つ時迄の3交代勤務であった。勤務評価は出勤日数によってなされ、表彰は毎年行われ、1年皆勤の者には寄合所にて家老から賞状、3年は袴地1反、7年は御紋付上下1具、10年は御紋付小袖、13年は御紋付熨斗目と禄加増という褒賞を受けた。13年連続皆勤となる前に、違う役職に昇進するという慣例があり、方雄も11年目で御簾番御供頭に転役し､その後まもなく学校横目に就任し､諸士を監督する側にまわった。

方雄は、大小将勤務中の嘉永4（1851）・安政元（1854）年に2度の江戸詰めを経験した。2度目の江戸詰めでは､「吉田氏同ジ長屋ニ居シ也」[210]とあり、方雄（当時21歳[211]）は同役の吉田伝弥（同24歳）と同居したようである。全景図cの付箋にいう「侍弐人」というのは、このような使用をさすのだろう。

方雄の江戸屋敷での勤務は、上屋敷表御殿の式台番が主で、他に使役・纏奉行・向寄奉行・供役・式台取次・給仕役・聞番加人をつとめた。「旧事回顧録」にはそれぞれの勤務内容について具体的に述べられており、例えば使役として、幕府役人に時候見舞品を届けた事例[212]、供役として大聖寺藩主前田利義に嫁ぐ弘姫（利保娘）を巣鴨屋敷から上屋敷に引越しさせるさいの行列の御供および御馳走奉行を命じられた事例[213]があげられる。供役は道を行き交う他家の行列をいち早く見つけ、両敬関係にある家であれば藩主にそれを伝え、先方へ使いを出すという即座の対応が求められた。そのため、大名の道具（鑓）、六尺の着物を見分ける知識が必要で、節句・八朔の登城時あるいは寛永寺・増上寺の将軍家の年忌法要時など多くの大名が正装で集まる時を利用して、江戸詰めを長年経験している者から学んだという[214]。

また、12代利聲の家督相続にともなって聞番加人・給仕役を経験した。嘉永6（1853）年12月、11代藩主利友は国元で危篤となり、在府の弟利聲を養子とする。翌7年2月利聲は家督相続を許され、初めて江戸城に登城した。家督相続後の初登城は、富山藩の家老5人のうち1人のみが城代として国元に残り、残り4人が藩主と共に登城して将軍に御目見え、時服を拝領したのち、幕府老中宅へ御礼廻勤、最後に加賀藩上屋敷に赴くというのが慣例であった。江戸城へは家老4人の他に聞番本役2人・同加人2人が仕えたが、方雄はこの聞番加人をつとめた。加人は2人共大小将使役より選ばれている[215]。その後、藩主利聲は江戸城内でまず同じ詰席となる柳の間詰の大名（10万石未満）を上屋敷に招請した。出席した大名13名に対して、それぞれ専属の給仕役2名がつけられ、方雄はこの筆頭を勤めた。大名はまず表門にて名乗ると、式台番が白洲まで出迎えて式台へ案内し、担当の給仕役に引き継ぐ。給仕役は大名から刀を預かり、式台上の間の刀懸けに安置する。刀の鞘には給仕役の名前を記した巻紙を通して区別した。その後、表書院にて御膳、その後、奥書院にて脱剣して酒宴となり、町絵師狩野意川を同席させて席画を描かせて饗応とした。1、2万石の小身の大名の中には娘の嫁入道具にするという下心から雪月花の墨画、極彩色の屏風などの所望があり、注文を受けて後日届けさせた。そのため狩野家に対する謝礼は100両に及んだという。給仕役は受持ちの大名から始終目を離さず、御膳の給仕から所望する画の取次など全てに対応した。帰りには受持ちの給仕役が刀をもち大名の後ろに従い玄関拭板で刀を差し上げて平伏し、そこからは式台番が白洲まで見送った。

纏奉行･向寄奉行は出火時など非常時のもので､近所で火災が発生した時に､「本郷金丹円楽屋ノ角」､「根津宮ノ手前」､「上野広小路」､「切通坂板倉公屋敷横」の4ヶ所に詰め、この内側に火が及んだ時は向寄奉行の指揮で火消と共に消火作業にあたった。また、親類など類家の屋敷の向寄で出火した場合にも、纏奉行は火消を連れて見舞に出張し、先方の依頼があれば消火作業にもあたったという[216]。

江戸詰めの間は、江戸扶持として、諸頭 9 人、大小将 5 人、馬廻～医者組 4 人、新番歩行組 3 人、徒組 2 人、足軽・小者 1 人が与えられていた。1 人扶持は当初は金 2 分であったが、後に国元から江戸へ米を廻送し、現人員に対し 1 人白米 5 合ずつが給付され、重宝したという。しかし、江戸詰めの生活について公私のつきあいその他で多額の費用がかかり、江戸詰め中に借金をしない者はいなかった。そんな中で、同じく江戸詰めをつとめた今村文之助はただ 1 人借金をせず、貯金をする程であったという。その理由を知るため、方雄は詰人仲間と申し合わせて、今村の生活を取り調べたところ、「毎日食ノ菜ニハ菜葉漬〈三河島〉一品、十日置大豆位ニテ済シ、冬ハ白米二升斗モ一度ニ炊キ、其飯ノ尽ル迄幾日ニテモ冷飯ヲ食シ、夜ハ直ニ臥ス、其代リ朝ハ早シ〈夜分人ノ誘ハンコトヲ恐ル丶ナラント〉、御殿詰ニハ一時間〈今ノ〉前ヨリ出勤ス〈油モ炭モ入ラヌ訳也〉」[217]、という質素倹約を尽くし、同僚との交際も極力避けるという生活ぶりだったという。そこで方雄らはそこまでして質素倹約を徹底する今村の生活を見て、貯金をさせてあげようと、以後は出費を必要とする用件には誘わなくなったと記している（「彼独ニテモ貯金サセントノ意ニテ、自今金銭入用ノ件ニハ彼ヲ省ク事ニセリ」）。今村のような生活をしない限り、江戸詰め生活で余剰を生み出すことはできず、同僚と共に生活する時間が多い単身赴任者の場合、つきあいその他で揃って浪費する生活環境にあったようだ。

# 4章　富山藩邸と江戸都市社会

本章では、富山藩江戸屋敷と周辺に広がる江戸都市社会との関係について検討する。江戸の大名藩邸について吉田伸之氏は、門・塀・表長屋などによって他の大名屋敷・旗本屋敷・町人地等の周辺域から遮断され、一個の閉じた社会＝空間であったが、その内部に生産や流通を直接担う都市的要素を欠くことにより、必要な物資や経費については藩邸外部社会から調達せざるを得なかった点を指摘している。藩邸外部社会とは、国元の領民や江戸町人地の住民を指す。江戸は言うまでもなく将軍直轄地であることから、藩邸周辺の江戸町人地社会との関係は、御用聞、出入といった個別的・契約的・対自的なものであり、こうした関係の総体が1つの固有な領域―たとえば藩邸の門前町屋―を形成することはなかったとしている[218)]。

そこで、吉田氏の指摘をふまえつつ、富山藩を素材として藩邸周辺の江戸都市社会との関係について、3節に分けて検討する。1節では、吉田氏が扱った本藩加賀藩の事例と比較しながら、藩主とその家族の衣食住にわたる生活の全局面に関わった町人のうち、貢献度が高く藩主との目見えを許された御目見町人を扱う。2節では、藩主の家督相続を祝って出府した郡方惣代の十村の江戸滞在記録を通して、家中・領民レベルにおける上屋敷周辺の都市社会との関係をみる。3節では、災害などの非常時の事例として、安政江戸地震後の施行をとりあげる。

## 1節　富山藩邸に出入りする江戸町人

吉田伸之氏は、明治初年の加賀藩を事例として、加賀藩から扶持を得ている御用聞町人の構成について、a表御殿を中心とする藩庁の公的業務に携わるもの（両替商・廻船問屋）、b広敷や奥向における藩主等の生活・消費・学文に深く関わるもの（呉服商ほか）、c藩邸の御殿空間から詰人にわたる諸施設・建造物の作事を担うもの、d藩邸内外に日用層（日雇の肉体労働者）を供給し、藩邸内の普請や国元や周辺社会との交通・通信を担うもの（日用頭、定飛脚、抱鳶頭など）、e藩邸の下掃除を担う者に分類した。その後、岩淵令治氏が、「御用御頼并御出入名前帳」という幕末期の庄内藩の御用頼・御出入合わせて約400人を書き上げたリストの分析を通して、藩邸外部との関係は消費物資の維持だけではなく、儀礼など政治的な局面や領民支配の側面、非人や座頭といった身分集団など多岐にわたることを指摘している[219)]。

富山藩の場合、岩淵氏が示したような御用頼・御出入を書き上げたリストは現在のところ確認できていない。そのため、残念ながらその全貌を網羅的に知ることができない。しかし、史料から断片的ながら判明した分を紹介していきたい。

藩邸に出入りする町人に対しては門を通行するための鑑札･出入札が渡されており、加賀藩の場合、安政2（1855）年に藩邸を出入りした町人は①御目見町人35人､②御用聞289人､③商札所持（＝「御出入町人[220)]」57人、④売り子213人であった[221)]。このうち①、②は藩主やその家族など御殿部分の需要（御用）を扱った町人で、このうち①は藩主と御目見えが可能で、藩が扶持を与えるなど、家中に取り立てる必要があるほどに藩に対する貢献度が高い町人である。この①御目見町人については、表17で18世紀半ばの一覧をあげた。江戸御目見町人は江戸会所の管轄下にあったため、江戸会所に関わる御定書の中に「江戸御目見町人名列覚」も合わせて収録されていた。③、④については不詳だが、藩邸の詰人空間に居住する家中らの需要に応じた町人であるとみられる。

表 17　加賀藩の江戸御目見町人（18 世紀半ば）

| 名前 | 居所 | 業種 | 分類 | 御用開始時期 |
|---|---|---|---|---|
| 清水九兵衛 | 本郷4丁目 | 蒔絵師 | b | 初代利家より |
| 畳屋弥平 | 南槙町2丁目 | 御畳 | c | 初代利家より |
| 伊藤弥兵衛 | 本郷金助町 | 木具、灯油、荒物、小間物 | b | 3代利常より／国元出身 |
| 竹屋長兵衛・長四郎 | 湯島天神裏門通 | 葭、竹、御材木、御畳縁角 | c | 3代利常より／国元出身 |
| 永来新左衛門 | 日本橋 | 御肴、葭、竹、御材木、桶方 | b c | 3代利常より／国元出身 |
| 江嶋屋太郎次 | 外神田1丁目 | 両替 | a | 3代利常より |
| 瀬戸物屋兵九郎 | 本郷4丁目 | 日用方、荒物 | b | 3代利常より |
| 中嶋屋新四郎 | 本所緑町2丁目 | 蔵元 | a | 3代利常より |
| 升屋長七 | 神田鍋町 | 蔵元 | a | 3代利常より |
| 山本彦右衛門 | 本郷5丁目 | 御指物、御馬飼料方角 | b | 5代綱紀より |
| 朝田屋与兵衛 | 駿河町 | 両替 | a | 5代綱紀より |
| 坂本屋九郎兵衛 | 本郷春木町3丁目 | 日用方 | d | 5代綱紀より |
| 谷口屋平四郎 | 本郷2丁目 | 荒物、合羽、小買物 | b | 5代綱紀より |
| 村田平兵衛 | 神田明神裏門通 | 金具師 | b | 5代綱紀より |
| 富田屋芹川六兵衛 | 三十間堀8丁目 | 普請御用 | c | 6代吉徳より |
| 伊藤金左衛門 | 湯島天神三組町 | 鞘師 | b | 6代吉徳より |
| 桐屋長兵衛 | 中橋 | 御材木桐一色 | c | 6代吉徳より |
| 山形屋三右衛門 | 四谷塩町3丁目 | 御馬飼料 | b | 6代吉徳より |
| 大和屋権右衛門 | 下谷茅町2丁目 | 屋根石方 | c | 6代吉徳より |
| 荒物屋次郎兵衛 | 下谷上野町2丁目 | 荒物・薬種 | b | 6代吉徳より |
| 荒物屋久右衛門 | 無縁坂 | 荒物 | b | 6代吉徳より |
| 鑓屋八左衛門 |  | 鑓 | b | 6代吉徳より |
| 坂本屋九郎右衛門・九右衛門 | 湯島5丁目 | 両替 | a | 6代吉徳より |
| 七屋長兵衛 | 本郷6丁目 | 土砂利 | c | 6代吉徳より |
| 馬具屋忠兵衛 | 通油町 | 馬具切付 | b | 6代吉徳より |
| 菱屋五兵衛 | 湯島天神裏門通 | 馬具切付など | b | 6代吉徳より |
| 茗荷屋八郎兵衛・八郎次 | 佐久間町3丁目 | 炭薪 | b | 6代吉徳より |
| 山本源五郎 | 旅籠町 | 炭薪 | b | 6代吉徳より |
| 宮田屋久兵衛・久四郎 | 下谷茅町 | 「垣屋様方」（垣・屋根方ヵ） | （c） | 6代吉徳より |
| 和泉屋五郎兵衛 | 三十間堀8丁目 | 材木 | c | 6代吉徳より |
| 内田源右衛門 | 本郷 | 名主 |  | 6代吉徳より、御用達ではない |

出典：『加賀藩御定書』（石川県図書館協会、1981 年、前編 384 ～ 7 頁、巻 13 江戸会所御定書所収「江戸御目見町人名列覚」）

富山藩の場合、①御目見町人に該当する町人が「分限帳」に「御勘定所御出入扶持下され候分」として富山・江戸の他、京都・大坂・南都・大津・金沢・高山・脇などの寺社と共にあげられている。「分限帳」は地名や職種の記載が不十分であること、財政難を理由に扶持借りあげの場合もあり、全てを網羅しているわけではないが、このうち江戸町人にとみられる分についてを表 18 にあげた。吉田氏による 5 分類（a ～ e）に種別してみると、大名貸などの両替商（a）が多くを占めており、富山藩が慢性的な財政難で江戸町人からの借用が不可欠であったこと、また蔵屋敷をもたなかったことが影響しているとみられる。地理的分布は、富山前田家の場合、藩邸の東側にかかることが特徴といえる。加賀藩と比較してみると、加賀前田家は規模が大きいこと、本郷邸を上屋敷とする以前からの関係もあって、富山前田家と比較してより広範に分布していることが指摘できるが、その中でも本郷 5・6 丁目名主・内田源右衛門が含まれるなど表御門のある本郷通り沿いの町々が特に大きな役割を果たした。

②御用聞町人については、文政 4 年の藩主世子利保（のちの 10 代）の婚礼にさいして、「御用聞町人」37 人が祝儀として肴を献上している[222]。藩主世子は下屋敷に居住していたため、この 37 人は下屋敷に関わる御用聞町人に限られる可能性もあるが、加賀藩と比較するとかなり少ない。藩主家族の需要に対応した御用聞町人については文献史料から、例えば b 呉服：三井越後屋、白酒：本所相生町伊勢屋七兵衛、仕出し：蓬莱屋（上野仁王門前・蓬莱屋亀吉[223]）、菓子：本石町金沢丹後[224]、d 三度飛脚：下谷茅町 2 丁目に店、e 下掃除：江古田村百姓[225] があげられる。d 三度飛脚は、国元富山と江戸間における書状・荷物の往復を一手に担っており、単身赴任生活を送る江戸詰め家中が国元の家族とや

表 18　富山藩勘定所出入の御目見町人（江戸のみ）

| 1780年 | 1811年 | 1838年 | 1860年 | 名前 | 居所 | 業種 | 分類 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 35人扶持 | | | | 大橋仲七 | | 大名貸 | a |
| | 40人扶持 | 50人扶持 | 50人扶持 | 森川五郎右衛門 | 神田佐久間町1丁目 | 両替 | a |
| | | 3人扶持 | | 森川五郎右衛門<br>手代藤四郎 | | | |
| | 10人扶持 | 20人扶持 | 20人扶持 | 森川五郎八 | 神田佐久間町 | 両替 | a |
| | 30人扶持 | 30人扶持 | 30人扶持 | 竹原文右衛門 | 室町3丁目 | 本両替 | a |
| | | 3人扶持 | | 竹原文右衛門<br>手代半次郎 | | | |
| | 20人扶持 | 15人扶持 | | 三河屋源太郎・源之助 | 谷中善光寺前町 | 両替 | a |
| | | 300石 | 300石（草高） | 戸谷半兵衛・半次郎 | 室町1丁目／本庄宿 | 大名貸 | a |
| | | 200石 | 200石（草高） | 戸谷常三郎 | | | (a) |
| | | 10人扶持 | | 大黒屋平兵衛 | 本銀町1丁目 | 両替商 | a |
| 6人扶持 | 6人扶持 | 6人扶持 | | 辻屋又四郎 | 神田佐久間町2丁目 | 両替・呉服 | a b |
| 20人扶持 | 3人扶持 | | | 伊勢屋小兵衛 | 神田塗師町代地 | 地廻米穀問屋<br>春米屋 | b |
| 15人扶持 | | | | 鮫屋伊兵衛 | 池ノ端仲町 | 瀬戸物問屋 | b |
| | 1人扶持 | | | 伊勢屋半兵衛 | 上野新黒門町 | 醤油酢問屋 | b |
| | | 7人扶持 | | 尾張屋吉右衛門 | 浅草田原町3丁目 | 足袋股引 | b |
| | 2人扶持 | | | 田村節蔵 | 下谷仲御徒町 | 諸礼衣紋方 | b |
| 5人扶持 | 1人半扶持 | | | 竹屋喜四郎 | 湯島手代町 | 硼師 | b |
| 10人扶持 | | | | 本阿弥次郎太郎 | 三枚橋 | 刀剣 | b |
| | | 5人扶持 | 5人扶持 | 松本弥八郎 | | 能（宝生流） | b |
| | | | 10人扶持 | 宝生石之助 | | 能楽 | b |
| | | | 3人扶持 | 日吉弥右衛門 | | 狂言 | b |
| 13人扶持 | | | | 高須屋善蔵 | 深川吉永町 | 材木仲買商 | c |
| | | 3人扶持 | | 喜三郎 | | 大工 | c |
| | 1人扶持 | | | 鳶　庄太 | | 鳶 | d |
| 1人半扶持 | | | | 米屋宗右衛門 | | | |
| | 2人扶持 | | | 細屋作兵衛 | | | |
| | 3人扶持 | | | 石黒清吉 | | | |
| | 3人扶持 | | | 西田治郎兵衛 | | | |
| | 2人扶持 | | | 中島屋六兵衛 | | | |
| | 5人扶持 | | | 須加三縁 | | | |
| | | 3人扶持 | | 茂右衛門 | 谷中 | | |
| | | 3人扶持 | | 鹿野孫右衛門 | | | |
| | | | 15人扶持 | 松島瑞碩 | | 医師 | |
| 3人扶持 | 3人扶持 | | | 田丸屋勘四郎 | 下谷茅町 | | |
| 10人扶持 | 20俵 | 20俵 | 40俵 | 利倉善佐・善甫 | 下谷茅町 | 江戸城数寄屋坊主 | - |

出典：『富山藩侍帳』（高瀬保編、桂書房、1987 年）所収「安永九年分限帳」1780 年、「天保九年富山藩分限帳」1838 年、「安政七年富山御家中分限帳」1860 年.「数量秘録」（富山県立図書館所蔵、前田文書 207、1811 年）.

りとりをする上でも欠かせない存在であった。e 下掃除については、加賀前田家では、中屋敷・下屋敷近隣の百姓がその権利をもっていたが、富山前田家の場合、近隣の大聖寺前田家、高田藩榊原家などと共に江古田村の百姓が出入りしており、加賀前田家と異なる。

富山藩の場合、③、④に該当する具体的な事例は不詳であるが、例えば「洗濯人」に対して通札が渡されており、藩邸内を出入りしていた[226)]。

## 2 節　十村の江戸滞在

藩主の家督相続願が受理され、江戸城にて将軍にお目見えして御礼を無事に済ませると、国元富山

**表 19　藩主家督相続に伴う十村の出府記録**

| 藩主 | 7代・前田利久 | 8代・前田利謙 | 9代・前田利幹 | 10代・前田利保 |
|---|---|---|---|---|
| 年代 | 安永6（1777）年 | 天明8（1788）年 | 享和元（1801）年 | 天保6（1835）年 |
| 滞在者 | 赤祖父伝兵衛 | 谷井左次兵衛 | 高堂半吾 | 内山治右衛門 |
| 滞在期間 | 12/5～21 | 2/29～3/27 | 11/24～12/14 | 11/14～29 |
| 滞在先 | 下谷茅町浄円寺<br>（茅町田丸屋勘四郎口入） | 下谷茅町旅宿・富沢桃庵方<br>→御貸小屋（西尾様続の御徒小屋） | 御貸小屋<br>（会所奉行控役・6畳2間） | 御貸小屋<br>（家老陪臣に依頼し御徒小屋） |
| 家督相続祝儀<br>①自分献上<br>②御目見・拝領<br>③御礼銀献上 | ①12/9　鮭塩引2本・青竹簀包・白木折<br>②12/15　巻上下1具、真綿2把（目録）<br>③12/16　郡方銀10枚、野積谷1枚 | ①？　塩鱒2枚<br>②3/25　巻上下1具、真綿2把（目録）<br>③3/26　郡方銀10枚、野積谷1枚 | ①12/5　鮭塩引2尺、他<br>②11/28　？<br>③？　郡方銀10枚、野積谷1枚 | ①11/18　利保：銀2枚・鮎鰡1箱・蕎麦粉1箱／久美子：干菓子<br>②11/17　巻上下1具<br>③11/17　郡方銀10枚、野積谷1枚 |
| 費用 | ①路銀750匁、（経費）1貫目、後用銀1貫目<br>②後用銀300匁返却 | ①路銀750匁、（経費）1貫目、後用銀1貫目<br>②後用銀300匁返却、長逗留追加経費700匁 | （不明） | ①路銀750匁、（経費）1貫目<br>②？ |
| 特記事項 | 藩主が将軍へ鱈を献上するのに合わせて、聞番下役見習に扮して登城。本丸の蘇鉄の間、松の間、西の丸を見物 | 藩主の服喪により長逗留<br>家老家司の仲介で御貸小屋へ移る（左次兵衛は家老入江勘解由の領民） | 12/9　留守居下役に扮して江戸城御殿拝見 | 鋭姫（秋田藩佐竹義厚室）へ自分献上品（干菓子）を届け、切れ細工物を拝領 |
| 出典 | 高堂家文書二-4 | 内山文書27・28、前田文書41 | 内山文書29 | 内山文書21・30・122・428 |

富山県公文書館所蔵：「御家督就御相続、御郡為惣代与江戸表江罷越留帳」（高堂家文書二 -4）．富山県立図書館所蔵：「御家督被為蒙仰候砌御郡方為惣代江戸表江罷越候様被仰渡候ニ付一巻」（内山文書 21）「御郡為惣代御家督御礼ニ江戸表江罷越申始終留書」（同 27）、「江戸着之上御献上物并夫々進物留」（同 28）、「江戸表ニ而御献上并配物留牒」（同 29）、「御家督ニ付江戸表江出府留帳」（同 30）、「江戸出府日記」（同 122）、「江戸表ヨリ帰国砌土産帳」（同 428）、「御家督ニ付御郡方惣代御礼留　天明七未天保六未両度」（前田文書 41）．

から家中・社家・町方・郡方から惣代が各 1 名ずつ出府し、藩主に対して家督相続のお祝いが行われた。このうち、郡方惣代をつとめた十村の出府記録が複数残されている（表 19）。郡方惣代は十村の中でも藩から扶持を得ている「扶持人」がつとめることになっていたが、実際には病気を理由に代理人がつとめることもあった。郡方惣代の出府にかかる費用は郡方全体から支出されていたこと、さらに郡方惣代はある家に固定化することなく毎回異なっていることなどから、費用負担・格式などを後世に伝えるために詳細な記録が遺された。

出府した十村は当初は通用門に面した下谷茅町に旅宿を構えたが、天明 8 年・8 代利謙の時に旅宿の設えがひどかったこと、藩主の服喪による長逗留が決定したことで、上屋敷内の御貸小屋に滞在するようになり、以後は御貸小屋に滞在することが定例となった。そのため、現存する十村の出府記録から上屋敷における諸儀式や生活を垣間見ることができる。十村がのこした記録は多岐にわたるが、ここでは十村の江戸滞在中に限って、①滞在先の確保、②滞在中の行事・観光、③贈答品リストにみる関係先の 3 点をみていきたい。

### 1 項　滞在先の確保

7 代利久の事例では富山藩の御目見町人でもある下谷茅町の田丸屋勘四郎が仲介し、田丸屋の隣りの浄円寺を旅宿とした。赤祖父伝兵衛は到着後まず浄円寺へ杉原紙 2 帖・中折 1 束、田丸屋へ塩引 1 本・鮎干 11 を送り、帰国時に田丸屋勘四郎夫妻に 1 両、娘に杉原紙 2 帖、浄円寺へ金 100 疋、道心へ金 2 朱を支払った。浄円寺の庵主は富山海岸寺の弟子僧が庵主であったが不在で、留守を田丸屋勘四郎が預かっていた（「尤浄円寺と申田丸屋引請ニて庵主ハ富山海岸寺御弟子ニ而暫ク右寺預り居られ候」[227]）。また伝兵衛は道心（成年にて仏門に入った者）に滞在謝礼金を支払っており、道心に日常的な世話をさせていた様子がうかがえる。海岸寺は富山城下にあり、代々富山藩主が祈願所としていた寺院であった。その弟子僧が浄円寺の庵主であったことで、同寺も富山藩と強いつながりをもったと推測される。

### ２項　滞在中の行事・観光

江戸に到着した十村は、まず、旅装束のまま上屋敷の表御殿中ノ口を訪れた。そして、中ノ口詰の役人に対し、家督相続御用懸りをつとめる目付に江戸着の届けをしたい旨、取次を依頼すると、中ノ口に目付下役がやってきて、目付役所へ案内された。目付役所で十村は目付へ到着の挨拶をし、郡奉行所からの添状を提出した。添状を受け取った目付は、これを御用所に持参し、十村が到着したことを家老・御用人・御頭へ伝えた。目付は目付役所に戻ると、十村に対して祝儀の日取りを伝え、準備を調えるよう指示し引き取らせた。十村はその後、休息をとった上で、家督相続祝儀に関わる御用懸りの役人への挨拶廻りなどを行っている。

十村にとって江戸滞在中のメイン行事は藩主に対する家督相続の祝儀であったが、この期間中に表御殿内や江戸城御殿の拝見や江戸市中・鎌倉などの観光も行った。そのそれぞれについてみていく。

①家督相続祝儀

藩主に対する家督相続の祝儀は、藩主に御目見え・料理振舞・下賜品拝領・十村から藩主への表献上と自分献上に分けられる。藩主に御目見えする日取りは着府後早々に設定されたが、藩主の服喪・病気などで日程がずれこむこともあった。御目見えが行われる前日あるいは当日直前には､藩役人(御頭など）によって習礼（予行演習）が行われた。藩主との御目見えは書院にて行われ、家老・御用人の他に、次の間に近習、鞘の間に御頭･小姓が臨席した。御目見えが済むと、家中は使者の間、社家･町方･郡方は長炉の間に分かれて料理振舞（天保６年では財政改革によって酒･吸物のみ）となった。長炉の間内においても社家が上座、町方・郡方は互いに向き合い同席というように格差が反映されていた。酒・干菓子・薄茶まで済んだのち、藩主よりの拝領物の目録を御用懸り目付より受け取った。この拝領と対になるかたちで、藩主への表献上（御礼銀献上）が行われた。

町方・郡方からの献上は、表献上と自分献上の２種あり、当初は表献上のみだったとみられる。郡方の表献上の費用（銀 12 枚＝金８両２分銀６匁）は、「郡打銀」（百姓からとりたてた銀）から支出された。一方の自分献上は、安永６年段階ではまだ定例化されていなかったが、この時隠居した６代藩主利與に対して、暑寒見舞いのさいに町年寄と十村が自分献上をしたという先例を受けて行われ、以後定例化したとみられる。自分献上を行ったことで藩主からの拝領物も変化した。５代利幸の家督相続時は白布２反､6 代利與の時は真綿２把であったが､自分献上を行った７代利久以降は巻上下１具･真綿２把であった。天保６年の時には拝領した巻上下に、江戸滞在中に会所を通して御用染屋で「御紋」をいれてもらっており、先例とちがう「御紋付御上下御召料」を拝領した。

自分献上物は鮭・鱒・鮎などの国産品で、安永６年の記事では藩主への自分献上が済まないと、家中に対しても音物を配れないと記されており、自分献上と家中への音物が連動している様子がうかがえる。天保６年には、他家へ嫁いだ姫君に対しても自分献上がなされ、姫君から拝領品を受けた。藩主、姫君いずれに対しても、自分献上を行うにはあらかじめ家中（留守居、近習頭）を通して、内々に伺いを立てた上で実現したものである。

表献上・自分献上の方法は時期によって異なり、郡方から御用懸り目付へ差し出したあと、御謡の間に陳列される場合と、天保６年の自分献上のように藩主に御目見え後に十村から直接献上することを許可された場合があった[228)]。表献上（御礼銀）は、白木台に載せ、大奉書紙で包み、下げ札をつけて献上されたが、国元であらかじめ用意していってもいざ江戸に到着してみると、勤方御役所から「持参の品にては用立ち兼」ねると言われてしまい、江戸にて再度、包紙・奉書紙・水引などを調達することもあった。天保６年の場合、表献上・自分献上どちらも会所方に依頼して、公儀献上と同様に改められた[229)]。この経費は十村からすぐに担当役人（表献上：勤方下役、自分献上：買手方）に

支払われ、郡方にとっては余計な出費となってしまったが、献上品が飾りつけられた御謡の間は、藩主が将軍家に献上する品々を前もって飾りつけ披露する場所としても利用されていたので[230]、江戸詰めの担当役人は形式の統一化をはかったのだろう。

②江戸城御殿拝見と江戸市中など観光

家督相続の祝儀を無事済ませた後は帰国までの日数を江戸城や市中の観光にあてた。江戸城へは藩役人（留守居＝聞番）の便宜により、その下役（見習）に扮して一緒に登城し、本丸·西丸表御殿（書院、蘇鉄・松の間）などを見物している[231]。天保 6 年では、江戸見物初日に日本橋・両国・浅草・吉原、2 日目は日本橋に 1 泊して、湯島・神田・芝・増上寺・愛宕・泉岳寺を訪れた。本来はこれで帰国の途につく予定であったが、藩の都合によってさらに数日の滞在を余儀なくされてしまった（先述の巻上下への御紋染付に時間を要したため）。御用懸り目付は十村に対して市中見物を勧めるが、十村は門限が気がかりで外出できないと返答したため、御用懸り目付は、門番は自分の受持ちであるから、彼らに言って「御門外留帳」に書き留めないようにし、さらにいつ帰宅しても門内に入れるようにすると、十村に便宜をはかってあげている。

### 3 項　贈答品リストにみる関係先

出府した十村は家督相続祝儀に関わる藩役人（「御用懸り」）や便宜をはかってくれた藩役人らに対して、帰国までの間に音物と謝礼品である国産品を持参して御礼廻りを行った。便宜をはかってくれた者たちへの謝礼品については国元で想定できない分もあるので、江戸でも調達された。この贈答先リストにあげられる人々は、十村が江戸滞在中に関係した者全てにあたるとみられる。十村の出府記録から御貸小屋での生活の細部までを知ることは難しいが、贈答リストの注記部分を参照することで、それぞれが十村の滞在にどのように関わったかをうかがい知ることができる。表 20 は享和元年の全贈答先の一覧である。

表 20 から、贈答先は①家督相続祝儀関係（御用懸り）、②逗留先である御貸小屋関係、③知音で構成される。あらかじめ予想された者以外にも、滞在中に便宜をはかってくれた者などもおり、格式や便宜の度合いに応じて品物・分量で調整したり、あるいは追加で現金や酒などを渡して謝礼とした。贈答先は合計で約 80 ヶ所に及ぶ。国元から持参した塩魚類（鮭塩引 8 本・塩青鰤 37 本・黒作 20 曲）についてはもちろん現物が手渡されただろうが、滞在中に便宜をはかった者の多くに渡された酒（計 68 升）はどのように手配したのだろうか。現物かあるいは代金・切手か、残念ながら不詳である。

表 21 は、御貸小屋での逗留などで関わった家中についてまとめたものである。

十村が御貸小屋に滞在するさい、管轄する郡奉行などの独自の定められた出願先があるわけではなく、出府する十村個人が有する関係（地頭、知人）が利用された。御貸小屋での生活は、十村や同行した下役だけでは不可能で、上屋敷内の小者などの派遣を受けた。天明 8・天保 6 年は家老家司が仲介をつとめ、日常的には百人者小者の派遣を受けた。享和元年では、十村はあらかじめ知人である御供押役（足軽）・若林善四郎[232]に旅宿（寺庵）の確保を依頼するなど準備を調えていたが、着府したところで、藩から社家・町方・郡方共いずれも御貸小屋に逗留するように命じられた。十村は若林へ既に準備してくれていた費用の一部を謝礼として渡し、以後の日常的な生活の世話は予定通り若林配下の御供廻りの小者が交代でつとめた。彼らへは謝礼として酒や金が渡されており、小遣稼ぎとなったことだろう。

享和元年の惣代は皆御貸小屋に逗留することとなったが、天保 6 年には町方は下谷茅町 2 丁目の「富

## 表 20　贈答先一覧（享和元年）

| 役職名 | 人名 | 贈答品（土産品／無事終了の御礼／帰国時謝礼） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 家老 | 村図書 | ／鮭塩引2尺／ | |
| 若年寄（御用人） | 近藤伊織 | ／鮭塩引2尺／ | |
| 組頭 | 入江権兵衛 | ／鮭塩引1尺・杉原紙2帖／ | 家督相続御礼で奏者 |
| 物頭 | 津田□右衛門・篠田金右衛門 | ／鮭塩引1尺・杉原紙2帖／ | 家督相続御礼で奏者 |
| 物頭 | 篠田金右衛門 | 鮎鰡11・割懸け杉箸3把／鮭塩引1尺／ | |
| 留守居（開番） | 斎藤小八郎 | ／塩青鰯1本／ | |
| 留守居添役 | 山田弥左衛門 | ／塩青鰯1本／ | |
| 表目付 | 西田覚左衛門 | 鴨1羽・杉原紙3帖／塩青鰯1本／鮭塩引1尺・隅田川酒2升 | |
| 表目付 | 服部半右衛門 | ／塩青鰯1本／ | |
| 会所奉行 | 山崎但見 | ／塩青鰯1本／ | |
| 台所奉行 | 小泉康之進 | ／塩青鰯1本／ | |
| 御裏奉行 | 高木直右衛門 | ／塩青鰯1本／ | |
| 近習 | 山田権左衛門・池上弥四郎・生田茂右衛門・江本蔀・家城兵蔵・市川小左衛門 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 近習 | 堀田弥八郎 | ／塩青鰯1本／ | 子息万太郎へ杉原紙3帖 |
| 御次詰 | 市川童次・若松直右衛門・須田彦六・武川三郎右衛門・永井良助・坪田林右衛門 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 小性組 | 藤堂三八郎・村井藤吾 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 御勤方 | 黒田岡之丞 | ／塩青鰯1本／ | |
| 目付 | 鶴見武三郎・森孫三郎 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 会所頭取 | 杉山仲右衛門 | ／塩青鰯1本／ | |
| 会所小算用 | 藤田清太夫・村尾源斎・岡本丈蔵 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 台所頭取 | 市川留蔵 | ／塩青鰯1本ずつ／ | |
| 台所頭取 | 吉田奥丞 | 中折紙2帖／塩青鰯1本ずつ／鮭塩引1尺・酒3升 | 自分献上で世話になった為 |
| 料理人 | 加藤藤平 | ／塩青鰯1本／ | |
| 台所目付 | 多賀文助 | ／塩青鰯1本／ | |
| 台所小頭 | 広瀬和左衛門 | ／塩青鰯1本／ | |
| 御次料理人小家 | 6人 | ／酒2升・黒作1曲／ | |
| 台所役人小家 | 6人 | ／酒3升・黒作1曲／ | |
| 台所長柄者 | | ／酒3升・黒作1曲／ | |
| 坊主中 | 小家1軒・中小屋1軒 | ／酒2升・黒作1曲ずつ／ | |
| 埋御門目付中 | | ／酒3升・黒作1曲／ | |
| 通用御門足軽中 | | ／金100疋＝酒2升・黒作1曲／ | |
| 表目付下役 | 山川守助・田中孫太夫 | ／八寸紙2束・黒作2曲／ | |
| 書院坊主 | 尾谷了加 | ／八寸紙1束・黒作1曲／ | |
| 御供廻り惣小家 | 4軒 | ／酒8升・黒作4曲／ | |
| | 佐々木間 | ／青塩鰯1本／ | |
| 作事方 | 桑畠仁右衛門・三輪嘉三郎 | ／黒作2曲／ | 御貸小屋に逗留となった為 |
| （本道医師） | 吉田貞善 | 杉原紙3帖・黒作1曲／／ | 智縁 |
| （鍼医師） | 小泉自三 | 杉原紙3帖・黒作1曲／／ | 智縁 |
| | 松田宗五郎 | 塩青鰯1本／／ | 智縁 |
| （御供押役） | 若林善四郎 | 塩青鰯1本／／鮭塩引1尺・杉原紙3帖 | 智縁．色々な世話．配下の者を数日小屋へ派遣 |
| （厩支配足軽ヵ） | 林伝助 | 塩青鰯1本／／ | 智縁 |
| （定番小頭） | 渡辺治左衛門 | 酒2升／／ | 智縁 |
| | 高海源蔵 | 小鰯1本・酒1升／／ | 智縁 |
| | 中野甚兵衛 | 酒2升／／ | 智縁 |
| 御供廻り<br>若林善四郎支配 | 友右衛門 | 酒2升・黒作1曲／／金200疋 | 在国中から依頼し、逗留中いつも世話になる |
| | 与次右衛門 | 酒2升・黒作1曲／／金100疋 | |
| | 勘左衛門 | 酒2升／／銀2朱 | |
| | 文次郎 | 酒2升／／銀3匁 | |
| | 勘左衛門・勘助・平助 | 酒3升／／銀2朱 | |
| 留守居下役 | 村尾新兵衛・石原勘右衛門・黒田良助 | ／／酒6升・杉原紙5帖 | 江戸城見物で世話 |
| 雇足軽 | 梅田三郎兵衛 | ／酒2升／ | 振舞時、料理給仕役 |
| 御勤方下役 | 武部政右衛門 | ／／銀1両 | 自分献上で世話になった為 |
| 表御門番人中 | | ／／酒2升 | 初めて通行した祝儀として |
| 台所 | 岡川仁兵衛 | ／／酒2升 | 自分献上で世話になった為 |
| 畳方役人中 | | ／／酒2升 | 良い畳を提供してくれた御礼 |
| 御買手所下役中 | | ／／酒2升 | 自分献上で世話になった為 |

| 役職名 | 人名 | 贈答品（土産品／無事終了の御礼／帰国時謝礼） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 高海九左衛門 | ／／酒3升 | 江戸見物案内の御礼 |
| （御次料理人） | 堀内弥左衛門 | ／／酒3升 | 御台所よりの借り物で懇意 |
| （借宅向） | | ／／銀5匁 | すでに障子張替えなど準備してくれた謝礼 |
| 家老村の陪臣 | 2人 | ／／金200疋 | |
| | 中川寿川 | ／／鮎鰡13・割懸杉箸3把 | |

出典：「江戸表二而御献上并配物留牒」（富山県立図書館所蔵、内山文書 29）

**表 21　上屋敷御貸小屋滞在中の関係先**

| | 安永6（1777）年・7代 | 天明8（1788）年・8代 | 享和元（1801）年・9代 | 天保6（1835）年・10代 |
|---|---|---|---|---|
| ①御貸小屋<br>滞在の出願先 | 滞在なし | ・旅宿の設えが悪いこと、忌中のため長逗留となることから家老入江勘解由の家司吉田氏と目付役所下役佐藤氏に内々に依頼し、「西尾様続の御徒小屋」へ滞在. | ・藩側で「格別の御詮議筋これ有」り、始めから御貸小屋に滞在（社家：会所小屋、町方：御徒小屋、郡方：会所奉行御控小屋） | ・会所から滞在中の御貸小屋の利用について打診があるも、十村の地頭にあたる家老西尾逸角の家司石野甚兵衛に依頼して御徒小屋に滞在. 家老西尾へは着当日に鴨1羽・杉原紙3帖を贈る. また家司らへも贈答を行う. |
| ②御貸小屋<br>備品用意 | | ・御徒小屋の準備がととのうまで佐藤氏宅に同居.<br>（3/10朝～13朝） | ・小屋入居に関わり、作事方へ贈答／良い畳を提供してくれた畳方役人に対して贈答／御台所からの借り物で毎度懇意にしてくれた堀内弥左衛門へ酒3升を贈答. | （記事なし） |
| ③御貸小屋での<br>生活世話 | | ・佐藤氏の世話で普請所渡り百人者から1名の派遣を受ける. のちに日数15日分の謝礼として金100疋を贈る. | ・御供押足軽若林善四郎へ依頼し、支配下の御供廻り小者を小屋に派遣してもらい世話を受ける. 若林・小者6名に贈答／このうち文次郎は「漬物仕込」なども行う. | ・百人者から吉三郎の派遣を受け、逗留中の万事世話を受ける／吉三郎と吉三郎を支配する百人小人頭へ対しても贈答. |
| ④江戸見物の<br>案内・世話 | ・町方惣代と共に聞番下役見習に扮して江戸城見物. その謝礼として引率した吉田善右衛門に対し、町方惣代と連名で酒5升・酒塩引1本を贈る. | （記事なし） | ・江戸城見物の前日に世話をしてくれる聞番下役3人へ酒6升・杉原紙5帖を贈る.<br>・江戸を数日案内してくれた高海九左衛門に対し酒3升を贈る. | （記事なし） |
| ⑤その他 | ・家中惣代の大竹が式台番江ノ目弥兵衛方に同居していたため、十村赤祖父伝兵衛も「毎度参り、御馳走に預」かり、あとで酒2升を贈る. | | ・旅宿として寺庵を借り受ける用意をしていたが御貸小屋滞在となったため未使用. しかし先方で障子の張替などの世話をしてくれたため、若林善四郎を介して銀5匁を贈る. | ・御用懸り目付から門限の便宜を受ける. そのため門番足軽4人へも贈答.<br>・町方惣代と共に世話になった役人4、5名を上野広小路茶屋にて接待. 十村は日程があわず代金（金3歩と315文）のみ支払う. |

備考：出典は表 19 を参照。

山三度屋向の町宅」に滞在している。富山三度屋とは、国元富山と江戸を結ぶ三度飛脚を指す。先の安永年間の旅宿・浄円寺の事例と合わせると、通用門が面する下谷茅町 2 丁目には富山関係の商家・寺庵が集まっていたことがわかる。合わせて、世話になった藩役人の接待には上野広小路の茶屋が利用されたこともわかり、通用門のある上屋敷東側の地域との関係が深いことが指摘できる。

## 3節　安政江戸地震後の施行

安政2（1855）年10月2日に発生した安政江戸地震では、上屋敷・中屋敷共に幸いにして大きな被害は出なかったが、近所の根津・池の端・茅町通りの多くが焼失する被害を受けた（安政江戸地震については2章12代利聲の項を参照）。そのため、富山藩では、池之端七軒町・同所横町外5ヶ寺門前・下谷茅町1丁目・同2丁目・講安寺門前・称仰院門前の町人586軒・寺院17寺に対し、玄米129石余りの施行を行った（表22）[233]。一方、加賀前田家の場合、本郷1･3～6丁目、本郷春木町2丁目、本郷元町、本郷金助町、本郷喜福町門前などの町人に部分的に行っており、恐らく御用達・出入町人など藩邸と何らかの関わりがある町人に対してのみ施行を行ったようだ。

**表22　安政地震後の町方に対する施行リスト**

①富山前田家

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10月14日 | 根津宮永町・神田相生町 | 家主2人 | 玄米2俵 |
| 10月19日 | 下谷茅町1丁目・同2丁目・講安寺門前・称仰院門前 | 表・裏店410軒 | 玄米99石9斗5升 |
| 10月19日 | 池之端七軒町・同横町・5ヶ寺門前 | 表・裏店176軒 | 玄米30石5斗5升 |
| 10月19日 | 下谷茅町 | 教証寺・本隆院・宝生院・講安寺・称仰院 | 玄米2石5斗 |
| 10月19日 | 池之端七軒町 | 心行寺・永昌院・浄円寺・宗賢寺・覚性寺・東渕寺・大正寺・正慶寺・妙顕寺・慶安寺・忠綱寺・休昌院 | 玄米6石 |
| 10月20日 | 湯島6丁目 | 表店2軒 | 玄米6斗 |
| 10月20日 | 本郷真光寺門前 | 表店1軒 | 玄米3斗5升 |

備考：講安寺門前表・裏店14軒に対しては講安寺も、根津宮永町家主1人に対しては寛永寺（信解院・真覚院・明静院・種脱院）も、本郷真光寺門前の表店20軒に対しては真光寺も施しを行っている

②加賀前田家

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10月7日 | 本郷5丁目 | 表店6軒・裏店5軒 | 白米1石1斗 |
| 10月7日 | 本郷6丁目 | 表店3軒・裏店3軒 | 白米6斗 |
| 10月7日 | 本郷喜福寺門前 | 表店4軒 | 白米4斗 |
| 10月10日 | 神田相生町 | 家主1人 | 白米1斗 |
| 10月下旬 | 本郷1丁目 | 表店4軒 | 白米4斗 |
| 10月下旬 | 本郷3丁目 | 表店2軒 | 白米2斗 |
| 10月下旬 | 本郷4丁目 | 表店2軒 | 白米2斗 |
| 10月下旬 | 本郷春木町2丁目 | 表店1軒 | 白米1斗 |
| 10月下旬 | 本郷金助町 | 表店8軒 | 白米8斗 |
| 11月11日 | 本郷元町 | 表店6軒 | 白米6斗 |
| 10月23日 | 深川黒江町 | 抱屋敷家守ら97人 | 玄米25俵 |

出典：国立国会図書館所蔵「武家方并寺社等ニテ施差出候一件」（旧幕引継書、808-46）
備考：12・13・17番組市中取締掛名主からの回答書より作成／12・13番組では富山・加賀前田家以外の大名家からの施行はない

富山藩が近隣の町のほぼ全世帯[234]に対して施行をした理由は史料から明確にできないが、これまでの検討から、通用門に接する下谷茅町には富山藩の御目見・御用達・出入町人、富山出身の僧侶が庵主をつとめる寺院などがあった。また、3章での絵図面分析から、家中全ての居住空間に風呂があったわけではなく、家中や足軽に対して、門の通行証とは別に「湯札」を交付し[235]、屋敷外の銭湯に入浴させていた。また、洗濯人に対しても通札が発行されていたことから、上屋敷内でできない入浴や洗濯は外部の町人社会が利用されたことがわかる。

さらに、藩主の参府後まもなく出される江戸詰め家中・徒・末々に対する法令の中では、行動範囲に制限を加える内容もあった[236]。1つは行くことを禁じた場所で、遊郭・芝居町である吉原、堺町、

木挽町、根津、天神宮芝居であり、これらの場所には足軽目付を派遣していた。また、本郷森川宿より外、下谷坂本より外、筋違橋より内側に用事があって行くときは、事前に上役に断った上でないと行くことができなかった。これらがどれだけ守られたかは定かではないが、原則としては江戸詰め家中の行動範囲はかなり限定されていたことがわかる（333 頁、22 図参照）。

以上をふまえると、富山前田家の場合、通用門のある下谷茅町や中屋敷のある池之端七軒町など、上屋敷の東・北側に展開する町々が藩主・藩主家族や家中らの暮らし向きを第一に支えていたとみられる。富山藩が非常時に施行を行ったのは、被害の甚大さもさることながら、そういう日常的な御用・出入関係などによる互恵・相互扶助関係が形成されていたことのあらわれといえよう。

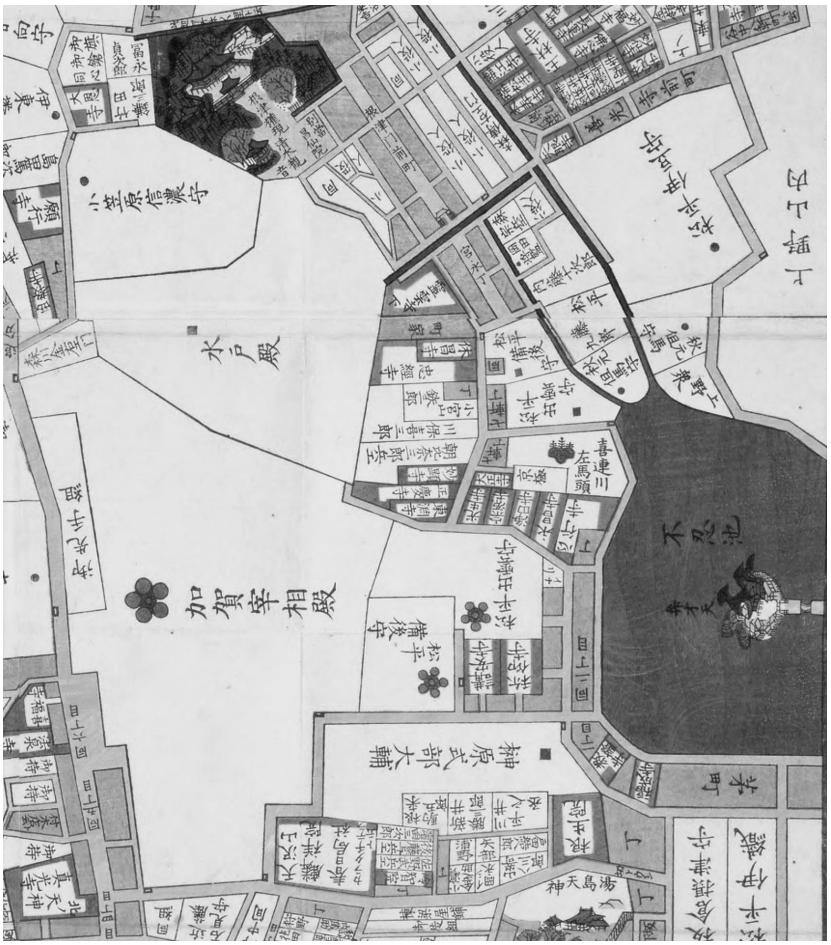


**8 図　上屋敷近郊図**

出典：国立国会図書館所蔵「江戸切絵図　本郷湯島絵図」（本別 9-30、尾張屋清七板、嘉永 6 年）.

# おわりに

本稿では、富山藩江戸屋敷に関する文献・絵図資料調査の現段階における成果として、1章では富山前田家の家格、位相を捉えることに留意しながら富山藩の概要をおさえ、2章では歴代藩主の事績を江戸藩邸の動向と関わる部分を中心にとりあげた。3章では現存する絵図面のうち、安政5（1858）年と年代の判明している「江戸御上屋敷図」（富山県立図書館所蔵、前田文書274）を用いて、当該時期の藩政、藩主家族の動向、実際にそこに暮らした家中の記録を照らし合わせながら、絵図に描かれている空間とその用途を読み解いた。4章では藩邸外部に展開する江戸町人地社会との関係について、隣接する本藩・加賀藩との違いを意識しながら検討した。

以上の考察をふまえて、最後に富山藩・富山前田家の位相・特質について若干の展望を述べておきたい。

①本分家（同族）関係

富山前田家は、本家である加賀前田家から所領・家臣・上屋敷地面の分与を受けて成立しており、近世を通じて本家や他の分家など同族間で姻戚関係が絶えず形成されるなど、強固な関係にあった。富山前田家の場合、3・12代が本藩から家事不取締を理由に強制隠居させられているが、3代の事例では加賀藩は幕府老中から本家としての対応を問われており、本家は分家の動向を逐一掌握し、監督する責任を負っていた。その中でもとりわけ家督相続や諸役下命など幕府との関係において生じる金銭的な負担に対し、本家は無事に遂行できるよう援助をすることが不可欠であった。加賀前田家は最大の所領高を有する経済力のある大大名であったことからそうした諸局面で資金援助が可能であり、それゆえ分家は本家への依存･従属度が高かった。12代の事例は、このような本分家関係にある中で、本家の意に反する願譜代を企図したことに対する制裁とも評価できよう。富山前田家は、分家・末家の中では一番家格が高く、参勤交代の時期が加賀藩主と逆に設定されたこともあって、重要な局面において加賀藩主の名代をつとめる役割も担った。また、同族以外の幕府老中をつとめた譜代大名とも姻戚関係を結んでおり、それらが本家とは異なるベクトルで家格上昇を目指すことにもつながったのだろう。

本分家関係はずっと維持され､加賀前田家は富山前田家の存立を規定した最たるものであったため、加賀前田家との関係を抜きに富山前田家を捉えることはできない。その上で、本分家関係は両藩主の血縁・姻戚関係、年齢差や個性などもあいまって常に一定とは限らないため、その時々について丹念に追うことが求められよう。

②10万石の石高

富山前田家は、分家としては異例の10万石の石高を与えられた。一般に表高10万石以上とは、大名の家格差として用いられる境界点の1つであり、例えば、藩主の家督相続や将軍宣下の祝儀に老中招請を行うか否かなど、書院・舞台などの応接空間の有無など上屋敷の空間構成にも影響を与えた。数十人の大名が一同に会する大規模な行事の有無は、饗応で使用された大皿などの一括廃棄が生じた背景を考える手がかりとなるかもしれない。

③上屋敷の地理的環境

富山藩成立後の江戸屋敷は、上・中・下屋敷いずれも近世を通じて移転することなく、同じ土地にあり続けた。上屋敷は本藩加賀藩の拝領屋敷の東側の一部の分与を受けたものであったが、本郷に位置する加賀藩とは異なり、湯島郷に位置する富山・大聖寺藩は、湯島天満宮を鎮守とするなど隣接し

ながらも異なる都市内地域に属した。富山藩の上屋敷地面には高低差があり、空間利用においては制約となる一方、不忍池を眺望できる絶好の御殿空間をうんだ。また、西側を加賀藩上屋敷や水戸藩中屋敷が占めることから、必然的に東側の下谷茅町など寛永寺の朱印地寺領町々との関係を深めることになった。上屋敷と隣接する下谷茅町 2 丁目に対しては、通用門として利用するための町並抱屋敷を取得していたほか、町内には富山と関係の深い町人や寺院庵主が住民として暮らし、上屋敷内で完結できない風呂や洗濯などの日常生活の諸局面を補完する役割を果たすなど領主領民関係とは別の側面で互恵・相互扶助関係が形成されていた。加賀藩の場合は、表御門のある本郷 5、6 丁目町人との関係がとりわけ深く、富山藩の場合は程度の差はあるが同様の関係を下谷茅町 2 丁目などの町人と結んだといえよう。ここには寺社の門前町屋のような領主・地主という規定性はないものの、藩・藩主の要請で江戸に移住した町人など藩邸と深い関係を有する町人が集住しつつあり、彼らを手がかりとして藩邸とその周辺の町人社会との関係をみていくことで、江戸という巨大城下町の成立過程や特質を解く手立てとなるだろう。

④藩主個人への注目

富山藩の場合、先述したように近世を通じて屋敷地の移動がなかったことから、土地改変の契機は火災などの災害、藩主や藩主家族の人生儀礼（初出府、婚礼、出産、家督相続、隠居）、藩政の動向、藩主の企図などが単独あるいは複合することでおこった。これらは各藩に普遍的に生じるが、大名家の家格によって生じる規定のほか、藩主の家族構成や藩主個人の志向などまで立ち入って検討を加えることが不可欠である。本稿ではその第一歩として藩主個々の事績を 2 章で扱ったが、これをさらに深めていく必要がある。

冒頭に示した通り、これまでの発掘調査により富山藩邸部分の成果も蓄積されてきているが、本稿ではそれらを十分に反映させることはできなかった。これらについても今後の課題としたい。

【註】

1）東京大学埋蔵文化財調査室編『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書 4 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点、第 3 分冊考察編』1990 年。吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、2000 年、同『伝統都市・江戸』東京大学出版会、2012 年。岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房、2004 年。宮崎勝美『大名屋敷と江戸遺跡』山川出版社、2008 年。江戸遺跡研究会編『江戸の大名屋敷』吉川弘文館、2011 年。

2）国立公文書館所蔵「公文録」（明治 10 年、第 98 巻、明治 10 年 10 ～ 12 月、文部省伺）。

3）『東京大学遺跡調査室発掘調査報告書 3 医学部附属病院地点』1990 年。「医学部附属病院看護婦宿舎地点発掘調査略報」、「医学部付属病院 MRI-CT 地点発掘調査略報」、「医学部附属看護婦宿舎ゴミ置き場地点埋蔵文化財発掘調査略報」『東京大学構内遺跡調査研究年報』1（東京大学埋蔵文化財調査室、1997 年）（以下、『年報』1 と表記する）。「医学部付属病院看護婦宿舎建設地点（Ⅱ期）発掘調査略報」『年報』2。「医学部附属病院看護師宿舎地点Ⅲ期」「医学部附属病院立体駐車場地点」、「基幹整備（流域⑧排水）A 区地点」『年報』8。台東区文化財調査会編『茅町 2 丁目遺跡池之端 1 丁目 5 番地点（本郷台遺跡群・湯島両門町遺跡湯島 4 丁目 12 番地点）』（台東区埋蔵文化財発掘調査報告書 26、2005 年）。

4）栗三直隆「富山藩の江戸屋敷」『富山市日本海文化研究所紀要』21、富山市日本海文化研究所、2008 年。

5）富山藩の歴史に関する先行研究として、『越中史料』1 ～ 3、富山県、1908 年。『富山史壇』50・51 合併号特集富山藩の研究、越中史壇会、1971 年。坂井誠一『富山藩：加賀支藩十万石の運命』巧玄出版、1974 年。『富山県史』通史編Ⅲ、近世上、富山県、1982 年。水島茂『加賀藩・富山藩の社会経済史研究』文献出版、1982 年。富山市郷土博物館編『富山城ものがたり』（富山市郷土博物館常設展示図録）、2005 年。同編『再現千歳御殿』（富山市郷土博物館特別展図録）、2007 年。浦畑奈津子「享保年間　富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名―」『富山史壇』162、2010 年。富山市立郷土博物館編『お殿さまとお寺』（富山市郷土博物館特別展図録）、2012 年などを参照した。また、富山藩関連の古文書・絵図については『富山県公文書館文書目録』歴史文書 1 ～ 29、富山県公文書館、1988 年～と、富山県立図書館ウェブサイト古絵図・貴重書ギャラリー所収の解説も参照した。

6）藤井譲治監修『江戸幕府日記 姫路酒井家本』( ゆまに書房、2003 年）、8 巻 342 頁、寛永 16 年 6 月 20 日条。

7）前田育徳会『加賀藩史料』（清文堂出版、1981 年）、2 巻 909 頁（以下、『加賀藩史料』、2-909 と表記する）所収「国初遺文」寛永 16 年 6 月 20 日付前田利常書状。

8）野口朋隆『江戸大名の本家と分家』（吉川弘文館、2011 年）、74 頁。

9）「微妙公御直言」『御夜話集』（石川県図書館協会、1972 年）、上巻、123 頁。

10）坂井誠一『富山藩』巧玄出版、1974 年、67 頁～。

11）なお、寛永 20 年段階で、10 万石以上の石高をもつ大名は 47 家に限られた（「御大名衆御知行十万石以上迄」深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』（東洋書林、1999 年）1 巻）。野口朋隆『江戸大名の本家と分家』（吉川弘文館、2011 年）、20 ～ 23 頁。

12）古川知明『富山城の縄張と城下町の構造』（桂書房、2014 年）、第 5 章。

13）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、353 頁。

14）「微妙公御直言」『御夜話集』（石川県図書館協会、1972 年）、上巻、123 頁。利次の所領を一ヶ所にまとめず、加賀藩領と錯綜する配置としたのは、利常の意向によっていたようだ。利次は利常の存命中から岡田将監を使いにして利常の説得を試みているが、利常は便利な富山城を返却させ、難義な百塚に築城させるという脅し文句を使って受け入れなかった（「淡路守之たわけ者が左様之事申候哉、所を一ヶ所に不極、所々に而とらせ候儀は、此方に存寄有之儀に而候、加様に罷成候而は富山之城に指置候事不罷成候、淡路守は百塚と申所に指置申筈に候、此処に居所をも仕候はゞ彼是に而難義可仕候、其上に而は加賀守江最早無心申事は成間敷候、能思案仕候へと御申可有之候（略）」）。所領替え及び富山城が正式な居城となったのは、利常が没してわずか 1 年半後のことで、分藩から相当な年数が経過しているのもこの間、利常の強い反対があったからと推察される。

15）『加賀藩史料』、3-897 所収「改作方勤仕帳」、「越中古實記」。富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、359 頁。富山市郷土博物館編『富山城ものがたり』（常設展示図録、2010 年）。坂森幹浩「江戸時代中期の富山城」藤田富士夫編著『喚起泉達録の世界』雄山閣、2014 年。

16）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「参議公年表」46（加越能文庫、特 16.11-75）享保 2 年 7 月 4 日条

「（享保二年七月：筆者注）四日　江戸　長門守利興朝臣御家来和田庄左衛門罷越、利興朝臣上屋敷歩数等書付指出候様ニト御役人中ヨリ申来候、然トモ上屋敷之義ハ利常公ヨリ淡路守殿エ被下置由、利章朝臣ニモ御同様ニ承リ則承リ合候処、利章朝臣ヨリハ綱紀公エ御伺被成由ニ御座候、何分ニモ相心得可申哉、且又坪数一万千八十八坪六歩ト御座候旨、聞番ニ及示談、御指出之御紙面持参、菊池甚十郎〈聞番〉請取、横山監物貴林エ相達、入御覧之処、此通ニ候へハ御勝手次第ト被仰出、畢竟此方ヨリ御一緒ニ被書上義、此方ヨリ御書付御指出御延引ニ付、利章君エ御指図ニテ御書付被指出故、利興朝臣ニモ右之通ニ相極、

覚

一、拙者拝領之上屋鋪無御座候、先々ゟ同姓加賀守上屋敷之内ニ罷在候、右之外所持之屋敷者先達而書出候通相違無御座候、以上、

享保二丁酉七月　　松平長門守

嶋田佐渡守殿等三人」

「参議公年表」47 享保 2 年 9 月 27 日条

「　　覚

拝領　　本郷

一、上屋敷　　拾万三千八百弐拾弐坪余

若狭守致住宅、加賀守義ハ駒込中屋敷ニ罷在候、右之内松平長門守・松平備後守一所ニ致住宅候、

右之外加賀守所持之屋敷ハ先達而書出候通相違無御座候、以上、

享保二年九月廿七日　　松平加賀守内

横山監物　判印無

横田備中守様　　嶋田佐渡守様

佐々木五郎右衛門様　山岡助右衛門様」

17）医学部附属病院入院棟 A 地点の発掘調査により、天和 3 年までおかれた加賀藩黒多門邸を囲む柱穴列やこの土地交換後に新たに設定された大聖寺藩上屋敷東境の区画溝、さらに東隣りの講安寺西境の区画溝が確認されている。講安寺西境の区画溝は加賀藩が幕府から拝領した地面の東端にあたるため、ここに設けられた掛塀は加賀藩によって設けられていた（富田景周「東邸沿革図譜」『景周先生小著集』石川県図書館協会、1938 年、154 ～ 5 頁所収、本郷邸総囲之図及び尊経閣文庫所蔵「上屋敷総絵図」〈8079 旧外〉338 頁 28 図参照）。この境界の変遷及び発掘調査成果に関しては、成瀬晃司「加賀藩本郷邸東域の開発」（江戸遺跡研究会編『江戸の大名屋敷』吉川弘文館、2011 年）を参照。

18）牧野隆信編『加賀市史料』6、加賀市立図書館、1986 年所収「日記頭書」65 頁。

19）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）115 頁（吉川随筆）。「吉川随筆」の著者の同定は、同書所収、畠山良平「『随筆』の作者―吉川小右衛門と吉川十郎右衛門」によった。なお、原本は富山県立図書館所蔵、「随筆」（前田文書 18）史料引用のさいは、デジタル版で校正の上で掲載した。

20）『寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、7 巻 343 頁）によれば小倉正勝。小姓組番士。

21）「正甫公御代分限帳（元禄 3 年）」高瀬保編『富山藩侍帳』（桂書房、1991 年）、42 頁。

22）前掲注 21 書、42 頁。

23）『加賀藩史料』10-466。

24）「安永九年分限帳」高瀬保編『富山藩侍帳』（桂書房、1991 年）、130 頁～。

25）富山県立図書館所蔵、前田文書 288「江戸御上屋敷御殿御間続御絵図」。

26）講安寺文書「裏明地借地之事」。このあとに続く永代借地証文の年代はいずれも弘化 5 申年 2 月のため、「裏明地証文之事」の年代は誤記と判断した。

27）講安寺住職 9 ～ 12 世の住職在住期間等については、講安寺文書によった。

28）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、420 ～ 422 頁。

29）富山県立図書館所蔵、「諸旧記抜粋」（前田文書 232）下所収「天保十四卯年四月江戸定府之面々富山へ引越被仰出候姓名書」。

30）国立国会図書館所蔵、「町方書上」86、下谷 7（旧幕引継書、803-1）。

31）朝倉治彦監修『江戸城下変遷絵図集』（原書房、1986 年）14 巻 131 頁～。原本は東京都公文書館所蔵。

32）富山県立図書館所蔵、「御当家記録取交草」（前田文書 132）。

33）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、402 ～ 3 頁（吉川随筆）。

34）高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、1976 年）、1064 頁、2202。

35）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、194 頁（吉川随筆）。

36）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）、83 頁。

37）「又其の後文化五辰年中次にこれ有る地続松平備後守〈当時飛騨守〉（筆者注･大聖寺藩主）無年貢抱屋鋪〈元正木甚五兵衛無年貢抱屋鋪〉之内切坪にて松平淡路守〈当時大蔵大輔〉（筆者注・富山藩主）譲請、同人抱屋鋪江囲込、其の後嘉永四亥年中、右囲込候地所、元の如く松平備後守〈当時飛騨守〉え譲り戻しに成る」（国立国会図書館所蔵「府内場末其外往還沿革図書」31）。〈　〉内は割注。

38）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。

39）万延元（1860）年の史料に、頭取京極能登守が外国へ出立するため、留守中の仮頭取を富山藩主（13 代）がつとめる旨の届け出がなされている（「安政六年未年十一月御家督ヨリ書上」富山県立図書館所蔵、前田文書 134）。

40）国立国会図書館所蔵、「屋敷渡預絵図証文」244（旧幕引継書、807-1）。
41）国立国会図書館所蔵、「江戸名所不忍池の図」（寄別 7-1-2-3）。
42）国立国会図書館所蔵、「府内場末其外往還沿革図書」41（旧幕引継書、802-38）。
43）『東京市史稿』市街篇、7 巻 1173 頁。寛文元年 6 月 12 日条。
44）『台東区史』（1955 年）、上巻 36 頁。
45）市川市佑は、御裏預りという藩主夫人や姫君に専属する役職を歴任した。とりわけ、利保正室の久美子（若御前様）の御用達を命じられた文政 3 年 10 月 6 日から、文政 6 年 7 月 3 日に御書方御判木預りに転役するまでの役務記録については「御広式向袖珍宝」（市川文書 55）にまとめている。市川家は「由緒書」（新田二郎編『富山藩士由緒書』、桂書房、1988 年、749 頁）によれば、市佑の祖父・市川勝右衛門が享保 13（1728）年 7 月に浪人から江戸定番足軽に取りたてられた。先にみた山田弥左衛門家同様に、浪人から江戸定府に定着という流れがここでもあてはまる。天保 14 年に江戸定府の家中が国許へ転居するよう命じられたさい、市佑の子・伯和も富山へ移転した。この引越しに絡んで、市川家はこれまでの檀那寺であった下屋敷至近の入谷嶺照院（天台宗）から、富山・寺町圓隆寺（同）への改葬を行ったことが確認できる（富山県立図書館所蔵、市川文書 136「改葬諸入用并法事諸入用留」）。その後、伯和は安政 7 年に若年寄に任じられた。現在、富山県立図書館に所蔵される市川文書は、市佑・伯和親子が残した役務関係の記録、役務を遂行する上で収集した諸記録が多く含まれ、江戸屋敷での生活動向をうかがい知ることができる貴重な史料群である。
46）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、494 頁（前田氏家乗）。
47）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。「正甫公御代御下屋敷御殿は御上屋敷御焼失後久敷被遊御住居、御暇上使をも被成御受候程之手広き事之由」。
48）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）240 ～ 241 頁（吉川随筆）。
49）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、18 頁。
50）国立国会図書館所蔵、「萬香園裡花壇綱目」（特 1-3439）。
51）富山県立図書館所蔵、「若年寄役成且江戸表へ出府一巻詰中御用私用之手控」（市川文書 60）。
52）国立国会図書館所蔵、「府内場末其外往還沿革図書」24（旧幕引継書、802-38）。
53）富山県立図書館所蔵、「従利謙利声迄家譜」（仮整理文書 55）。
54）富山県立図書館所蔵、「雑聞一巻」（前田文書 116）、「公（前田利保、筆者注）巣鴨邸ニ舞台ヲ新築セラレ其橋掛リヲ十三間トセラル、月次素舞囃アリ、此ニ於テ江戸在ノ能役者及ヒ熱心ノ諸子続々会合ス」。
55）富山県立図書館所蔵、「若年寄役成且江戸表へ出府一巻詰中御用私用之手控」（市川文書 60）。
56）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、30 頁。
57）国立国会図書館所蔵、「抱屋敷寄帳」6（旧幕引継書、807-49）。
58）例えば、享保年間の加賀藩家老・中川長定覚書をみても、凶作の影響はあるが、富山藩と比べて大聖寺藩の金銭借用に関する記事が多く見受けられる（「中川長定覚書」、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、特 16.40-77）。
59）「御夜話集」『御夜話集』（石川県図書館協会、1972 年）、上巻、122 頁。
「一、或時岡田将監殿御出候而、少申上度儀有之致伺公候由に而、七つ時分に被参候処、追付御出御対面被遊、何事に而御出候哉と御意被遊処、淡路守殿御窺被成度由に而、私江被仰聞候、淡路守殿御息女未御縁組不被仰談候、宜敷方も可有之と御見合之内、被及御延引候、水野監物子息之方江申談度旨監物被申候、此儀如何可有御座候哉、伺候様に被成度旨被仰候由被申上候得ば、監物は知行何程に而候哉と御尋被遊候処、四万五千石と覚申候旨被申候処、監物は慥成所の有之者に而、男道に悪敷沙汰無之候、知行高は少分に候得共、淡路守聟には是に而も宜候、申合候而可然由御意被成候処、御前にも小身など可被仰と存候処、是は格別成事之由笑候而被申上候、就夫御縁組も相極申躰に御座候」
60）浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』（越中史壇会、2010 年、162 号）。荒木裕行「近世中期の幕藩関係―金沢藩の御用頼」『十八世紀日本の政治と外交』（藤田覚編、史学会シンポジウム叢書、山川出版社、2010 年）。
61）山口啓二「藩体制の成立」（岩波講座『日本歴史』10、近世 2、1963 年）。
62）富山県立図書館所蔵、「嘉永七甲寅年正月ヨリ御廉々書上」（前田文書 164）。山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、19 頁、「利聲公御代始柳間大名御招待并ニ大広間大名御招待ノ事」には、嘉永 7 年 5 月に 12 代藩主利聲が行った柳の間詰の同席大名を招請した様子が記される。その内容については 299 頁でふれた。
63）富山県立図書館所蔵、「大樹広例録」（前田文書 209）、前編。静岡県立中央図書館所蔵、「掌中武家擧要」（281-145）。なお、「掌中武家擧要」については国文学研究資料館公開のデジタル版を参照した。
64）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」8（加越能文庫、特 16.40-77）。享保 2〈1717〉年正月 26 日付
「一、備後守様御家督已後、未御老中方御招請不被遊候へとも、御書院なとも無之付而御延引被遊候、今年之儀

者御書院茂御建添被成、御招請被遊候ハヽ可然と先日も被仰談候処、其以後此度御用被仰出、彼是別而御入用多、其上此間之御様子ニ而者、何とも今年御招請者難被為成可有之と被思召候、左候者御延引之段、幸御由緒も有之候間、井上河内守殿なと江被仰達置可然候哉、此段致詮議、見合申候御届有之事ニ候ハヽ、御家督以後未御老中方御招請不被成候故、飛騨守様御仮屋同事ニ被仰付置候間、今年ハ御書院等も御建添被成、御招請可致旨、宰相様へも被仰談、弥其御心得ニ御座候処、此度御用被仰付、彼是御入用も相増、其上去秋御領分不作付而、漸宰相様ゟ御入用御取替被成、此度之御用も御勤被遊躰ニ御座候、其上此度大火付而方々将軍宣下御饗応も相延申様子ニ御座候間、今年之儀者御延引被遊旨可有御座なとヽ被仰達可然候哉、僉議仕見可申旨、以平太夫御口上ニ而勘解由迄被仰出候ニ付、修理・内蔵助・式部等致僉議候之処、何も御意之通、乍恐可然奉存候旨同意御座候旨、勘解由ゟ申上ル、只今御書院も御建添被遊、御勝手廻も御修復被仰付候ハてハ難被為成義候、其上只今之火事之御勤方ニてハ、根津なとヽ違、御請取所も場広ニ而、一日ニ二三度御出之義も有之候ニ付、御老中方御出之時分、火事と申ニ而ハ第一此義ニ而難被為成事候、（略）」

65）『加賀藩史料』、13-222（家督相続）、13-286（溶姫縁組）。

66）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「参議公年表」55（加越能文庫、特 16.11-75）。

67）吉田伸之「巨大城下町江戸」『巨大城下町江戸の分節構造』（山川出版社、2000 年、初出は 1995 年）。

68）松方冬子「両敬の研究」（『論集きんせい』15 号、1993 年）、同「『不通』と『通路』」（『日本歴史』558、1994 年）、同「近世中・後期大名社会の構造」（宮崎勝美・吉田伸之編『武家社会―空間と社会―』、山川出版社、1994 年）。

69）松方冬子「『不通』と『通路』」（『日本歴史』558、1994 年）、84 頁。

70）富山県立図書館所蔵、「東都勤集録」（市川文書 77）。

71）加賀前田家、紀州家・尾張家・水戸家・輪王寺宮家・鷹司家・二條家・有栖川家、御三家御附家老、難波家・高倉家・難波家・高倉家・圓満院宮家・伏見宮家・飛鳥井家・高辻家・三室戸家・両本願寺・堂上方。

72）富山県立図書館所蔵、「東都円歳録同用聚記」（前田文書 90）。

73）笠谷和比古「大名留守居組合における互通文書の諸類型」（『史料館研究紀要』14、国文学研究資料館史料館、1982 年）。

74）なお富山前田家が属す留守居組合のうち、唯一両敬・通路関係にない柳河藩立花家の天保 4 ～ 6 年の動向については、『柳川市史別編 図説立花家記』（柳川市、2010 年、196 ～ 199 頁）にくわしい。当時、柳河藩は藩主がいまだ将軍目見えを済ませていないことにより無位無官であったため柳の間詰であった。柳河藩では、文政 13（1830）年に鑑広が家督を相続したが、天保 4（1833）年将軍家斉への初目見えを果たす前、11 才という幼少で死去してしまった。末期養子が可能なのは 17 ～ 50 歳という規定があるため、鑑広の替え玉として弟鑑備が極秘に藩主に就任したという。柳の間詰となった柳河藩の留守居は、鑑備の将軍目見えを成功させるために同席への根回しが必要と考え、天保 5 年 6 月に柳の間詰の留守居組合である柳席会、近所組合である下谷懇連に加わった。そのおかげもあってか天保 6 年 11 月に初目見えを果たし、天保 8 年 8 月に四品に昇任し大広間詰となった。なお、かつて兄鑑広が家督相続したさい、柳河藩は大広間席の留守居組合を除名されそうになった経験があり、その時は組合内の佐竹藩用人平沢為八などに掛け合って除名を回避したという。いずれ四品に昇任し大広間席が約束されている家は、一時的に柳の間席となっても継続して大広間席の留守居組合に属したことと、その一方で両敬・通路を築けないなど関係が希薄化していくことで組合から除名される可能性があったことをうかがい知ることができる。

75）富山県立図書館所蔵、「御広式向袖珍宝一」（市川文書 55）。

76）湯島郷は現在の文京区湯島を遺称地とし、湯島・下谷・日暮里の辺りに比定される（『日本歴史地名体系』）。

77）富田景周「東邸沿革図譜」『景周先生小著集』（石川県図書館協会、1938 年）、132 ～ 3 頁。同書に本郷と湯島郷の境界について以下のように記される。「又強解ながら、仔細に本郷の地体を弁ぜば、今の本郷邸殿ある地より山へかけ、西の方は一段地高にて、是本郷の郷成るべし、又本宅及び梅殿の地より北の方、水戸侯中邸の界へかけて一段地低し、此高低の際に小河あり、此河を界ひ貸小屋及び富山・大聖寺二第の地は、都而湯島郷ゆゑ、此分を微妙公時代まで神田と呼び、公の居館も湯島郷内に在りしゆゑ神田邸と云ひし成るべし、又本郷の南邸の二万歩は明暦三年賜る地にして尤本郷分也、但し此地とても南の原辺に至りては湯島の郷なるべし（略）」

78）高瀬保編、近世文書を読む会解読『富山藩侍帳』（越中資料集成 1、桂書房、1987 年）。

79）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）。

80）水島茂『加賀藩・富山藩の社会経済史的研究』文献出版、1982 年（初出は 1971 年）。

81）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、396 頁。

82）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、397 頁。

83）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、398 頁。

84）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、398 頁。

85）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）、58 頁。

86）富山県立図書館所蔵、「利興公以来御代々被仰出抜書」（前田文書 180）。
87）富山県立図書館所蔵、「市川金六主従人数調理書」（市川文書 10-2）。
88）宮崎勝美「加賀藩本郷邸とその周辺」『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書 4 東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点、第 3 分冊考察編』（1990 年）。
89）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」96（加越能文庫特 16.40-77）、享保 9 年閏 4 月 21 日条。「一、長門守様御勝手指つかへ御家来御扶持方等相渡り申さず、ひしと御難渋の趣に付、年内此方にて金子四千両御才覚の儀、近藤主計・小塚将監参り出、段々申聞、前田帯刀殿も其の様子申し聞けられ、御両殿様御聴に達し仰せ出され等の上にて会所奉行え申し聞け、御出入町人共え申し渡し、年内千百両、春ニ至り弐百両あい調え、両度にあなたえあい渡し候、右の金子其の外あなたにても少々御才覚もこれ有り、滞り候御扶持方の内もあい渡り申し候処、其れ以後御扶持方数月に及びあい渡り申さず候に付、御家来一統難義に及び候内、足軽以下五、六百人此間ニ至り御暇あい願い候、此の儀調い難く候はば御屋敷を立ち退き申すべき旨断り及び候に付、御家老中も驚き候て、弥此方にて才覚の儀申し聞け候えども、最早此元においてもあい調いがたく、此方御要脚も不足の砌について、御取替成さるべき様これ無きに付、御聴に達し色々御詮議もこれ有り（以下略）」。
90）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。「一、御同代（利次、筆者注）御幼少之内江戸御城御奥へ被為入、御帰之節雨天ニ成、公義の御長柄被進候付、今以朱柄茶杓御用ひ候よし（略）」
91）富田景周「東邸沿革図譜」『景周先生小著集』（石川県図書館協会、1938 年）、128 頁。
92）『三壺聞書』（石川県図書館協会、1972 年）、192 頁。
93）富田景周「東邸沿革図譜」『景周先生小著集』（石川県図書館協会、1938 年）、130 頁。
94）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。
95）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。「利常公或時江戸の御屋敷ニて早朝新口より被入〈昔は何と唱候哉、当時は此方様ニ而は新口と唱候得共、上之御屋形ニ而は御堺御門と云、先年中程御門無之処、護国院様ゟ被仰上、昔之通り跡ニ御門出来之よし〉（略）」（〈　〉内は割注）。金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「江戸毎日帳早繰」（加越能文庫、特 16.45-51）。
96）国立国会図書館所蔵、「町方書上」86、下谷 7（旧幕引継書、803-1）。242 ～ 3 頁【史料 3】参照。
97）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）、近藤善右衛門長房、6 頁。
98）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）77 頁、「旧臘二十八日之火事に御屋敷之御蔵不残焼失、御秘蔵之御道具共不残尤御手道具も皆々焼失之由、御衣服御土蔵・あら物蔵此二つは残り申由也、殿様には法林寺と申禅宗之寺を御借受にて被遊御座候由、瀧川図書方には浄圓寺に御住居之由」（吉川随筆）。
99）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）、新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、77 ～ 78 頁（吉川随筆）。
100）富田景周「東邸沿革図譜」『景周先生小著集』（石川県図書館協会、1938 年）、158 頁。金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「日記残種五種」（加越能文庫、特 16.40-18）所収、天和 3 年 6 月の多賀日記。
101）338 頁 28・29 図参照。
102）東京大学施設部所蔵、東京帝国大学平面図による。
103）牧野隆信編『加賀市史料（6）』（加賀市立図書館、1986 年）所収「日記頭書」、65 頁。
104）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」6（加越能文庫、特 16.40-77）享保元年 11 月 6 日付。
105）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、107 頁（吉川随筆）、491 頁（前田氏家乗）。
106）『加賀藩史料』4-788。
107）牧野隆信編『加賀市史料（6）』（加賀市立図書館、1986 年）所収「日記頭書」64 頁。
108）大聖寺藩邸部分に位置する入院棟地点の巨大土坑（SK03）などはこの時期のものと考えられている。成瀬晃司「加賀藩本郷邸東域の開発」（江戸遺跡研究会編『江戸の大名屋敷』吉川弘文館、2011 年）148 頁～。
109）「吉川随筆」によれば貞享 3 年だが、天保 9（1838）年に子孫の吉川孫三が提出した由緒書には貞享元年とよめる。後者は誤りヵ（新田二郎編『富山藩士由緒書』、越中資料集成 2、桂書房、1988 年、295 頁）。
110）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、100 頁（吉川随筆）。
111）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、100 頁。「六月十二日　此間御普請方地形追々出来、殿様御上屋敷え被遊御出候節御家老固屋え被為入候、御子様方之御部屋建所等縄張被遊御覧候」（吉川随筆）。
112）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、101 頁（吉川随筆）。
113）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、101 頁（吉川随筆）。
114）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、107 頁（吉川随筆）。

115）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、491 頁（前田氏家乗）。
116）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「御用番方留帳」15（加越能文庫、特 16.41-88）、元禄 15 年正月 26 日条。
117）新田二郎編『吉川随筆　前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、176 頁（吉川随筆）「一、同七日上之御屋形杉江杢左衛門御屋敷え被罷越候て、蝉江主水殿え対談に、御長屋御借被成度之旨、明て長門守様達御聴、早速御小屋可被遣之旨被仰出、馬場通りより西之方堺御門向の御小屋より囲候て御遣之筈也」。
118）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、180 頁（吉川随筆）。
119）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「御用番方留帳」19（加越能文庫、特 16.41-88）、元禄 17 年 9 月 13 日条ほか。
120）浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』162、越中史壇会、2010 年。
121）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）、「一、利興公御部屋住之内於江戸被遊御疱瘡、宰相様ゟ紅之張帳御夜着ふとん被進、御住居ニ御寝成候故、宰相様御見舞被成、御次ニ被遊御着座候由、其節御居間之床板敷候得共、御次もすのこニ候得者、其所へ　宰相様〈松雲公也〉被為入、手軽き御住居御尤之儀と御挨拶御座候よし」。浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』162、越中史壇会、2010 年、25 頁。『吉川随筆』215 頁。同時期に綱紀の実子である吉徳も疱瘡にかかっていた。
122）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。
123）「医学部附属病院看護婦宿舎建設地点（Ⅱ期）発掘調査略報」『年報』2、1999 年、54 ～ 6 頁。香取祐一氏からの教示による。
124）台東区文化財調査会編『茅町 2 丁目遺跡池之端 1 丁目 5 番地点（本郷台遺跡群・湯島両門町遺跡湯島 4 丁目 12 番地点）』（台東区埋蔵文化財発掘調査報告書 26、2005 年）、18 ～ 19 頁。香取祐一氏・堀内秀樹氏からの教示による。
125）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）239 頁～（吉川随筆）。
126）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、239 頁（吉川随筆）。ここから元禄火災後の利興の簡素な住まいは急場凌ぎの住まいであった可能性がある。
127）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、245 頁（吉川随筆）。
128）富山県立図書館所蔵　前田文書 209「大樹広例録」前編。
129）「聖廟通夜物語」（富山県立図書館所蔵、前田文書 158、T288.5-3）。注 47 参照。
130）浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』（越中史壇会、2010 年、162 号）、26 頁。史料は金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「越年使役日記下」。
131）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「参議公年表」44（加越能文庫、特 16.11-75）、「江戸御守殿新御露地御泉水御流水、去々年ヨリ利興朝臣御屋敷江御取被成候樋被成度旨御願之義相済、明四日ヨリ利興朝臣大工人足等罷越、右樋等仕候由、吉徳公御聴、其通ニ可被仰遣候間、御作事門往来之義、吉治公達御聴、其通ト被仰出、割場奉行中江図書政冬申渡」。
132）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。「一、飛騨守様より御婚礼之後、江戸御屋敷上御長屋御家老固屋之脇御堺塀ニ御門有之、御近習三、四人ニて御夫婦様御一集ニ折節御里飛騨守様へ被為入候由」。
133）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「参議公年表」40（加越能文庫、特 16.11-75）。
134）浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』162、越中史壇会、2010 年、29 頁。「兼山秘策」は加賀藩士青木斉賢・礼幹兄弟が編集した全 8 冊の書簡集。
135）浦畑奈津子「享保年間 富山藩の危機―藩主前田利興隠居一件と一門・親族大名」『富山史壇』162、越中史壇会、2010 年、25 頁。富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。
136）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」131（加越能文庫、特 16.40-77）。享保 11 年 3 月 11 日条。
137）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」96（加越能文庫、特 16.40-77）注 89 参照。
138）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」190（加越能文庫、特 16.40-77）。
139）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）424 頁（吉川随筆）。
140）富山県立図書館所蔵、「聖廟通夜物語」（前田文書 158、T288.5-3）。注 95 参照。
141）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「江戸毎日帳早繰」（加越能文庫、特 16.45-51）。
142）『加賀藩史料』9-904。
「六月四日江戸御上屋敷東御門続饗応所出窓の内に、左の通上書これ有る訴状これ有り、内外廻御横目足軽より御横目へこれを達す、御横目披見の上言上に付いて、其の訴状渡し下される、重ねて六月廿日に、淡路守様御行状宜しからざる躰、兼ねて御聞き及びもこれ有り、右訴状も其の一端と思し召し候、元来雲州様御勝手御逼迫至極の砌、淡路守様江戸御居住は第一御不益候間、御湯治御願御帰邑の儀、仰せ遣わさるべきと思召し候、存じ寄りも候はば申し上ぐべき旨仰せ出され、存じ寄り御座無き趣六月廿二日申し上ぐ、其の後尚更段々御僉義これ有り、右の通り仰せ遣わされ候趣、御治定は見えず、右訴状の内は、吉原の遊女受け出され、女中多く御楽しみ、

御表は御飯米もこれ無し、過分の御普請、皆以って村隼人・三浦平三郎・山田五左衛門・吉村順左衛門悪人故、四人を誅殺すべき趣なり、

訴状の表　　出雲守様御内
加賀守様御内御横目様　　惣足軽
惣小人

裏
目安　　封」

143）人名・役職比定は、新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）、高瀬保編『富山藩侍帳』（越中資料集成 1、桂書房、1987 年）所収「安永九年分限帳」によった。
144）加賀前田家より 10 代重教の四女藤を迎え入れる予定であった（近藤磐雄『加賀松雲公』、1909 年、上巻 14 頁）。また、「東都勤集録」（富山県立図書館所蔵、市川文書 77）には、「恭徳院様（7 代利久：筆者注）御前様御縁談御続合御両敬」として福岡藩・黒田家が挙げられており、利久の正室候補として福岡藩もあったことがわかる。
145）『加賀藩史料』11-465 ～ 471。
146）『加賀藩史料』13-626。
147）高瀬保編、近世文書を読む会解読『町吟味所御触留』（越中資料集成 4、桂書房、1992 年）、623 ～ 626 頁。
148）岡嶌偉久子・山根陸宏翻刻「花月日記　松平定信自筆　三」（『天理図書館館報ビブリア』113、2000 年）。
149）髙木喜美子校訂・編集『津田政隣 政隣記 記録 5・6』（桂書房、2013 年）、372 頁。
150）高瀬保編、近世文書を読む会解読『町吟味所御触留』（越中資料集成 4、桂書房、1992 年）623 頁。
151）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、416 頁。坂井誠一『富山藩』巧玄出版、1974 年、251 頁～。
152）富山県立図書館所蔵、「東都用聚記」（前田文書 192）。
153）国立国会図書館所蔵、「萬香園裡花壇綱目」（特 1-3439）。
154）中越史談会編『越中史料』（1904 年）2 巻 114 頁所収「前田利保行略」。
155）注 52 参照。
156）成瀬晃司氏からの教示による。
157）新田二郎編『吉川随筆 前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、609 頁（前田氏家乗）。
158）富山県立図書館所蔵、「御広式定書御休息定書」（前田文書 125）。史料の末尾に「右等御張紙嘉永三戌年九月此表御休息御普請御出来に付相渡し候事」とあり、同時期に富山での普請は確認されないことから、江戸での普請とみなした。
159）富山県立図書館所蔵、「早飛脚参着御用状」（市川文書 166）。
160）御用状では御前様、殿様の順序で記されていること、当時藩主であった 12 代利聲はまだ正室を迎えいれていないことから、御前様は 10 代藩主利保の正室久美子を指すと判断した。
161）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、422 ～ 428 頁など。
162）富山県立図書館所蔵、「従丁卯十月戊辰十月迄諸願伺届等調書」（前田文書 229）。
163）国立公文書館所蔵「公文録」70（本館 -2A-009-00・公 00380100、明治 3 年 4 ～ 7 月東京府伺）。
164）富山県立図書館所蔵、「従戊辰十一月至癸酉五月諸願伺届等調書」（前田文書 28）。
165）吉田伸之「巨大城下町―江戸」『岩波講座日本通史』15 巻近世 5、岩波書店、1995 年（のちに、同『巨大城下町江戸の分節構造』、山川出版社、2000 年に収録）。
166）「上長屋」は加賀藩・大聖寺藩と隣接する西側エリアを指す言葉として用いられる（例えば、元文 4（1739）年に加賀・富山藩の境に門を再設置するさいに、「上御長屋上之御屋鋪境之塀」というように使われた。新田二郎編『吉川随筆　前田氏家乗』（越中資料集成 3、桂書房、1988 年）、424 頁（吉川随筆））。それに対し、「下長屋」は下谷茅町や裏御門付近の類焼などから崖下の藩邸の東側エリアを指すと考える。ただし、「奥御殿下部屋」といった場合、奥御殿の長局を指すことから、「下」には家臣や階層を示す意味も含まれているかもしれない。
167）鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』、三一書房、1990 年、7 巻 514 ～ 5 頁、安政 4 年 4 月 27 日条。
168）富山県立図書館所蔵「従利謙利声迄家譜」（仮 55）、同所蔵「大殿様安政五午年十二月大手御門并櫓御門等御普請御届後之書上」（前田文書 65）。
169）富山県立図書館所蔵「（御用留）」（市川文書 140）。
170）富山県立図書館所蔵「江戸御屋敷御殿之図」（T092.74-2）、「御定日上之御屋形（加賀藩上屋敷）江御出之節御次衝立際ヨリ御内玄関迄、御帰殿同断、但し板廊下通り」。
171）山田忠雄校訂『旧事回顧録』、1963 年、20 頁。
172）富山県立図書館所蔵「東都勤集録」（市川文書 77）。
173）山田忠雄校訂『旧事回顧録』1963 年、20 頁。「表御膳相済み後の段、奥座敷脱剣ニテ御酒召上り御饗応トシテ画師狩野意川先生ト町画工壱人席画セリ」。

174）富山県立図書館所蔵「御郡為惣代御家督御礼二江戸表江罷越申始終留書」（内山文書 27）、「御家督二付江戸表江出府留帳」（内山文書 30）。
175）富山県立公文書館所蔵「御家督就御相続御郡為惣代与江戸表江罷越留帳」（高堂文書二―4）。
176）富山県立図書館所蔵「従戊辰十一月至癸酉五月諸願伺届等調書」（前田文書 28）。
177）国立公文書館所蔵「公文録」43（本館 -2A-009-00・公 00495100、明治 4 年 3 月東京府伺）。「御廓内外諸邸宅追々取毀相成、此侭被差置候テハ詰り荒蕪ニ属シ、御体裁モ如何と被存候、一体御廓内ハ勿論其外ト雖、場所柄ニ寄候テハ追々御用ニモ可相成、既ニ兵部省兵隊屯所等可然場所モ無之、取調方困却罷在候処、前条取毀売払候テハ仮令千金ノ家作其価百金ニモ不相成、又新ニ取建候テハ千金ノ家作ハ矢張千金ヲ費候儀勿論ノ儀ニ有之、就テハ自今内外御廓内ニ有之候邸宅、外囲門塀長屋向、玄関、表座敷本建等取毀候節ハ一応当府へ申出、差図ヲ受候様可致、尤中門庇向附足又ハ内長屋等ノ小家作ハ模様替勝手ニ寄り取毀候儀ハ届ニ不及旨、諸藩諸家等へ御達相成可然と存候、依テ此段至急奉伺候也」この東京府から弁官への伺いの内容そのままに、3 月 7 日に太政官布告が出された。
178）国立公文書館所蔵「公文録」55（本館 -2A-009-00・公 00785100、明治 6 年 9 月文部省伺 2）所収「文部省御雇外国人明細表」。
179）聞番は江戸定番足軽頭など、定府の頭中の兼務職であった（「天保九年富山藩分限帳」高瀬保編『富山藩侍帳』桂書房、1987 年）。
180）富山県立図書館所蔵「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」（前田文書 14）のうち「諸役者掌程」。御勤方について、「公義向御願書等認方并ニ都テ表向御書認方担当」とある。
181）富山県立図書館所蔵「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」（前田文書 14）のうち「諸役者掌程」。大横目について、「寄合所へ相詰、御家中末々行所等ノ善悪等并ニ町御郡ノ儀共取調へ、御直ニ言上ス、足軽以下ノ義ハ多分御用番へ申出ル、且盗賊改奉行兼務」、若年寄支配の横目についても「御家中末々迄ノ善悪等并ニ町御郡ノ義共取調へ、御直ニ言上ス、足軽以下ノ義ハ多分御用番へ申出ル」とある。
182）富山県立図書館所蔵「東都用聚記」（前田文書 192）所収の御広式御膳所の張り紙（遵守事項）には、「御客様これ有る節は御家具類麁相これ無き様入念あい心得申すべき事、但し損しもの等これ有る節は、小目付へあい達し候の上、会所へ指し出し代り受け申すべき事」と明示されていた。また、奥御殿内の御台子の張り紙には「御茶碗等念を入れ取あつかへ致すべし、もし不調法にてそんし出来候はば、当人の名前をあらはし其筋へ申達し代り受取り申へく事」とある。
183）なお、江戸城大奥の場合、化粧の間は御台所が化粧をするところであるが、化粧道具でふさがれており、実際は御納戸で化粧を行うこと、御納戸は衣裳の着替えと化粧をする部屋という説明がされている（永島今四郎・太田贇雄『朝野叢書千代田城大奥』朝野新聞社、1892 年、上 122 頁）。
184）富山県立図書館所蔵「御広式定書御休息定書」（前田文書 125）、「東都用聚記」（前田文書 192）。
185）富山県立図書館所蔵「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」（前田文書 14）のうち「諸役者掌程」。
186）富山県立図書館所蔵「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」（前田文書 14）のうち「諸役者掌程」。御傅役について、「御近習頭並ニテ御広式向御用専務」とある。
187）湯殿の横に描かれた板張りの空間は、この全景図では用途は不詳だが、奥御殿図（f）では板張りの中に「ヲカマト」という文字がみえる。藩主家族用の食事は御料理所・御膳所で調理されたが、女中の日々の料理は長局内で調理されたものとみられる。
188）富山県立図書館所蔵「数量秘録」（前田文書 207）。
189）永島今四郎・太田贇雄『朝野叢書千代田城大奥』朝野新聞社、1892 年。竹内誠編『徳川幕府事典』東京堂出版、2003 年、奥女中（畑尚子氏執筆分）など。
190）富山県立図書館所蔵「数量秘録」（前田文書 207）。
191）大野広城「青標帋」訂書堂、1840 ～ 41 年。本稿では早稲田大学図書館所蔵本（ワ 03 00700）を使用した。
192）大野広城「青標帋」訂書堂、1840 ～ 41 年。西山松之助ほか編『〔縮刷版〕江戸学事典』弘文堂、1994 年の「火消」の項。執筆は池上彰彦氏。
193）富山県立図書館所蔵「旧富山藩学制沿革取調要目」（前田文書 51）所収「旧富山藩江戸藩邸内ノ学校等ニ係ル件」。
194）富山県立図書館所蔵、「富山前田御家譜」（仮整理文書 51）。
195）日本乗馬協会編『日本馬術史』2 巻、原書房、1941 年、417 頁、「大坪流馬道秘書礼術」による。
196）富山県立図書館所蔵「諸芸雑志」巻 7（前田文書 80）。
197）富山県立図書館所蔵、「諸役者掌程」（前田文書 14）。
198）「安井八郎聞書」中越史談会校訂『越中史料』1、清明堂、1904 年。
199）富山県立図書館所蔵、「雑」（市川文書 175、安政 4 年御勝手方手控）。

「一、御家中之面々家来湯屋江罷越候節者、御門帳名前為記し候之分者其壱人印形付書面、御門番所江相達可指遣、其以下者相渡置候湯札を以御門番所相達可罷越、尤何も即刻可罷帰可申事、
右之通此度御改ニ相成候条、御家中之面々暨末々ニ至迄厳格相心得可申旨被仰出候事、
子九月」

200）富山県立図書館所蔵、「若年寄役成且江戸表へ出府一巻詰中御用私用之手控」（市川文書 60）。
201）富山県編『富山県史』（1982 年）、通史編Ⅲ近世上、370 頁。
202）富山県立図書館所蔵、「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」（前田文書 14）のうち「諸役者掌程」。
203）富山藩では江戸の町方、寛永寺・増上寺などの寺社名目金から借銀を行っていた。嘉永 6 年には正月 7 日の仕事初めの早々 9 日から所々へ借銀返済の 5 年間延納の頼み入れに行くなど、杏本人が奔走している様子がうかがえる。時代は下るが、山田方雄の『旧事回顧録』（山田忠雄校訂、1963 年、49 頁）では、初めての江戸詰めで不慣れな杏丈右衛門（守右衛門の子ヵ、明治 2 年「分限帳」では参政中（旧若年寄）で会計副主事をつとめる）が借財先に土用見舞に訪れた時のエピソードが紹介されている。
「杏丈右衛門「家老代」御屋敷ヨリ御頼ニ相成候所々へ土用見舞ニ廻勤、昼前奥平様御家中ニオガミ伝太夫ト云アリ、平常五千両ノ金ヲ宅ニネカシ置ト云〈御大名ノ御用承ニハ如此シ置ネハナラストノ義心ヨリ〉、金貸ノ処へ見舞ニ越シタリ、先方ニ於テハ大切ニ扱ヒ、奥座敷へ通シ、先ツ上等有平糖ノ菓子ヲ出シ、次ニ至ツテ小ナル茶碗ニ焼酎ヲ入レ出シ、午飯時ナルガ故家内へ申付、夫々馳走ノ用意ニ取懸り居シ、主人伝太夫ハ杏氏ト咄申、杏氏右酒一呑ニ呑干シ酔タフレ伏シタリ〈跡ニテ聞シニ茶ト思ヒ焼酎一口ニ呑干シタルナリト〉、夢覚メテ見シ頃夕日西ニ落シ頃ナリト、田舎ヨリ江戸ニ出レバ如此間違モアルモノナリ、暑中ニ暑気払トテ上等ノ焼酎出スコト、当時大商家ノ常例トセリ」。杏が訪れた中津藩・奥平松平家家中の岡見伝太夫は、三浦俊明氏によれば増上寺が運用する名目金貸付の仲介をつとめていたといい、富山藩は岡見を通して増上寺からも借銀していたことがわかる（三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』吉川弘文館、1983 年、110 ～ 1 頁）。
204）富山県立図書館所蔵、「御政治向御規則・利次公御代御定書・利隆公御代御條目・御家格御供連・毎歳正月御厩役所初式」（前田文書 115）。
205）高瀬保編『富山藩侍帳』（桂書房、1991 年）、253 頁。
206）細川義「江戸時代における理学部 7 号館地点の変遷」『東京大学遺跡調査室発掘調査報告書 1 理学部 7 号館地点』、1989 年、495 頁～。
207）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）。
208）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2 、桂書房、1988 年）291 頁。
209）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、25 ～ 7 頁。
210）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、32 頁。
211）「安政 7 年分限帳」（高瀬保編『富山藩侍帳』桂書房、1991 年）より逆算。
212）将軍家に対する寒中献上（塩鴨）の残りを幕府目付・曲淵甲斐守へ届けるという使者を勤めている。山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、49 頁。
213）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、30 頁。
214）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、46 頁。
215）『旧事回顧録』( 山田忠雄校訂、1963 年、31 頁）には、「サテ御本丸御目見相済後、藩公ハ前将軍御住居西ノ丸へ登城セラル」とあり、利聲は江戸城本丸で御目見えをすませた後、西丸にも登城したようだ。藩主が西丸に登城している間、家老と聞番らは、西ノ丸下にある厩奉行・諏訪部八十郎宅を借り受け、上の間に家老、次の間に聞番らが詰め、昼弁当・酒肴を食べて過ごしたことが記される。
216）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、29 頁。
217）山田忠雄校訂『旧事回顧録』（1963 年）、41 頁。
218）吉田伸之「巨大城下町江戸」『巨大城下町江戸の分節構造』（山川出版社、2000 年、初出は 1995 年）。
219）岩淵令治『江戸武家地の研究』（塙書房、2004 年、補論二、初出は 2000 年）。
220）金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、「中川長定覚書」81（加越能文庫、特 16.40-77）。
221）『加賀藩史料』、藩末上 -736。
222）富山県立図書館所蔵、「御広式袖珍宝一」（市川文書 55）。
223）国立国会図書館所蔵、「江戸買物独案内」付録（123-229、中川五郎左衛門編、文政 7 年刊）。「加州御用、御婚礼向仕出シ仕候、即席寄合」とあり、加賀藩の御用達であったことがわかる。
224）森銑三・金澤復一共編『金澤丹後文書』（東京美術、1968 年）1 巻 166 頁に富山藩発行の鑑札の図版がある。なお、金沢丹後家は加賀藩を上得意としていた。
225）文京区遺跡調査会『龍岡町遺跡』（文京区埋蔵文化財調査報告書、第 7 集、1995 年）、79 頁、岩淵令治氏執筆分のち、注 219 書補論一に所収。

226）富山県立図書館所蔵、「雑」（市川文書 175）。内表紙に「手扣　安政四巳年閏五月　御勝手方」とある。安政 4 年閏 5 月は 12 代利聲が本藩加賀藩主斉泰の命によって謹慎された直後にあたる。この時、加賀藩より財政改革（「仕法替」）を命じられ、惣御出入と惣御借財高を調査し提出するよう求められている。以下は屋敷への出入りに関して仕法替えが必要かどうか伺った部分の一部である。

「附札　　通札を以可相通候、

　一、洗濯人之事、」

227）富山県公文書館所蔵、高堂家文書二 -4。

228）富山県立図書館所蔵、「御家督ニ付江戸表江出府留帳」（内山文書 30）「一、十七日正四ツ時ニ御殿江罷出候様被仰渡候ニ付、右刻限ニ罷出候所、献上之品相揃候間可致見聞旨、御勤方下役神谷理右衛門等ゟ申聞ニ付、則御謡之御間ニ而見聞仕候、然所自分献上御目見後可致献上旨、織部殿ゟ被仰渡候ニ付、其心得ニ罷在候所、御菓子等調兼候ニ付、其段申上、翌十八日ニ相成申候、」なお、御前様に献上する干菓子は江戸で調達したことがわかる。

229）富山県立図書館所蔵、「御家督ニ付江戸表江出府留帳」（内山文書 30）、「自分献上の分・表献上の分は残らず会所にて出来仰せつけられ候事」

230）富山県立図書館所蔵、「御家督ニ付江戸表江出府留帳」（内山文書 30）「御両殿様ゟ公方様・西之御丸様御献上之品々、御謡之御間御銚付有之、奥村相同し拝見仕候」。

231）7 代利久の事例では、朝が早かったため本丸は蘇鉄の間と松の間まで、西ノ丸は残らず見ることができた。

「一、御上様鱈献上之節　　御聞番下役　吉田善右衛門殿

御聞番下役見習として高堂屋・此方、右善右衛門と同道ニ而公方様御殿罷越、蘇鉄之間・松ノ間迄罷越候得共、朝早ク候ニ付、御殿ハ拝見不相成候、西ノ御丸ハ不残拝見仕候、但し善右衛門殿へハ酒五升・塩引壱本、右礼ニ高堂屋と連名ニて遣ス」（富山県公文書館所蔵、高堂家文書二 -4）。

10 代利保の事例でも、江戸城見物に行ったことがわかる。

「一、酒六升　　御留守居下役

　杉原五帖　　村尾新兵衛殿

　　石原勘右衛門殿

　　黒田良助殿

　　但し公方様御殿中拝見仕度申入置候処、十二月九日拝見可仕事ニ相極り、右之品三軒江前日ニ遣し候、」

（富山県立図書館所蔵、「江戸表二而御献上并配物留牒」内山文書 29）。

232）新田二郎編『富山藩士由緒書』（越中資料集成 2、桂書房、1988 年）937 頁。

233）国立国会図書館所蔵、「武家方并寺院等ニテ施差出候一件」（旧幕引継書、808-46）。

234）国立国会図書館所蔵「町方書上」（803-1、湯島 4・下谷 7、文政 9 年）で富山藩が施行を行った町々の家数をみると合計 500 軒（池之端七軒町 138 軒、同横町・5 ヶ寺門前 57 軒、下谷茅町 1 丁目 59 軒、同 2 丁目 194 軒、講安寺門前 27 軒、称仰院門前 25 軒）であった。

235）前掲注 199 参照。

236）「東都円歳録同用聚記」（富山県立図書館所蔵、前田文書 90）には、文化 9 年 4 月～翌年 4 月まで、9 代利幹が江戸在住中の行事記録が記されている。上記にあげた法令（「御意書」）は、藩主の着府後 2、3 日以内に家中らに宛てて出されたもので、江戸屋敷での生活規範の一部である。

「　　御停止之所々

　吉原　　堺町　　木挽町　　根津　　天神宮芝居

右場所え足軽目付出し候条、御家中面々其の意を得らるべし、又ものは其の主人より申し付けるべし、尤も前々の如く本郷森川宿より外、下谷坂本より「外」（脱ヵ）、筋違橋より内え用事これ有り出候はば、其の頭支配迄書付を以って断りの後、指図、罷り越すべき事、

右の趣御家中・徒組・末々まて洩れざるようあい触れらるべく候、以上、

　　何四月　　御用所

　　表御目付

　　何之誰殿　」

（付記）

本稿執筆にあたって、富山県立図書館、富山県公文書館、富山市郷土博物館、富山市埋蔵文化財センター、金沢市立玉川図書館近世史料館、公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫、東京都公文書館、東京大学医学図書館の諸機関には、史料閲覧、撮影、図版掲載等に際し、大変お世話になりました。末筆ながらここに御礼申し上げます。

「池之端東屋敷絵図」のうち「同所惣絵図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 294）

**９図　富山藩上屋敷全景図−ａ**

「江戸御上屋敷図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 274）

## 10 図　富山藩上屋敷全景図-ｂ

（備考）
余白部分には、「江戸御上屋敷図　安政五午年シラベ浚未年写之　直照」と記されている.
直照については、分限帳から富山藩家中で最大の石高をもつ人持組で年寄（家老）の富田讃岐直照（当時 19 歳）の可能性がある（高瀬保編『富山藩侍帳』桂書房、1987 年所収「安政七年富山御家中分限帳」、「明治二年富山藩分限帳」）.

「天保富山城本丸御殿絵図」（原表題ママ）（富山県立図書館所蔵、T092.71-13）

**11 図　富山藩上屋敷全景図-ｃ**

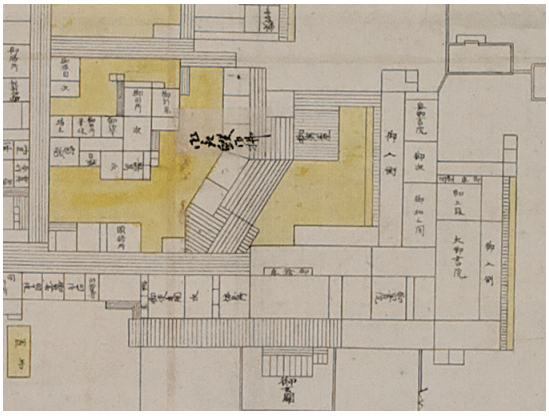

**表御殿部分拡大**

**詰人空間部分拡大**

（備考）

この絵図は軸装されており、外題に「天保富山城本丸御殿絵図」とあるが、実際には江戸･上屋敷の絵図面である．余白部分に「御作事所」と記されており、藩の作事方で作成されたとみられる．付箋が多数貼り付けられており、その内容は大きく２つに分けられる。１つは御貸小屋・長屋の居住者の役職・階級で、もう１つは「御取毀」「御取毀御払」「御船廻し御治上之上御取毀」など建物の撤去、払下げを指示する内容である。後者はおそらく明治４年７月に県邸（旧上屋敷）が新政府御用地となり引払いを命じられたあとで付けられたものだろう．なお、付箋の一部に後年の修補で誤って貼り直されたと思われるものがある．

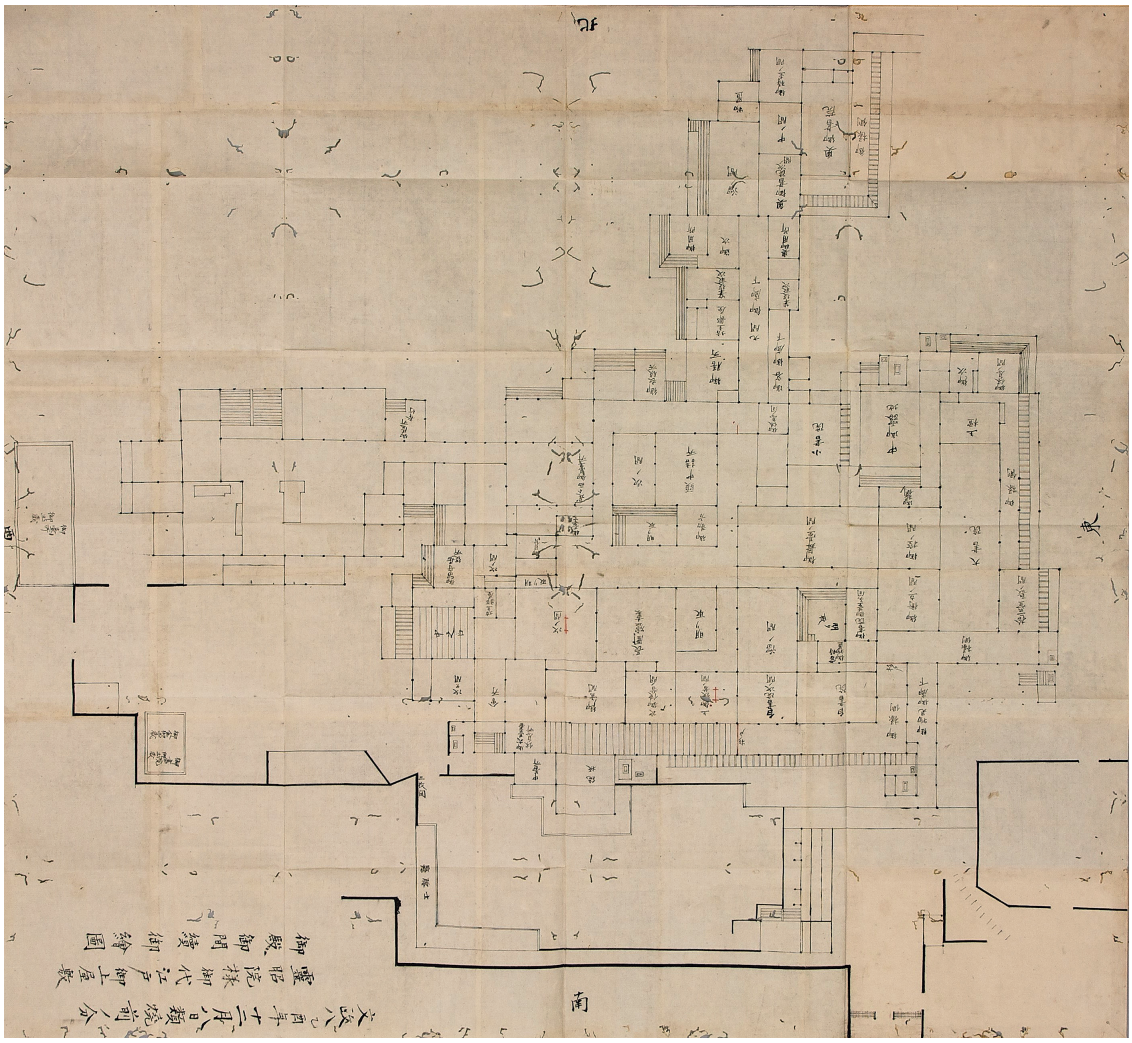

「江戸御上屋敷御殿御間続御絵図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 288）

**12 図　富山藩上屋敷表御殿部分図- d1**

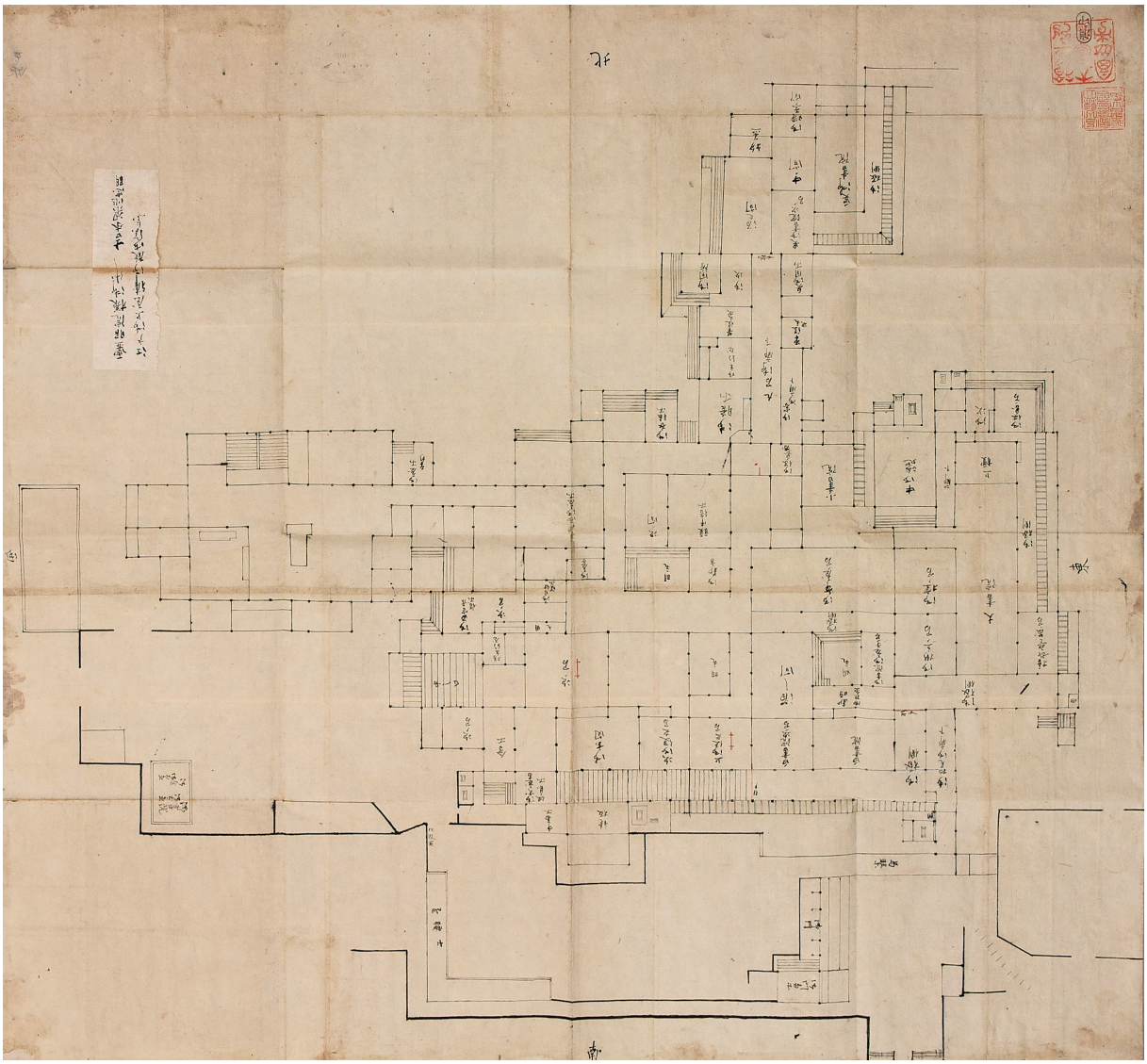

「霊昭院様御代江戸御上屋敷御殿絵図」（富山県立図書館所蔵、T092.74-1）

13 図　富山藩上屋敷表御殿部分図- d2

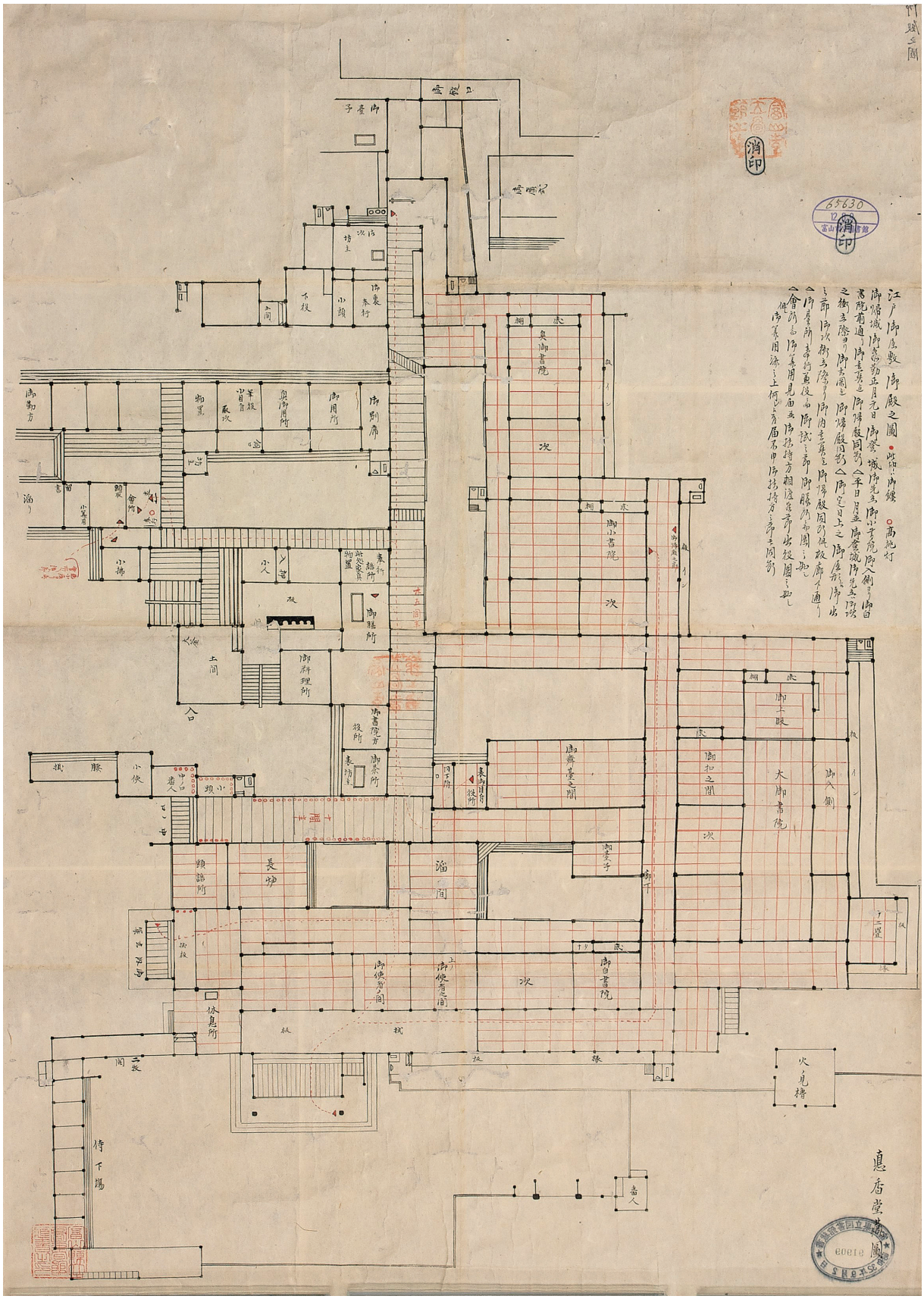

「江戸御屋敷御殿之図」（富山県立図書館所蔵、T092.74-2）

14 図　富山藩上屋敷表御殿部分図- e

「池之端東屋敷絵図」のうち「旧建物絵図」
（富山県立図書館所蔵、前田文書294）

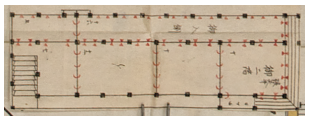

付箋

15図　富山藩上屋敷奥御殿部分図-ｆ

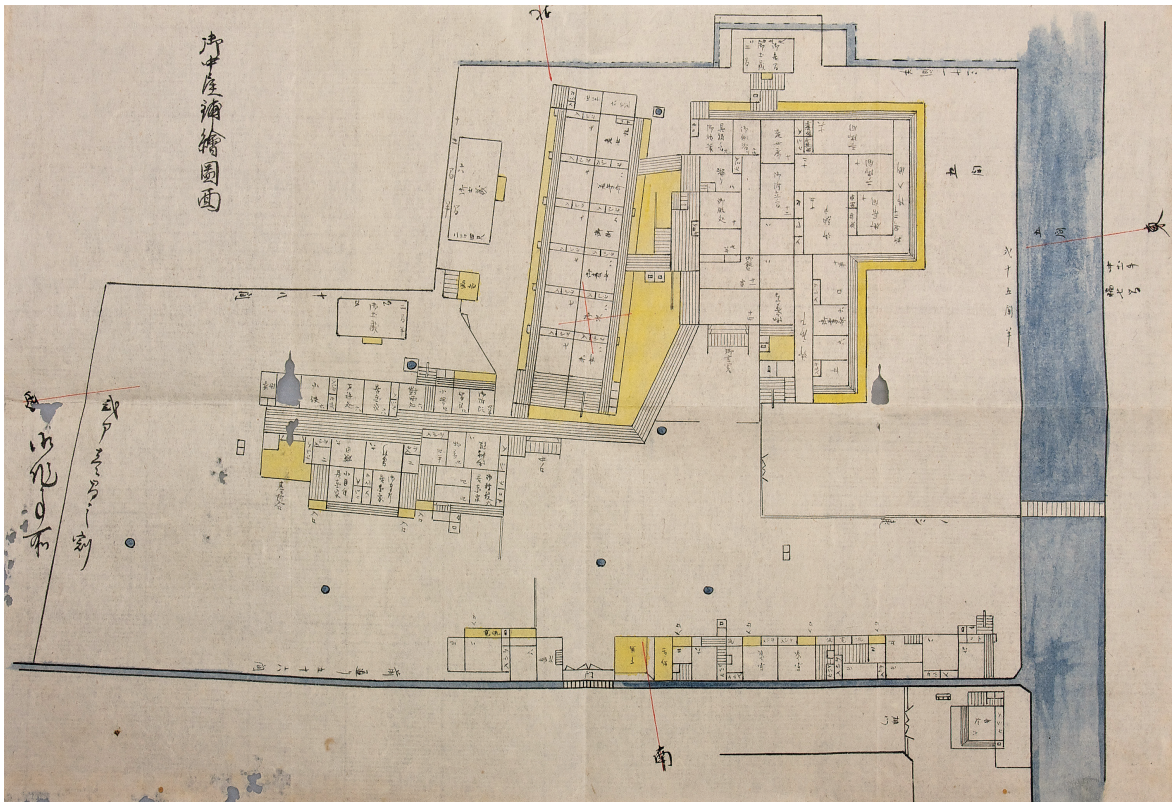

「御中屋鋪絵図面」（富山県立図書館所蔵、市川文書 204-2）

16 図　富山藩中屋敷全景図-①

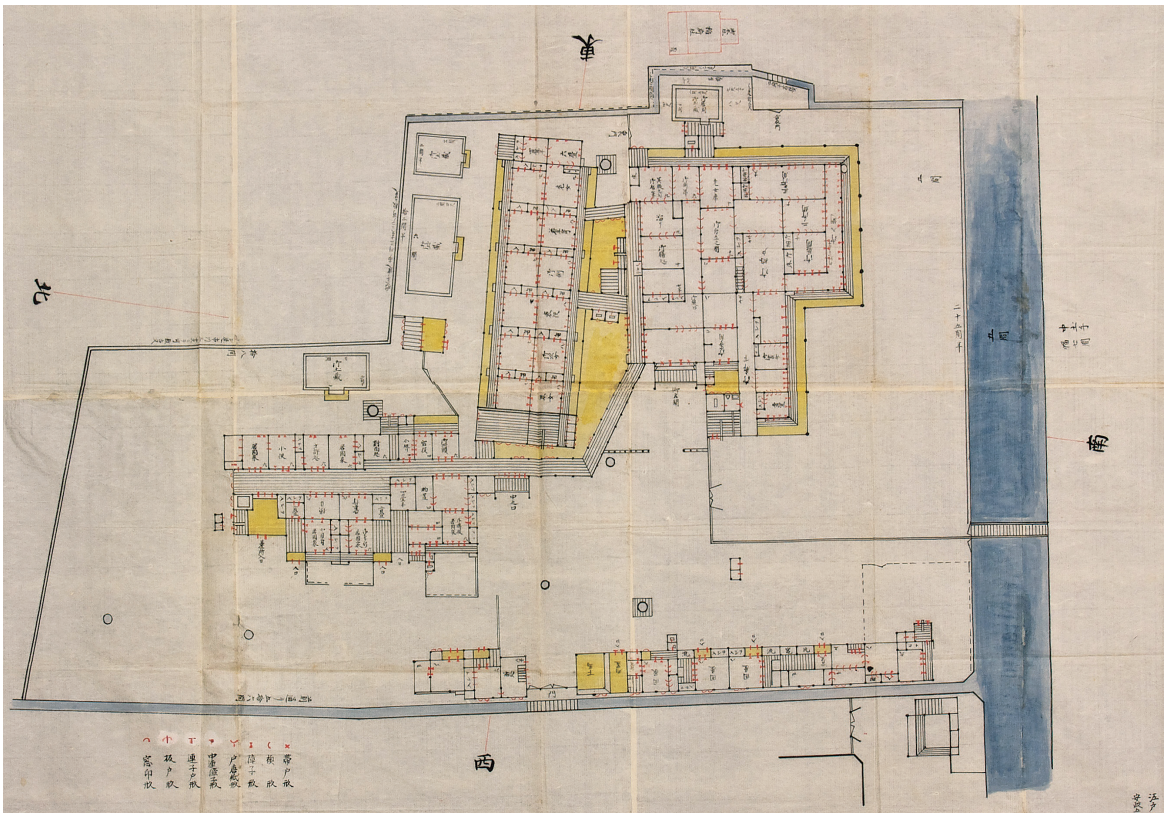

「江戸御中屋敷図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 271）

17 図　富山藩中屋敷全景図-②

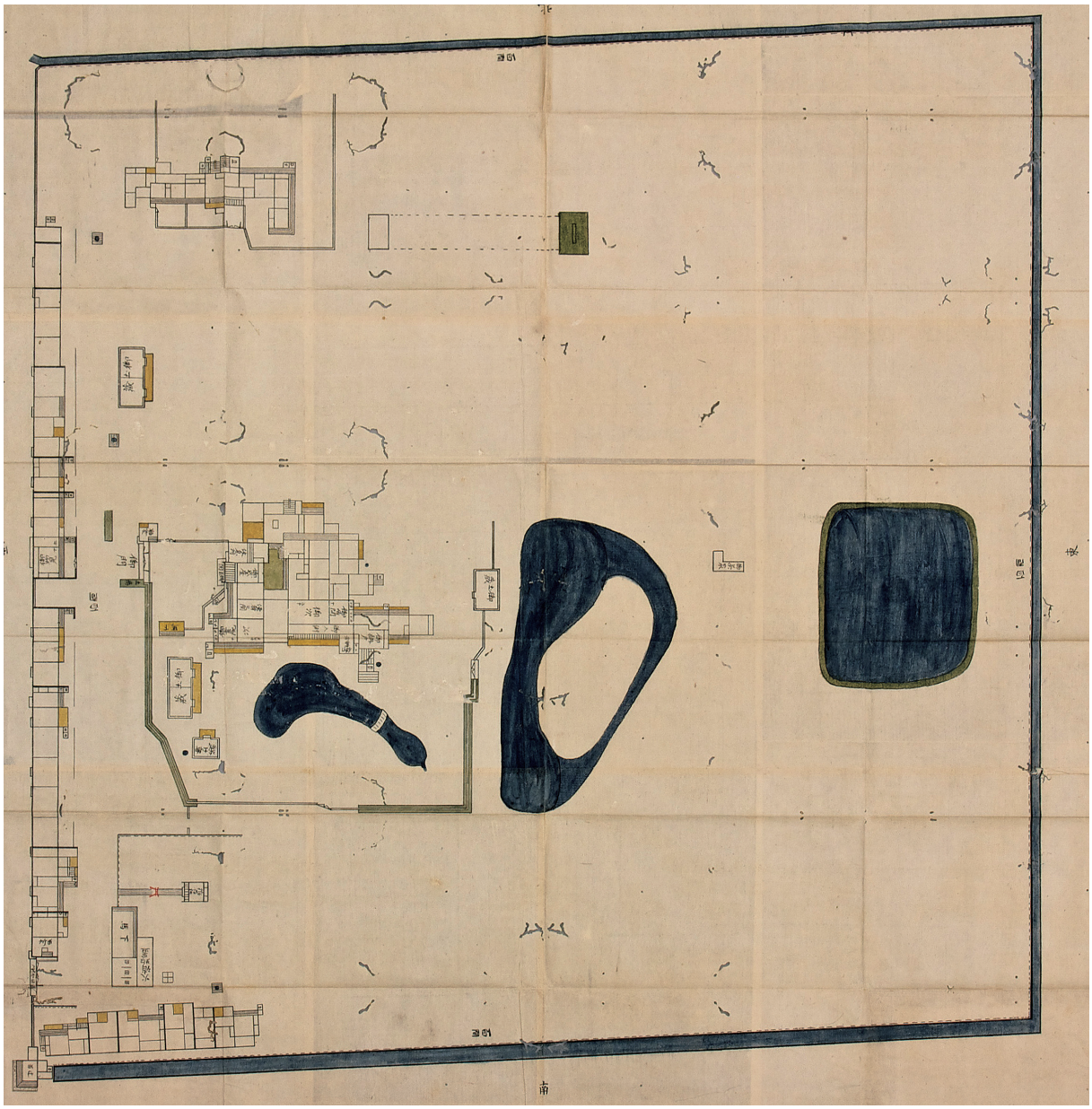

「浅草御屋敷御絵図」（富山県立図書館所蔵、前田文書 289）

18 図　富山藩下屋敷全景図①

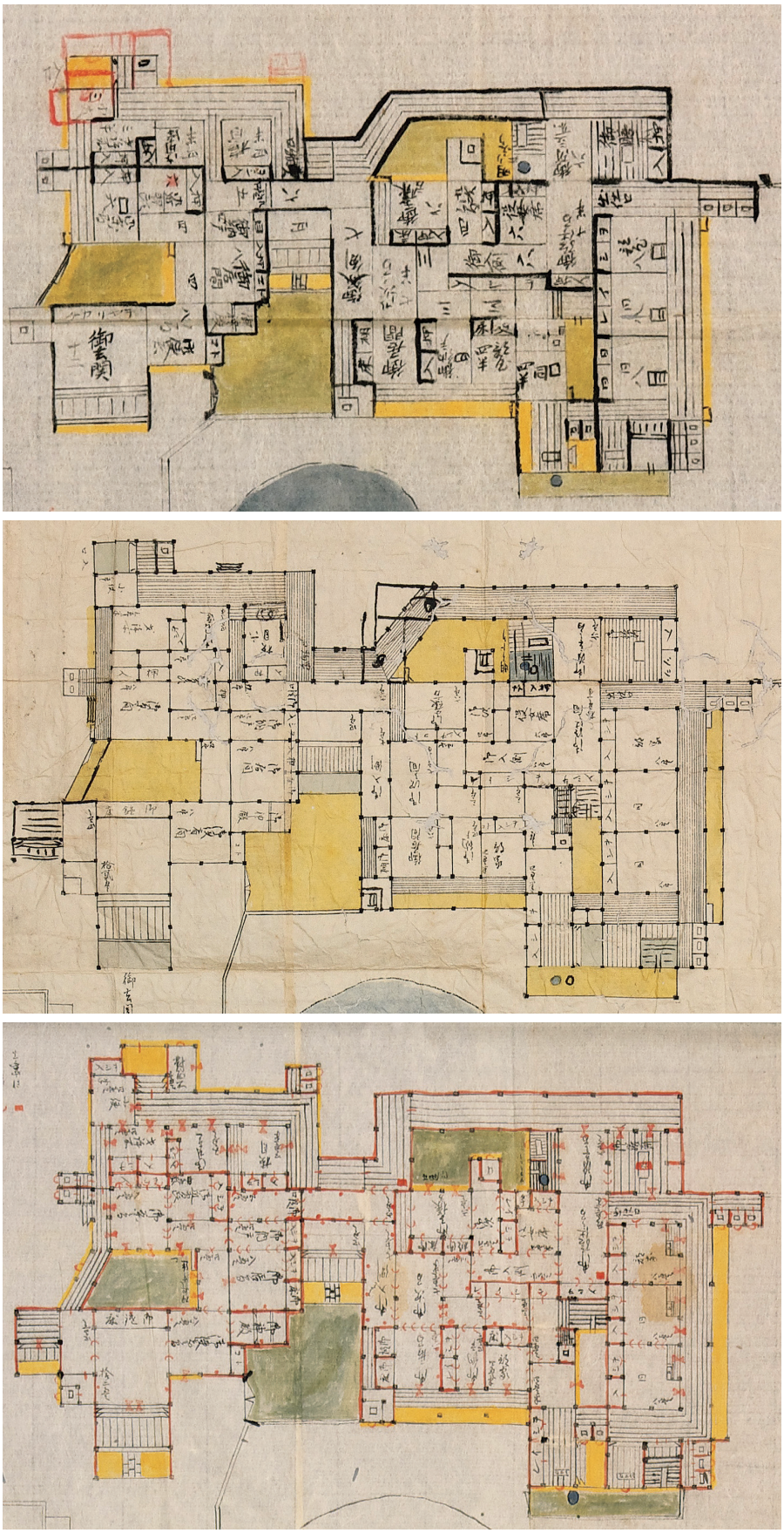

「浅草幡随院後拝領屋敷絵図」のうち「屋敷見取図」部分　（富山県立図書館所蔵、前田文書 293）

**19・20・21 図　富山藩下屋敷御殿部分図②～④**

「天保改正御江戸大絵図」（国立国会図書館所蔵、る二－71、高井蘭山図、弘化３年改正）

**２２図　富山藩江戸屋敷近郊**

（備考）
地図の上（天）は西を指す．地図中の記号は以下を示す．
1 富山藩上屋敷．2 同中屋敷．3 同下屋敷．4 同巣鴨屋敷．a 対馬藩上屋敷．b 秋田藩上屋敷．c 大聖寺藩上屋敷．d 柏原藩上屋敷．e 柳河藩上屋敷．f 津藩上屋敷．
×1 吉原．×2 堺町．×3 根津．×4 天満宮芝居．▲1 本郷森川宿．▲2 下谷坂本．▲3 筋違橋．
a ～ f は富山前田家の留守居組合（大広間席・同席組合）7 家（文政 9 年．255 頁、表 7 参照）．当時、柏原藩織田家の上屋敷は武鑑によれば「上浅草寺町」にあった（「文政武鑑」国立国会図書館所蔵、800-27、文政 9 年千鐘房須原屋茂兵衛版）．×1 ～ 4 は、江戸詰め家中に対して出かけるのを禁じた場所．▲1 ～ 3 より以遠の場所に家中・又者を用事に出すさいは上役に届け出る必要があった（「東都円歳録同用聚記」富山県立図書館所蔵、前田文書 90）．

①延宝年中（1673 ～ 1681）年

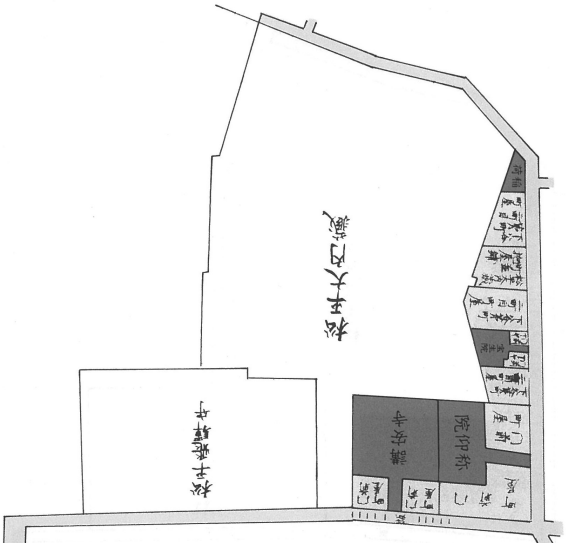

②天和年中（1681 ～ 1684）年

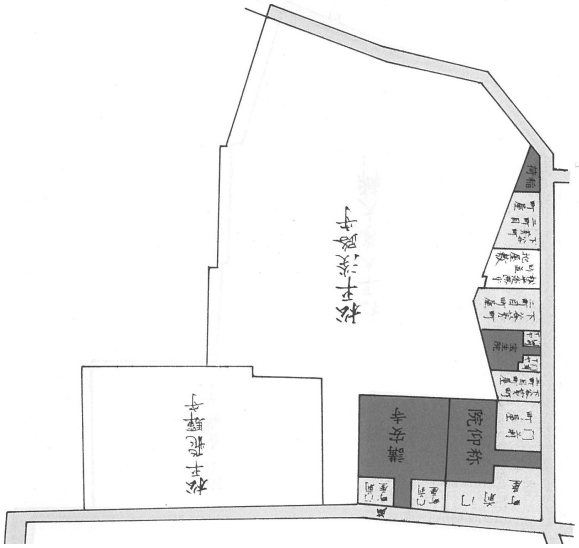

③貞享 4（1687）年

④元禄 8（1695）年

⑤天保 14（1843）年

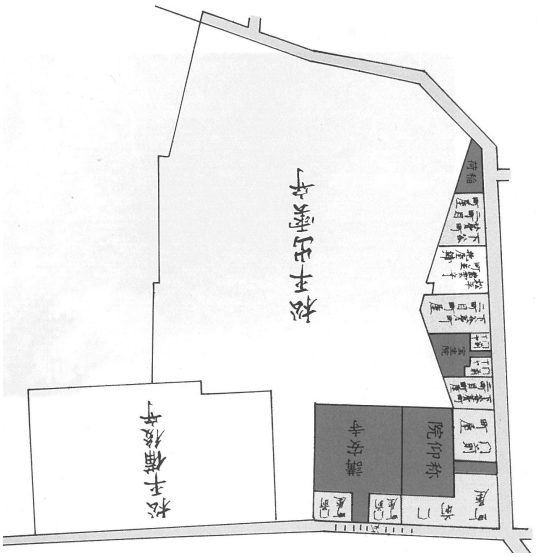

出典：朝倉治彦解説・監修『江戸城下変遷絵図集』14、原書房、1986 年．原本は幕府普請奉行編　御府内沿革図書．
松平大内蔵、淡路守、大蔵大輔、出雲守とあるのが富山藩主．

**23 図　富山藩上屋敷変遷図**

①延宝年中（1673 ～ 1681）年

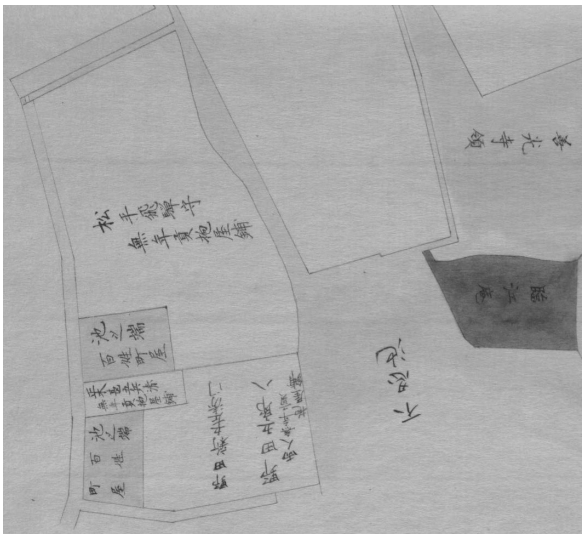

②貞享 5（1688）年

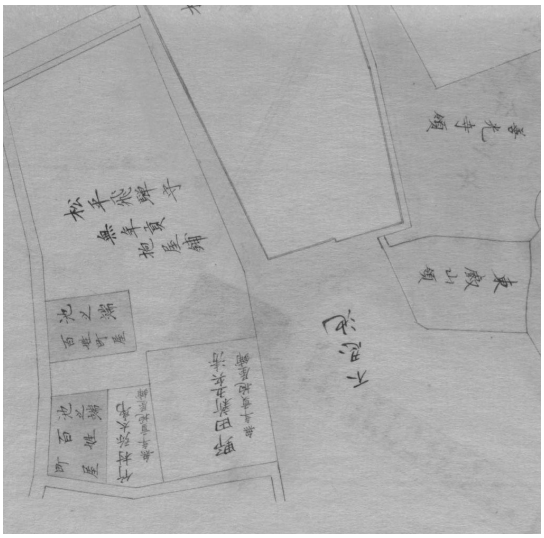

③元禄 10（1697）年

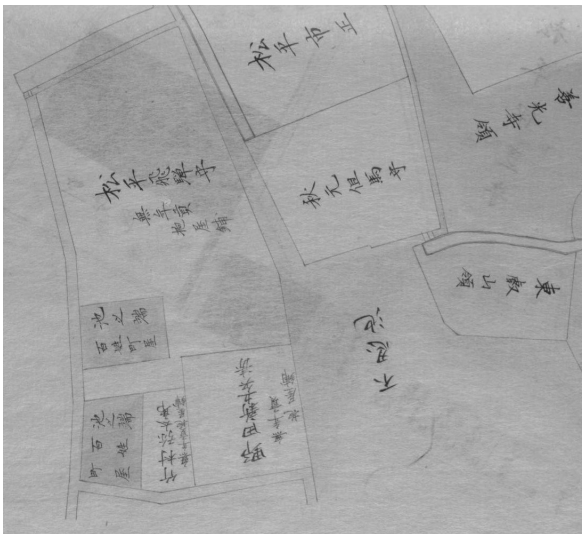

④宝永 6（1709）年

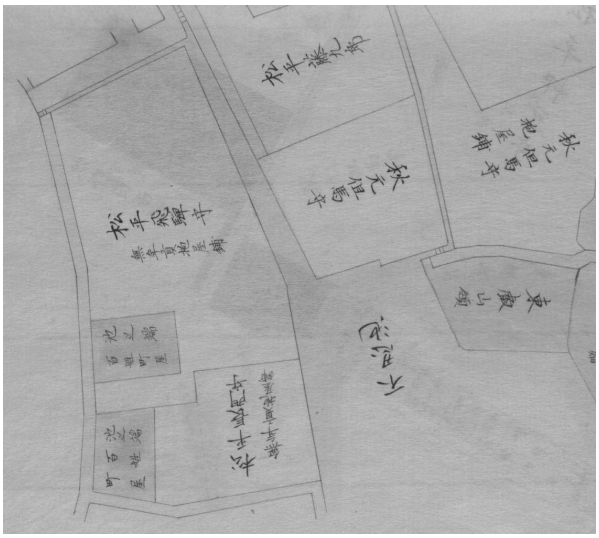

⑤延享 2（1745）年

⑥安政 3（1856）年

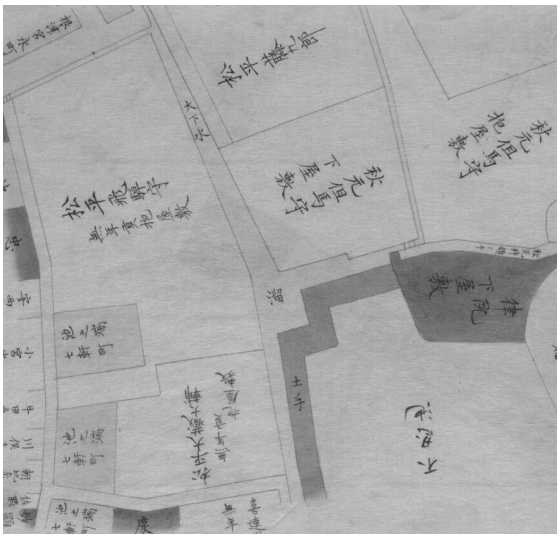

「府内場末其外往還沿革図書」31（21 元上・下）（国立国会図書館所蔵、旧幕引継書 802-38）

松平長門守、出雲守、大蔵大輔とあるのが富山藩主．なお松平飛騨守、造酒之丞は大聖寺藩主．

**24 図　富山藩中屋敷変遷図**

①延宝年中（1673 ～ 1681）年　　②安政 5（1858）年

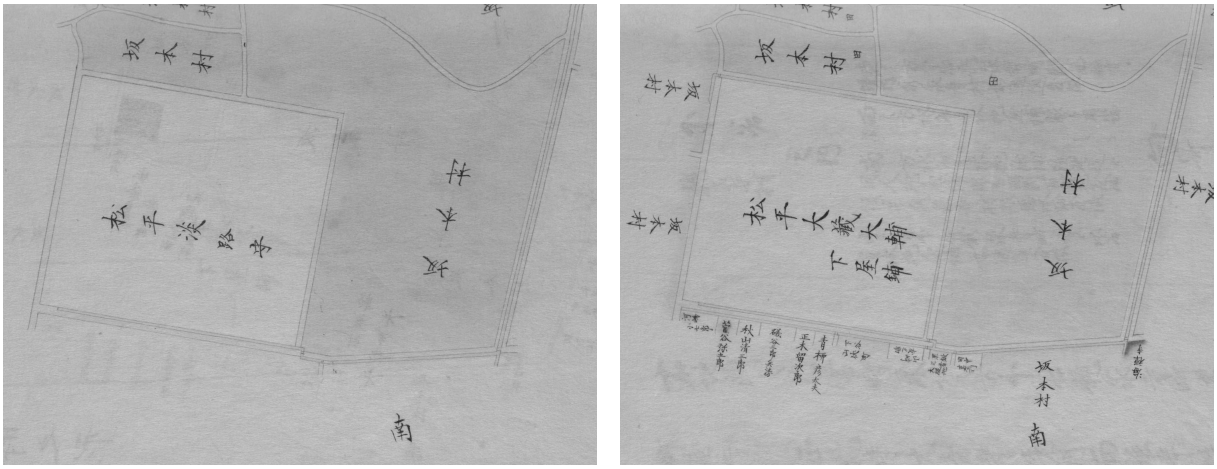


「府内場末其外往還沿革図書」41（22 上）（国立国会図書館所蔵、旧幕引継書 802-38）

松平淡路守、大蔵大輔とあるのが富山藩主.

**25 図　富山藩下屋敷変遷図**

①延享元～ 2 年（1744 ～ 1745）年　　②嘉永 7（1854）年

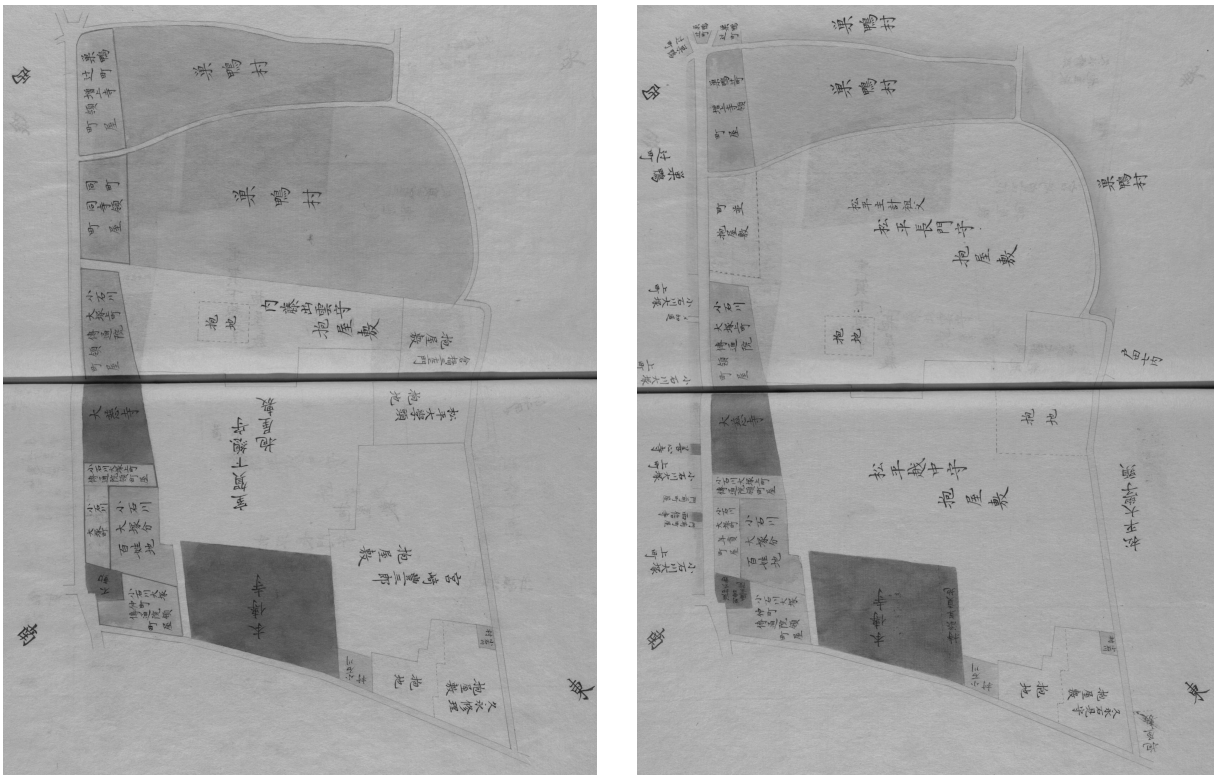


「府内場末其外往還沿革図書」24（20 享）（国立国会図書館所蔵、旧幕引継書 802-38）

松平主計祖父松平長門守は 10 代前田利保をさす.

**26 図　富山藩巣鴨屋敷変遷図**

①寛文 10 ～ 13（1670 ～ 73）年 「新版江戸大絵図 3」（国立公文書館所蔵、内閣文庫 177-0647）
松平淡路とあるのが富山藩主.

卅　湯島の一部

卅四　駒込の一部

②延宝 8（1680）年 「江戸方角安見図鑑」（国立国会図書館所蔵、貴 9-29）
松平大内蔵とあるのが富山藩主. 上屋敷表門の位置、表門前の道路の描かれ方が注目される.

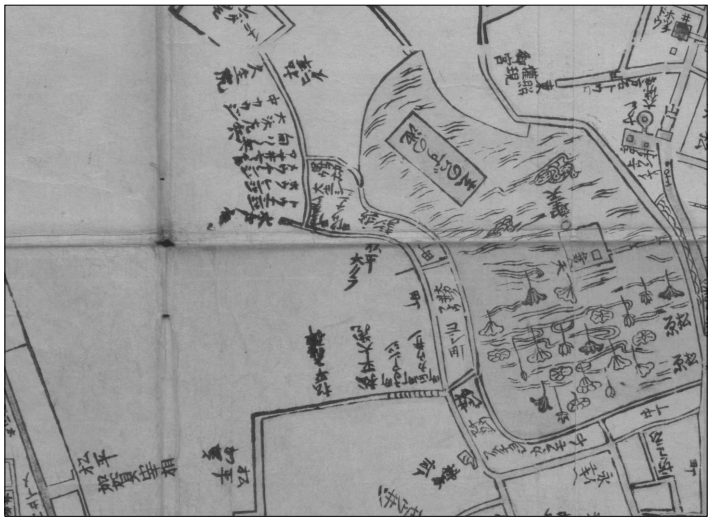

③元禄 12（1699）年 「江戸大絵図元禄十二年」（国立国会図書館所蔵、る二 -116、遠近道印作）
松平大蔵、大クラとあるのが富山藩主.

**27 図　江戸図にみる富山藩上屋敷**

④宝永 4（1707）年　：「江戸全圖」（国立国会図書館所蔵、る二 - 68 イ）
松平長門とあるのが富山藩主

27図（続き）江戸図にみる富山藩上屋敷

「上屋敷総絵図」（尊経閣文庫所蔵、8079 旧外）部分
28図　富山藩上屋敷表御門付近-1

「本郷邸図」（尊経閣文庫所蔵、8087）部分
29図　富山藩上屋敷表御門付近-2

（備考）
28・29 図はいずれも富山藩上屋敷表御門が東面している時期を描いた絵図面である。両図とも左端（西）から加賀藩上屋敷・大聖寺藩上屋敷・門（＝惣門）・町屋（講安寺門前町屋）・講安寺と描かれ、惣門から北上すると、大聖寺藩表御門・裏御門（28 図では裏・表の順に記される）、柵御門、富山藩表御門に至る。28 図は、寛政 10（1798）年 8 月に手写されたもので、井戸・水溜桶などの注記があることから、防火を目的に作成された絵図面とされる（『東京大学埋蔵文化財調査室発掘調査報告書 4 山上会館・御殿下記念館地点』第 3 分冊 30 頁、全体写真は同書写真 7 を参照）。富山藩は講安寺境内の北側を借地しているため、富山藩と同寺の地境が借地分を含めた南に描かれている点が特徴である。また、惣門から北上して富山藩表御門に至る道は加賀藩の拝領屋敷内であるため、講安寺との境部分の掛塀は加賀藩が負担している旨が注記されている。同様の注記がある絵図面は「東邸沿革図譜」（『景周先生小著集』、石川県図書館協会、1938 年、154 ～ 5 頁）にも確認される。29 図は、藩邸全体を立体的に描いた珍しい絵図面で、加賀藩に溶姫が入輿した直後の文政 10 ～ 12（1827 ～ 9）年を描く（第 3 分冊 39 頁、全体写真は同書写真 20 を参照）。加賀藩部分と比較して富山藩などの東側はかなりデフォルメされているものの、富山藩上屋敷御殿が崖上に位置することは意識して描かれている。

①東京大学医学部全図

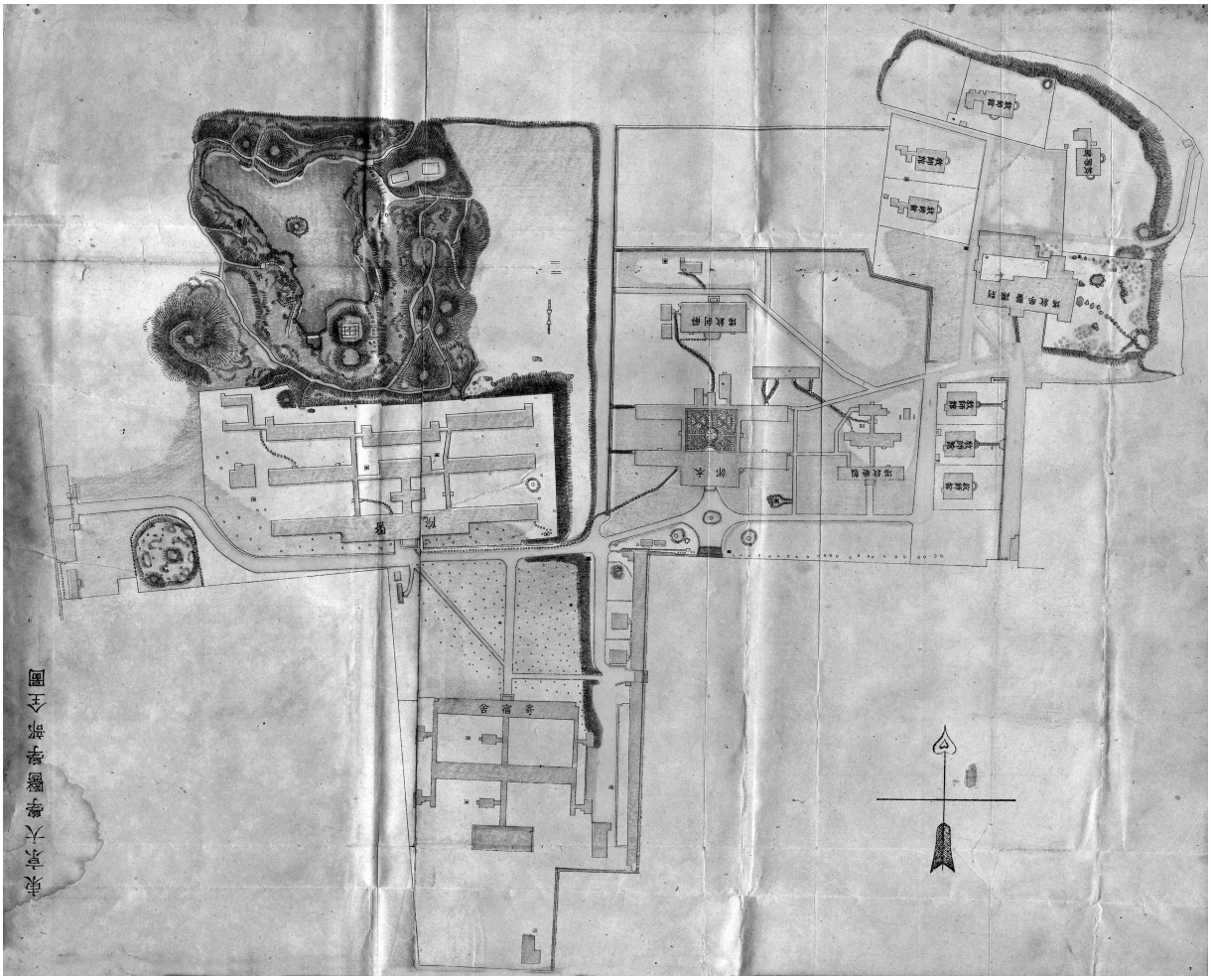


②其四　別課医学教場

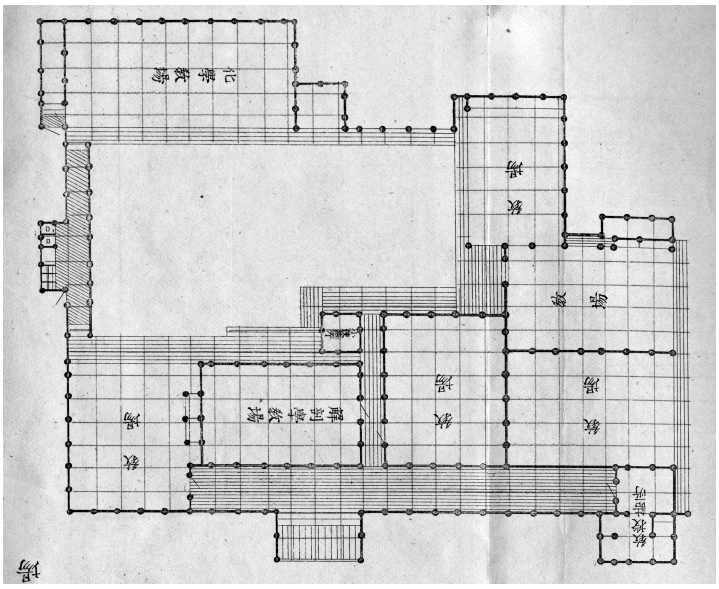

「東京大学医学部一覧　明治 13 ～ 14 年」（東京大学医学図書館所蔵、三宅文庫 1251）

（備考）
①東京大学医学部全図は、明治 13 ～ 4 年の東京大学医学部を描いた絵図である．富山藩上屋敷表御殿は、その後別課医学教場に転用された．①図では無縁坂から北上し別課医学教場へと至る道、別課医学教場、その東の庭園に江戸時代の面影をみることができる．別課医学教場に転用されたのは上屋敷表御殿のうち応接空間であった書院廻りのみで、能舞台は取り払われて中庭のような空隙地とされ、その周囲に教場が 7 つ設けられた

30図　明治以降の旧・富山藩上屋敷部分

## 富山藩江戸屋敷関係事項年表

・編年体の史料集である『越中史料』1～3巻、『加賀藩史料』1～15編・編外備考、『東京市史稿』のほか、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫、富山県立図書館所蔵の同時代あるいは江戸時代中に編さんされた古文書から富山藩江戸屋敷に関係する事項を掲げた。
・富山藩江戸屋敷に関わる事項のうち、a）藩主・藩主家族の生没、家督相続、婚礼などの人生儀礼、b）江戸屋敷の災害、地面の変更、c）藩政の動向、d）公儀役下命や老中招請など幕府との関わりを示すものについてあげた。これらと関連して一部、国元富山、加賀藩、大聖寺藩に関するものも収録している。

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 元和2～3年 | | | 加賀藩3代利常、大久保相模守忠隣邸跡地を下屋敷として得る | 東邸沿革図譜128p |
| 元和3年 | 1617 | | 4/29　加賀藩3代利常2男利次（のちの富山藩主初代）金沢にて誕生 | 寛政譜17-284p、仮51 |
| 元和7年 | 1621 | | 利次、初めて出府し、江戸城大奥へ出入りする | 市川6、前田158 |
| 寛永3年 | 1626 | | 秋　加賀藩領において日照凶作のため、日用人足を江戸へ呼び寄せ、本郷邸（神田下屋敷）の普請を命じる | 三壺聞書192p |
| 寛永4年 | 1627 | | 加賀藩3代利常の子利次・利治（のちの大聖寺藩初代）や利常生母寿福院等、金沢から呼び寄せ本郷邸に居住させる | 三壺聞書192p、東邸沿革図譜128p |
| 寛永8年 | 1631 | | 12/27　利次、元服．従四位下侍従を叙任し、淡路守と称す | 寛政譜 |
| 寛永16年 | 1639 | 初代・利次 | **6/20　加賀藩3代利常、幕府より隠居を許され、嫡男光高が宗家・金沢80万石を相続、2男利次に富山10万石、3男利治に大聖寺7万石を分与、利常は隠居料として小松22万石を領有**<br>※富山藩上屋敷は加賀藩本郷邸内の東11088坪を貸与．上屋敷新築に伴い利常より秀吉造営の聚楽亭を贈与される | 江戸幕府日記8-342p、加2-907p（徳川実紀ほか）前田158 |
| 寛永17年 | 1640 | | 正/12　利次、鳥居忠政娘宗子と婚礼 | 市川6、前田33 |
| | | | 10月　利次、富山へ初入部 | 加2-979p（三壺記ほか）市川6 |
| 寛永21年 | 1644 | | 10月　利次、家中・寺社・町方に対する法令を定める | 前田68 |
| 慶安2年 | 1649 | | 8/2　初代利次2男正甫（のちの2代）富山にて誕生．家老近藤長房方にて養育される | 仮51、前田158 |
| 慶安4年 | 1651 | | 3～8月　利常が着府後、利次邸に仮住まいする<br>※慶安3年3/29の火災により加賀藩本郷邸が全焼したため | 東邸沿革図譜130p |
| 明暦2年 | 1656 | | 3/29　富山に児小姓梶原左内、同役の橋本主殿を討つ（越中富山騒動） | 加3-457p（新山田畔書）三壺聞書317p |
| 万治元年 | 1658 | | 10/12　加賀藩3代利常、小松にて死去．66歳 | 加3-560p（徳川実紀ほか） |
| 万治2年 | 1659 | | 下谷茅町2丁目の地面を購入し抱屋敷とする | 下谷町方書上7 |
| 万治3年 | 1660 | | 7月　加賀藩と所領を交換し、富山城を正式な居城とする<br>※吉川では万治2年 | 加3-897p（改作方勤仕帳）吉川15p、仮51 |
| | | | 12/19　初代利次長女梅子、岡崎藩水野忠春と婚礼 | 吉川7p、前田33 |
| 寛文元年 | 1661 | | 5/1　利次、幕府の許可を受けて富山城を修営する | 市川6、前田232 |
| | | | 6/12　幕府より屋敷を拝領する<br>※下屋敷：浅草本多土佐守下屋敷近所百間四方 | 市史稿市街7-1173p（柳営日次記） |
| 寛文2年 | 1662 | | 4/8　正甫、初めて出府する．5/10初登城．12/27従五位下掃部頭を叙任する | 寛政譜、市川6 |
| 寛文3年 | 1663 | | 下谷茅町2丁目の地面を購入し抱屋敷とする | 下谷町方書上7 |
| 寛文4年 | 1664 | | 4/5　4代将軍徳川家綱より越中婦負郡及び新川郡中10万石の朱印状を受ける<br>※将軍家より初めての領分判物頂戴 | 加4-51p（御判物帳） |
| | | | 9月　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 仮51 |
| 寛文7年 | 1667 | | 下谷茅町2丁目の地面を購入し抱屋敷とする<br>※3筆計283坪1合3夕を通用門として使用．弘化頃に手ばなす | 下谷町方書上7 |
| 寛文8年 | 1668 | | 12/27　正甫、従四位下に昇任し近江守と称する．翌正月大蔵大輔と改称する | 寛政譜、吉川8p |
| 寛文9年 | 1669 | | 4/18　正甫、前橋藩酒井忠挙養女英子と婚礼 | 吉川8p、市川6、前田33 |
| 寛文10年 | 1670 | | 5/18　幕府より徳川綱重家老太田正成の子2人の預りを命じられる（～宝永6年） | 寛政譜、吉川8, 19, 301p |
| 延宝2年 | 1674 | | 7～8月　飛騨・越中両国で国境を争う．8/22幕府老中により裁許 | 加4-406, 413p（袖裏雑記ほか）吉川24p |
| | | | 7/7　初代利次、江戸城にて倒れ同日死去、58才．光厳寺に葬送． | 寛政譜、市川6、前田158 |
| | | | 8/9　2代正甫、代替りに伴い家中に対する法令を出す　※以下省略 | 吉川27p |
| | | 2代・正甫 | **9/4　2代正甫が家督を相続する** | 吉川27p、市川6 |
| | | | 10/28　2代正甫の家督相続祝儀として老中を招請する | 吉川27p、前田132 |
| | | | この年、加賀藩より参勤入用等として銀532貫目の貸与を受ける | 加4-439p（袖裏雑記） |
| 延宝3年 | 1675 | | 閏3/29　富山大火（細野焼）により富山城類焼 | 加4-472p（御日記）吉川29p |
| | | | 8/28　京都・金沢・富山において借銀整理を行う　※計4800貫目 | 吉川30p |
| 延宝4年 | 1676 | | 9/26　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 市川6、前111 |
| 延宝5年 | 1677 | | 8/25　幕府より許可を受けて富山城の修営を行う | 家乗479p、T092.71-6 |
| 延宝6年 | 1678 | | 5/27　2代正甫2男利興（のちの3代）富山にて誕生　※寛政譜では延宝8年 | 家乗509p、仮51 |
| 延宝8年 | 1680 | | 5/14　4代将軍家綱死去につき、幕府より寛永寺までの道筋警衛を命じられる | 吉川44p |
| | | | 10/27　財政難により家中に対し借知を命じる | 吉川47p |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 延宝9年 | 1681 | 2代・正甫 | 6/28　幕府より高田城の請取を命じられる<br>※富山藩にとって公儀軍役による初出兵で7万石の軍役に准じてつとめた（7/19～8/12）このとき、豪商吉野屋慶寿が13,000両を調達する | 加4-646p（葛巻昌興日記ほか）<br>吉川55p、前150, 235、富80 |
| 天和元年 | | | 11/5　引続き家中に対し借知を命じる | 吉川64p |
| 天和2年 | 1682 | | 4/29　幕府より火消役を命じられる | 吉川73p |
| | | | 6/16　財政簡略のため、家中に暇を命じる　※6/29, 7/10, 12, 16, 19, 20にも | 吉川73p |
| | | | 12/28　白山より出火（八百屋お七火事）上屋敷全焼<br>※加賀藩・大聖寺藩上屋敷も全焼<br>「御屋敷之御蔵不残焼失、御秘蔵之御道具共不残、尤御手道具も皆々焼失之由、御衣服御土蔵・あら物蔵此二つは残り申由也」（吉川）<br>※作事所御大工4人、町大工10人桶屋5人を江戸へ派遣、吉野屋慶寿に出府を命じ買上材木代など36,000両余を調達させる | 吉川77p、富80 |
| 天和3年 | 1683 | | 3/15　加賀藩黒多門邸が廃止され、講安寺との地境に道をつけかえる | 加4-703p（袖裏雑記） |
| 貞享元年 | 1684 | | 10/12　江戸御作事小人3人、谷中にて喧嘩 | 吉川96p |
| 貞享2年 | 1685 | | 11/29　加賀藩と富山藩との屋敷境に杭を打つ | 参議公年表2 |
| 貞享3年 | 1686 | | 4/15　上屋敷御子様方部屋御殿等の作事を命じる<br>※6/12までに普請方地形終了．6/21釿初、7/18御部屋柱建、19石搗、29御部屋棟上、9/12新座敷にて給仕稽古、13振舞方役所を建てる | 吉川100p |
| | | | 7/14　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 吉川101p |
| | | | 9/16　客（表19人勝手16人又勝手20人御用聞町人10人余）を招請し能興行を行う | 吉川101p |
| 貞享4年 | 1687 | | 3/15　利興、初めて出府する<br>※3/25着府、この時弟利由も同道．その後正甫は5/13江戸発駕 | 加4-865p（富永数馬覚書）<br>吉川104p |
| 貞享5年 | 1688 | | 2/8　作事所が上屋敷御座敷所の見積を提出する　※2,896両3歩 | 吉川107p |
| 元禄元年 | | | 12月　大聖寺藩と風呂屋明地166坪余を交換する | 頭書65p |
| 元禄2年 | 1689 | | 3月　上屋敷が再建される<br>「二年三月江戸邸を造築せらる、是の地は天和二年焼失の跡也」 | 家乗491p |
| 元禄3年 | 1690 | | 7/9　講安寺よりはじめて637坪余を10年賦、68両余で借地する | 吉川115p |
| | | | 11/11　正甫5男利隆（のちの4代）富山にて誕生 | 仮51 |
| 元禄4年 | 1691 | | 正/29　上屋敷仮御厩より出火、3尺四方焼失<br>「御上屋敷仮御厩屋ね出火三尺四方程焼上り候之処早速消申候」（吉川）<br>「正甫朝臣御屋敷之内仮御厩少々焼失」（参議公年表） | 吉川119p、参議公年表8 |
| | | | 8/28　正甫、日蓮宗に改宗し大法寺の檀家となる<br>※以後、富山藩主の菩提所は光厳寺・大法寺の2寺となる | 吉川122p |
| 元禄5年 | 1692 | | 5/16　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 参議公年表9 |
| 元禄7年 | 1694 | | 12/18　利興、従五位下長門守を叙任する | 吉川135p、参議公年表11 |
| 元禄8年 | 1695 | | 4/1　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 吉川138p、参議公年表12 |
| 元禄9年 | 1696 | | 9/2　幕府より増上寺本堂・惣廻り矢来の御手伝普請を命じられる<br>※加賀藩より才覚金を借用 | 吉川144p、中川長定覚書97 |
| 元禄10年 | 1697 | | 11/3　家中に対して借知を命じる | 吉川151p |
| 元禄11年 | 1698 | | 9/6　京橋南3丁目鍋町より出火、下屋敷北側の長屋1筋を残し全焼<br>「此方様御下屋敷焼失北之方長屋一筋斗残り候、明暦三酉年以来之大火事也」<br>※無縁坂まで焼失．屋敷が危険なため姫君を本郷本妙寺へ避難させる．病中の正甫の避難準備を進めたところで風向きが変わり上屋敷は被害なし | 吉川154p |
| | | | 11/12　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 参議公年表15 |
| | | | 12/10　石町2丁目よりの火事で幕府より駆付を命じられる（奉書火消） | 吉川156p |
| 元禄12年 | 1699 | | 8/26　講安寺より600坪を10年賦、75両にて借地する<br>※弘化頃に手ばなす | 吉川115, 160p |
| 元禄14年 | 1701 | | 9月　下屋敷御殿を再建する　※9/10地鎮祭、9/25石搗・柱建祝儀、10/6棟上 | 吉川173p |
| 元禄15年 | 1702 | | 2/7　加賀藩上屋敷に将軍綱吉の御成御殿を建設するため、富山藩上屋敷内の小屋（「馬場通りより西之方境御門向の御小屋」）を貸し出す<br>※2/17加賀藩借用部分との間に仕切を設置．6/3返却 | 吉川176, 181p |
| | | | 4/26　将軍綱吉、加賀藩上屋敷に御成<br>※富山藩においても供の大名家中用の料理100人前、赤飯2石、餅菓子6、700人前用意するが小人目付ら68人のみが来邸．用意した料理は屋敷中、妻子持ちに配る | 吉川180p、御用番方留帳16 |
| 元禄16年 | 1703 | | 1/26　財政簡略のため家中に暇を命じる | 吉川186p |
| | | | 4/8　家中に対して借知を命じる | 吉川188p |
| | | | 11/23　地震により上屋敷・中屋敷が破損する<br>「当御屋敷も所々壁落、張付損し、塀之壁落、御中屋敷山田弥左衛門居宅大破」 | 吉川194p |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 元禄16年 | 1703 | 2代・正甫 | 11/29　水戸藩上屋敷八重姫御守殿より出火（水戸様火事）上屋敷全焼<br>※加賀藩・大聖寺藩上屋敷も全焼<br>「先月二十九日酉之刻小石川水戸宰相様御屋敷八重姫君様御守殿より出火（略）二十九日より十二月三日の朝まて焼る、四十五年以前明暦三年之大火事より去月十八日(ママ)今度之火は多候由申来候（略）江戸御屋敷御類焼、当御屋敷廻り並飛騨守様ともに不残、上之御屋敷より板囲に被仰付候」（吉川）<br>利興は千住廻りで下屋敷に避難する | 加5-640p（政隣記ほか）吉川194p |
| 宝永元年 | 1704 | | 11/9　家中に対して借知を命じる | 吉川203p |
| | | | 11/22　幕府より所々火消役（湯島聖堂）を命じられる（～翌1/5） | 吉川203p |
| 宝永2年 | 1705 | | 1/5　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる | 吉川204p |
| 宝永3年 | 1706 | | 2/15　利興疱瘡にかかり、綱紀が見舞に訪れる　※2/16･17も | 吉川215p |
| | | | 4/19　2代正甫が富山にて死去、58才．大法寺に葬送 | 加5-722（政隣記）吉川222p、御用番方留帳21 |
| | | 3代・利興 | **6/6　3代利興が家督を相続する** | 吉川227p、御用番方留帳21 |
| | | | 8/27　財政簡略のため家中に暇を命じる　※10/21も | 吉川232p |
| | | | 8/30　利興、上屋敷の再建を命じる | 吉川232p |
| | | | 10/24　財政簡略のため江戸在住の家中に富山への引越を命じる | 吉川236p |
| | | | 12/19　利興、従四位下に昇任する | 吉川237p |
| 宝永4年 | 1707 | | 2/3　上屋敷台所・御部屋の普請が始まる<br>※2/14利興、櫓より作事見分、2/16建方、21棟上、23御門建方、25御門棟上、30玄関屋根の唐破風葺完成、4/26御門普請完成 | 吉川239p |
| | | | 4/1　御門・掛塀修理につき、加賀藩作事御門の使用を願い出て許可される（3/30～4/26）4/1より加賀藩御歩横目が見廻りをつとめる | 御用番方留帳22 |
| | | | 4/27　利興、上屋敷へ移徙する | 吉川244p、御用番方留帳22 |
| | | | 4/29　3代利興の家督相続祝儀として老中を招請する<br>※3/6老中招請のさいの給仕の面々、富山より到着 | 吉川242p、中川長定覚書130、前田132 |
| | | | 11/23　富士山噴火（宝永噴火）により、1寸4、5分の降灰あり<br>「今月二十三日江戸表大に震動す、未の刻一矢如闇、其上砂降候て所々より壱寸四五分積り申由、及暮震動強、砂も多く降、戸立具はつれ申所も有之、前代未聞之変事也」 | 吉川256p |
| | | | 12/14　財政簡略のため家中に暇を命じる　※12/28も | 吉川263p |
| 宝永6年 | 1709 | | 1/13　幕府より所々火消役（護持院）を命じられる | 吉川297p |
| | | | 2/16　大聖寺新田藩前田利昌、寛永寺恵恩院にて織田秀親を刺殺．その事後処理のため利興、家老小塚将監、医師が織田家へ赴く．2/21利興、月番老中に招かれ利昌の拝領屋敷〈茅町・板橋〉を返上するよう命じられる | 吉川299p、御用番方留帳26 |
| | | | 10/28　加賀藩5代綱紀の在国中、近所火災時に松姫御守殿へ駆付るよう命じられる | 御用番方留帳27 |
| 宝永7年 | 1710 | | 2/16　家宣将軍宣下の祝儀として老中を招請する<br>※宝永6年9/27老中招請が来年に延期．2/13加賀藩より御門内警護足軽を雇入る | 吉川304p、御用番方留帳28、前田132 |
| | | | 4/2　利興、大聖寺藩前田利直娘富紀子と婚礼<br>※宝永6年8/11婚約、3/29結納、4/4聟入 | 吉川306p、御用番方留帳28、前田33, 132 |
| 正徳2年 | 1712 | | 3/11　利興正室富紀子（心光院）死去、広徳寺に葬送 | 参議公年表36 |
| 正徳3年 | 1713 | | 5/2　幕府より増上寺方丈修復の手伝普請を命じられる（～11月）<br>※人員提供．加賀藩より才覚金を借用する | 吉川306p、中川長定覚書97、前田158 |
| 正徳4年 | 1714 | | 1/19　下谷方面で火災のさいの避難経路について加賀藩と申し合わせる<br>※富山藩の境に御門がないため非常時は塀を打ち破って通行 | 参議公年表40 |
| | | | 2/7　富山城本丸御殿が焼失する | 吉川306p |
| | | | 10/20　根津宮永町より出火、上屋敷下谷通りの長屋3筋焼失　※加賀藩による消火<br>「綱紀公酉克過御中屋敷御出馬三ノ手御人数御先エ罷越酉下克御上屋敷エ被為入、御居宅辺御乗廻、尤御近隣火消一番二番共ニ下谷辺ニ罷出、利興朝臣下谷通ノ御長屋エ火移、二ノ手三ノ手御人数被遣、御両公共ニ利興朝臣御屋敷エ被為入、三筋焼失消留亥克過鎮ル」（参議公年表） | 加6-14p（政隣記）参議公年表41 |
| 正徳6年 | 1716 | | 2/3　利興、加賀藩松姫御守殿新露地から泉水を採取する樋を通すことを許可される | 参議公年表44 |
| 享保2年 | 1717 | | 1/2　下谷茅町永昌寺より出火、上屋敷下長屋2筋、作事小屋が類焼<br>※加賀藩による消火<br>「下谷茅町利興朝臣裏御門前小家ヨリ出火及大火（略）利興朝臣御屋敷江被為入御書院通御露地江被為入、御下知ニテ防之、利興朝臣下長屋二筋御作事小屋等焼失」（参議公年表）<br>「正月2日永昌院より出火、下タ御長屋焼失に付、宰相様若狭守様御出馬」（吉川） | 吉川319p、参議公年表46、前田158 |
| | | | 4/3　根津権現祭礼における神馬差出を免除（榊原・立花・富山前田・石川家） | 吉川322p |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 享保2年 | 1717 | 3代・利興 | 6/9　小伝馬町3丁目より出火、下屋敷全焼<br>「六月九日辰の刻小伝馬町三丁目より出火（略）此方様御下屋敷御類焼（略）御下屋敷は内外不残焼失す」 | 吉川326p |
| | | | 10/14　幕府より方角火消役（水道橋～浅草橋迄北）を命じられる（～享保3年3/10） | 吉川330～5p、参議公年表47 |
| 享保3年 | 1718 | | 7/21　吉宗将軍宣下の祝儀として老中を招請する | 参議公年表49 |
| 享保5年 | 1720 | | 3/27　日本橋南3丁目箔屋町より出火、下屋敷辻番所、足軽小屋2軒類焼<br>「三月二十七日未之刻日本橋三丁目はくや町より出火（略）此方様辻番所、御屋敷之内足軽小屋弐軒焼失」（吉川） | 加6-188p（政隣記）吉川351p |
| | | | 3/29　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 吉川351p |
| 享保6年 | 1721 | | 3/3　三河町より出火、下屋敷類焼<br>「今日午刻三河町より出火、風烈敷千住町端迄七十町余焼失（略）長門守様御下邸去年之焼跡、井上筑後守殿、立花殿、佐竹殿等」（政隣記）<br>※飛び火し上野黒門町、茅町も焼失のため、加賀藩より綱紀・吉徳が駆付 | 加6-223p（政隣記）参議公年表55 |
| | | | 3/6　上屋敷御貸小屋を加賀藩のために当分貸し出す（～7/21）<br>※3/4牛込木津屋町よりの出火で加賀藩中屋敷が類焼．3/5に利興が帰城し上屋敷が無人となるため | 加6-226p（政隣記）参議公年表55 |
| | | | 閏7/2　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 中川長定覚書64 |
| 享保7年 | 1722 | | 4/21　2代正甫6女為子、七日市藩前田利理と婚礼 | 参議公年表57、中川長定覚書74、前田33 |
| | | | 8/18　幕府より利興の帰城が許可される<br>※11/23に来春まで在府延長願、以降帰城なし | 中川長定覚書77 |
| 享保8年 | 1723 | | 1/晦日　利興が上屋敷内の3間×5、6間の土蔵内窟室に引き籠る一件がおきる | 浦畑論文 |
| 享保9年 | 1724 | | 閏4/21　加賀藩より足軽以下5、600人の給金支払のため2,000両を借用する<br>※5/9に家中に対する8ヶ月扶持未払いを理由に893両を追加借用 | 中川長定覚書96 |
| | | | 5/9　加賀藩5代綱紀、江戸にて死去 | 加6-379p（政隣記ほか） |
| | | 4代・利隆 | **7/18　3代利興隠居、4代利隆が家督を相続する**<br>※6/22利隆富山発、利興は長門守と改める．利興隠居後の住居を上屋敷内に設ける | 寛政譜、吉川369p、中川長定覚書99、前田158 |
| | | | 9/6　利隆、従五位下出雲守を叙任する　※加賀藩より叙爵入用銀2550両借用 | 寛政譜、中川長定覚書103 |
| | | | 9/15　2代正甫4女家子、安房勝山藩酒井忠篤と婚礼　※12/26和談離縁 | 中川長定覚書107、前田33 |
| 享保10年 | 1725 | | 正/8　役儀不行届により家老近藤主計・小塚将監らに蟄居を命じる | 吉川373～4p |
| | | | 12/18　利隆、従四位下に昇任する | 寛政譜、吉川379p |
| 享保11年 | 1726 | | 2/6　4代利隆の家督相続祝儀として老中を招請する<br>※加賀藩より給仕人8人を雇う | 吉川380p、中川長定覚書130、前田132 |
| | | | 3/2　利隆、隠居した利興の住まいを北に曳き家する | 中川長定覚書131 |
| | | | 12/25　2代正甫4女家子、出羽松山藩酒井忠英と婚礼 | 前田33, 132 |
| 享保12年 | 1727 | | 8/23　財政簡略のため家中末々数十人に暇を出したい旨、加賀藩へ伺いを出す | 中川長定覚書152 |
| | | | 12/14　幕府より方角火消役（桜田組）を命じられる<br>※人不足のため加賀藩に加勢を依頼 | 中川長定覚書160 |
| 享保14年 | 1729 | | 9/21　幕府より火消役を命じられる<br>※人不足のため加賀藩に加勢を依頼する | 中川長定覚書180 |
| | | | 12/11　4代利隆長男利幸（のちの5代）富山にて誕生 | 仮51 |
| 享保15年 | 1730 | | 1/11　池之端七軒町明石屋半右衛門より出火、上屋敷下長屋残らず焼失<br>「備後守様御上邸下小屋共不残御焼失、表御門并霊臺院様御門は残る、御同人様御中邸之内同御長屋半分程焼失、出雲守様御上邸之内下御長屋ハ不残焼失、此方様御上邸御殿は不残御焼失、南御門続き并会所外御長屋、御居宅続八筋御長屋之内二筋、御歩小屋続并谷小屋・西小屋、六丁目御物見、南会所之向御長屋一筋、南御通町南御門之方十四・五軒計相残、御土蔵は中之口向之新御土蔵一ツ焼、其外は残る、暮六時過鎮火」 | 加6-700p（政隣記ほか） |
| | | | 2/29　中屋敷の名義を家中山田弥左衛門より松平出雲守抱屋敷に変更する | 吉川396, 402～3p |
| 享保18年 | 1733 | | 5/19　3代利興が江戸にて死去、56歳．大法寺に葬送<br>※加賀藩より利興の富山移送費用として2000両を借用する | 加6-823p（政隣記）吉川408p、中川長定覚書190、前田132 |
| 元文2年 | 1737 | | 8/10　幕府より寛永寺本坊御手伝普請を命じられる　※12/28完成 | 政隣記41p、吉川414p |
| | | | 10/19　4代利隆4男利興（のちの6代）富山にて誕生 | 仮51 |
| 元文3年 | 1738 | | 1/29　講安寺門前町家より出火、上屋敷長屋類焼<br>「江戸無縁坂講安寺門前町家ヨリ出火、同寺、造酒丞様御本家并御長屋、出雲守様御長屋迄十五筋、此方様割場・御作事所・火消道具置所御類焼、午上刻出火、未刻鎮火」 | 政隣記56p |
| 元文4年 | 1739 | | 8/5　富山藩上屋敷上御長屋と加賀藩上屋敷境塀に加賀藩より御門が設けられる | 吉川424p、江戸毎日帳早繰53 |
| 寛保2年 | 1742 | | 3月　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6 |
| | | | 利幸の部屋御殿を設ける | 由緒書296p、市川6 |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 寛保3年 | 1743 | 4代 | 幕府より方角火消役（大手組）を命じられる | 市川6 |
| | | | 9月　利幸、初めて出府する．10/15初登城、12/21従五位下主計頭を叙任する | 寛政譜、仮51 |
| 延享元年 | 1744 | | 12/20　4代利隆が富山にて死去、55歳．大法寺に葬送． | 加7-252p（政隣記）寛政譜、前田164 |
| 延享2年 | 1745 | 5代・利幸 | **2/13　5代利幸が家督を相続する．**出雲守と改める．閏12/16従四位下に昇任する | 寛政譜、仮51 |
| | | | 幕府より方角火消役（桜田組）を命じられる | 市川6 |
| 延享3年 | 1746 | | 4/2　5代利幸、加賀藩前田吉徳娘総子と婚礼<br>※延享2年9/13婚約．延享3年正/22結納．4/4聟入式．4/6舅入式 | 加7-321, 338, 345, 358p（政隣記）前田33 |
| 延享5年 | 1748 | | 朝鮮通信使来朝にさいし、幕府より遠州舞坂まで乗馬4疋を出すよう命じられる | 市川6 |
| 寛延2年 | 1749 | | 4/25　4代利隆3女隆子、大聖寺藩前田利道と婚礼 | 前田33 |
| 寛延3年 | 1750 | | 12/27　奥御殿乗物置場より出火、総姫附役人の住む上屋敷下小屋が類焼<br>「旧臘廿七日暁七半時、出雲守様御広式御乗物置所より出火、茅町両頬百五十軒計池之端之方江焼抜、御附御用人以下之下小屋も類焼、御附物頭並福田新左衛門御貸長屋は残、朝四時頃鎮火」 | 加7-636p（政隣記） |
| 寛延4年 | 1751 | | 4/27　4代利隆6女藝子、高家旗本前田長教と婚礼 | 前田33 |
| | | | 9/22　4代利隆4女幸子、伊勢久居藩藤堂高雅と婚礼 | 前田33 |
| 宝暦8年 | 1758 | | 7月　富山藩士前田利寛ら勤王をはかる | 前田5 |
| 宝暦11年 | 1761 | | 3/16　5代利幸長男利久（のちの7代）富山にて誕生 | 仮51 |
| 宝暦12年 | 1762 | | 9/4　5代利幸が富山にて死去、34歳．大法寺に葬送 | 寛政譜、前田164 |
| | | 6代・利與 | **11/11　6代利與が家督を相続する．**10月利與初出府、12/18従五位下出雲守を叙任する | 寛政譜、仮51、市川6 |
| 宝暦13年 | 1763 | | 2/10　幕府より日光東照宮御霊屋・奥院の修繕を命じられる（～明和元年5月）<br>※加賀藩より合力銀借用．利與も8・10月に日光に出向く | 加8-281p（泰雲公御年譜ほか）江戸幕府日記7、仮51、市川6 |
| | | | 8月　利久、6代利與の嗣子となる | 仮51 |
| | | | 12/18　利與、従四位下に昇任する | 寛政譜、市川6 |
| 明和3年 | 1766 | | 1/2　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6 |
| 明和4年 | 1767 | | 12/22　6代利與長男利謙（のちの8代）江戸にて誕生 | 仮51 |
| 明和8年 | 1771 | | 10/18　根津宮永町より出火、上屋敷下長屋6筋、土蔵1ヶ所、裏門1ヶ所類焼<br>「出雲守様御屋敷之内、下長屋六筋・御土蔵一ヶ所・御裏門一ヶ所御類焼、御本宅御別事無之」（前田貞一手記） | 市史稿変災4-995p（年代炎上鑑）前田貞一手記 |
| | | | 12/1　大聖寺藩前田利道8男利幹（のちの9代）江戸大聖寺藩邸にて誕生 | 仮51 |
| 明和9年 | 1772 | | 2/29　目黒行人坂より出火、下屋敷全焼 | 栗三論文 |
| | | | 3月　幕府より所々火消役（上野寛永寺）を命じられる （～5月） | 家乗539p |
| 安永2年 | 1773 | | 6月　富山に藩校廣徳館を設立 | 前80 |
| | | | 11月　幕府より飛州騒動にさいし西猪谷までの出兵を命じられる（～翌2月）<br>※総勢1400人 | 加8-930（大梁公手記ほか）前234、市川6 |
| 安永3年 | 1774 | | 4/8　利久、初めて出府する | 市川6 |
| 安永4年 | 1775 | | 5/20　幕府より甲州河川普請手伝いを命じられる　※人員提供 | 江戸幕府日記33、市川6 |
| 安永6年 | 1777 | 7代・利久 | **11/8　6代利與隠居、7代利久が家督を相続する．**利與は淡路守と改める | 寛政譜、市川86、市川6 |
| | | | 12/18　利久、従五位下出雲守を叙任する | 寛政譜、市川6 |
| 安永8年 | 1779 | | 4月　幕府より方角火消役（大手組）を命じられる | 市川6 |
| | | | 12/16　利久、従四位下に昇任する | 市川6 |
| 天明4年 | 1784 | | 4/26　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 家乗550p |
| 天明5年 | 1785 | | 富山・西田地方神明社に幕府小普請方大工棟梁溝口氏由来の麁香神社を勧請する | 越中史料2-378p（神社古事抜書） |
| | | | 11/23　5代利幸長女春子、伊勢亀山藩石川総博と婚礼 | 前田33、市川75 |
| 天明6年 | 1786 | | 2/11　5代利幸2女豊子、大聖寺藩前田利物と婚礼 | 前田33 |
| 天明7年 | 1787 | | 6/4　6代利與の行状に関して加賀藩上屋敷東御門続饗応所出窓に投書あり | 加9-904p（袖裏雑記） |
| | | | 8/7　7代利久が江戸にて死去、27歳．大法寺に葬送． | 寛政譜、市川6 |
| | | 8代・利謙 | **9/29　8代利謙が家督を相続する．**8月養子許可．12/18従五位下出雲守を叙任する | 寛政譜 |
| 寛政元年 | 1789 | | 3/28　幕府より美濃・伊勢両国河川改修の手伝いを命じられる<br>※5/25完成．代金納 | 家乗555p、江戸幕府日記1 |
| | | | 6/14　領内が洪水被害を受ける　※11/15幕府より5,000両を拝借する | 家乗555p、江戸幕府日記3 |
| | | | 9月　家中に対して半知借上を命じる | 家乗555p |
| | | | 12/16　利謙、従四位下に昇任する | 市川6 |
| 寛政4年 | 1792 | | 正/13　6代利與長女恒子、丹波柏原藩織田信應と婚礼 | 前田33 |
| | | | 正/23　利謙、萩藩毛利重就娘長子と婚礼 | 前田33, 130 |
| 寛政5年 | 1793 | | 10/25　講安寺借地内の長柄小者御貸小屋より出火、長屋12筋・御厩焼失<br>「火事所出雲守様御借地御囲之内、御長柄小者へ御貸長屋より出火に付、為防候処、御長屋十二筋並御厩は焼失、其外は防留之」（政隣記）<br>「五年十月二十五日江戸邸長柄者小屋火を失し殿宇全焼」（家乗） | 加10-465p（政隣記）家乗557p、仮51 |
| 寛政6年 | 1794 | | 7/12　不忍池辺で発生した旋風により上屋敷破損 | 加10-561p（政隣記） |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 寛政6年 | 1794 | 8代・利謙 | 8/22　6代利興が江戸にて死去、58歳．光厳寺に葬送 | 加10-571p（政隣記）寛政譜 |
| 寛政8年 | 1796 | | 2/6　幕府より江戸城西丸大奥の手伝普請を命じられる　※人員提供 | 家乗558p、江戸幕府日記71 |
| 寛政11年 | 1799 | | 12/30　上屋敷内御馬飼料所（東の方長屋続き馬建際の物置）より出火、3間四方焼失「火事所は出雲守様御上邸之内御馬飼料所より出火、三間四方計燃立候処」（政隣記）<br>「且又聞番より伺之趣左之通、今暁七時前私居屋敷之内東之方長屋続馬建際従物置出火仕、一間四方程焼抜候之処、早速鎮火仕類焼無御座候」（筆のまにまに） | 加10-934p（政隣記・筆のまにまに） |
| 寛政12年 | 1800 | | 3/1　8代利謙2男利保（のちの10代）江戸にて誕生 | 仮51 |
| 享和元年 | 1801 | | 4/19　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6 |
| | | | 8/26　8代利謙が江戸にて死去、35歳．光厳寺に葬送 | 加11-61p（御触留）仮51 |
| | | 9代・利幹 | **10/12　9代利幹が家督を相続する**　※8/25養子許可、8/27移徙 | 市川6, 7、前田33 |
| | | | 12/9　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6, 7 |
| | | | 12/16　利幹、従五位下淡路守を叙任する | 市川6 |
| 享和3年 | 1803 | | 5/10　幕府より関東筋川々御手伝普請を命じられる　※代金納 | 町吟味所御触留477p、市川6, 7 |
| | | | 12/16　利幹、従四位下に昇任する | 市川6 |
| 文化4年 | 1807 | | 4/14　池之端七軒町裏より出火、中屋敷半分程焼失（富山藩ヵ大聖寺藩ヵ）<br>「八ツ半時頃七軒丁裏ゟ出火、淡路守様御中屋敷地ノ方半分程御焼失 | 日記抜書31 |
| 文化5年 | 1808 | | 6/14　幕府より方角火消役（大手組）を命じられる<br>※10/2富山城下領分洪水被害のため免除 | 市川6 |
| | | | 11月　財政難により今後3年間、平日供立の人数を減少する | 加11-768p（諸事覚書） |
| | | | 12/18　幕府より蝦夷地臨時出兵のための準備を命じられる（～文政4年） | 市川7、前田80, 94 |
| 文化7年 | 1810 | | 3月　初代利次を祀り國玉社とする<br>※のちに富山山王町神明社、柳町天満宮に合祀．明治6年於保多神社と改称 | 仮51 |
| | | | 4/29　利幹、8代利謙娘勝子と婚礼　※4/15結納 | 市川6 |
| 文化8年 | 1811 | | 閏2月　利保を9代利幹嫡子と届け出る | 仮51 |
| 文化10年 | 1813 | | 12/14　9代利幹3女銓姫、加賀藩前田斉泰と婚約　※翌文化11年6/13銓姫死去 | 加12-349p（政隣記）前田33 |
| 文化11年 | 1814 | | 3/21　利幹、高崎藩松平輝延養女庸子と婚礼<br>※文化13年7/12庸子病気につき離縁 | 前田33, 130、市川6 |
| 文化12年 | 1815 | | 2/15　利保、初めて登城する．文化13年11月元服 | 市川6 |
| 文化13年 | 1816 | | 9/28　8代利謙2女榮子、対馬藩宗義質と婚約<br>※文化10年12/14婚約、文化13年9/16結納 | 市川6 |
| 文化14年 | 1817 | | 12/16　利保、従五位下出雲守を叙任する | 市川6 |
| 文政3年 | 1820 | | 11/9　利保婚礼に伴い、下屋敷へ引越す　※11/18御鈴口完成 | 市川55 |
| | | | 12/2　利保、広島藩浅野斉賢娘久美子と婚礼　※文化8年3/27婚約、11/2結納 | 市川6, 55 |
| | | | 12/16　利幹、従四位下侍従に昇任する | 市川6 |
| 文政5年 | 1822 | | 4/20　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6, 7 |
| | | | 11/11　利幹、加賀藩主前田斉泰の家督相続のさい、斉広の名代をつとめる | 加13-222p（三守御譜ほか） |
| 文政6年 | 1823 | | 2/18　利幹、幕府老中水野出羽守役宅にて、加賀藩主前田斉泰と将軍家斉娘溶姫の婚約という将軍内意を得る | 加13-286p（斉広様御伝略等之内書抜） |
| | | | 2/23　幕府より関東筋川々御手伝普請を命じられる<br>※加賀藩より助成を受ける | 加13-303p（諸事留牒）市川6, 7 |
| | | | 4/4　幕府より加賀前田家へ溶姫嫁下につき、利幹も当冬まで富山帰城延期を命じられる | 市川7 |
| 文政7年 | 1824 | | 12/16　利保、従四位下に昇任する | 市川6 |
| 文政8年 | 1825 | | 12/9　加賀藩北之御居宅からの出火により上屋敷全焼<br>「当月九日夜、江戸表北之御居宅より出火、折節北風烈敷、右御居宅且御長屋御門迄も不残焼失、隅之御居宅御長屋御門も焼失、其外御土蔵等御貸小屋も無別条、四半時頃火鎮候由、且又淡路守様御屋敷へ火移り、御屋形并御下長屋御囲廻も不残御類焼、備後守様御下長屋之内も焼失之由」（官私随筆） | 加13-625p（官私随筆ほか） |
| 文政9年 | 1826 | | 12/16　上屋敷御殿の棟上が行われる | 町吟味所御触留626p |
| 文政10年 | 1827 | | 4/17　富山より利幹の子（利阜・利民・利親）を出府させる | 市川6 |
| 文政11年 | 1828 | | 7/20　利幹7男利愛を七日市藩前田利和養子とする ※天保9年3月和談離縁 | 前田33、市川6 |
| | | | 11/16　9代利幹2女鋭子、秋田藩佐竹義厚と婚礼<br>※文化10年5/16婚約、文政11年9/21結納 | 前田33、市川6, 75 |
| 文政12年 | 1829 | | 正/3　大名小路において利保供廻りの者と幕府老中青山忠裕嫡子忠良の陸尺が喧嘩 | 越中2-122p（大名小路事件）<br>市川103 |
| 文政13年 | 1830 | | 4/28　利幹次男利阜、豊後府内藩松平近訓の聟養子となり引越す | 前田33、市川6 |
| 天保2年 | 1831 | | 4/12　富山大火（濱田焼け）により、富山城類焼 | 加14-120p（官私随筆ほか） |
| | | | 7/27　富山大火により幕府から5000両を拝借する | 富山藩諸事日加意 |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 天保2年 | 1831 | 9代・利幹 | 12/11　9代利幹4女錦子、大洲藩加藤泰幹と婚礼<br>※文政2年松平定信養女となる．天保2年11/12結納 | 前田33、市川6 |
| 天保3年 | 1832 | | 9月　富山城本丸において仮御殿完成、近藤丹後仮住居より移徙 | 富山藩諸事日加意 |
| 天保4年 | 1833 | | 大坂町人・石田小右衛門による財政改革改革開始 | 富95 |
| | | | 6月　四面石が設置される<br>※その後、四面石台座は加賀藩心字池傘御亭跡に移転．現存 | 四面石碑文 |
| 天保5年 | 1834 | | 2/1　利保6男利友（のちの11代）江戸にて誕生 | 仮51 |
| | | | 3月　財政簡略のため、9代利幹6男利威を江戸から富山へ引っ越させる | 前田192 |
| | | | 10/25　財政改革をめぐり家老蟹江監物らに隠居御咎を命じる | 前田191 |
| 天保6年 | 1835 | | 2/17　10代利保7男利聲（のちの12代）江戸にて誕生 | 仮51 |
| | | | 8/28　10代利保正室久美子ら上屋敷に移徙する | 前田192 |
| | | 10代・利保 | **10/19　9代利幹在国のまま病気隠居願を提出し許可、10代利保が家督を相続する** | 加14-609, 617, 619p（富山表江御名代一件ほか）前田232 |
| 天保7年 | 1836 | | 4/16　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 市川6, 7 |
| | | | 7/12　9代利幹5女諠子、龍野藩脇坂安坦と婚礼 | 前田33、市川6 |
| | | | 7/26　9代利幹が富山にて死去、66歳．大法寺に葬送 | 加14-683p(諸事要用雑記)市川6 |
| 天保8年 | 1837 | | 4/13　財政向省略のため、利保側室の子（のちの11代利友、12代利聲、釿之丞）を富山に引っ越させる | 前田192 |
| 天保9年 | 1838 | | 正/19　財政改革をめぐり家老近藤丹後、近藤主馬を罷免する | 前田191 |
| | | | 4/22　幕府より方角火消役（桜田組）を命じられる | 家乗587p |
| | | | 5/23　9代利幹7男利豁、七日市藩前田利和の養子となり引越す | 前田33 |
| | | | 12/16　利保、侍従に昇任する | 家乗588p、仮51 |
| 天保10年 | 1839 | | 4/19　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる（～8/4） | 家乗、市川7 |
| | | | 8/3　幕府より江戸城西丸普請御用金上納を命じられる<br>※15,000両のうち加賀藩より8,000両の助成を受ける | 加15-91p（成瀬正敦日記）市川7 |
| 天保14年 | 1843 | | 4月　財政簡略のため、江戸定府の藩士に対し富山への引越しを命じる | 前田14 |
| | | | 春以前　池之端（上屋敷ヵ）に薬草園を設け萬香園と名付ける<br>「弘化の初め利保池の端の邸内に於て数千歩を開き以て本草綱目の花檀を創設せしが、未だ数年を出でずして火災に罹り灰滅したり、因て巣鴨に移り復た数千歩の植物園を開く」（前田利保行略） | 越中2-114p（前田利保行略）<br>萬香園裡花壇綱目1 |
| 天保15年 | 1844 | | 4/26　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる（～弘化2年4/28） | 家乗593p、市川7 |
| | | | 利保、巣鴨に抱屋敷（4,000坪＋900坪）を取得する | 府内場末其外往還沿革図書 |
| 弘化2年 | 1845 | | 6/8　幕府より江戸城本丸普請御用金5000両を命じられる<br>※翌年上屋敷火災により免除 | 越中史料3-529p（憲令要略） |
| 弘化3年 | 1846 | | 3/22　上屋敷奥御殿長局より出火、上屋敷御住居向全焼　※加賀藩による消火<br>「今晩八時過下谷茅町稲荷辺出火と近板打候処、無程出雲守様御屋敷内より出火之旨及届、御同所様御広式下部屋より出火、御住所向不残御焼失、御屋敷内御鎮守等は此方様御人数を以消留、御長屋等は相残候由、備後守様には風筋不宜候得共、格別風も無御座ゆゑ御屋敷中御別条無御座旨」（諸事要用雑記）<br>※利友は下屋敷に仮住、利保は3/26に巣鴨屋敷へ引越す．加賀藩より助成を受ける | 加15-823, 840p（諸事要用雑記ほか）家乗594, 608p、仮55 |
| | | 11代・利友 | **10/20　10代利保隠居、11代利友が家督を相続する．**　利保は長門守と改める | 仮51 |
| | | | 12/4　上屋敷が再建される．12/26利友が上屋敷に移徙 | 家乗609p |
| 弘化4年 | 1847 | | 利保、巣鴨に抱屋敷324坪を追加で取得する（計5,224坪） | 府内場末其外往還沿革図書 |
| | | | 4/20　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる（～嘉永元年4/20） | 家乗609p、富山藩諸事日加意 |
| | | | 12/16　利友、従五位下出雲守を叙任する | 家乗609p、仮51 |
| 嘉永元年 | 1848 | | 12/16　利友、従四位下に昇任する | 家乗610p、仮51 |
| 嘉永2年 | 1849 | | 5/28　利保、富山城東出丸に隠居所千歳御殿を造営する | 家乗595p、越中1-1p（口絵説明）、千歳御殿 |
| 嘉永3年 | 1850 | | 2/6　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる | 家乗610p、富山藩諸事日加意 |
| | | | 9/20　11代利友、対馬藩宗義和妹と婚約　※入輿前に利友死去 | 前田33 |
| | | | 9月　休息所が完成する　※上屋敷奥御殿内の藩主利友の休息所を指すヵ | 前田125 |
| 嘉永4年 | 1851 | | 5月　幕府より日光東照宮御手伝普請を命じられる（～12/1）※13,491両の出金 | 家乗611p、富山藩諸事日加意 |
| 嘉永5年 | 1852 | | 2/16　10代利保4女弘子、大聖寺藩前田利義と婚礼<br>※嘉永4年8/19婚約．旧事回顧録では嘉永6年 | 旧事30p、前田33 |
| 嘉永6年 | 1853 | | 6月　利保、富山東田地方村内に薬草園（大小軒）を設け、薬品会を開く | T499.49-2 |
| | | | 11月　江戸屋敷内で発火演習を願い出る | 家乗612p |
| | | | 12/20　11代利友が富山にて死去、20歳．大法寺に葬送 | 前田164、仮51 |
| 嘉永7年 | 1854 | | 正/22　海岸御懸より、人数・大筒5挺を屋敷内に備えるよう命じられる | 前田164 |
| | | 12代 | **2/12　12代利聲が家督を相続する**　※嘉永6年12月養子許可 | 前田28, 164、仮51 |
| | | | 7/28　幕府より方角火消役（大手組）を命じられる | 前田164、富山藩諸事日加意 |

| 和暦 | 西暦 | | 事項 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 安政元年 | 1854 | 12代・利聲 | 12/16　利聲、従五位下主計頭を叙任．12/18従四位下に昇任し、大蔵大輔と称す | 前田28、市川140 |
| 安政2年 | 1855 | | 1/29　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる　（～安政3年4/26） | 市川140、富山藩諸事日加意 |
| | | | 2/2　巣鴨屋敷5,224坪を土佐藩山内容堂へ相対にて譲渡する | 抱屋敷寄帳 |
| | | | 2/29　富山大火により千歳御殿類焼 | 市川140 |
| | | | 10/2　安政江戸地震．上屋敷小屋3ヶ所全壊うち1ヶ所類焼、中屋敷過半壊<br>※利聲らは庭、さらに板塀外の広空地に避難．上屋敷近隣が火災のため、10代利保正室久美子と娘弘子（大聖寺藩前田利義正室）は加賀藩の奥へ避難．近隣町人に玄米129石余りを施す | 市川140, 166、武家方59 |
| 安政3年 | 1856 | | 6/27　加賀藩13代前田斉泰9男利同（のちの13代）江戸加賀藩邸にて誕生 | 仮51 |
| | | | 8/25　大風雨により御殿廻りに被害を受ける | 市川140 |
| | | | 11/16　12代利聲、福山藩阿部正弘娘と婚約　※安政4年11月和談離縁 | 市川140、前田33 |
| 安政4年 | 1857 | | 4/19　利聲が家事不取締を理由に加賀藩13代斉泰により押込処分を受ける | 藤岡屋日記7-515p |
| | | | 4/23　家老富田兵部の切腹一件がおこる | 富山県史422p、藤岡屋日記 |
| 安政5年 | 1858 | | 2/25　飛越大地震がおこる | 前214 |
| 安政6年 | 1859 | | 8/18　10代利保が富山にて死去、60歳．光厳寺に葬送 | 仮51 |
| | | 13代・利同 | **11/22　12代利聲隠居、13代利同が家督を相続する．**　利聲は霽山と改める | 前田33, 134、仮51 |
| | | | 12/22　利聲、下屋敷の普請が完成し移徙 | 町吟味所御触留864p |
| 安政7年 | 1860 | | 2/21　利同、加賀藩上屋敷より富山藩上屋敷に移徙 | 富山藩諸事日加意 |
| | | | 3/8　幕府より水戸藩家来大関和七郎らの預りを命じられる　※4/22預替 | 富山藩諸事日加意 |
| 万延元年 | | | 4/11　江戸城本丸普請上納金3000両を命じられる | 富山藩諸事日加意 |
| | | | 4/22　幕府より所々火消役（浅草御米蔵）を命じられる（～8/7） | 前田111, 134, 225-1 |
| | | | 8/7　幕府より濃州・勢州・尾州東海道筋川々御普請御用金上納を命じられる<br>※文久3年4/25富山大火被害により免除 | 前田134 |
| 文久2年 | 1862 | | 9/26　利同、富山初帰城を願い出るが将軍帰国まで待つよう命じられる | 前田134 |
| 文久3年 | 1863 | | 1/17　幕府より将軍上洛中、一橋御門外三番明地前を警衛するよう命じられる（～5/4） | 前田134、富山藩諸事日加意 |
| | | | 2/12　富山大火（生地屋焼）により城下がほぼ焼失する | 前田134 |
| | | | 5/4　幕府より寛永寺山内警衛を命じられる　※～文久4年正/5 | 前田134、富山藩諸事日加意 |
| 文久4年 | 1864 | | 正/5　幕府より正～3月にかけて京都警衛のため家中をさしだすよう命じられる | 富山藩諸事日加意 |
| | | | 2/15　幕府より京都日之御門、朔平御門の警衛を命じられる | 富山藩諸事日加意 |
| 元治元年 | | | 4月　幕府より寛永寺警衛、浮浪人対策のため一番手人数を宿坊へ差し出すよう命じられる | 上野御山内為御警衛常照院迄出張諸事留、前田134 |
| | | | 6/15　幕府より寛永寺本坊警衛を命じられる | 前田134 |
| | | | 7/1　家中島田勝摩、富山城内にて家老山田嘉膳を殺害する一件がおこる | 越中史料3-684p（前田伯爵家旧記）仮51 |
| | | | 7/12　10代利保11女定子、大聖寺藩前田利鬯と婚約 | 市川223-40 |
| | | | 7/26　幕府より寛永寺山内警衛を命じられる | 前田134 |
| 慶応4年 | 1868 | | 3/20　加賀藩が親征中に京都守護を命じられたので富山藩も加わる | 前229 |
| | | | 4月　加賀藩と共に新政府軍に参加し高田へ出兵 | 越中2-87p（越後出兵消息） |
| | | | 5/15　上野戦争で佐賀藩が上屋敷より大砲2門で攻撃する | 雑種公文 |
| | | | 6/22　富山藩の軍は越後に駐まり、福島村において激戦 | 前123 |
| 明治2年 | 1869 | | 6月　利同、新政府より北越戦争の軍功により、5000石の加増を受ける<br>※6/6従五位淡路守を叙任、6/8従四位侍従に昇任する | 前田28 |
| | | | 6/18　利同、新政府より富山藩知事に任命される | 前田28 |
| | | | 8/16　12代利聲2男利篤、前橋藩知事松平直克の養子となり引越す<br>※8/13養子願許可、17家督相続、25前橋藩知事就任 | 前田28 |
| | | | 10月　新政府より肥前国浦上村他の異宗門徒42人の預りを命じられる | 前田28 |
| 明治3年 | 1870 | | 8月　東京府に対し、湯島両門町12,200坪（旧上屋敷）を官邸、浅草入谷10,350坪（旧下屋敷）を私邸とする旨を届け出る | 前田28 |
| | | | 11/19　新政府（辨官）に対し、私邸荒廃のため当分の間官邸に住居することを許可される．12/4利同東京着 | 前田28 |
| 明治4年 | 1871 | | 正/20　利同、大学南校入学を許可される<br>※明治3年12/15仏学修行のため村上英俊へ入門 | 前田28 |
| | | | 4月　利同、高崎県知事大河内輝聲妹淑子と婚約　※同月家族も全員東京に移住 | 前田28、仮51 |
| | | | **7/14　利同、廃藩により県知事を免じられる** | 前田28 |
| | | | 7/25　県邸（旧上屋敷）が新政府御用地となり引払いを命じられたため、東京府に対し自費で購入した畳建具引渡しを願い出て許可される．その後、明治5年3月に能舞台の私邸への移築を願い出るが不許可 | 前田28 |
| | | | 10月　利同、東京府に対し留学のため大学南校退学を願い出て許可される | 前田28 |
| | | | 11/12　利同、イギリス・フランスへ2年間留学に出る | 前田28 |

備考：各出典末尾記載の数字は、活字本については頁数（末尾にpを付した）、古文書については史料番号、冊番号を示す.

≪活字本・論文≫

浦畑論文：浦畑奈津子「享保年間　富山藩の危機」『富山史壇』162、2010年. 越中：中越史談会編『越中史料』1～2巻、清明堂、1904～8年. 越中史料：『越中史料』1～4巻、富山県、1909年. 江戸幕府日記：藤井譲治監修『江戸幕府日記』姫路酒井家本8巻、ゆまに書房、2003年. 加：日置謙編『加賀藩史料』1～18、清文堂出版、1980年, 家乗：新田二郎編『吉川随筆・前田氏家乗』桂書房、1988年. 寛政譜：堀田正敦編『寛政重修諸家譜』17、続群書類従完成会、1965年. 旧事：山田忠雄校訂『旧事回顧録』1963年. 栗三論文：栗三直隆「富山藩の江戸屋敷」『富山市日本海文化研究所紀要』21、2008年. 千歳御殿：『富山市郷土博物館特別展再現千歳御殿』富山市郷土博物館、2007年. 東邸沿革図譜：『景周先生小著集』石川県図書館協会、1938年. 市史稿市街：『東京市史稿』市街篇7、1930年. 市史稿変災：『東京市史稿』変災篇4、1917年. 政隣記：髙木喜美子校訂編集『津田政隣政隣記』、桂書房、2013年. 頭書：『加賀市史料』6、1986年所収日記頭書. 日記抜書：『加賀市史料』7、1987年所収清水家記録「五世長裕日記抜書」. 藤岡屋日記：鈴木棠三・小池章太郎編『藤岡屋日記』7、三一書房、1990年. 町吟味所御触留：高瀬保編『町吟味所御触留』桂書房、1992年. 三壺聞書：『三壺聞書』復刻、石川県図書館協会、1972年. 吉川：新田二郎編『吉川随筆・前田氏家乗』桂書房、1988年. 由緒書：新田二郎編『富山藩士由緒書』桂書房、1988年.

≪古文書≫

富山県立図書館所蔵

市川（市川文書）：6「御家普略図　全」、7「（富山藩九代藩主利幹・十代利保　略譜）」、55「御広式向袖珍宝　一」、75「鋭姫様御婚礼ニ付下調理書留」、86「龍徳院様御穏居・恭徳院様御家督一件」、103「若殿様御供廻りもの大名小路ニ而争論一件」、140「（御用留）」、223-40「正姫様御儀飛騨守様へ御縁組願出之処和泉守様ヨリ願之通被仰渡候事」

仮（仮整理文書）：51「富山前田御家譜」、55「 従利謙利声迄家譜」

富（富山藩文書）：80「吉野屋慶寿旧記」、95「御改革御仕法手続大略」、119「公義御定目」

前田（前田文書）：5「宝暦一紀事」、14「諸師範宅稽古願・年頭御礼式・諸役者掌程・諸旧記抜粋・旧藩史編輯目途」、28「従戊辰十一月至癸酉五月諸願伺届等調書」、33「御代々御縁組等ノ調書」、68「利次様御代御定書」、80「諸芸雑志」、94「蝦夷地臨時出張調理」、111「御二代正甫公江戸御奉書ヲ以火防御役場被蒙仰之御行列帳等」、123「出張日誌」、125「御広式定書御休息定書」、130「御婚礼御献立并御台所御献立年中行事」、132「御当家記録取交草」、134「安政六年未年十一月御家督ヨリ書上」、150「高田城受取記」、158「聖廟通夜物語」、164「嘉永七甲寅年正月ヨリ御廉々書上」、191「蟹江監物一件」、192「東都用聚記」、214「大地震立山変事録」、232「諸舊記抜粋　上・下之巻」、234「飛州騒動一件御用留」、235「越後高田騒動記」

T092.71-6「越中国富山城絵図」、T499.49-2「富山藩薬品会目録」

金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵

江戸毎日帳早繰：加越能文庫特16.45-51. 御用番方留帳：加越能文庫特16.41-88. 参議公年表：加越能文庫特16.11-75. 富山藩諸事日加意：090-392. 中川長定覚書：加越能文庫特16.40-77. 前田貞一手記：加越能文庫特16.41-120.

その他

上野御山内為御警衛常照院迄出張諸事留：国立国会図書館所蔵、834-25. 江戸幕府日記：国立公文書館所蔵、160-0136, 257-0037. 抱屋敷寄帳：国立国会図書館所蔵 旧幕807-49. 雑種公文：国立公文書館所蔵、雑種公文・戦争届・慶応四年戊辰五月、六月・行政官、本館-2A-031-04・種00227100. 下谷町方書上：国立国会図書館所蔵、旧幕803-1. 萬香園裡花壇綱目：国立国会図書館所蔵、特1-3439. 府内場末其外往還沿革図書：国立国会図書館所蔵、旧幕802-38.